

令和4年 第3回定例会

# 摂津市議会会議録

令和4年9月 5日 開会

令和4年9月28日 閉会

摂 津 市 議 会

## 目 次

令和4年第3回定例会

### ○9月5日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、 出席した議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 議案第43号	1- 3
提案理由の説明（市長）	
日程3 認定第1号～認定第8号、議案第39号～議案第42号、 議案第44号～議案第46号	1- 4
提案理由の説明（総務部長、上下水道部長、保健福祉部長、生活環境部長、 保健福祉部理事、建設部長、市長公室長）	
委員会付託	
日程4 報告第9号	1-23
報告（総務部長）	
日程5 議案第38号	1-24
提案理由の説明（総務部長）	
質疑（弘豊議員）	
採決	
日程6 議案第47号	1-27
提案理由の説明（建設部長）	
採決	
休会の決定	1-28
散会の宣告	1-28

### ○9月22日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、 出席した議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3

日程1 一般質問	
出口こうじ議員	2-3
光好博幸議員	2-10
村上英明議員	2-23
増永和起議員	2-30
松本暁彦議員	2-41
野口博議員	2-49
塚本崇議員	2-57
西谷知美議員	2-65
水谷毅議員	2-71
延会の宣告	2-77

○9月26日(第3日)

出席議員、地方自治法第121条による出席者(説明員)、	
出席した議会事務局職員	3-1
議事日程、本日の会議に付した事件	3-2
開議の宣告	3-3
会議録署名議員の指名	3-3
日程1 一般質問	
香川良平議員	3-3
三好義治議員	3-14
福住礼子議員	3-22
嶋野浩一郎議員	3-30
森西正議員	3-36
藤浦雅彦議員	3-44
弘豊議員	3-54
日程2 議案第39号～議案第42号、議案第44号～議案第46号	3-63
委員長報告(総務建設常任委員長・文教上下水道常任委員長・民生常任委員長・駅前等再開発特別委員長)	
討論(増永和起議員、嶋野浩一郎議員)	
採決	
日程3 議案第48号	3-66
提案理由の説明(総務部長)	
質疑(野口博議員、塚本崇議員、香川良平議員)	
採決	
日程4 議会議案第15号、議会議案第16号	3-71
採決	
散会の宣告	3-71

○9月27日（第4日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	4- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	4- 2
開議の宣告	4- 3
会議録署名議員の指名	4- 3
日程1 議長辞職許可の件	4- 3
採決	
議長辞職の挨拶（南野直司議員）	
日程2 議選第1号	4- 3
選挙	
議長就任の挨拶（福住礼子議長）	
日程3 副議長辞職許可の件	4- 4
採決	
副議長辞職の挨拶（三好俊範議員）	
日程4 議選第2号	4- 5
選挙	
副議長就任の挨拶（光好博幸議員）	
日程5 議案第49号	4- 6
提案理由の説明（市長）	
採決	
延会の宣告	4- 6

○9月28日（第5日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、出席した	
議会事務局職員	5- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	5- 2
開議の宣告	5- 3
会議録署名議員の指名	5- 3
日程1 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	5- 3
選任	
日程2 特別委員会委員選任の件	5- 3
選任	
日程3 議選第3号	5- 3
選挙	
日程4 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	5- 3
閉会中の調査に決定	
閉会の宣告	5- 3

☆添付資料

審議日程	資料－	1
議案付託表	資料－	2
一般質問要旨	資料－	3
選任名簿	資料－	7
議会運営委員会の所管事項に関する調査表	資料－	8
議決結果一覧	資料－	9

# 摂津市議会会議録

令和4年9月5日

(第1日)

令和4年第3回摂津市議会定例会会議録

令和4年9月5日(月曜日)  
午前10時 開 会 場  
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生 活 環 境 部 長	吉田量治	保 健 福 祉 部 長	松方和彦
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 長	小林寿弘	教 育 委 員 会 次 長	大橋 徹之
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	池上 彰	消 防 長	松田俊也
総 務 部 理 事	辰巳裕志	保 健 福 祉 部 理 事	荒井陽子
会 計 管 理 者	柳瀬哲宏		

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋本英樹	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

## 1 議 事 日 程

- |    |       |       |   |
|----|-------|-------|---|
| 1, |       |       | 会期決定の件  |
| 2, | 議 案 第 | 4 3 号 | 公平委員会委員の選任について同意を求める件                                   |
| 3, | 認 定 第 | 1 号   | 令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件                                  |
|    | 認 定 第 | 2 号   | 令和3年度摂津市水道事業会計決算認定の件                                    |
|    | 認 定 第 | 3 号   | 令和3年度摂津市下水道事業会計決算認定の件                                   |
|    | 認 定 第 | 4 号   | 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件                            |
|    | 認 定 第 | 5 号   | 令和3年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件                             |
|    | 認 定 第 | 6 号   | 令和3年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件                     |
|    | 認 定 第 | 7 号   | 令和3年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件                              |
|    | 認 定 第 | 8 号   | 令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件                           |
|    | 議 案 第 | 3 9 号 | 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第5号）                                   |
|    | 議 案 第 | 4 0 号 | 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）                                 |
|    | 議 案 第 | 4 1 号 | 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）                                |
|    | 議 案 第 | 4 2 号 | 令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）                               |
|    | 議 案 第 | 4 4 号 | 摂津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件                  |
|    | 議 案 第 | 4 5 号 | 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件                         |
|    | 議 案 第 | 4 6 号 | 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件 |
| 4, | 報 告 第 | 9 号   | 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件                          |
| 5, | 議 案 第 | 3 8 号 | 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第4号）                                   |
| 6, | 議 案 第 | 4 7 号 | 訴えの提起の件   |

---

### 1 本日の会議に付した事件

日程1から日程6まで

(午前10時 開会)

- 南野直司議長 ただいまから令和4年第3回撰津市議会定例会を開会します。  
会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。  
市長。

(森山市長 登壇)

- 森山市長 皆様、本日、令和4年第3回撰津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとお忙しいところ、ご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件、認定案件といたしまして、令和3年度撰津市一般会計歳入歳出決算認定の件ほか7件、予算案件といたしまして、令和4年度撰津市一般会計補正予算(第4号)ほか4件、人事案件といたしまして、公平委員会委員の選任について同意を求める件、条例案件といたしまして、撰津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件ほか2件、その他の案件といたしまして、訴えの提起の件、合計19件のご審議をお願いいたしますのでございます。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶といたします。

- 南野直司議長 挨拶が終わり、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、出口議員及び三好俊範議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。  
お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月28日までの24日間とすることに異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議案第43号を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

- 森山市長 議案第43号、公平委員会委員の選任について同意を求める件について、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、令和4年11月12日付で藤本恵子氏が任期満了となることから、引き続き藤本恵子氏を撰津市公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、履歴書を議案参考資料の3ページに添付いたしておりますので、併せてご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

- 南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第43号を採決します。

本件について、同意することに異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

日程3、認定第1号など15件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 認定第1号、令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件について、その内容をご説明いたします。

初めに、本市の令和3年度決算の概要について申し上げます。

歳入につきましては、個人市民税や法人市民税の市税収入の減少や、令和2年度実施の特別定額給付金給付事業費補助金等の国庫支出金の減少により、前年度を1.3%下回っております。

歳出につきましては、味舌体育館の建設や阪急京都線連続立体交差推進事業の普通建設事業が増加となったものの、令和2年度実施の特別定額給付金の給付費が減少となったことから、前年度を1.8%下回りました。

新型コロナウイルス感染症の対策に要する緊急的な支出への対応もございましたが、臨時財政対策債の発行等、地方債の活用により、財政調整基金を取り崩しすることなく実質収支の黒字を確保できたものでございます。

財政指標につきましては、経常収支比率が5.2ポイント改善し、90.6%となっております。

それでは、決算概要4ページをご覧ください。

まず、歳入決算につきましては、調定額459億97万8,569円に対し、収入済額は455億2,932万2,484円

で、収入率は99.2%となっております。次に、6ページをご覧ください。

歳出決算につきましては、予算現額492億7,078万843円に対し、支出済額は448億7,779万3,079円で、執行率は91.1%となっております。

形式収支は6億5,152万9,405円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支は5億3,431万3,405円でございます。

次に、11ページをご覧ください。

歳入といたしましては、自主財源が219億779万9,036円で48.1%、依存財源は236億2,152万3,448円で51.9%となっております。

構成比率の上位につきましては、市税が39.7%、国庫支出金が23.6%、府支出金が10%などとなっております。

次に、歳出についてでございますが、15ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費を合計した義務的経費は189億8,727万4,872円で、歳出全体に占める割合は42.3%でございます。

その他、主な項目といたしまして、物件費は68億7,459万1,799円で15.3%、補助費等は54億2,009万7,785円で12.1%、投資的経費の普通建設事業費は56億9,771万1,780円で12.7%などとなっております。

それでは、次に、決算書に従いまして、その主な内容につきましてご説明いたします。

まず、歳入についてでございますが、各歳入金額につきましては収入済額でご説明いたします。

10ページ、款1市税は180億9,5

37万8,296円で、前年度に比べマイナス1.7%、3億1,746万5,063円の減少となっております。

項1市民税は64億4,617万5,238円、項2固定資産税は90億7,832万1,478円、項3軽自動車税は1億4,422万3,394円、項4市たばこ税は7億4,850万1,187円、項5都市計画税は16億7,815万6,999円でございます。

なお、市税の徴収率は98.4%で、前年度に比べ3.1ポイント改善しております。また、不納欠損額につきましては2,231万2,409円となっております。

款2地方譲与税は1億4,788万1,000円で、前年度に比べ1.5%、219万4,000円の増加となっております。

項1地方揮発油譲与税は3,652万円、項2自動車重量譲与税は1億441万8,000円、項3森林環境譲与税は694万3,000円でございます。

款3利子割交付金は1,310万1,000円で、前年度に比べマイナス18.5%、297万8,000円の減少となっております。

款4配当割交付金は1億387万9,000円で、前年度に比べ52.3%、3,569万4,000円の増加となっております。

款5株式等譲渡所得割交付金は1億1,703万6,000円で、前年度に比べ51.4%、3,970万9,000円の増加となっております。

款6法人事業税交付金は3億4,646万2,000円で、前年度に比べ70.2%、1億4,286万7,000円の増加となっております。

款7地方消費税交付金は20億8,79

2万7,000円で、前年度に比べ9.4%、1億8,000万2,000円の増加となっております。

款8ゴルフ場利用税交付金は221万7,316円で、前年度に比べ9.5%、19万2,258円の増加となっております。

款9環境性能割交付金は2,914万8,000円で、前年度に比べ16.0%、402万7,000円の増加となっております。

款10地方特例交付金は2億4,439万2,000円で、前年度に比べ110.3%、1億2,820万4,000円の増加となっております。

項1地方特例交付金は1億2,169万4,000円、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は1億2,269万8,000円でございます。

款11地方交付税は10億8,421万2,000円で、前年度に比べ236.6%、7億6,210万2,000円の増加となっております。

12ページ、款12交通安全対策特別交付金は1,391万4,000円で、前年度に比べマイナス1.3%、18万6,000円の減少となっております。

款13分担金及び負担金は4億8,369万1,919円で、前年度に比べマイナス0.1%、70万7,712円の減少となっております。

款14使用料及び手数料は4億4,110万1,358円で、前年度に比べ3.8%、1,630万1,336円の増加となっております。

項1使用料は3億2,598万98円、項2手数料は1億1,512万1,260円でございます。

款15国庫支出金は107億4,814

万1, 625円で、前年度に比べマイナス35.9%、60億2,676万5,097円の減少となっております。

項1国庫負担金は65億5,463万3,516円、項2国庫補助金は41億3,146万9,814円、項3委託金は6,203万8,295円でございます。

款16府支出金は45億6,943万9,507円で、前年度に比べ28.6%、10億1,660万5,112円の増加となっております。

項1府負担金は20億2,458万4,208円、項2府補助金は4億4,987万9,344円、項3委託金は20億9,497万5,955円でございます。

款17財産収入は3,563万3円で、前年度に比べマイナス4.0%、149万5,196円の減少となっております。

項1財産運用収入は3,312万7,571円、項2財産売払収入は250万2,432円でございます。

款18寄附金は2,083万8,165円で、前年度に比べマイナス24.1%、661万7,191円の減少となっております。

款19繰入金金は15億1,968万542円で、前年度に比べ1,287.2%、14億1,013万1,798円の増加となっております。

項1特別会計繰入金金は8,643万1,571円、項2基金繰入金金は14億3,324万8,971円でございます。

款20諸収入は8億4,426万2,103円で、前年度に比べマイナス13.1%、1億2,729万3,412円の減少となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は2,592万3,160円、項2市預金利子は5,

082円、項3貸付金元利収入は2億7,390万2,712円、項4雑入は5億4,443万1,149円でございます。

14ページ、款21市債は41億1,377万3,000円で、前年度に比べ96.7%、20億2,226万3,000円の増加となっております。

款22繰越金は4億6,721万6,650円で、前年度に比べ29.3%、1億579万1,776円の増加となっております。

次に、歳出についてでございますが、各歳出金額につきましては支出済額でご説明いたします。

18ページ、款1議会費は2億8,544万3,748円で、執行率は98.4%となっております。

款2総務費は98億1,247万340円で、執行率93.5%となっており、その内訳といたしまして、項1総務管理費は73億2,051万747円、項2徴税費は6億484万4,100円、項3戸籍住民基本台帳費は1億7,193万9,656円、項4選挙費は1億256万1,734円、項5統計調査費は1,637万7,814円、項6監査委員費は3,255万5,558円、項7保健体育費は15億6,368万731円でございます。

款3民生費は190億9,099万5,165円で、執行率92.8%となっており、その内訳といたしまして、項1社会福祉費は76億2,159万9,854円、項2児童福祉費は86億1,797万6,547円、項3生活保護費は28億5,141万8,764円でございます。

款4衛生費は40億79万9,058円で、執行率82.2%となっており、その内訳といたしまして、項1保健衛生費は1

7億5,599万1,747円、項2清掃費は22億4,480万7,311円でございます。

款5農林水産業費は9,485万4,207円で、執行率96.4%となっております。

款6商工費は6億2,153万871円で、執行率86.6%となっております。

款7土木費は45億3,207万286円で、執行率86.3%となっており、その内訳といたしまして、項1土木管理費は4億4,440万3,913円、項2道路橋りょう費は6億2,531万9,763円、項3水路費は1億5,941万8,810円、項4都市計画費は32億7,489万6,514円、項5住宅費は2,803万1,286円でございます。

款8消防費は11億3,171万4,670円で、執行率96.6%となっております。

款9教育費は31億7,527万5,423円で、執行率86.9%となっており、その内訳といたしまして、項1教育総務費は7億1,112万6,092円、項2小学校費は10億8,615万4,720円、項3中学校費は3億8,290万8,667円、項4幼稚園費は2億7,128万4,352円、項5社会教育費は5億8,904万4,241円、項6図書館費は1億3,475万7,351円でございます。

20ページ、款10公債費は21億3,263万9,311円で、執行率99.9%となっております。

款11予備費は、当初予算5,000万円のうち、公務災害事案による消防賞じゅつ金や、新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養者支援委託料として、緊急的な支出が必要となった項目などに、合計16件、

2,553万61円充当いたしております。

以上、令和3年度撰津市一般会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、認定第5号、令和3年度撰津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明いたします。

特別会計歳入歳出決算書45ページをご参照いただきますようお願いいたします。

まず、令和3年度決算の概要といたしまして、歳入決算額は13億8,809万7,320円、歳出決算額は2,887万909円で、歳入歳出差引額は13億5,922万6,411円となっております。この剰余金につきましては、全額、令和4年度の同会計の歳入といたすものでございます。

次に、決算の内容につきましてご説明いたします。

52ページをご覧ください。

歳入の款1財産収入、項1財産運用収入6,613万2,000円は、前年度と同額となっております。

款2繰越金、項1繰越金13億2,195万463円は、前年度に比べ2.2%、2,836万8,571円の増加となっております。

款3諸収入、項1預金利子等1万4,857円は、前年度に比べマイナス32.4%、7,107円の減少となっております。

次に、54ページをご覧ください。

歳出の款1繰出金、項1繰出金1,322万6,400円は、前年度と同額となっております。これは味舌上財産区及び鶴野財産区の土地貸付収入の2割相当を一般会計へ繰り出したものでございます。

款2諸支出金、項1地方振興事業費1,564万4,509円は、各財産区への事

業交付金で、前年度に比べマイナス36.3%、891万4,484円の減少となっております。

なお、この内容につきましては、決算概要221ページから227ページに記載いたしております。

以上、令和3年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第39号、令和4年度摂津市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案内容をご説明いたします。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、歳入につきましては、算定結果に基づく普通交付税及び臨時財政対策債のほか、令和3年度一般会計決算に伴う前年度繰越金などを計上いたしております。

歳出につきましては、物価高騰の影響を受けた民間保育所や公共交通機関などに対する支援のための物価高騰対策補助金のほか、千里丘東54号線道路改良事業における土地購入費などを計上いたしております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,658万円を追加し、その総額を463億8,381万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款11地方交付税、項1地方交付税は、6億4,404万1,000円増額いたしております。

款19繰入金、項1特別会計繰入金2,464万5,000円の増額は、介護保険

特別会計の決算に伴う清算によるものでございます。

項2基金繰入金6億3,589万9,000円の減額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。

款21市債、項1市債2億5,052万円の減額は、発行可能額確定に伴い、臨時財政対策債を減額するものでございます。

款22繰越金、項1繰越金は、令和3年度一般会計決算に伴う実質収支額5億3,431万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出についてでございますが、款2総務費、項1総務管理費2億6,715万7,000円の増額は、地方財政法第7条の規定による財政調整基金積立金でございます。

款3民生費、項1社会福祉費1,007万6,000円の増額は、介護保険特別会計繰出金の増加によるものでございます。

項2児童福祉費851万1,000円の増額は、民間保育所等物価高騰対策補助金でございます。

款7土木費、項1土木管理費182万6,000円の増額は、公共交通機関物価高騰対策補助金でございます。

項2道路橋りょう費1,799万円の増額は、千里丘東54号線道路改良事業に係る土地購入費などでございます。

款8消防費、項1消防費1,000万円の増額は、災害対策基金積立金でございます。

款9教育費、項5社会教育費102万円の増額は、学童保育室運営引継業務委託料でございます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、3ページ、第2表債務負担行為

の補正に記載のとおりでございます。

建物等総合管理事業につきまして、令和4年度から令和9年度までの期間、限度額を4億8,342万円とするものでございます。

電気保安業務委託事業につきまして、令和4年度から令和9年度までの期間、限度額を5,118万5,000円とするものでございます。

窓口業務管理事業につきましては、令和4年度から令和9年度までの期間、限度額を3億3,700万円とするものでございます。

学童保育事業につきまして、令和4年度から令和7年度までの期間、限度額を3億7,928万円とするものでございます。

次に、第3条地方債の補正につきましては、4ページから5ページ、第3表地方債の補正に記載のとおりでございます。

変更分といたしまして、臨時財政対策債に係る起債の限度額を変更するものでございます。

以上、議案第39号、令和4年度摂津市一般会計補正予算（第5号）の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 上下水道部長。

（末永上下水道部長 登壇）

○末永上下水道部長 認定第2号、令和3年度摂津市水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の10ページから13ページにかけての令和3年度摂津市水道事業決算報告書につきましては、水道事業会計の予算執行状況を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも消費税及び地方消費税込みの金額で表示しております。

まず、10ページから11ページ、収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益は21億1,480万2,000円で、前年度に比べ1.8%、3,828万5,443円の減少となっております。

第1項営業収益は19億6,355万394円で、前年度に比べ2.3%、4,354万8,714円の増加となっております。これは主に給水収益の増加によるものでございます。

第2項営業外収益は1億5,125万1,606円で、前年度に比べ35.1%、183万4,157円の減少となっております。これは主に他会計負担金の減少によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款水道事業費用は18億6,491万5,911円で、前年度に比べ1.6%、2,875万3,921円の増加となっております。

第1項営業費用は18億2,265万8,839円で、前年度に比べ1.7%、3,126万4,006円の増加となっております。これは主に配水・給水費の増加によるものでございます。

第2項営業外費用は4,225万7,072円で、前年度に比べ5.6%、251万855円の減少となっております。これは主に支払利息及び企業債取扱諸費の減少によるものでございます。

第3項予備費につきましては、予算現額1,000万円のうち820万7,100円を項1営業費用に充当しております。

続きまして、12ページから13ページ、資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入は7億4,583万5,000円で、前年度に比べ8.3%、5,727万円の増加となっております。

第1項企業債は7億2,210万円で、前年度に比べ5.6%、3,850万円の増加となっております。

第2項工事負担金は60万円で、前年度と増減がございませんでした。これは消火栓設置に伴う一般会計からの負担金でございます。

第3項交付金は2,313万5,000円で、前年度と比べ430.0%、1,877万円の増加となっております。これは交付金対象事業の増加によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は16億296万9,960円で、前年度に比べ3.7%、5,731万8,738円の増加となっております。

第1項建設改良費は12億4,066万2,425円で、前年度に比べ2.8%、3,329万9,127円の増加となっております。これは主に施設改修費の増加によるものでございます。

第2項企業債償還金は3億6,191万4,556円で、前年度に比べ7.0%、2,362万6,632円の増加となっております。これは企業債の元金償還金の増加によるものでございます。

第3項交付金返還金は39万2,979円で、前年度に比べ皆増となっております。これは令和2年度交付金に対する返還金でございます。

第4項予備費につきましては、予算現額500万円は充当せず、全額不用額としております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額8億5,713万4,960円は、令和3年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億822万1,872円、減債積立金2億円、建設改良積立金5,00

0万円及び過年度分損益勘定留保資金4億9,891万3,088円により補てんしたものでございます。

また、たな卸資産購入限度額は、予算現額880万円に対し、執行額は498万5,680円で、これに伴う仮払消費税及び地方消費税相当額は45万3,241円となっております。

続きまして、14ページ、令和3年度撰津市水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きの金額となっております。

まず、営業収益17億8,672万3,006円に対し、営業費用は17億2,150万2,221円で、営業利益は6,522万785円となっております。また、営業外収益1億1,908万1,960円に対し、営業外費用は4,401万2,399円で、差引額7,506万9,561円に営業利益を加えた経常利益は1億4,029万346円となっております。なお、令和3年度は、特別利益及び特別損失が発生しなかったため、当年度純利益は経常利益と同額となっております。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金2億9,783万4,826円とその他未処分利益剰余金変動額2億5,000万円を加えた当年度未処分利益剰余金は6億8,812万5,172円となっております。

続きまして、16ページから17ページ、令和3年度撰津市水道事業剰余金計算書につきましては、令和2年度の剰余金処分額及び令和3年度の変動額を内容別に記載しております。令和3年度の変動額といたしましては、減債積立金を2億円、建設改良積立金を5,000万円、合計2億5,000万円を取り崩したものでございます。

令和3年度摂津市水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金6億8,812万5,172円から減債積立金に1億円、建設改良積立金に3,000万円積み立てし、資本金に2億5,000万円を組み入れし、残額3億812万5,172円を繰越利益剰余金として令和4年度に繰り越すものでございます。

18ページから19ページにかけて、令和3年度摂津市水道事業貸借対照表並びに20ページに令和3年度摂津市水道事業キャッシュ・フロー計算書を掲載しておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、認定第2号、令和3年度摂津市水道事業会計決算認定の件についての説明とさせていただきます。

続きまして、認定第3号、令和3年度摂津市下水道事業会計決算認定の件につきまして、決算書に基づき、その内容をご説明申し上げます。

決算書の56ページから59ページにかけての令和3年度摂津市下水道事業決算報告書につきましては、下水道事業会計の予算執行状況を収益的収入及び支出、資本的収入及び支出に分けて記載しており、いずれも消費税及び地方消費税込みの金額で表示しております。

まず、56ページから57ページ、収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款下水道事業収益は36億9,609万6,124円で、前年度に比べ0.9%、3,341万3,754円の減少となっております。

第1項営業収益は26億8,510万2,560円で、前年度に比べ3.3%、9,100万6,325円の減少となっております。これは主に他会計負担金の減少によ

るものでございます。

第2項営業外収益は10億1,099万3,564円で、前年度に比べ6.0%、5,759万2,571円の増加となっております。これは主に雑収益の増加によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款下水道事業費用は34億6,833万6,120円で、前年度に比べ1.7%、6,061万8,128円の減少となっております。

第1項営業費用は30億3,649万9,864円で、前年度に比べ0.7%、2,066万8,706円の増加となっております。これは主に減価償却費の増加によるものでございます。

第2項営業外費用は4億3,183万6,256円で、前年度に比べ15.8%、8,128万6,834円の減少となっております。これは主に支払利息及び企業債取扱諸費の減少によるものでございます。

第3項予備費につきましては、予算現額600万円は充当せず、全額不用額としております。

続きまして、58ページから59ページ、資本的収入及び支出につきましては、収入の第1款資本的収入は28億8,016万4,060円で、前年度に比べ23.3%、8億7,360万5,627円の減少となっております。

第1項企業債は15億5,890万円で、前年度に比べ28.3%、6億1,410万円の減少となっております。これは主に資本費平準化債の減少によるものでございます。

第2項負担金等は891万1,691円で、前年度に比べ93.3%、1億2,352万5,443円の減少となっております。これは工事負担金の減少によるもので

ございます。

第3項国庫補助金は2億6,076万5,000円で、前年度に比べ35.8%、1億4,523万5,000円の減少となっております。これは補助金対象事業の減少によるものでございます。

第4項他会計負担金は5億3,696万1,576円で、前年度に比べ1.0%、529万2,180円の減少となっております。これは企業債償還金に係る一般会計からの負担金の減少によるものでございます。

第5項他会計補助金は5億1,453万193円で、前年度に比べ2.9%、1,454万4,361円の増加となっております。これは企業債償還金の汚水分に係る一般会計からの補助金の増加によるものでございます。

第6項長期貸付金償還金は9万5,600円で、前年度に比べ2.8%、2,635円の増加となっております。これは水洗便所改造資金貸付に係る返還収入の増加によるものでございます。

次に、支出につきましては、第1款資本的支出は42億9,190万9,855円で、前年度に比べ14.7%、7億4,186万9,916円の減少となっております。

第1項建設改良費は8億3,399万501円で、前年度に比べ28.0%、3億2,476万8,207円の減少となっております。これは公共下水道整備費の減少によるものでございます。

第2項企業債償還金は34億5,761万9,354円で、前年度に比べ10.8%、4億1,740万1,709円の減少となっております。これは企業債残高の減少によるものでございます。

第3項長期貸付金は30万円で、前年度から皆増となっております。これは水洗便所改造資金貸付金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額14億1,174万5,795円は、令和3年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額289万1,737円、減債積立金2億円、過年度分損益勘定留保資金1億7,739万873円及び当年度分損益勘定留保資金10億3,146万3,185円により補てんしたものでございます。

続きまして、60ページ、令和3年度摂津市下水道事業損益計算書につきましてご説明申し上げます。

なお、損益計算書は、消費税及び地方消費税抜きの金額となっております。

まず、営業収益25億1,266万9,375円に対し、営業費用は29億6,047万3,132円で、営業損失は4億4,780万3,757円となっております。また、営業外収益10億389万8,542円に対し、営業外費用は3億3,122万6,518円で、差引額6億7,267万2,024円から営業損失を差し引いた経常利益は2億2,486万8,267円となっております。なお、令和3年度は特別利益及び特別損失が発生しなかったため、当年度純利益は経常利益と同額となっております。当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1億4,581万1,147円とその他未処分利益剰余金変動額2億円を加えた当年度未処分利益剰余金は5億7,067万9,414円となっております。

続きまして、62ページから63ページ、令和3年度摂津市下水道事業剰余金計算書につきましては、令和2年度の剰余金処分額及び令和3年度の変動額を内容別に記載

しております。令和3年度の変動額といたしましては、減債積立金に2億円を取り崩したものでございます。

令和3年度摂津市下水道事業剰余金処分計算書につきましては、当年度未処分利益剰余金5億7,067万9,414円から減債積立金に2億2,000万円を積み立てし、資本金に2億円を組み入れし、残額1億5,067万9,414円を繰越利益剰余金として令和4年度に繰り越すものでございます。

64ページから65ページ、令和3年度摂津市下水道事業貸借対照表並びに66ページに令和3年度摂津市下水道事業キャッシュ・フロー計算書を掲載しておりますので、ご参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、認定第3号、令和3年度摂津市下水道事業会計決算認定の件についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第40号、令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、債務負担行為を追加するものでございます。

補正予算書1ページをご覧ください。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、太中浄水場管理運営事業の庁舎設備総合管理業務委託料は、令和4年度から令和9年度までの期間、1,562万円を限度額として、中央送水所管理事業の庁舎設備総合管理業務委託料は、令和4年度から令和9年度までの期間、391万5,000円を

限度額として、それぞれ設定するものでございます。その内容につきましては、2ページの債務負担行為に関する調書に記載しております。

以上、議案第40号、令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第41号、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

今回お願いいたします補正予算の内容につきましては、債務負担行為を追加するものでございます。

補正予算書1ページをご覧ください。

第1条は、総則を定めたものでございます。

第2条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、ランド水路親水施設管理事業の庁舎設備総合管理業務委託料は、令和4年度から令和9年度までの期間、167万円を限度額として設定するものでございます。その内容につきましては、2ページの債務負担行為に関する調書に記載しております。

以上、議案第41号、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）の提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 保健福祉部長。

（松方保健福祉部長 登壇）

○松方保健福祉部長 認定第4号、令和3年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和3年度国民健康保険事業におきましては、国保都道府県化後の4年目に当たり、

事業費納付金や保険給付費等交付金などの財政運営の仕組みの下、大阪府及び府内市町村が連携して、大阪府国民健康保険運営方針に基づき、国保財政健全化に向けた取り組みを行ってまいりました。収支につきましては、前年度に引き続き黒字となっておりますが、保険給付費が増加に転じており、新型コロナウイルス感染症による受診控えの解消傾向が見られた決算となっております。

決算概要206ページをご覧ください。

まず、歳入につきましては、調定額100億149万2,804円に対し、収入済額93億2,315万3,808円で、収入率は93.2%となっております。

主な歳入の構成比率は、府支出金70.9%、国民健康保険料が19.3%となっております。

次に、決算概要208ページをご覧ください。

歳出でございますが、予算現額97億3,667万3,000円に対しまして、執行額93億412万6,058円で、執行率は95.6%となっております。

主な歳出の構成比率は、保険給付費が69.1%、国民健康保険事業費納付金が28.0%、保健事業費が0.7%となっております。

この結果、決算書35ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、令和3年度国民健康保険特別会計の収支は、歳入歳出差引1,902万7,750円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をさせてい

たきます。

12ページ、款1国民健康保険料は17億9,959万8,146円で、前年度に比べ3.4%、6,398万3,985円の減額となっております。

款2使用料及び手数料は34万6,645円で、前年度に比べ13.4%、5万3,751円の減額となっております。

款3府支出金は66億1,243万6,824円で、前年度に比べ1.4%、9,148万8,425円の増額となっております。

款4繰入金は8億427万9,446円で、前年度に比べ1.4%、1,111万6,286円の減額となっております。

繰入金は、全て一般会計繰入金でございます。

款5諸収入は1,152万3,296円で、前年度に比べ51.4%、1,218万6,950円の減額となっております。

項1雑入は705万861円で、前年度に比べ66.0%、1,366万6,296円の減額となっております。

項2延滞金、加算金及び過料は447万2,435円で、前年度に比べ49.4%、147万9,346円の増額となっております。

款6財産収入は2万7,404円で、前年度に比べ527.5%、2万3,037円の増額となっております。

款7繰越金は6,293万4,047円で、前年度に比べ263.1%、4,560万1,551円の増額となっております。

款8国庫支出金は3,200万8,000円で、前年度に比べ43.4%、2,453円2,000円の減額となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳

出金額につきましては支出済額で説明をさせていただきます。

14ページ、款1総務費は1億4,236万7,447円で、前年度に比べ8.4%、1,307万6,483円の減額となっております。

項1総務管理費は1億3,153万1,895円で、前年度に比べ8.9%、1,285万4,855円の減額となっております。

項2徴収費は1,062万7,832円で、前年度に比べ0.6%、6万8,388円の減額となっております。

項3運営協議会費は20万7,720円で、前年度に比べ42.5%、15万3,240円の減額となっております。

款2保険給付費は64億3,154万3,136円で、前年度に比べ1.5%、9,445万5,367円の増額となっております。

項1療養諸費は55億5,539万4,481円で、前年度に比べ1.8%、9,869万4,678円の増額となっております。

項2高額療養費は8億3,094万8,559円で、前年度に比べ0.9%、767万2,004円の減額となっております。

項3移送費は執行いたしておりません。

項4出産育児諸費は2,596万1,366円で、前年度に比べ9.8%、231万4,147円の増額となっております。

項5葬祭諸費は650万円で、前年度に比べ14.0%、80万円の増額となっております。

項6精神・結核医療給付費は1,273万8,730円で、前年度に比べ2.6%、31万8,546円の増額となっております。

款3国民健康保険事業費納付金は26億412万2,386円で、前年度に比べ1.8%、4,711万8,222円の減額となっております。

項1医療給付費分は18億4,927万3,778円で、前年度に比べ1.2%、2,187万6,546円の減額となっております。

項2後期高齢者支援金等分は5億4,934万3,886円で、前年度に比べ1.1%、584万4,307円の減額となっております。

項3介護納付金分は2億550万4,722円で、前年度に比べ8.6%、1,939万7,369円の減額となっております。

款4共同事業拠出金は99円で、前年度に比べ86.3%、621円の減額となっております。

款5保健事業費は6,665万4,399円で、前年度に比べ5.2%、329万7,102円の増額となっております。

項1特定健康診査等事業費は4,042万1,336円で、前年度に比べ1.3%、52万2,146円の増額となっております。

項2保健事業費は2,623万3,063円で、前年度に比べ11.8%、277万4,956円の増額となっております。

款6諸支出金は1,515万9,140円で、前年度に比べ32.7%、373万6,607円の増額となっております。

款7基金積立金は4,427万9,451円で、前年度に比べ169.6%、2,785万2,588円の増額となっております。

以上、認定第4号、令和3年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

の内容説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計決算書119ページ、認定第8号、令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要につきましてご説明させていただきます。

決算概要262ページ、上段の表をご覧ください。

まず、歳入につきましては、調定額13億2,303万1,649円に対し、収入済額は13億929万9,666円で、収入率は99.0%となっております。

主な歳入の構成比は、後期高齢者医療保険料78.0%、繰入金18.0%となっております。

次に、下段の表をご覧ください。

歳出でございますが、予算現額12億6,274万2,000円に対しまして、執行額は12億5,258万4,751円で、執行率は99.2%となっております。

この結果、決算書137ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、令和3年度の後期高齢者医療特別会計の収支は、歳入歳出差引5,671万4,915円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別のその主な内容につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をさせていただきます。

126ページ、款1後期高齢者医療保険料は10億2,101万8,903円で、前年度に比べ1.1%、1,080万4,308円の増額となっております。

款2使用料及び手数料は3万8,850

円で、前年度に比べ12.4%、5,500円の減額となっております。

款3繰入金は2億3,542万1,784円で、前年度に比べ1.7%、402万7,107円の増額となっております。

款4諸収入は2万3,600円で、前年度に比べ79.5%、9万1,700円の減額となっております。

款5繰越金は5,279万6,529円で、前年度に比べ13.6%、631万6,633円の増額となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額で説明をさせていただきます。

128ページ、款1総務費は592万4,493円で、前年度に比べ6.0%、37万5,293円の減額となっております。

項1総務管理費は484万5,519円で、前年度に比べ8.3%、43万6,154円の減額となっております。

項2徴収費は107万8,974円で、前年度に比べ6.0%、6万861円の増額となっております。

款2後期高齢者医療広域連合納付金は12億4,526万6,899円で、前年度に比べ1.4%、1,744万8,644円の増額となっております。

款3諸支出金は139万3,359円で、前年度に比べ3.2%、4万5,889円の減額となっております。

款4予備費につきましては全額不用額といたしております。

以上、認定第8号、令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 認定第6号、令和3年

度撰津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件についてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

令和4年3月末現在、加入事業所は26事業所、被共済者数は126名でございます。また、令和3年度中の退職者は27名、その退職給付金額は453万4,671円でございます。

予算額は1,269万8,000円で、決算額は、歳入については、調定額、収入済額とも825万5,896円で、歳出については、支出済額825万5,896円で、対予算額比65.0%の執行率となっております。

この結果、79ページの実質収支に関する調書に記載のとおり、歳入総額、歳出総額いずれも825万5,896円でございます。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別にその主な内容につきましてご説明いたします。

決算書68ページの歳入でございますが、収入済額につきまして、款1共済掛金は、被共済者1名につき月額2,000円の掛金を納付していただくもので、令和3年度中の掛金総額は延べ1,574人分の314万8,000円でございます。

款2繰入金は、退職給付金の支給の際に積立金を取り崩し、歳入として受け入れるものが主で、令和3年度中の総額は510万3,671円でございます。

款3諸収入は、積立金等の預金利子で、令和3年度中の収入は4,225円でございます。

続きまして、70ページの歳出でございますが、支出済額につきまして、款1共済

総務費は、運営委員会の委員報酬で、1万8,000円でございます。

款2共済金は、退職給付金の支払いに453万4,671円、還付金として7万円、積立金等に363万3,225円、合計823万7,896円の支出となったものでございます。

款3予備費は、令和3年度中に支出はございませんでした。

以上、認定第6号、令和3年度撰津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 認定第7号、令和3年度撰津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件につきまして、その内容をご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明させていただきます。

決算概要は240ページをご覧ください。

まず、歳入につきましては、調定額72億3,429万5,911円に対し、収入済額71億5,938万3,188円で、収入率は99.0%となっております。

歳入の主な構成比率は、支払基金交付金24.7%、国庫支出金21.1%、介護保険料21.1%、繰入金17.2%、府支出金14.1%、繰越金1.8%となっております。

次に、決算概要242ページをご覧ください。

歳出でございますが、予算現額72億9,343万9,000円に対し、執行額70億2,099万4,973円で、執行率は96.3%となっております。

歳出の主な構成比率は、保険給付費89.

2%、地域支援事業費5.3%、総務費3.1%、諸支出金1.4%、基金積立金1.1%となっております。

この結果、決算書115ページ、実質収支に関する調書に記載のとおり、令和3年度の介護保険特別会計の決算額は、歳入歳出差引1億3,838万8,215円の黒字となりました。

それでは、決算書に従いまして、歳入歳出の各款別の主な内容につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、各歳入金額につきましては収入済額で説明をさせていただきます。

90ページ、款1保険料は15億1,268万1,715円で、前年度に比べ8.3%、1億1,575万2,636円の増額となっております。

款2使用料及び手数料は19万8,450円で、前年度に比べ25.1%、6万6,450円の減額となっております。

款3国庫支出金は15億970万6,519円で、前年度に比べ3.5%、5,056万4,197円の増額となっております。

項1国庫負担金は12億1,631万6,355円で、前年度に比べ11.7%、1億2,784万577円の増額となっております。

項2国庫補助金は2億9,339万164円で、前年度に比べ20.8%、7,727万6,380円の減額となっております。

款4支払基金交付金は17億6,593万8,000円で、前年度に比べ5.3%、8,943万300円の増額となっております。

款5府支出金は10億780万9,73

5円で、前年度に比べ10.3%、9,432万5,254円の増額となっております。

項1府負担金は8億9,951万433円で、前年度に比べ5.0%、4,277万3,569円の増額となっております。

項2府補助金は1億829万9,302円で、前年度に比べ90.8%、5,155万1,685円の増額となっております。

款6繰入金は12億3,421万7,000円で、前年度に比べ1.0%、1,251万3,000円の減額となっております。

項1一般会計繰入金は11億3,421万7,000円で、前年度に比べ0.1%、167万1,000円の増額となっております。

項2基金繰入金は1億円で、前年度に比べ12.4%、1,418万4,000円の減額となっております。

款7諸収入は70万5,758円で、前年度に比べ72.5%、185万7,006円の減額となっております。

項1延滞金、加算金及び過料は18万2,500円で、前年度に比べ61.5%、6万9,500円の増額となっております。

項2雑入は52万3,258円で、前年度に比べ78.6%、192万6,506円の減額となっております。

款8財産収入は5万2,144円で、前年度に比べ45.8%、4万4,083円の減額となっております。

款9繰越金は1億2,807万3,867円で、前年度に比べ80.6%、5,714万4,211円の増額となっております。

続きまして、歳出でございますが、各歳出金額につきましては支出済額でご説明さ

せていただきます。

92ページ、款1総務費は2億1,595万2,945円で、前年度に比べ34.5%、5,533万8,782円の増額となっております。

項1総務管理費は1億5,364万3,200円で、前年度に比べ50.4%、5,149万651円の増額となっております。

項2徴収費は373万450円で、前年度に比べ0.3%、9,507円の増額となっております。

項3介護認定審査会費は5,857万9,295円で、前年度に比べ7.0%、383万8,624円の増額となっております。

款2保険給付費は62億5,995万7,135円で、前年度に比べ5.4%、3億2,303万5,847円の増額となっております。

項1介護サービス等諸費は56億7,570万9,233円で、前年度に比べ6.4%、3億3,975万4,707円の増額となっております。

項2介護予防サービス等諸費は2億2,645万6,235円で、前年度に比べ5.2%、1,124万5,326円の増額となっております。

項3その他諸費は549万4,415円で、前年度に比べ6.4%、33万2,514円の増額となっております。

項4高額介護サービス等費は1億6,990万1,068円で、前年度に比べ2.1%、342万1,392円の増額となっております。

項5高額医療合算介護サービス等費は2,341万1,450円で、前年度に比べ6.6%、145万8,376円の増額となっております。

項6特定入所者介護サービス等費は1億

5,898万4,734円で、前年度に比べ17.3%、3,317万6,468円の減額となっております。

款3地域支援事業費は3億6,892万6,194円で、前年度に比べ6.1%、2,112万1,062円の増額となっております。

項1介護予防・生活支援サービス事業費は2億2,264万761円で、前年度に比べ4.2%、899万2,464円の増額となっております。

項2一般介護予防事業費は1,195万4,271円で、前年度に比べ3.9%、48万7,285円の減額となっております。

項3包括的支援事業・任意事業費は1億3,433万1,162円で、前年度に比べ10.4%、1,261万5,883円の増額となっております。

款4基金積立金は8,050万144円で、前年度に比べ11.2%、1,017万4,776円の減額となっております。

款5諸支出金は9,565万8,555円で、前年度に比べ6.7%、689万9,204円の減額となっております。

項1償還金及び還付加算金は2,245万3,384円で、前年度に比べ50.3%、750万9,618円の増額となっております。

項2繰出金は7,320万5,171円で、前年度に比べ16.4%、1,440万8,822円の減額となっております。

以上、令和3年度摂津市介護保険特別会計決算内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第42号、令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容につきましては、令和3年度決算に伴う精算でございます。

それでは、予算書の1ページをご覧くださいと存じます。

第1条で、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,925万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を74億8,298万8,000円とするものでございます。

なお、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項2国庫補助金26万5,000円は、令和3年度の地域支援事業費の精算に伴う追加交付金でございます。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金35万8,000円は、令和3年度の地域支援事業費の精算に伴う追加交付金でございます。

款5府支出金、項2府補助金16万5,000円は、令和3年度の地域支援事業費の精算に伴う追加交付金でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金1,007万6,000円は、令和3年度の低所得者保険料軽減繰入金や地域支援事業費の精算に伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

款9繰越金、項1繰越金1億3,838万8,000円は、令和3年度決算の歳入歳出差引額を令和4年度に繰り越して計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、款4基金積立金、項1基金積立金2,879万円は、令和3年度決算に伴う剰余金の一部を介護保険給付費準備基金に積み立てるもので

ございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金9,581万7,000円は、令和3年度決算の精算に伴う国庫府費等への返還金でございます。

項2繰出金2,464万5,000円は、令和3年度決算の精算に伴う一般会計への返還金でございます。

以上、令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 議案第44号、摂津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

議案参考資料(条例関係)1ページの摂津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則(案)も併せてご参照賜りますようお願いいたします。

本条例は、千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の用途に関する制限を定めるものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明いたします。

第1条は、目的、第2条は、用語の意義、第3条は、適用区域、第4条は、地区の区分及び名称について、第5条は、建築物の用途の制限について、第6条は、公益上必要な建築物の特例について、第7条は、適用除外、第8条は、必要な事項の委任について、第9条は、罰則について定めております。

なお、附則といたしまして、施行期日を規則の定める日から施行するとしております。

以上、議案第44号の提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 議案第45号、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に当たって、育児休業の取得回数制限の緩和等に関し、必要な措置を講ずるため、本条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、議案参考資料(条例関係)3ページから10ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

第2条第4号は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までにその任期が満了しないこと、また、子が1歳6か月に達する日までに引き続いて採用されないことが明らかでないことの二つの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の誕生日から起算して8週間と6か月を経過する日までにその任期が満了しないこと、子の誕生日から起算して8週間と6か月を経過する日までに引き続いて採用されないことが明らかでないことと緩和するもの、及び、任期が更新される場合などに育児休業の取得要件を確認しない規定を整備するものでございます。

第2条の3第3号は、非常勤職員の育児

休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日とする要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものでございます。

第2条の4は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件について、第2条の3第3号と同様に、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものでございます。

改正前の条例第3条第5項につきましては、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度の取得に係る規定を削除するものでございます。

第3条第7号は、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものでございます。

第3条の2は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、規定位置を移動するものでございます。

第11条第6号は、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に改正するものでございます。

続きまして、附則についてでございますが、第1項は、本条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

第2項は、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の摂津市職員の育児休業等に関する条例第3条第5号及び第11条第6号の規定の適用については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第45号、摂津市職員の育児

休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第46号、摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

このたびの一部改正につきましては、本市では、これまでも一定の要件を満たす非常勤職員を常勤職員とみなして適用しておりましたが、常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が18日以上とされていることについて、国家公務員においては令和4年10月1日から要件を緩和することとされたため、地方公務員においても今後同様の措置を講じることが適当と考えられることから、本条例について所要の改正を行うものでございます。

本改正条例は、大きく二つの条文から成っており、条文に沿ってご説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）11ページから15ページも併せてご覧いただきますようお願いいたします。

それでは、条文についてご説明申し上げます。

第1条は、摂津市職員の退職手当に関する条例の一部改正となっており、第2条第2項は、勤務日数が18日という規定について、1か月間の日数が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数とするものでございます。

第10条第2項は、第2条第2項における読み替え規定の適用及び文言の整備を行うものでございます。

第2条は、摂津市企業職員の給与の種類

及び基準に関する条例の一部改正となっており、第15条第2項及び第16条第2項は、文言の整備を行うものでございます。

第20条第2項は、勤務日数が18日という規定について、1か月間の日数が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数とするものでございます。

続きまして、附則についてでございますが、第1項は、本条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

第2項は、改正後の摂津市職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用するものであり、同日前の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例によるものでございます。

以上、議案第46号、摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件の提案内容の説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本15件のうち、認定第1号の駅前等再開発特別委員会の所管分及び議案第44号については、同特別委員会に付託することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会及び議会運営委

員会に付託します。

お諮りします。

認定第1号から認定第8号の8件については、閉会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、報告第9号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 報告第9号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件につきまして、その内容をご説明いたします。

なお、各指標の算定方法等につきましては、議案参考資料の1ページから2ページと令和3年度決算概要の38ページから39ページをご参照いただきますようお願いいたします。

それでは、初めに、1、健全化判断比率の実質赤字比率につきましては、実質赤字額がないためバー表記といたしております。その内容につきましては、一般会計の実質収支が5億3,431万3,000円の黒字、パートタイマー等退職金共済特別会計の実質収支がゼロ円で、合計5億3,431万3,000円の黒字となり、実質赤字額はございませんでした。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が12.44%で、財政再生基準が20.0%となっております。

次に、連結実質赤字比率につきましても、連結実質赤字額がないためバー表記といたしております。その内容といたしまして、水道事業会計の資金剰余额が32億3,109万3,000円、下水道事業会計の資金剰余额が6億7,928万7,000円、

国民健康保険特別会計の実質収支が1,902万8,000円の黒字、介護保険特別会計の実質収支が1億3,838万8,000円の黒字、後期高齢者医療特別会計の実質収支が5,671万5,000円の黒字で、先の一般会計の実質収支5億3,431万3,000円を加えますと、46億5,882万4,000円の黒字となり、連結実質赤字額はございませんでした。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が17.44%、財政再生基準が30.0%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、前年度に比べ0.6ポイント改善し、マイナス1.3%となっております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が25.0%、財政再生基準は35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、将来負担額がないためバー表記といたしております。なお、本市に適用されます基準は、早期健全化基準が350.0%となっております。

次に、2資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がないためバー表記といたしております。その内容は、水道事業会計では、流動負債3億5,806万2,000円に対し、流動資産35億8,915万5,000円で、32億3,109万3,000円の資金剰余となっております。下水道事業会計では、流動負債6億8,188万7,000円に対し、流動資産13億6,117万4,000円で、6億7,928万7,000円の資金剰余となっており、そのため、資金不足比率の算定結果はそれぞれバー表記といたしております。なお、水道事業会計、下水道事業会計ともに、本市に適

用されます基準は、経営健全化基準が20.0%となっております。

令和3年度決算に基づき算出したしました各比率は、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準未満となりました。

以上、報告第9号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時46分 休憩)

(午後1時 再開)

○南野直司議長 再開します。

日程5、議案第38号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 それでは、議案第38号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第4号)につきまして、提案内容をご説明いたします。

本件につきましては、新型コロナウイルス感染症対策関係経費として、継続的な対応が必要となる事業の予算を計上するものでございます。その内容につきましては、新型コロナウイルス感染症陽性者の自宅療養の支援に係る委託経費でございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,785万円を追加し、その総額を460億6,723万1,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、

2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款19繰入金、項2基金繰入金9,785万円の増額は、今回の補正財源を調整するための財政調整基金繰入金でございます。

次に、歳出についてでございますが、款8消防費、項1消防費9,785万円の増額は、自宅療養者支援委託料でございます。

以上、議案第38号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第4号)の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。弘議員。

○弘豊議員 説明がありました議案第38号について質疑させていただきます。

今回のこの補正予算は、自宅療養者支援パックの事業を今年から開始して、昨年から継続してこの事業が必要じゃないかと求めてきて、始まったわけです。とりわけ摂津市内の感染状況の推移と併せて、この4月からの支援パックの利用状況はどのようになっていたのか教えていただきたいと思っております。今回は追加の補正予算が組まれているわけですが、補正1号9,785万円の積算根拠についても教えていただきたいと思っております。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部理事。

○辰巳総務部理事 お答えをいたします。

まず、療養者の陽性者の数は、摂津市内における新規陽性者数で申し上げます。4月が1,081人、5月が698人、6月が336人と減少傾向にありましたが、7月に入りまして3,558人、8月になりまして5,504人となっております。それに対しまして、自宅療養者への支援パック数でございます。まず4月が485件、

5月が282件、6月が184件、7月が1,714件、8月が3,050件という状況でございます。

この支援パックの補正予算の考え方としては、現状、8月いっぱいまでは高い数値で推移をしながら、9月から徐々に減少傾向に入って、低い数値の中で年度末まで推移をするということで補正予算を組ませていただいております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 数字で示されましたように、今年度に入ってから、とりわけこの7月、8月、第7波の影響で爆発的に感染者数がふえている状況になっています。新型コロナウイルス感染症オミクロン株の特徴で、政府も、重症化しにくい中で、この間、なかなか有効な手だてが打てず、どんどんとふえ続けてしまっていると私どもは受け止めています。ただ、本当に重症化しにくいのかといえば、やっぱりそうではなくて、このオミクロン変異株の中でもBA.5とかになってくると、やっぱり重症化も多くの方がされていますし、亡くなられている方も多くおられると思っています。これまでずっとトータルでいったら、大阪府だけでも6,000人という死者数がある中で、摂津市の中で何人かというのはすぐに数としては出てこないと思うんですけども、おおよそ大阪府の100分の1とか、目安としてはそんなことになっているかと思っています。

そんな中では、本当に新型コロナウイルス感染症を封じ込めていくために、いろいろとやっぱり事業に取り組んでいく必要もあります。この自宅療養者支援も、医療機関での療養、また宿泊療養施設での療養にならない方たちに、自宅であっても安心していけるように、そういう一助として取り

組まれていると思っています。

そんな中で、やっぱり大事な事業ということで継続して進めていってほしいと思っています。この間、利用された方の声も幾つか私どもの耳にも入ってきています。少し紹介しますと、内容について、子どもさんがいる世帯も高齢者の世帯も内容が同じでは、やっぱりニーズにそぐわないという声、とりわけ幼児、赤ちゃんがいるおうちなんかでは、おむつやお尻拭きのシートも必要です。それはなかなか一律の支援パックには入れることはできないですね。やっぱり買い出しに行かないといけない状況があるということも聞きました。高齢の方の中では、割とお菓子がたくさん入っているけれども、そういったものはあまり必要ないんだという方もおられました。そういった中身についても、もし可能であるならば、ニーズによって選べるものがあったらいいのかもと思っています。

それと、従来、高齢の方、また基礎疾患のある方だったら、すぐにでも入院が当然と思っているんです。なかなかこの第7波の影響の中では、この8月、そうならない、高齢であるけれども自宅療養を余儀なくされる方がいらっしゃいました。インターネットとかホームページをふだんから目にしている人だったら情報がすぐに入るんですけども、そういうのもなくて、完治してから、そういうのがあったことに後から気がついた方もいらっしゃいました。そういう意味では、この制度の周知についても、年度当初にはもちろん広報なりで行っていても、改めて必要なんじゃないかと思っています。

2回目の質疑の中では、改めて、自宅療養の方たちが使える支援の制度は、この支援パックも含めて、大阪府や、また民間の

事業も含めてあるかと思うんです。そういうものの周知について、現状をお聞かせいただけたらと思います。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 各種制度につきましては、大阪府の制度等につきましても、摂津市の支援につきましても、保健所のホームページ等で自宅療養の方には周知できる取り扱いはしていただいております。取りまとめて本市でやっている現状ではございません。本市の分だけを広報させていただいている状況でございます。

今後につきまして、まだ周知できていないとお伝えいただいておりますので、その辺りの周知方法については検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 高齢者の方への周知ということで、65歳以上の方につきましては保健所から療養についての連絡が入ります。そのときに、自宅療養の支援でありますとか、そういうサービスのご案内でありますとか、あと入院のことなど、状況に合わせてお話を伺って、その後、療養場所が決められることになっております。むしろ高齢者の方については保健所から制度の周知があることになっております。

以上です。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 この間の7月、8月、本当に急激に広がった中で、保健所も本当に手いっぱいなのか、なかなか連絡がつかない状況も多くて、高齢者の方にも電話での連絡なりがあったりとか、後からパルスオキシメーターとかが届きますよという連絡はあったけれども、実際には幾ら待っても届かなかったとか、そういう事例もお聞きしたりしています。本当に医療も保健所体制

も逼迫する中でご苦労されていることがよく分かる事例かと思っているんです。そんな中で、今回、摂津市独自の支援パック事業については、事業が始まる当初も、保健所からの周知はなかなか難しいんだということで、市で広報に出したりホームページに載せますよと説明があったかと思うんです。やっぱり市民に対していろんなお知らせ、こういうことが使えるよとか、そういう情報を市が積極的に伝えていくことが本当に今の時点で大事かと思っています。そういった点では、大阪府がこんなことをしている、また、民間でこんな取り組みをしているボランティア団体があるとか、そんなのも含めて、やっぱりそれを取りまとめてお知らせしていくことが大事かと思っています。

それと、もう1点、2回目の質疑の中でも言いましたように、なかなか支援パックだけではニーズに沿うものが手に入らなくて、どうしても無症状の方たちが、陽性ではあるけれども、外に買い物に行ってしまうこともあったと聞いています。でも、本来的には、やっぱり新型コロナウイルス感染症蔓延を防止していく、これ以上拡散させないことからしたら、そうならないための措置が必要なわけです。そういうことを考えると、買い物代行支援とか、他市で取り組んでいるところもあると聞いていますし、市内でも事業所として取り組んでいる団体があると聞いています。そういったのを市としてもやっぱり事業化していくことが大事だと思うんです。新型コロナウイルス感染症が去年、おととしと比べても数的にはふえているわけで、重症化しにくいとか言っているけれども、その保証もどんどん変異株とかも出てきている中では、しっかりとその辺に取り組んでいただきた

いと思っております。以前から繰り返し要望していることでもありますので、改めてこの点についてご検討いただけるようお願いして終わっておきたいと思っております。

○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第38号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程6、議案第47号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 議案第47号、訴えの提起の件につきまして、提案内容をご説明申し上げます。

本件は、不法占用物の除却及び原状回復について、大阪地方裁判所に訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提訴の相手方は、議案書に記載しておりますとおりでございます。

提訴の趣旨は、議案書に記載しております2点でございます。

1点目は、相手方は、駐車場整備のため、自社の所有地のみならず、隣接する市の管理する水路敷を取り込み、不法に占用した上、許可なく駐車場を経営していることから、即時水路敷を原状回復するよう求めるものでございます。

2点目は、訴訟費用は、相手方の負担とする旨の判決を求めるものでございます。

続きまして、提訴の理由でございます。

相手方は、以前より、当該市管理水路敷を自社の所有地と主張し続け、不法に占有していたことから、これまでも市から相手方には協議の中で主張を正すよう再三説明を重ねてまいりましたが、聞き入れられませんでした。

令和2年5月、水路に隣接する相手側の所有地において駐車場整備が行われた際に、本市職員より市管理水路敷まで越境することがないよう現地で説明していたにもかかわらず、水路敷を取り込んで駐車場整備が行われました。相手方は、駐車場整備後も、市管理水路敷は自社の所有地であると主張し、現在まで駐車場を経営し続けております。

本行為については到底受け入れられるものではないため、本市より令和4年6月21日に市管理水路敷の不法占用物の除却及び原状回復を求める文書を送付しましたが、回答がありませんでした。さらに、同年7月7日には、本市顧問弁護士による文書送付に対しても、相手方はこれまでと同じ主張を行い、原状回復に応じないため、訴えを提起するものでございます。

続きまして、訴訟遂行の方針でございますが、弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行してまいります。訴訟において請求が容認されないときは、上訴するものとしております。また、相手方から本市の請求

に応じる旨の申し入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとしております。

以上、議案第47号、訴えの提起の件につきましての提案説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第47号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

9月6日から9月21日まで休会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで散会します。

(午後1時20分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長

南野直司

摂津市議会議員

出口こうじ

摂津市議会議員

三好俊範

# 摂津市議会継続会会議録

令和4年9月22日

(第2日)

# 令和4年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和4年9月22日(木曜日)  
午前10時 開議場  
摂津市議会

## 1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

## 1 欠席議員 (0名)

## 1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生 活 環 境 部 長	吉田量治	保 健 福 祉 部 長	松方和彦
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 長	小林寿弘	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	大橋 徹之
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	池上 彰	消 防 長	松田俊也
総 務 部 理 事	辰巳裕志	保 健 福 祉 部 理 事	荒井陽子

## 1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋本英樹	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

# 1 議 事 日 程

1,

## 一般質問

出 口	こうじ	議員
光 好	博 幸	議員
村 上	英 明	議員
増 永	和 起	議員
松 本	暁 彦	議員
野 口	博	議員
塚 本	崇	議員
西 谷	知 美	議員
水 谷	毅	議員

---

## 1 本日の会議に付した事件

日程 1

(午前10時 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、香川議員及び松本議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

出口議員。

(出口こうじ議員 登壇)

○出口こうじ議員 おはようございます。

それでは、一般質問をさせていただきます。

1番、水道事業について。

(1) 2018年12月に改正水道法が成立しました。そして、2019年10月の消費税が8%から10%に引き上げられたと同時に施行されました。既に民営化されておりました電気とガスと同様に水道民営化が始まりました。本市でも水道事業の健全な経営・運営のため、さらなる官民連携を推進していくことが大切だと考えます。本市において今後予定されている取り組み内容や現時点での進捗状況についてお聞かせください。

続きまして、(2) コンセッション方式を行う予定について。

官民連携といえば、業務委託のほかに、自治体などが公共施設を所有したまま運営権を民間事業者へ与えるコンセッション方式なども考えられます。本市では、このコンセッション方式についてどのようにお考えか、お聞かせください。

続きまして、2番、ふるさと納税について。

今月9月1日よりふるさと納税の返礼品の提供がようやくスタートいたしました。かねてより議員の皆様が、この本会議において、たくさんの質問や要望をされてこら

れました。返礼品の提供をもう開始されておられます。どのような種類の返礼品がどれだけ集まっているのか、また、摂津優品(せつつすぐれもん)は含まれているのか、そして、寄附金額も併せて、現状についてお聞かせください。

続きまして、摂津市セッピィプラチナプレミアム商品券について。

この商品券は、プレミアム率150%と、すごくプレミアム率が高く、市民の皆様の関心度、注目度も高いです。8月22日から購入申請が開始され、早い方はもう既に代金の払い込みも完了されたとお聞きします。本事業は順調に進んでおるのか、現時点での進捗状況をお聞かせください。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。上下水道部長。

(末永上下水道部長 登壇)

○末永上下水道部長 官民連携の今後の予定と現時点での進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

水道事業の健全な経営のため、これまでも、様々な業務におきまして、民間活力を活用し、官民連携を中心としたアウトソーシングを実施してまいりました。

現在、水道事業におきまして新たに推進してまいります官民連携といたしましては、水道料金徴収業務等の委託がございませぬ。開閉栓業務と検針業務を、現在はそれぞれを別々の事業者へ委託しておりますが、料金関係の窓口業務及び料金関係徴収業務を新たに追加して委託するとともに、宿日直業務とも併せて包括的に1者に委託することで、業務の合理化、効率化を図っていく予定でございます。

なお、現時点における進捗状況でございますが、委託事業者の選定を公募型プロポ

ーザル方式にて行うため、現在、プロポーザルに参加いただく事業者の募集に取り組んでいるところでございます。

続きまして、コンセッション方式についてのご質問にお答えいたします。

公共サービス分野におきましては、法整備がなされて、まださほど年数が経過しておらず、導入事例もまだ決して多いとは言えません。官民連携の手法としては様々なものがあると思います。水道事業や下水道事業において既にコンセッション方式を導入している先進事例もございます。今後、様々な視点から官民連携の手法について検討を重ねるとともに、先進事例の取り組み状況についても注視してまいります。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 ふるさと納税に関するご質問にお答えいたします。

地場産業の活性化とシティプロモーション戦略の二つの課題に効果的に取り組むことを目的に、本年9月1日からふるさと納税の返礼品事業を開始しており、9月21日時点で57品目の返礼品を認定し、うち42品目については既にホームページ上で掲載しております。

次に、42品目の返礼品の種類です。食品関係が15品目、家電製品が5品目、雑貨や日用品が15品目、体験等のチケットが7品目となっております、これらの中に摂津優品(せつつすぐれもん)は14品目ございます。

なお、寄附金額は、一番低いもので5,000円、一番高いもので75万円となっております。

また、ふるさと納税の状況でございますが、まだ返礼品制度を導入していない本年5月に2件、2万円の寄附をいただいております。

ります。

また、返礼品制度を導入した9月1日以降につきましては、12件、37万8,000円でございます。

これまで返礼品の準備に取り組んできた感触といたしましては、摂津市商工会の皆様方にご理解とご支援を賜るとともに、多くの市内の事業者にも本事業の目的に賛同いただいた結果、着実に返礼品数を伸ばせたと感じているところでございます。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 摂津市セッピープラチナプレミアム商品券の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

摂津市セッピープラチナプレミアム商品券は、1世帯当たり最大2万円分の商品券を8,000円で購入でき、350を超える店舗で使用できる大変お得で使いやすい商品券であり、より多くの世帯で購入いただきたいと考えております。

購入申請書を兼ねた商品券のご案内を4万2,435世帯に送付し、8月22日から購入申請を受け付けており、現時点で約半数を超える世帯から購入申請がございました。

商品券を使用できる店舗は随時受け付けているため、ホームページで公開するとともに、商品券に店舗一覧を同封してお届けする予定でしたが、商品券のご案内を送付した時期から問い合わせが多数ございましたので、市役所をはじめ、コミュニティプラザ、別府コミュニティセンター、公民館、市民図書館、正雀市民ルーム等に店舗一覧を配架いたしました。

9月9日からは、順次、コンビニエンスストアで払い込みいただく払込票をお送りしており、入金確認後、9月16日から順

次、ゆうパックで商品券をお送りしております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

開閉栓業務と検針業務を既に事業者に委託し、これから水道料金徴収業務を委託されるということです。官民連携のさらなる推進による料金徴収業務の委託によって、今後見込まれる経費の節減効果について、どのようにお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 今後見込まれる経費の節減効果についてのご質問にお答えいたします。

新たに業務委託の範囲を拡大し、包括的に委託することで、現在の委託業務がさらに安価に契約することが期待できることと併せまして、現行の職員体制も見直していくことで、人件費に係る支出抑制効果も見込んでおるところでございます。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 続きまして、コンセッション方式について。

水道だけではなく、様々な分野で導入されているそうです。具体的に導入事例や運営事例など、どのようなものがあるかをお聞かせください。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 コンセッション方式の導入事例につきましてのご質問にお答えいたします。

コンセッション方式において運営を行うことができる公共インフラは、公共施設などの管理者などが所有権を有する公共施設などのうち、利用料金を徴収するものに限られます。具体例を申し上げますと、有料道路、鉄道、空港、各種公共施設などがございます。とりわけ、最もコンセッション

方式の導入が進んでいるのは空港であると聞いております。

また、上下水道事業におきましては、宮城県にて、上水道、工業用水道、下水道を一体にて事業開始されている例もございます。

近隣の事業者の大阪市におきましては、老朽化した水道管の更新を行っていく目的に特化したコンセッション方式を目指しておりましたが、公募に応じた企業グループが採算に合わないことを理由に辞退された例もございます。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 最近、大阪市でも難しかったという報道がなされていまして。

本市におけるコンセッション方式における自治体側のメリット、デメリットについて、どのように認識しておられますか。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 コンセッション方式のメリット、デメリットについてのご質問にお答えします。

まず、メリットについては、運営権を持つ事業者のノウハウの導入によりまして経営状況の改善が期待できること、そして、運営権設定の対価を自治体が事業者から得ることができることなどがございます。

一方、デメリットとして、運営する事業者の経営状況の悪化により公共施設などの運営が破綻する場合があります。また、事業者において利益が最重視された結果として、水質の低下を招くことや、災害時の対応が不十分となる可能性があることなどがあってはならないかと考えております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

要望となります。やはりこれから水道が

抱える課題としましては、人口減少による水道料金収入の減少問題があると思います。これも本市だけではなく、どこの自治体でも抱えている問題だと思います。やはり水道料金は、施設費や、そしてダム、浄水施設、水道管等の設置、維持費などの設備費、そして、運営費、受水費などのコストを給水人口で割って計算しますので、やはり人口が減れば住民負担は確実に増加いたします。

そして、老朽化した水道管問題です。多くの水道管が法定耐用年数を超えつつあり、さらに、地下に埋め込まれているので、更新が非常に難しくなっておるのも理解しております。

そして、技能職の職員がやはり減っているので、技術の継承が難しいといった現状もあると思います。

コンセッション方式は、国内だけではなく海外でも導入されております。フランス、イギリス、アメリカなど、多くの国と地域で民営化がされてきましたが、失敗に終わった例も多く、料金は高くなる、そして水質も悪化するなど、訴訟問題にまで発展した地域もあるそうです。何と民営化後にまた公営に戻ったのが32か国、267の地域に上るそうです。

先ほどのご答弁でもありましたように、お隣の大阪市でも水道管更新をコンセッション方式にて目指しましたが、やはり頓挫されたということでした。様々なやり方がある中で、本市のニーズに合った方式を取り入れていただき、やはり毎日飲む水道水ですから、安全・安心を第一に運営していただき、これからも引き続き各所にアンテナを張って水道事業に役立ててください。

以上です。

2番目の質問です。

ふるさと納税に関する返礼品のご説明ありがとうございます。生まれた故郷や応援したい自治体に寄附ができるのが、ふるさと納税です。納税サイトはさとふるとのことですが、ほかにも、楽天とかふるなび、ANAとかauなどの多くのサイトがある中、この事業者の選定はどのような過程を経て判断されたのか、お聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 事業者の選定についてお答えいたします。

本市の認知度を高めるとともに、より多くの寄附を募るためには、利用者が多いふるさと納税サイトを活用することが重要であると考えております。また、委託する事業者の業務体制、業務範囲等も事業者により異なりますので、本市の組織体制や業務フロー等も踏まえ、事業者を選定する必要があります。

今回業務委託したさとふるでございますが、500万人以上もの登録会員を抱えており、国内でも有数のサイトでございます。また、業務体制等につきましては、寄附受付から配送までを一括して運営し、返礼品の協力事業者が個人情報を取り扱わずに発送まで行えるなど、非常に安全性も高く、事業の運営費におきましても、サイトの掲載利用料や業務委託料をまとめて行え、他の事業者と比べて費用対効果が高いことなどを評価し、同事業者に決定した次第でございます。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

本市のふるさと納税に関する返礼品の状況や納税サイトについては理解いたしました。次々と返礼品がふえていっております。ふるさと納税の返礼品提供の準備に取

り組んでいただいておりますが、現時点での感触はどのように感じておられますか。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 先ほどの答弁とちょっと重複になるんですけども、これまで返礼品の準備に取り組んできた感触でございます。やはり先ほど申しましたように、摂津市商工会の皆様方に大変ご理解とご支援を賜っております。それによりまして、多くの市内の事業者の方々に本事業の目的に賛同いただいた結果、着実に返礼品がふえているということでございます。今後ともご協力願ひまして、返礼品をもっとふやしていきたいと考えております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

あと、販売方法は、対面で販売するのではなく郵送にて販売しております。これらの販売方法は初めてだと思うんですけど、手続はスムーズにできておりますか。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 今のところスムーズに手続は行えておる状況でございます。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

返礼品不要でふるさと納税をしていた方もおられ、本当にありがたいことです。摂津市を応援してくださる方がたくさんいらっしゃいます。引き続き、商工会などと連携を取っていただけて盛り上げていってください。

次の質問です。摂津市内に住んでいる方がふるさと納税をしても返礼品をもらえない現状があると思うんです。市民の方が間違っって申し込みをしないような対策はどのように考えていますか。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問にお答えいたしま

す。

ふるさと納税サイトであるさとふるで寄附の手続を進められますと、摂津市からのお知らせの項目で、お礼品は当自治体以外にお住まいの方のみへのお届けとなり、当自治体にお住まいの方はお礼品を受け取ることができない旨の注意書きが表示されます。また、入力情報の確認段階まで進みますと、寄附者が市内住所の場合は、摂津市ではお礼品の送付を摂津市外在住の方に限らせていただいております。お礼品発送が行われませんと改めて注意書きが表示される仕組みとなっております。

それでも誤って申し込みをされた場合には、さとふるから寄附者に対して返礼品の対象とならない旨の連絡が入り、意向をご確認した上で手続が進められるため、十分な対策が取られていると認識いたしております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

実際、私もスマートフォンでサイトに入って注文画面まで進めていったところ、確かに注意書きの画面が出ました。二重のチェックがなされているのを見て安心しました。

これからは、要望ですけれども、本市におけるふるさと納税の返礼品の運用は今月からスタートを切ったばかりです。本市のふるさと納税の返礼品を知ってもらうためには、やはり魅力ある品々の充実が重要であると考えます。そのためには、市内はもとより、摂津市商工会ともさらなる連携を取っていただき、魅力のある返礼品の増加・充実に努めていただき、地場産業の活性化とシティプロモーション戦略の二つの課題に対処していただきたいと思ひます。

とりわけ、本市のすぐれた商品等を認定

している摂津優品（せつつすぐれもん）の認定品についても、一層返礼品として取り入れていただき、摂津優品（せつつすぐれもん）の情報発信や知名度向上にもつなげていってください。

また、事業者も全国各地にPRできるわけですから、新たな販売網の拡大にもなりますし、手数料や送料等がサイト負担になって不要になっておりますので、事業者側もメリットは大きいと考えます。もちろん、事業者の選定とか返礼品の選定要件は様々ございます。事業者やその品目をさらにふやしていただけるよう取り組みもお願いいたします。

昨年から本市のイメージがあまりよくない事件、ミスが起きています中、本市のよいアピールにつなげていただき、ほかの自治体よりも遅れてのスタートになりましたが、後発組のメリットを生かしていただき、本市でスタートを切ったこのふるさと納税が成功になるようお願いいたします。

そして、ふるさと納税の利用について、機会は少ないと思いますが、市外でのイベント等でも積極的に周知に努めていただきたいと思います。摂津市役所に勤めている職員は摂津市外に住んでいる方もたくさんいらっしゃると思いますので、一度の周知だけでなく、折を見て改めて周知していただければと思います。12月はボーナス月なので、摂津市外に住んでいる職員は、ぜひ摂津市にふるさと納税をしていただきたいと思います。

以上です。

続きまして、3番目の質問です。商品券です。

摂津市の全世帯に送付していただいて、約半分ぐらいの申請があるということです。今回の事業では、商品券を対面販売す

るのでなく、郵送での手続となっております。購入手続は問題なくスムーズにできたのか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 今回の商品券の販売は、コロナ禍における密を回避することや、お支払いをコンビニエンスストアで行えるよう利便性に配慮し、郵送での販売手続といたしました。商品券の案内を送付した当初は、購入申請の方法についての問い合わせが多くありましたが、申請件数を見ましても、順調に手続いただいていると考えております。大阪府では、7月27日から医療非常事態宣言が発出されていたこともあり、適切な方法で販売できていると考えております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 これは1冊5,000円となっております。全店共通券がそのうち4,000円分、そして、中小規模店限定券が1,000円分となっております。この割合は、どのようなお考えの下、決定したのか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 全店共通券と中小規模店限定券の割合につきましては、どこの店舗でも使用できる使い勝手と市内中小規模店舗の振興とのバランスを考えました。これまでの商品券事業の実績から、使用店舗の制限がなければ、大半は大規模店舗で使用されます。特に、今回は予算規模も大きいため、市内中小規模店の支援に2割をお使いいただきたいと思います、設定いたしました。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 確かに摂津市内は中小規模店がたくさんあると思います。具体的にこの限定券を使用できるお店などはどのよ

うな店舗で、現時点でどれぐらいの数があるかをお聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 中小規模限定券を使用できる店舗は、市内にある面積が200平米以下の店舗で、セッピスクラッチの対象店舗と同一としております。

店舗数は、現時点で355店舗のうち94店舗が大規模店、261店舗が中小規模店となっております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 この質問を作成させていただいた時点では255店舗でした。現在は261店舗にふえているということで、すごいいいことです。200平米以下というと、約60坪以下ぐらいの店です。やはりこの新型コロナウイルス感染症でダメージをたくさん受けているお店もたくさんあると思いますので、この限定券は中小規模店にとっては本当にありがたいことだと思います。

続きまして、次の質問です。プレミアム商品券の案内の件です。購入申請書に切り取り線が入っていなかったという不備があったと思います。その不備に対してどのような対応やどのようなフォローをされたか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 商品券の案内におきまして、購入申請書の返信用のはがき部分に切り取り用のミシン目が入っておらず、はがきで購入申請をされる皆様にご迷惑をおかけいたしました。

対応としましては、特設ホームページ上ではがき大に切り取っていただくようお願いするとともに、同様のことを記載したチラシを9月1日から全戸配布いたしました。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 事務局などの運営を任せている業務委託で、購入申請書のはがきにミシン目が入っていなかったのは、受託業者のミスであると思われます。業務委託をされていて、ミスに対して、業務委託料の減額など、補てんなどはされたのでしょうか。お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 市で原稿確認を行った購入申請書には切り取り線の表示が入っていましたが、実際に市民の方に送付されたものにはミシン目加工がされておりませんでした。ミシン目の加工工賃は約14万円で、同額の委託料の減額を委託業者と合意しております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 約14万円ということは、1枚約3円程度のものだと思います。その後、はがきをはさみでお切りくださいとのメッセージとともに、大規模店舗を抜粋したチラシを配布されたと思います。それに要した費用はどのようになりましたか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 大規模店を抜粋したチラシの配布に要した費用に関しましては、業者の負担により実施いたしました。全戸配布したチラシにつきましては、委託業者がポスティング業者と契約し、その委託業者の費用負担により行っております。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 本市の負担でなく業者負担と聞いて安心しました。

たまたま今回、業者側のミスで、この事業をさらに宣伝することができたこととなります。やはり業者選定やしっかりとした打ち合わせなど、これからミスが起きない

対応もぜひお願いいたします。

次の質問をさせていただきます。

昨年度、高槻市で実施されましたスクラム高槻「地元のお店応援券」第2弾は、本市の事業と同じプレミアム率150%です。販売冊数の割合が8割程度だと聞きました。ほかの市の事例を見ても、一定数は未購入の商品券が売れ残ることが想像されます。この売れ残った残数の取り扱いをどうお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 現時点では、11月中旬頃に、購入申請世帯数や各世帯の購入冊数、商品券の残数などの状況を把握し、12月初旬に、未購入者に対し再度案内を行いながら、再販について検討を行う予定でございます。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

現時点では商品券の売れ残りの再販売や再送付を判断できないことは理解できます。もし再販売される際には、子育て世帯や大家族世帯などへの配慮も検討していただくことも非常に大切だと考えますが、いかがでしょうか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 本事業につきましては、スピード感を重視して取り組んできました関係上、世帯の人員数にかかわらず、1世帯当たり4冊まで購入できることといたしました。今後、再販売等を行うのであれば、ご指摘の点もあわせて検討してまいりたいと思います。

○南野直司議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

一人世帯と大家族、多人数世帯とでは、やっぱり不公平感が拭えないと思うんで

す。なかなかその線引きが難しいと思うんです。今回の事業はスピード感を持ってされているということなので、やはりそういった多人数世帯、子育て世帯にまた再販売をしていただければ、非常に市民の方も助かると思います。そして、市民の皆様や地域のお店がさらに活性化するためにも、知恵を絞っていただいて次へと役立てていってください。ぜひ前向きに検討していただき、再販売を強く望んでいます。

私もおととい、商品券の払い込み用紙が家に届きました。きのう、コンビニで支払いをしました。この支払い方法も、次回、ペイジーとか、手数料がかかるのかもしれないですけど、もうちょっと違うやり方も取り入れていただいて次に役立ててください。

以上、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○南野直司議長 出口議員の質問が終わりました。

次に、光好議員。

(光好博幸議員 登壇)

○光好博幸議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目の高齢者の見守りについて。

本市の後期高齢者率は、本年8月末現在で11.8%となっています。高齢者の見守りについては、様々な事業が展開されていますが、まずは現在の取り組み状況をお聞かせください。

二つ目の交通利便性向上について。

まちづくりを進める上で、交通利便性の向上は重要な位置付けであり、様々な選択肢を持つことが必要です。

本市では、この4月よりシェアサイクルの実証実験がスタートしましたが、その狙いや導入目的をお聞かせください。

三つ目の災害対策の充実・強化について。

今年の夏も至るところで集中豪雨などによる甚大な被害が発生しました。他人事ではなく、本市も災害に備えなければなりません。

本年度は、地域防災計画を全面的に改訂する計画ですが、進捗状況をお聞かせください。

四つ目の鳥飼地域のまちづくりについて。

本件は毎回取り上げております。河川防災ステーションととりかいこども園が高台まちづくりの一環として先行して進められております。まずは進捗状況をお聞かせください。

以上、4点です。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 高齢者の見守りに係る現在の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本市における主な取り組みとしましては、おおむね65歳以上のひとり暮らしで重篤な疾病等を抱える方を対象とした緊急通報装置設置事業や、週1回、乳酸菌飲料のお届けを通じて安否確認を行う愛の一声訪問事業のほか、食事づくりが困難で栄養状態に問題がある高齢者や障害者にバランスの取れた食事を配達し、安否確認を行う配食サービス事業などがございます。

これらに加え、昨年度から、家族介護支援事業において、認知症状のある方の見守り支援として、家族に居場所を知らせるひとり歩き見守り支援シールの交付に取り組んでいるところでございます。

今後、後期高齢者や単身世帯高齢者の増

加が予想される中、高齢者が安心して暮らしていくことができる環境づくりを進めていくには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用し、支援を必要とする方をしっかりと見守っていく必要がございます。ひとり暮らし登録及び高齢者のみ世帯登録者に見守り訪問を行うライフサポーター事業や、75歳到達者訪問等により、高齢者の実態把握に努め、適宜見直しも行いながら、見守り体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 シェアサイクルの狙いと導入目的についてのご質問にお答えいたします。

本市では、令和2年3月に策定した摂津市自転車活用推進計画で、自転車を利用しやすいまち、自転車事故のないまちを目標としており、シェアサイクル事業の取り組みは、本計画の施策の一つとなっております。

シェアサイクルは、数台の電動自転車を配置したポートを市内に複数設置し、どのポートでも自転車の貸し出し、返却が可能な、短時間、短距離の移動を目的とした新しい都市交通システムであり、まちの活性化や健康増進などの効果が期待されております。

シェアサイクルの有効性及び課題を明らかにすることを目的に、近隣の豊中市や吹田市で既に事業を進めているオープンストリート株式会社と令和4年2月25日に締結した摂津市シェアサイクル実証実験に関する基本協定に基づき、この4月1日より実証実験を行っております。

○南野直司議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 地域防災計画改訂の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

現行の摂津市地域防災計画は、令和2年3月に改訂いたしました。同時期に安威川の洪水浸水想定区域図が更新されたことから、安威川、淀川が想定最大規模の降雨で氾濫した場合の最大浸水深や浸水継続時間を考慮した避難所、緊急避難場所の設定がされておらず、現在、住民の皆様をお願いしております浸水しない地域への広域避難なども記載されておられません。

本年3月に国土交通省に登録されました鳥飼地区河川防災ステーションの整備に関すること、これを契機とした高台まちづくりの考え方、防災サポーターの活動についても、今般の地域防災計画の改訂に合わせて記載していかなければならないと考えております。

現在の改訂作業の進捗状況につきましては、現時点で、令和2年に策定した計画内容の点検、見直しを庁内各課をお願いしているところであり、この結果を取りまとめ、今年度中には改訂版を防災会議でお諮りした後、パブリックコメントを行い、改訂作業を完了させたいと考えております。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 河川防災ステーション及びとりかいこども園の高台まちづくりの進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

河川防災ステーション及びとりかいこども園は、ともに本年7月に策定された鳥飼まちづくりランドデザインで示している水害時に住民の皆様の安全・安心を確保するための高台まちづくりの一環として位置付け、整備していくことを予定しております。

す。

現在、そのランドデザインを知っていただき、住民の皆様と協働してまちづくりを進めていきたいという考えを共有する住民説明会を、これまで3回開催させていただきました。今後とも、このような住民説明会を継続し、市として水害時の住民の安全・安心を確保する高台まちづくりの重要性、それに先駆けて整備を開始する河川防災ステーション及びとりかいこども園を高台化する意味をご理解いただくとともに、鳥飼地域が人口減少、少子高齢化が進行する中であっても、地域活力を再興できるよう、住民と協働でまちづくりに取り組んでいく環境を整えていきたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 それでは、これより一問一答方式で行います。

一つ目の高齢者の見守りについてです。現在の取り組み状況をお聞かせいただきました。

今後、後期高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が予想される中、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるには、多くの課題を乗り越えていく必要があります。財源やマンパワーともに限りがある中で、本市として課題にどう対応していくのか、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 社会的に孤立するリスクが高く、見守りが必要とされる高齢者単独世帯は年々増加しており、2047年には1万世帯を超える見通しとなっております。見守りを必要とされる方が増加する一方、支援の担い手不足が懸念されており、今後一層地域住民や民間事業者との連携が重要になってまいります。

このような中、本市におきましては、8月に高齢者の安否確認、認知症の方の早期発見や保護等、見守り活動の一環となる移動販売を民間事業者により開始されております。今後も引き続き、地域で活動する多様な主体が見守り活動の一翼を担っていただける体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ご答弁の移動販売は、高齢者の買い物支援や見守り強化策として期待するところです。

ひとり暮らし高齢者の見守りについては、緊急通報装置も展開されていますが、本年度末をもって契約期間が終了となります。これまでの振り返りと今後の取り組みについてお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 緊急通報装置の令和3年度末のサービス利用者数は109人で、1年間の緊急通報件数が234件、出動員対応件数が57件、救急搬送件数が25件となっており、高齢者の在宅生活の安全・安心確保に重要な取り組みであると認識しております。

また、全ての利用者に、月に1回程度、電話による安否確認や生活状況の聞き取りを行っており、利用者からは、気兼ねなく相談ができ、安心できるとのお声をいただいております。

一方、窓口対応や訪問対応時において、詐欺被害防止等を理由に固定電話を解約する、携帯電話のみを利用するといった方もふえてきている状況でございます。緊急通報装置は、令和4年度末で契約期間終了を迎えますことから、このような状況も踏まえながら、固定電話をお持ちでない方にも対応できる手法等について検討していると

ころでございます。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 現在の利用要件は、重篤な疾患を持つおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、固定電話の保有が必須条件となっています。より幅広く利用できるサービスへと展開すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 高齢者単独世帯や高齢夫婦のみの世帯など、地域や別居の家族から目が届きにくい高齢者の増加により、高齢者世帯の安全の確保が求められていると認識しております。

緊急通報装置は、事故や病気を早期に察知し、高齢者が安全に安心して在宅生活を継続する大きな役割となりますことから、ニーズを踏まえながら、高齢者施策を総合的に検討する中で、対象者条件の見直しや効果的な手法について検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ぜひ検討いただければと思います。

お隣の大阪市では、65歳以上でひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯、あるいは1日のうち8時間程度一人になる方のいずれかの要件を満たす方を対象に、緊急通報システム事業を展開しております。高齢者がより安心して暮らせるよう、この機会にスキームを見直し、幅広いサービスの展開を要望いたします。

また、私は、住民同士が地域ぐるみで見守りに取り組み、温かな気づきを地域の中で広げること、高齢者が安心して生活できる環境をつくることが重要と考えております。ぜひ地域と協働し、高齢者の見守り体制を強化いただきますよう、併せて要望

といたします。

続きまして、二つ目の交通利便性向上についてに移ります。

シェアサイクルの導入目的をお聞かせいただきました。既に5か月が過ぎましたが、シェアサイクルに対する市民の反応と、どのような利用実績となっているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 シェアサイクルの市民の反応と利用実績についてお答えいたします。

シェアサイクルに関する市民からの反応につきましては、実証実験を開始いたしました4月1日以降に、高齢者の方から、利用したいがアプリの登録方法が分からないというお問い合わせを多数いただき、高齢者の方もシェアサイクルに対する関心が高いと感じたところです。また、ポートをふやしてほしいという声も多くいただいており、4月以降、新たに大阪経済大学摂津キャンパス、味舌体育館、味生体育館の3か所に新たにポートを設置しました。

シェアサイクルの利用実績につきましては、スマートフォンアプリを介して行われることから、回数はもとより、利用区間や時間帯などがデジタルデータで管理されており、事業者であるオープンストリートから毎月報告書が提出されます。

利用実績につきましては、4月スタート時の1か月の利用回数は延べ558回でしたが、5月は585回、6月は581回、7月は747回と順調に推移しております。

利用の多いポートとしましては、モノレール南摂津駅が最も多く、ほかにも阪急摂津市駅、モノレール摂津駅、阪急正雀駅と、駅利用者による利用が多い結果が出ています。

また、モノレール南摂津駅からの利用者では、駅からさくら公園を往復する利用者が多くありました。利用者の時間帯を分析すると、朝夕での利用が多いことから、さくら公園周辺の事業所等への通勤時に利用しているのではないかと推測されます。

また、モノレール南摂津駅から鳥飼地域への利用者も多いことから、今後、どこにシェアサイクルポートを置くことが地域の利便性向上に寄与するのかなどの分析を行い、設置場所等を検討してまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 高齢者の関心も高く、また、モノレール南摂津駅での利用が最も多いとのことでした。特に公共交通網の弱い安威川以南地域にとっては、移動の補完的な役割はもとより、地域の活性化などにもますます期待できるものと考えます。シェアサイクルの今後の展望についてお聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 シェアサイクルの今後の展望についてお答えいたします。

摂津市域における今後の地域公共交通や交通利便性を考える上で、自転車などの短距離型の移動、また、AIや新技術を活用した移動手段は有効と考えており、このシェアサイクルも新たな移動手段の一つとして注目しております。

そのため、実証実験開始前に本市とシェアサイクルシステム会社であるオープンストリート株式会社、大阪工業大学との3者で産官学連携協定を締結し、その有効性及び課題の検証を行っております。

シェアサイクルの移動状況としましては、鉄道駅相互間における移動が多いことや、吹田市方面への移動が多いことなどが特徴でした。また、一時駐輪している箇所

や時間などを分析することで、利用者がどのような目的でどのようなところにシェアサイクルで移動しているのかが推測されることから、これらのデータを活用しながら、新たにポートを設置する箇所などを選定していきたいと考えております。

なお、モノレール南摂津駅からは、守口市、門真市への移動も多いことから、事業者としては、今後、守口市、門真市へのポート設置も進めていくと聞いております。今後とも、シェアサイクルの有効性を分析するとともに、市民の移動の利便性向上に努めてまいります。

- 南野直司議長 光好議員。
- 光好博幸議員 ぜひ利用者のニーズを把握し、展開いただければと考えます。

駅は結節点の一つであり、各交通機関との乗り換え機能を充実させる必要があります。特に駅前駐車場は、まちと車の重要な結節点と考えられ、コロナ禍において車での移動もふえていると感じます。

まちのにぎわいを支え、人の活動を促すような駐車場の在り方や移動手段の多様性が求められていると考えますが、見解をお聞かせください。

- 南野直司議長 建設部長。
- 武井建設部長 交通結節点である駅は、バスや電車、タクシー、自動車、自転車など、様々な交通手段の接続が行われる乗り換え拠点であることから、駅を利用する方のために、自転車であれば駐輪場、車であれば駐車場、バスであればロータリーなどが整備されているところです。

人々の移動や活動のニーズに変化が出ており、駅への移動については、新型コロナウイルス感染症流行前と比べ、駅前駐車場の利用率は上がっており、マイカーによる駅利用もふえているところで、今後もこの

流れは変わらないと予測しております。駅前駐車場については、移動手段の選択肢の一つとして、今後も利便性向上を図る必要があると考えております。

交通手段は、利用者の特性や輸送密度に応じて、鉄道、バス、タクシー、デマンド交通、マイカー、シェアサイクル、自転車等に区分され、鉄道やバスは不特定の利用者を大量に輸送するといった特徴があり、乗り合いタクシーやデマンド交通などは利用者の移動事情に応じた輸送で、マイカーや自転車のような個別輸送も存在します。

駅は、まちづくりの重要な要素であることから、今後も、駅への移動の選択肢の多様化や新たな移動手段の導入、利便性向上など、本市の特徴に応じ、多様な交通手段を取り入れるなど、利用される市民の方々の利便性向上を図ってまいります。

- 南野直司議長 光好議員。
- 光好博幸議員 交通結節点となる駅において、車と公共交通を使い分けられる環境を整備することが重要と考えます。利用しやすい駐車場を目指すべきですが、駅前の市営駐車場の支払いは現金と回数券のみであり、不便であるとの話をよく耳にします。クレジットカードや電子マネー、せめてプリペイドカードなどで利便性を向上するよう要望いたします。

コロナ禍において、移動の価値観が変化し、多様性が求められる中、公共交通の目指すべき姿も変わってくるものと考えますが、公共交通のあり方検討会の進捗状況をお聞かせください。

- 南野直司議長 建設部長。
- 武井建設部長 公共交通あり方検討会の進捗状況についてお答えいたします。

本市においても、人口減少、少子高齢化が進行しており、高齢者の買い物、通院等

の足の確保が課題となっており、公共交通を、路線バス、コミュニティバスだけでなく、市民の利用ニーズや価値観に応じた多様な交通サービスで実現していく必要があると考えております。

そのため、本市における公共交通の維持・確保及び市民の移動利便性の向上を図るとともに、今後の道路及び市内の公共交通の在り方について総合的な検討を行うことを目的に、公共交通あり方検討会を今年度4月に設置いたしました。

これまでの進捗といたしましては、市の職員メンバーでの勉強会を2回、学識経験者からご意見をいただいた検討会を2回実施しており、現状の把握と分析、また、本市を取り巻く将来の交通環境を想定し、道路及び公共交通の将来像の設定と取り組みの方向性を検討しているところです。

今後、検討会は年度内に4回を予定しており、将来交通の方向性と地域公共交通に求められる役割を踏まえた地域にとって望ましい公共交通の姿について、引き続き検討を進めてまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 検討会は、単なる移動の利便性向上が目的ではなく、地域の活性化やまちづくりの観点、あるいは、車や自転車を利用しづらい高齢者から若者に至るまで様々な視点で検討する必要があると考えます。改めて、検討会のメンバー構成とアウトプットをどうイメージしているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 検討会のメンバー構成と、どのようなアウトプットをイメージしているのかとのお質問にお答えいたします。

公共交通は、まちづくりの重要な要素で、交通分野の課題解決にとどまらず、ま

ちづくり、健康、福祉、教育などの様々な分野での大きな効果をもたらすものであることから、道路交通課が事務局となり、建設部各課、政策推進課鳥飼地区まちづくり担当及び高齢介護課、障害福祉課、教育委員会などの市の関係各課が参加しております。学識経験者として、大阪大学大学院交通・地域計画学教授の土井先生、青木先生にもアドバイザーとしてご参画いただき、検討を進めております。

あり方検討会のアウトプットにつきましては、将来の見通しの想定と、将来を見据えた目指す交通の在り方を設定し、サービスレベルの設定を行うなど、今後の道路及び市内公共交通の在り方の方向性を示すことができると考えております。

その後は、市民の方々と意見交換を行った後に、市民や関係機関の方々が参画する協議会において、摂津市の公共交通はどうあるべきなのか、また、どうしていくべきなのかをさらに議論していただき、数年をかけて市の持続可能な地域公共交通計画の具体化を図っていきたくと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 交通分野にとどまらず、様々な所管で構成し、議論されていると理解しました。

本質的な交通利便性向上を図るには、利用者の立場で横断的に捉える必要があり、目指すべきまちの将来像を共有した上で、各所管課それぞれの責任の下、主体性を持って必要となる施策や仕組みを構築することが重要です。ぜひ庁内一丸となって鋭意取り組むよう要望といたします。

続きまして、三つ目の災害対策の充実・強化についてに移ります。

地域防災計画改訂の進捗状況をお聞かせ

いただきました。既に半期が過ぎようとしていますが、いまだ防災会議に諮られていない状況です。特に、水害時の避難の在り方など、あらかじめ市民の意見を盛り込む必要がありますので、鋭意取り組むよう要望いたします。

避難所運営については、自治会だけに頼るのではなく、防災サポーターなどが主体的に運営を担う体制づくりが必要との見解が示されました。実効性を高めるには、防災サポーターが担う役割を明確にし、理解を得なければなりません、どう進めていくのか、お聞かせください。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 防災サポーターの役割につきましてご答弁いたします。

防災サポーターには、現在103名の方に就任していただいております。

防災サポーターの皆様をお願いする役割といたしましては、発災時には、第一にご自身の安全を確保した上で、地域の方の避難誘導、必要に応じて避難所の開設、運営の支援をお願いしたいと考えております。

また、平常時においては、防災に関する知識や技能の習得に努めていただき、各地域において防災の重要性を普及していただきたいと考えております。

また、地域防災計画に防災サポーターの役割を明記したいと考えており、これを根拠に、しっかりと各地域で防災リーダーとしてご活躍いただきたいと考えております。

今年度は、まず、地域の皆様の安全確保に大変重要なマイタイムラインの作成方法について、地域の皆様を指導していただくための研修会を8月に開催したところでございます。引き続き、防災サポーターの皆様全員がご参加いただけるよう、10月に

も研修会を開催することを予定しております。

また、地震時の避難所の開設・運営訓練につきましても、来年度以降、計画的に実施できるよう検討を進めてまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 避難所の開設・運営訓練を計画することでした。私は、防災サポーターを組織化し、具体的な活動に転ずる必要があると考えています。以前より避難所運営マニュアルの必要性を提言しておりますが、進捗状況をお聞かせください。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 市民向けの避難所運営マニュアルの作成に関してご答弁いたします。

現状、避難所の開設・運営を職員が行っており、職員向けの避難所運営マニュアルは作成してございます。今後、地元住民の皆様にも避難所運営に携わっていただきたいと考えており、避難所運営のために必要な避難者を含めた避難所における役割分担などの協議事項や留意すべき事項などをマニュアルとして取りまとめる必要があると認識しております。市民向けの避難所運営マニュアル作成につきましては、防災サポーターの皆様と協働して職員向け避難所運営マニュアルを検証し、実効性のあるマニュアルになるよう努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ぜひお願いいたします。

地域の方と話をしていると、災害種別に応じた避難方法の理解がまだ浸透していないように感じます。水害時と地震時の対応を改めて整理し、平時より周知しておく必要があると考えますが、見解をお聞かせください。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 水害時と地震時の避難の考え方につきましてご答弁いたします。

まず、地震時につきましては、摂津市で最も被害が大きいと想定されている上町断層帯地震Aが発生した場合、大阪府の推計では、本市の罹災者は約3万9,000人、避難所生活を余儀なくされる者は約1万1,000人としております。現在、市で指定している30か所の避難所を最大限活用した場合は、これら避難所生活者を何とか収容できる状況となっております。

一方で、水害時は、市内のほぼ全域が浸水することになり、避難所の多くも使用不可能となります。安威川、淀川が氾濫した場合、約6万2,000人の市民が避難を要すると試算されておりますが、想定災害の洪水が発生しても浸水しない避難所は千里丘方面の3か所しかなく、収容可能人数も約640人分しかありません。浸水想定区域内で緊急避難場所に指定されている小・中学校は、体育館が水没し、校舎の3階から4階しか使用できない状況にあり、収容可能人数も約5,100人分しか確保できておりません。このように、水害時には圧倒的に避難所が不足することをご理解いただく必要があると考えております。

また、地震時と水害時では避難方法などが異なり、分かりにくいというご意見をお聞きしましたことから、市民の皆様はその違いや留意点などをご理解いただけるよう、広報せつつ6月号に特集記事を掲載させていただいたところでございます。今後も、機会を捉えて市民の皆様への周知に努めてまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ぜひ災害種別に応じた対応の整理と周知をお願いいたします。

SOS避難メソッドでは、緊急避難場所として民間施設のスペースを確保すべく、市内事業者30者と防災協定を結ぶ目標となっておりますが、進捗状況と今後の方針についてお聞かせください。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 事業所の緊急避難場所としての使用に関する協定締結につきましてご答弁いたします。

摂津市オリジナルセパレート避難メソッド、通称SOS避難メソッドでは、安威川や淀川が氾濫した場合に、市が指定する避難場所だけでは十分な避難スペースを確保できないことから、分散避難を提唱し、市民お一人お一人に知人宅への縁故避難や浸水しない地域での車中避難などを働きかけるとともに、市内にある30事業所に対しましては、協定に基づき、災害時は緊急避難場所として使用させていただくよう要請してまいりました。今年度に入り、1事業所と協定を締結し、現在、6事業所が緊急避難場所として使用できる状況にあります。今後も引き続き、市内事業者に働きかけを行ってまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 新たに1事業所と締結したとのことですが、目標とする30者には程遠い状況です。高台まちづくりを推進する中で、事業所に対し、どこまで求めるのか、実情を鑑み整理する必要があると私は考えます。

災害時は、自らの判断で適切な避難行動を取ることが重要であり、マイタイムラインの作成は有効な手段の一つと考えます。改めて、マイタイムラインの取り組み状況、取り組み内容についてお聞かせください。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 マイタイムラインの取り組みにつきましてご答弁いたします。

マイタイムラインは、洪水が発生した際に、いつ、何をするのかを時系列で整理した個人の防災計画をいいます。今年の3月に全戸配布いたしました防災ブックにおいても、マイタイムラインの必要性などをお示ししたところです。マイタイムラインという言葉や、その必要性を市民の皆様幅広く知っていただくことが重要であり、市のホームページなど、いろいろな媒体で周知を行っていきたくと考えております。

また、8月に、防災サポーターの皆様を対象にマイタイムラインの作成研修会を開催し、引き続き10月にも同様の研修会の開催を予定しているところであり、防災サポーターの皆様のお力も借りつつ、マイタイムラインを周知させていただいております。

市といたしましては、引き続き、こうした周知活動を継続して実施し、マイタイムラインの作成が進むよう取り組んでまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 災害対策について様々展開されておりますが、いま一度、体系的に整理した上で、市民への周知を図り、推進する必要があると私は考えます。自助・共助・公助それぞれが災害対応力を高め、連携することが必要であり、ハード整備とソフト施策の一体的な取り組み強化が重要です。災害対策の充実・強化に向け、鋭意取り組むよう要望いたします。

続きまして、四つ目の鳥飼地域のまちづくりについてに移ります。

進捗状況をお聞かせいただきました。

説明会では、河川防災ステーションととりかいこども園を一団地とみなし、検討す

る考えが示されました。改めて、とりかいこども園の具体的な構想と高台まちづくりとしての位置付けをお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 とりかいこども園につきましては、老朽化している園舎を児童センターやつどいの広場を併設した鳥飼地域の子育て支援に資する複合施設として建て替えるため、現在、設計業務を進めているところでございます。1階にこども園とつどいの広場を、2階にこども園、3階は児童センターを配置するよう計画しております。

このとりかいこども園ですが、整備予定の河川防災ステーションや水防センターに近接するとともに、避難所に指定されております鳥飼西小学校に隣接しております。水害が発生した場合は、これらの施設と連携した災害対応が可能であると考えており、そのためには、とりかいこども園自体にも一定の避難所機能を確保する必要がございます。したがって、鳥飼グランドデザインにおいて示されております高台のまちづくりの考え方の下、想定し得る最大規模の降雨により淀川、安威川が氾濫した場合でも、園舎の2階と3階を一時的な避難場所として機能させることができるよう、約1メートルの盛土を行い、地盤を高くするよう計画しております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 避難場所としての機能にも期待いたします。

二つの事案を先行して進める中で、説明会が連続して開催されており、参加されている市民の方々が戸惑われているように私は感じます。改めて説明会の狙いをお聞かせください。

また、国直轄事業の河川防災ステーショ

ン整備については、本市が主体性を持って、市民目線に立って推進すべきと考えますが、市の立ち位置について、どう捉えているのか、併せてお聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインでもお示しいたしておりますとおり、鳥飼地域は非常に水害リスクが高く、住民の安全の確保が第一優先と考えております。

このたびの河川防災ステーションと、その上部施設並びにとりかいこども園の整備は、災害時は、これらが一団地で鳥飼地域の住民の安全確保の拠点となり、平時は、地域コミュニティの形成・強化、にぎわいの創出、子育て環境の充実などを実現するものになることが望ましいと考えております。

現在、先に答弁いたしました、鳥飼まちづくりグランドデザインの住民説明会を開催しております。本グランドデザインは、子や孫の将来を見据えた計画であること、住民の皆様にも将来に向けて一緒にまちづくりをやっていききたいことなどをお伝えしているところであり、市役所と住民の皆様とのこういった場を活性化させていくことがまずは重要と考えているところでございます。

その将来の一部に、ご指摘の河川防災ステーション、水防センター、とりかいこども園が含まれる都市安全確保拠点整備計画がございます。このような考え方をしっかりと住民の皆様と共有しながら整備計画も策定していきたいと考えております。

また、河川防災ステーションの整備の事業主体は国とはなりますが、河川防災ステーションは、地域住民の安全・安心の観点

から、市としても重要な施設と考えております。このような観点から、円滑に事業が推進するよう、市のホームページに投稿フォームを設け、市役所に直接来ていただくなくても、住民の方々から気楽にご質問、ご意見等をいただけるような体制を構築するとともに、いただいたご意見等については、随時、淀川河川事務所にお伝えさせていただき、住民の皆様が安心していただけるよう速やかな対応を行ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 意見集約に至るまでのスケジュールや狙いを示して、市民の理解を得ながら進める必要があると考えます。

また、河川防災ステーションについては、ぜひイニシアチブを取るようお願いいたします。

先行する事案を取りまとめるには、今の集合型の説明会のみならず、発言しやすい環境で幅広く意見を集める必要があると私は考えます。例えば、カテゴリー別に意見を聴くなどの考えはないのか、お聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問にお答えいたします。

よりよい鳥飼地域にするため、住民の皆様と十分意見交換できるよう、積極的に住民説明会を開催していきたいと考えております。議員にご指摘いただきましたように、同じ属性の方々に分けてご意見を伺うことも、参加者が意見を出しやすい環境をつくることとなると考えられますので、今後、試行的に取り組みたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ぜひご検討いただければと

考えます。

本年度より、グランドデザイン具現化に向けた体制を強化し、個別課題に対応して組織横断的な専任チームが組織化されておると聞いています。私は、職員一人一人がまちづくりを自分のこととして捉え、各所管課が主体的に取り組む必要があると常々申し上げております。改めて、庁内の連携はどのようになっているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問にお答えいたします。

令和4年度から、部長級の職員が、部長という立場ではなく、幹部職員として市役所全体を俯瞰して議論を行う場として、行政経営戦略会議を設置いたしました。高台まちづくりに関して、関係課が主体的に取り組むため、同会議の下に専門チームを設置いたしております。河川防災ステーション専門チームは、13課で構成し、上部施設の平常時や災害時の利用等について、とりかいこども園専門チームは、4課で構成し、施設設計や災害時の利用等について、関係課が連携を図りながら検討を進めております。

現在、河川防災ステーション上部施設における災害時の利用については、大阪大学大学院に研究を委託し、専門チームと幅広く議論を行っているところでございます。

また、本年7月から開催しております住民説明会におきましても、鳥飼地区まちづくり担当に加え、専門チームの取りまとめを担っている課も出席しており、庁内一丸となって取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ぜひ一致団結することを期

待しております。

鳥飼地域のまちづくりに限らず、市民と協働のまちづくりを推進するには、上位概念としてまちづくり条例を制定し、取り組む必要があると私は考えます。これは、昨年度の自治連合会からの要望事項でもあり、本市が掲げる市民との協働を果たすためには重要な位置付けとなります。どう捉えられているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 地域コミュニティの活性化に向けた条例の考え方のご質問にお答えいたします。

令和3年度に、自治連合会では、社会構造の変化によるコミュニティの希薄化、新型コロナウイルス感染症の影響による地域コミュニティ活動の停滞、自治会加入率の低下の状況から、住民自治に危機感を感じられ、地域コミュニティ活性化策を検討するプロジェクトチームを発足されました。

発足後、自治会、町会の活性化にとどまらず、地域コミュニティの活性化について、全国の自治体の先進事例を参考に検討を重ねられ、令和4年5月11日に、摂津市に自治会・町会の活性化に関する要望書が提出されました。

要望書の内容は、単位自治会・町会に対しての支援策及び地域コミュニティの活性化に向けた具体的な施策の検討でございました。具体的な施策の検討として、地域コミュニティの活性化には、自治会・町会のみならず、地域のこども会や老人クラブ連合会、校区福祉委員会等の団体や市民公益活動団体、事業者等との連携が必要で、こうした団体がつながり、地域活性化が図られる条例等の制定のご要望をいただいたところでございます。

また、本市の行政経営戦略の基本構想で

は、計画の推進に向けては、協働による計画の推進、協働を実現するための役割、協働による計画の進捗管理と、協働が柱になっており、協働の推進には地域コミュニティの活性化は不可欠であると考えております。

今回の自治連合会のご要望もあります。行政経営戦略の推進に向けて、関係各課と連携して、地域コミュニティの活性化策として条例制定について検討を進めてまいります。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。ぜひご検討いただきますよう、よろしく願いいたします。

私は、先の説明会において、市の狙いや重んじていることと市民の思いや捉え方にギャップを感じています。カテゴリー別に丁寧に意見を聴くことも手段の一つと考えます。私は、先んじて進めなければならない事案があるのであれば、そこにテーマを絞って進めるべきと考えております。まずはランドデザインの方向性を共有すべきとの市の考えは理解しますが、市民との相互理解があってこそ有意義な意見交換になるものと考えます。

最後に、福渡副市長が考える今後の進め方と意気込みについてお聞かせください。

○南野直司議長 福渡副市長。

○福渡副市長 先ほど市長公室長からもご説明させていただきましたように、説明会の進め方につきましては、現段階では、まずはランドデザインの将来予想という全体の方向性を議論し、住民等の皆様と共通の目標のものを共有させていただき段階であると。その後、将来予想を具体化することを検討する段階になりましたときに、議員がご指摘のような、テーマを絞ったりと

か、階層別に分けたりとか、そういう意見のしやすい、議論しやすい場を設けてまいりたいと考えているところでございます。

ランドデザインを具体化するためには、住民の皆様、地域で活動されている皆様、それから関係者等と協働で進めていくことが大変重要であると考えてございます。そのためには、まず、市が持っている情報をしっかりと住民の皆様等に提供させていただいてご理解いただくことが必要不可欠だと考えてございます。その上で多様な住民等の皆様からご意見をいただくことが必要不可欠なものと思っております。このような状況をつくり出すために、現在、住民の皆様に対する説明会を開催させていただいている認識でございます。

また、今後、日本全体でも人口が減少していく中で、鳥飼地域が持続可能で魅力があるまちとするためには、もちろん、きょう、あしたに対応しなければならない課題は当然重要ではございますけれども、もっともっと長期的な視点からまちづくりを行っていくことも大変重要なことではないかと考えてございます。

先ほど市長公室長からの説明がございましたとおり、子や孫の世代が大人になったときに、日本全体で少なくなった人口の中で、鳥飼地域にわざわざ来ていただく、住みたいと思っていただく、近隣地域にはないそういうよさというものはどのようなものなのか、鳥飼地域が鳥飼地域らしくあるためには何を後世に伝えていかなければならないのか、そういうものも住民の皆様としっかりと議論させていただきたいと考えてございます。これは、これまでの本市が行ってきた住民説明会のやり方と若干異なる運営の仕方かもしれません。十分な時間をかけながら住民の皆様と一緒に鳥飼地域

のまちづくりをデザインしていくことが、今後、持続可能な地域づくり、まちづくりには重要なことではないかと考えているところでございます。

○南野直司議長 光好議員。

○光好博幸議員 ありがとうございます。ぜひ、魅力あふれる鳥飼地域のまちづくりの具現化に向け、鋭意取り組んでいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○南野直司議長 光好議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1、鳥飼まちづくりグランドデザインについて、(1)魅力ある公園についてです。鳥飼まちづくりグランドデザインの策定の目的としては、先ほども福渡副市長が触れられておられました。生産年齢人口や年少人口をふやす、安心・安全に過ごし、にぎわいと暮らしやすいといったことの調和したまちを目指すということ、また、転入の増加、転出の減少や定住ということでもあると思います。その目的達成は、家族ということがキーワードと思っており、その一つが魅力ある公園づくりと考えております。

本年7月に発行された鳥飼まちづくりグランドデザインの冊子70ページに、魅力ある公園として課題解決に向けた取り組みの方向性が示されております。短期から長期の取り組みイメージとして、1点目は、健康器具の設置、2点目は、防災機能を追加、3点目は、樹木剪定、4点目は、公園遊具の計画的な補修であります。

私は、この4点は、通年の実施内容とあまり大差がなく、鳥飼まちづくりグランドデザインという中での取り組みとして少し疑問に感じましたので、今回、質問をさせていただきました。この4点の実施で魅力ある公園につながると考えておられるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

次に、(2)公共交通についてです。鳥飼まちづくりグランドデザイン冊子の68ページに、公共交通の取り組みイメージの誰もが移動しやすい環境づくりとして、携帯アプリを活用した運行情報の提供、利用者ニーズと地域の実情に応じた新たな公共交通サービスの検討とあり、自転車交通にも触れられています。

鳥飼・新在家地域の鉄軌道駅は、西端に走っているモノレール南摂津駅一つであり、民間バス3社、公共施設巡回バスなどによる運行で地域を支えていただいております。人口減少との観点で見ると、交通事情は厳しくなることも予想されますが、高齢化が進めば公共交通への重要度は増していくと考えております。鳥飼まちづくりグランドデザインの目的達成につながる公共交通を検討していくことが必要と思っておりますが、その考え方についてご答弁をお願いいたします。

次に、(3)小・中学校の在り方についてです。鳥飼まちづくりグランドデザインの冊子64ページ、魅力ある教育環境の課題解決に向けた取り組みの方向性の具体的なイメージに、1点目は、通学区域の見直し、学校選択制・統合など、2点目は、小中一貫教育の推進など、3点目は、学校施設と他の公共施設との複合化で、それぞれ短期から中期とあります。

そのことに関係していると思いますけども、現在行っておられる小中学校通学区域

等審議会の進捗状況と今後の予定についてご答弁をお願いいたします。

次に、(4)具現化に向けた財源確保についてです。鳥飼まちづくりランドデザインの実現には、地域住民の協力も必要ですし、時間と資金が必要となります。既に動きがある鳥飼地区河川防災ステーションのように国の実施もありますし、国・大阪府からの補助金もあるかと思いますが、本市独自で実施する施策もあると思います。

鳥飼まちづくりランドデザインの冊子72ページ、鳥飼まちづくりランドデザインを実現するための進め方などにおいて、クラウドファンディング等の手法を活用とありますが、活用のタイミングの考え方についてご答弁をお願いいたします。

次に、2番目、小学校の集団登校についてです。地域の組織解散について、この本会議でも質疑もありました。この数年、こども会等の解散も少なくないため、その影響の一つとして、集団登校を行っていない地域や小学校もふえていると思います。小学校低学年の保護者からも、一人で登校している状況の中で不安を感じているとの話も聞きました。

集団登校のメリットとして、近所に住む子どもたちのグループ行動で安全に登校できること、学年、年齢を超えて交流できる貴重な時間となるなどがあると思います。児童たちに安全な登校であってほしいとの思いの中で、小学校の集団登校は必要と思いますが、摂津市教育委員会の認識についてご答弁をお願いいたします。

次に、3番目、府道鳥飼八丁富田線の整備についてです。令和3年第4回定例会におきましても、嶋野議員からも質問されておられました。この質問においても、建設部長は現場を見られてこられたと聞いてい

ます。その現場重視の姿勢は評価をしております。

府道鳥飼八丁富田線は、通り抜け車両も多く、近年も車両の交通事故も発生しています。令和6年度における茨木市の南目垣・東野々宮地区での物流センターと合わせた商業施設のまちびらきを考えると、府道八尾茨木線から府道鳥飼八丁富田線への交通量が今以上にふえると想定できます。府道鳥飼八丁富田線の安全対策の認識についてご答弁をお願いします。

以上で1回目の質問とします。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 魅力ある公園についてのご質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりランドデザインは、鳥飼地域にある18か所の公園の現状と課題を明らかにし、その課題解決に向けた取り組みの方向性として、多くの人が集い、にぎわい、防災機能を備えた多機能化を進める方向性を打ち出しました。このような方向性を示しただけでは、住民の方々が具体的な対策のイメージを持ちにくいと考え、現時点で想定可能な範囲で具体的な取り組み例を幾つか示させていただきました。

議員からのご質問にあった健康器具の設置、防災機能の追加、樹木剪定による見通し確保、計画的な遊具の補修の四つの取り組みだけで魅力ある公園を造り上げられるとは考えておりません。今後、住民の皆様等との対話等を行いながら、具体的に魅力ある公園としていくために必要な取り組みについて検討を進めていくことが必要であると考えております。

続きまして、鳥飼ランドデザインにおける公共交通の考え方についてお答えいた

します。

現在、鳥飼地域には、大阪モノレール線が通っているほか、バス路線は、民間バス事業者が3社と本市の公共施設巡回バスが運行しております。今後の人口減少を見据えると、交通事業者の経営環境はますます厳しいものとなることが予想され、将来、民間バス事業者が不採算路線として撤退していく可能性も否定できません。

一方で、高齢化が進行し、自動車運転免許の返納者の地域内人口の割合が増加すると、通院や買い物等の移動に対する公共交通の果たす役割は一層重要となります。

公共交通に関する課題の解決は、エリア全体に係る課題として位置付け、今後、交通事業者をはじめとする関係者が一堂に会する会議体等を設置し、関係住民の皆様のご理解を得ながら検討を進めることとしております。

続きまして、鳥飼グランドデザインに記載のあるクラウドファンディング等の手法活用に関するご質問にお答えいたします。

クラウドファンディング等の手法を活用することにつきましては、本グランドデザインの第3章、鳥飼グランドデザインの実現に向けて中、1、(1)グランドデザインの具現化に向けた工程に記載しております。

ここでは、第1段階として、グランドデザインの将来予想(将来に向けたまちづくり)や取り組みの方向性等について、あらゆる機会を通じて周知し、全ての鳥飼地域の方々と鳥飼地域の現状と課題を共有し、第2段階として、特に若い世代を意識して、多様な世代の地域住民や関係者等との対話を重ねながら、地域の意見を踏まえて将来予想を修正し、第3段階として、住民等の皆さんと共有した将来予想の実現に向

けた取り組み等の優先順位、関係者間の役割分担を整理し、最終段階として、住民等の皆様のご協力を得られた取り組みから順次実施していくものとしております。

最終段階では、取り組みを実施するための財源の確保も重要であり、市としては、市の施策や事業スキームから適切な財源を確保するべく努力はいたします。特に住民の方々や地域活動団体が中心となる活動に関しましては、市の事業スキーム等で対応できない場合も想定されるため、その場合は、市中からの資金調達、例えば資金調達の手法の一つとしてクラウドファンディングを記載しておりますが、何らかの形で資金調達をしていく必要があることを記載させていただきました。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 小中学校通学区域等審議会の進捗状況と今後の予定についてのご質問にお答えいたします。

現在進めております小中学校通学区域等審議会では、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置の検討について諮問しており、学識経験者、自治会、青少年指導員、PTAや就学前児童の保護者、学校長、計19名にご参画いただき、様々な視点からのご意見をいただいております。

7月の第1回審議会では、鳥飼地域の小・中学校の現状と課題について、そして、鳥飼地域の学校再編に関する検討経緯についてを議題とし、今後議論していく上での前提条件等についてご議論をいただきました。

また、この9月に開催しております第2回審議会では、適正規模・適正配置を行うための手法や、それに伴い生じる課題等についてを議題とし、それぞれのお立場から

たくさんのご意見等をいただけるよう、分科会形式にて順次ご議論をいただいております。

今後につきましては、鳥飼地域の小・中学校及び未就学児の保護者を対象にしたアンケートや、地域での意見交換会等の実施を予定しており、皆様からいただいたご意見等を整理、共有の上、議論を深めてまいりたいと考えております。

続きまして、小学校の集団登校に対する認識についてのご質問にお答えいたします。

現在、市内10小学校のうち4校と1校の一部の地域において、集団登校が実施されております。

集団登校については、教育委員会といたしましては、安全の確保はもちろん、地域内の仲間づくり、異学年交流における人格形成など、利点が多いものと認識しております。平成31年文部科学省通知「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」においても、児童・生徒の登下校に関する対応については、学校以外が担うべき業務として位置付けられており、本市の小学校では、こども会や地区委員などの地域団体、地域人材にその主体を担っていただいております。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 府道鳥飼八丁富田線の安全対策の認識についてのご質問にお答えいたします。

府道八尾茨木線と府道茨木寝屋川線をつなぐ鳥飼八丁富田線は、鳥飼八町一丁目地域において、集落の北側を通過する延長約1キロメートルの府道で、一部の幅員が約4メートル未満と狭小なため、車の離合など通行に支障を来しており、部分的に車が

退避できるスペースで譲り合いながら通行している状況でございます。以前より通過車両に対するスピード抑制の要望があることから、道路管理者である大阪府茨木土木事務所において、スピード抑制の啓発看板の設置等を行っているところです。

本市といたしましても、引き続き、摂津警察署や茨木土木事務所と情報を共有しつつ、安全対策について検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目から一問一答方式をお願いいたします。

初めに、(1)魅力ある公園についてです。鳥飼まちづくりランドデザイン策定の目的につながる計画が必要と思っております。

他市から摂津市内の事業所などで勤務されている方からも、休憩時間などに行こうと思える公園になっていないとの意見も少なくありません。滑り台、ブランコなどの遊具付近に、また、ベンチ付近に、雑草が私の腰辺りまで伸びており、それ以上の高さとなって繁茂している雑草もあり、遊具、ベンチの場所まで行けない状況となっている都市公園もあります。公園に人が行かないので雑草が繁茂する、雑草が繁茂しているからなお一層行かないという悪循環になるのではと思っております。

摂津市民の方から、守口市、茨木市、高槻市といった近隣市の公園に遊びに行ったとの話も聞きます。それは、家族で時間が過ごせる公園があることが理由だそうでございます。

公園という市の財産をもっと有効活用していくべきと思っております。それには、本市の方のみならず、他市から来たくするような個性ある公園づくりが必要と思ってい

ますが、考え方についてご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 他市からでも来たくなくなるような個性のある公園づくりについてのご質問にお答えいたします。

市内には都市公園が42か所あり、そのうち鳥飼地域における都市公園は18か所ございます。現状の鳥飼地域の公園は、昭和50年代後半の土地区画整理事業で整備されたものが多く、比較的小さくはありますが、地域の方々にご利用いただいているものがほとんどでございます。

公園は、日常生活において共有する重要なオープンスペースで、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に利用できる身近な空間として市民の暮らしに不可欠なものとなっておりますが、昨今の価値観の多様化など社会情勢の変化に伴い、より地域の実情に合った公園が求められております。

鳥飼まちづくりランドデザインを踏まえ、まずは、地域として公園をどのようにしたいのか、どのように使用するかなど、地域の声をお聴かせいただくことが重要であると考えており、その上で、市としまして、どのように個性を持たせた公園にしていくのか、地域とともに検討していく必要があると考えております。

また、課題もございます。市外から来られる人に公園を利用していただくには、駐車場が不可欠であると考えております。駐車場を整備するとなりますと、市内の小さな公園では使用面積が減ることになり、利用者にはより不便をおかけする可能性がございます。また、通過交通の増大が見込まれますことについては、地域への配慮が必要な場合もございます。

今後、鳥飼地域における魅力があり個性

のある公園づくりには、地域の方々との協働で実施していくことを考えておりますが、公園利用者の方々が公園を安心して利用できる現状の環境を維持していくことも重要でございます。市内の大半の公園が開設されて30年以上経過しており、施設の老朽化が顕在しておりますことから、まずは日常のパトロールなどによる日常管理を徹底し、必要な維持管理を行いながら、今後の公園づくりについても検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 摂津市に隣接している茨木市が安威川ダム周辺に公園を整備するとの新聞報道がありました。公園整備の背景に、市北部の人口減少、高齢化の進展の現実があると。人口減少、高齢化の進展への対策に公園を認識されていると私は感じました。

摂津市内の都市公園は、42か所あり、約43%の18か所が鳥飼地域の4小学校区域にあります。鳥飼まちづくりランドデザインの目標達成につながるよう、大型の複合遊具など、家族で時間が楽しめる、あるいはグラウンドゴルフの試合ができるといった個性ある公園へ、民間活力を生かすことも含め、魅力ある公園づくりをお願いし、要望としておきます。

次に、(2)公共交通についてです。公共交通の果たす役割の重要性は認識されているとのご答弁でございました。何とかしなければと思っておられると承知しております。

自動運転技術の進展や空飛ぶ車も将来は実現してくると思います。しかしながら、既に住民の方々の大きな課題であり、人口減少、高齢化の進展となっている現状からすると、鳥飼地域の方々に公共交通のよい

変化を早く見せていく必要があると思いますが、今後の公共交通の考え方についてご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 今後の公共交通の考え方についてのご質問にお答えいたします。

ランドデザインでも課題等が記載されているように、地域社会が将来にわたり持続的発展を実現するには、市民の日常生活を支える地域公共交通の果たす役割がますます重要になっていくと認識しております。

そこで、今年度から、公共交通のあり方検討会を庁内に設置し、公共交通について、現状分析や課題整理、地域公共交通の活性化に向けた方策を検討するため、関係各課や学識経験者で議論を進めているところでございます。

まずは、摂津市を取り巻く道路及び公共交通の将来像を明確にした上で、当面の事業計画や行政サービスの役割を設定するなど、持続可能な摂津市の地域公共交通体系の形成に向けた検討をさらに進めてまいります。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 持続可能な公共交通体系も必要であります。また、将来の構想への検討に時間をかけることも大切なことだと私は認識しております。現実に毎年毎年人口減少となっている鳥飼地域のことを考えると、また、民間バスの減便にもつながっている現状を考えると、今、変化を感じていただける公共交通体系への実施が必要なんじゃないかと私は思っております。鳥飼まちづくりランドデザインの目的達成につながるよう、思い切った内容で早期実施をお願いし、これは要望とさせていただきます。

次に、(3)小・中学校の在り方についてであります。小学校は地域にとって大切な建物だと私は認識をしております。通学区域の見直しや、学校選択制、統合などにおいては、10年、20年先よりももっと先を見据えての検討が必要でありますし、児童・生徒数のみならず、地域団体の編成にも関係をしてきます。学校選択制を導入するか否かは、学校設置者である市町村教育委員会の判断になっていると思いますが、メリットもある一方で、通学路の安全確保、地域と学校のつながりが希薄になるなどの課題もあります。現在進めておられる小中学校通学区域等審議会においては、長期的な視点の審議をお願いしたいと思います。鳥飼まちづくりランドデザインの目的達成につながる議論として今後も取り組んでいただきたいと思いますし、この点は要望とさせていただきます。

次に、具現化に向けた財源確保についてです。市の収入の一つに一般寄附やふるさと納税もあります。鳥飼まちづくりランドデザインの実現においては、インターネットなどを通して活動や夢を発信し、思いへの共感や、取り組みを応援していただける方や事業所などから資金を募る仕組みのクラウドファンディングを活用していくことが私は必要と思っております。地域や住民などの理解を得られた事業が見えてくれば、クラウドファンディングを行うなど、鳥飼まちづくりランドデザインを実現するための財源確保をしていただきたいと思いますし、この点は要望とさせていただきます。

ランドデザインを進めていくに当たりますは、これまで私も再三申し上げてきましたけれども、例えば、神奈川県におけるかながわランドデザインでは、3年から

5年の実施計画を作成して、今年度は第3期実施計画の最終年度として、事業を進められております。本市においても実施計画を作成して進めていただきたいと、これは要望とさせていただきたいと思っております。

次に、2番目の小学校の集団登校についてです。地域の子どもは地域で守るとのことや、答弁であった通知は認識しております。

しかし、この通知の概要にある基本的な考え方では、学校運営協議会等の場において、保護者や地域住民などの理解、協力を得られるよう議論を深め、適切な役割分担を進めること、また、文部科学省の支援も活用しつつ、地方公共団体や教育委員会が学校以外で業務を担う受け皿の整備を進めることと記載してあります。

私は、登下校に関する対応を地方公共団体や教育委員会が担っていくのではと理解しております。教育委員会として集団登校の利点が多いと認識されているのであれば、子どもの見守り、安全に関わる事業として集団登校の実施を地域に働きかけるとか、何らかの動きを行っていただきたいとお願いし、この点は要望とさせていただきます。

次に、3番目の府道鳥飼八丁富田線の整備についてであります。鳥飼八丁一丁目の地域の安全向上として、鳥飼八丁富田線の整備の取り組みをこれからもしっかりとお願いしたいと思っております。

関連して、鳥飼八丁一丁目と二丁目の境界部の府道茨木寝屋川線のアンダーパスとなっている府道鳥飼八丁富田線は、軽自動車同士の擦れ違いが何とかできるぐらいの道幅であります。寝屋川方面から府道茨木寝屋川線側道部を通過して、府道鳥飼八丁富田線を通って、1回目の質問で申し上げ

た茨木市の南目垣・東野々宮地区の商業施設への通行車両により、今以上の交通量になると想定できます。何らかの対策が必要と私は思っていますが、市の考え方についてご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 府道茨木寝屋川線側道部から府道鳥飼八丁富田線の交差部への対策について、市の考えはとのご質問にお答えいたします。

府道茨木寝屋川線の安威川新橋南詰は、府道茨木寝屋川線北行き側道から番田水路の鳥飼下小橋を渡り、府道鳥飼八丁富田線に接続しております。

議員がご指摘のとおり、鳥飼八丁富田線と茨木寝屋川線の交差部のアンダーパス付近及び鳥飼下小橋は狭小で、複雑な構造の道路形態であり、離合が困難な道路と認識しております。

また、茨木市域では、南目垣・東野々宮地区において、民間の物流施設と大型の商業施設の整備が令和6年度のまちびらきに向けて進められております。茨木市に確認しましたところ、開発により発生が想定される予測発生集中交通量調査では、十三高槻線と茨木寝屋川線や八尾茨木線を利用して同施設にアクセスする計画で検討されており、問題はないと聞いております。

しかしながら、鳥飼地域から同施設へのアクセスを考えた場合、府道鳥飼八丁富田線や府道茨木寝屋川線側道からのさらなる流入による交通環境の影響も考えられるため、本市といたしましても、茨木市や道路管理者である大阪府茨木土木事務所と情報を共有しつつ、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 村上議員。

○村上英明議員 この府道鳥飼八丁富田線の

整備につきましては、この本会議におきましても、平成21年ぐらいから質疑をさせていただいたのが議事録にも載っております。やはり先ほども申しあげました府道茨木寝屋川線側道部を通過してのアンダーパスの部分につきましては、車の擦れ違いに時間を要して渋滞が発生している時間帯もありますので、道路管理者等とも情報を共有していただきながら、しっかりとこの対策を進めていただいて、鳥飼八町一丁目の安全が向上したなど、そう感じていただけるような施策にこれからも取り組んでいただきたいと思いますし、私の一般質問を終わります。

○南野直司議長 村上議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後0時46分 再開)

○南野直司議長 再開します。

次に、増永議員。

(増永和起議員 登壇)

○増永和起議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目に、PFOA汚染の調査・対策について質問します。

有害な有機フッ素化合物(PFOA)汚染の調査・対策を求める市民の運動が広がり、今年3月、PFOA等による健康影響の解明及び指針等の整備を求める意見書が市議会全会一致で可決され、国に送られました。第2回定例会では、市も初めて国や大阪府に要望すると答弁されました。市や市議会の要請を受けて、いよいよ国の土壌調査が始まりましたが、その進捗状況をお聞かせください。

2番目に、国保大阪府内統一化に反対

し、保険料値下げをすることについてです。

市民がコロナ禍と物価高に苦しむ中、市は、今年度、国保の保険料を値上げしました。しかし、国保会計には基金が積み上がっています。2017年度から今年度までの保険料と基金の推移、2017年度と今年度のそれぞれの差額、なぜ赤字なのに値上げなのかについてお聞きします。

3番目に、別府3丁目の火災について質問します。

8月27日に別府三丁目で火災が発生しました。被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

まず、この火事の概要と当日の市の対応について説明してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAに関する国の調査の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

PFOAに関しましては、現在、国内では、水質汚濁に係る要監視項目に指定され、水環境全体の暫定目標値が設定されており、令和3年10月以降は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、いわゆる化審法に基づき、原則として製造、輸入及び使用が禁止されている状況でございます。

国においては、このような規制とともに、人の健康への影響等、科学的知見の集積に努めておられる段階にあります。その科学的知見の集積の具体的な取り組みとして、環境省の調査・研究の動向を把握しております。環境省においては、令和3年度

から3年間、環境研究総合推進費を用いて、PFOA等の土壤中の挙動予測、どのように効率的に除去できるかといった除去技術の開発等をテーマとした研究が行われております。その研究の概要には、沖縄県、大阪府で土壌のコアサンプリングを行うことが記載されており、環境省からは、沖縄県でのサンプリングは終了し、本年度、大阪府でサンプリングを行う予定であると聞いております。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 国民健康保険料等についてのご質問にお答えいたします。

まず、一人当たり保険料の推移につきましては、調定ベースで、広域化の前年度である平成29年度が9万7,044円、広域化初年度の平成30年度が9万9,285円、令和元年度が10万4,947円、令和2年及び令和3年度が11万207円、令和4年度が11万6,845円となっております。

なお、平成29年度と令和4年度の差は1万9,801円となっております。

次に、基金残高につきましては、平成30年度に財政調整基金を設置し、それまでの繰越金等で3億6,262万3,550円を造成、以降、令和元年度が3億8,555万7,410円、令和2年度が4億1,98万4,273円、令和3年度が4億4,626万3,724円、令和4年度が予算ベースの見込み残高として4億3,627万724円となっております。

なお、平成30年度と令和4年度の差は7,364万7,174円となっております。

次に、保険料の改定理由でございます。ご承知のとおり、国民健康保険制度は、国

民皆保険制度の基礎をなすものであり、社会的なセーフティネットの役割を担っているものでございます。しかし、その実情は、被保険者の低所得化が進み、高齢者の占める割合も高いことから、医療費水準が高いなど構造的な課題を抱えています。

そのため、法改正による平成30年度からの広域化により、従来の市町村単独で運営するのではなく、財政運営の責任主体である都道府県と市町村が一体となって都道府県全体で支え合うことで、国民健康保険制度の安定的かつ持続可能な運営を可能とする仕組みがスタートしたわけでございます。その運営に当たっては、都道府県運営方針に基づくこととされており、大阪府においては、大阪府国保運営方針に基づき、大阪府内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となることを目指し、経過措置となっている保険料率については、令和6年度に完全統一することとされており。

本市におきましても、この令和6年度の保険料率の大阪府内統一を見据えて、これまで、激変緩和措置を講じながら、被保険者の急激な負担とならないよう保険料設定を行ってきたところでございます。

○南野直司議長 消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 別府三丁目の火災の概要についてのご質問にお答えいたします。

令和4年8月27日に別府三丁目で発生いたしました火災につきましては、20時58分に覚知し、本市常備消防7隊及び消防団8分団が出動いたしました。また、近隣市からは、吹田市、茨木市及び大阪市から合計4隊の応援出動を受けたものでございます。さらに、非番や週休の職員28名を招集、消防隊及び救急隊を5隊増隊し、

消防本部と消防団が一丸となり活動を実施いたしました。

本火災は、木造住宅が密集しており、延焼拡大の危険性が高いエリアであったため、逃げ遅れや負傷者等がないことを確認した上で、延焼防止を最重点の活動方針とし、活動いたしました。

消防水利につきましては、火災現場を中心に半径100メートル以内に9基の消火栓があり、水利条件はおおむね良好に活用することができ、午前0時14分に鎮圧、午前5時30分に鎮火を宣言し、覚知から鎮火まで8時間以上にわたり消火活動を行ったものでございます。

また、本火災による逃げ遅れ、負傷者は幸いにして出なかったものの、合計11棟、延べ約400平方メートルを焼損し、11世帯20名の方が罹災されております。

○南野直司議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 火災当日の市の対応についてのご質問にお答えいたします。

21時23分、市役所当直より火災発生連絡を受け、防災危機管理課職員全員を招集し、市役所内の体制を整えるとともに、火災現場へ4名派遣し、23時に味生体育館を避難所として開設いたしました。

避難所開設後、路上で避難されていた住民の方などを味生体育館へ誘導し、合計20世帯42名の方が避難されました。避難所では、毛布、飲料水、不織布マスクを提供いたしました。

午前5時30分の鎮火宣言後は、延焼の危険性がなくなった建物の住民などが自宅へ戻り始め、午前7時時点で避難者が1世帯2名となりましたので、味生体育館から第28集会所に移っていただき、午前7時

30分に味生体育館の避難所を閉鎖いたしました。

第28集会所に移られた方につきましては、9月5日までの間、集会所で過ごされております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 それでは、2回目の質問です。これからは一問一答形式で行います。

まず、PFOA汚染についてです。

先ほど、環境省の調査についてはご紹介がありました。農林水産省についても調査を行うよう、第2回定例会でご要望をいただいたと思いますが、それはどうなっているか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 農林水産省にしましては、今年度、安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業において、水、土壌等の農業環境からの農産物へのPFOA等の移行に関する基礎研究を行うことが決定されておると聞いております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 今年度、環境省と農林水産省の二つの土壌調査が行われるとのことですが。調査場所は大阪府とのことでした。摂津市で行われるのか、明確にお答えください。

また、農林水産省の調査は、市が第2回定例会で要望すると言っていたものと違うようですが、これについてもご説明ください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 環境省の研究事業の調査場所等につきましては、環境省の実施している環境研究総合推進費では、公表されている研究の全体概要に、議員がご指摘の大阪府フッ素化学工場周辺を土壌のサン

リング対象とされております。よって、今後、摂津市も含め、大阪府内のいずれかのところでサンプリングが行われるものと考えております。

次に、農林水産省の包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業につきましては、既に農林水産省のホームページ等で公表されている概要以外の研究結果の公表に当たり、例えば、試験用試料の採取地点に関する情報などは非開示とされているところであります。本市としましては、これらの研究内容について、国の判断・指示を仰ぎながら、公開可能な情報については広く市民に情報公開をしていきたいと考えております。

次に、第2回定例会で、農作物の調査について、消費・安全対策交付金事業について、大阪府に要望していくとご答弁させていただいたかと思っております。消費・安全対策交付金事業は、地域の農作物・加工食品の安全性の調査・向上のための取り組みに対して、その費用の一部を支援する事業でございます。実施に当たっては、大阪府を通じて事業を行う仕組みとなっておりますので、先の本会議では大阪府へ要望していくことをご答弁申し上げました。

しかしながら、その後、安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業で、水、土壌等、農業環境からの農産物へのPFOA等の移行に関する基礎研究が行われることが決定したとの情報が入りました。PFOAに関しましては農作物に関する基準がない状態であり、レギュラトリーサイエンスの目的には、食品安全の観点から対策の必要性等を検討するために、農地土壌や農畜水産物への影響を把握する必要があると明記されており、農作物を調査するに当たって

は、こちらの事業がより本市の意向に沿うものであると判断しております。

この事業は、今年度の国の予算から計上されておりますので、次年度以降も継続してPFOAに関する知見の集積が進むよう、国に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 PFOAに関しては沖縄県、PFOAは大阪府でやると環境省はおっしゃっている。大阪府で摂津市以外にどこにそんなPFOAの濃度が高いところがあるんですか。摂津市で調査をしてほしいと市長も言いに行っていたら、市議会でも意見書を全会一致で提出し、議長もお願いに行っていたらどうか、様々な取り組みをやってこれが進んでいるわけでしょう。摂津市で行うんですね。もう一度お願いします。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 国の判断・指示の中で、国に関する情報などが非開示とされているところがございますので、公開可能な範囲でお伝えしていきたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 摂津市でやると言えない。国が言っているから遠慮しているわけですか。そんな及び腰でどうするんでしょうかね。

農林水産省の調査です。自治体の調査に国が交付金を出す、こういうものから国自身の調査に変わった、それ自体はいいことです。調査・研究の今後のスケジュール、土壌調査の結果公表時期についてもお答えください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 国についての土壌の調査の公表時期に関しましては、今年度中に調査を行いますので、その結果になってくるのかと思っております。特に具体的にこの調査の結果がいつかというところは今のところ聞いてはおりません。沖縄県で前年度調査したものが今年度中間で簡単に公表されておりますので、一定の期間がたてば調査が公表されるのではないかと考えております。

以上です。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 推測を聞いているんじゃないんです。国にちゃんと聞いてもらったらいいと思うんです。国の調査になったから、もう市は協力するだけで国のやり方に口出しできない、そんな姿勢では市民の健康と安全は守れません。土壌調査の結果、やっぱりすぐに公表されないなら、協力していただいた市民の方、こういう方にも失礼になります。速やかに情報開示すること、指針をつくり、対策を進めることにつながるよう、市は市民の代表としてしっかり国に物を言っていただく、これを要望しておきたいと思えます。

ダイキン工業株式会社も新たな対策を行うようですが、内容と時期について教えてください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 市内化学メーカーの自主的な対策の進捗状況については、大阪府が主催する神崎川水域PFOA対策連絡会議の場において報告がなされております。

その取り組み内容に関しましては、地下水を揚水し、活性炭及びイオン交換樹脂を通してPFOAを除去した後に下水道へ放流がなされております。また、恒久的な流出防止対策として、遮水壁によるバリア工

法を採用することとし、令和4年度中の着工を目指して、現在、詳細調査を実施していることを確認しております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 敷地外に漏れないように遮水壁を造る、浄化設備を増強して処理水の濃度を下げるとか、そういうこともおっしゃっていると思うんですけども、それはよいです。しかし、汚染は敷地外に既に広がっています。ダイキン工業株式会社は、大阪府と摂津市とダイキン工業株式会社の3者で行うPFOA対策連絡会議、この第21回で敷地外の土地の浄化などを行う法的義務はないと言っています。ダイキン工業株式会社は、インターネット報道のNPO団体Tansaの取材に対しても、弊社が原因の一つにはなっているが、主たる原因ではないと答えています。大阪府は、同じTansaの取材に、ダイキン工業株式会社が主たる汚染源と回答していますが、摂津市はダイキン工業株式会社が主たる汚染源だという認識でしょうか。これも明確にお答えください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 大阪府が主催する神崎川水域PFOA対策連絡会議で、大阪府、市内化学メーカー、本市の3者で、市内化学メーカーの取り組み、情報交換、情報共有と、それから、環境水及び排水中の濃度調査を効率的に進めております。その中で、市内化学メーカーは、要因であることを認識していると会議に出席している中で考えております。本市といたしましては、この会議の中で、大阪府の調査支援としての立場で出席していると考えておりますので、大阪府と同様の考えの下、市内の化学メーカーには対策の推進を促しているという考えでおります。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 大阪府と同様、つまり、主たる汚染源はダイキン工業株式会社である、市がこういうふうにおっしゃったと受け止めます。市がこの立場に立つことは、今後、非常に重要になってきます。環境省の調査・研究では、土壌中のPFOAの除去技術の開発もテーマです。開発されれば、周辺に広がった汚染、これを除去するのは一体誰なのか、ダイキン工業株式会社に対し、主たる汚染源としての責任を果たすよう、しっかり求めていただきたいと思います。

ダイキン工業株式会社は、自分たちは汚染源の一つなどと言いますが、過去を見れば、誰が排出してきたかは明らかです。2009年からの対策連絡会議では、初期の頃は毎回のようにダイキン工業株式会社が下流に流すPFOA濃度と下水に流すPFOA濃度と中央水みらいセンターの安威川への放流水濃度を比較・計算して、希釈が正しいことを三者で確認しています。中央水みらいセンターの場所、施設の役割、そこでPFOAの除去をするのかについても教えてください。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 中央水みらいセンターは、摂津市全域の汚水処理のほか、茨木市、吹田市、高槻市、豊中市、箕面市の汚水を処理しております。大阪府の流域下水道施設で、場所は茨木市の宮島三丁目でございます。

そして、処理でございますが、現行の下水道法で当該物質は水質基準がないため、実質的な規制ができていないところでございます。また、終末下水処理場である中央水みらいセンターでも、同様な法規制がないため、大阪府からPFOAを除去する設

備は存在しないと聞き及んでおります。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 中央水みらいセンターは、モノレール摂津市駅から徒歩で15分、市役所の近くにあるところです。北摂の各下水が集まってきて、そこで処理をしていくんだと。しかし、その処理をするのは、PFOAのことはやっていないよということです。

中央水みらいセンターに集まってくるほかの下水には、PFOAは含まれていません。だからこそ希釈の計算ができるわけです。主たる汚染源どころか、汚染源はダイキン工業株式会社しかありません。第14回会議、中央水みらいセンター放流後の安威川の濃度の表があります。2003年度、平成では15年度ですが、この安威川の濃度を単位ナノグラムでご紹介ください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 議員がご指摘の大阪府の中央水みらいセンターの測定値は、平成15年度、67マイクログラム毎リットル、ナノグラムで換算しますと6万7,000ナノグラム毎リットルでございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 現在、水の暫定目標値は1リットル当たり50ナノグラムでございます。おっしゃった6万7,000ナノグラム毎リットル、これはもうとんでもない濃度です。京都大学の小泉教授らが調査をし、2007年に産経新聞が報道しました。大阪府議会で問題となり、現在も続く対策連絡会議が始まるわけです。2003年の調査でダイキン工業株式会社も対策を迫られ、翌2004年、活性炭処理を始めます。安威川の濃度は、2007年には6万7,000ナノグラム毎リットルから

1, 400ナノグラム毎リットルと大きく減りました。ダイキン工業株式会社は、世界の流れからPFOAを全廃する予定で、2009年には95%削減できました。同年の2009年12月、今度は安威川の濃度は920ナノグラム毎リットル、ここまで下がりました。そして、2012年、淀川製作所ではPFOAを全廃しております。その結果、2013年度の濃度は80ナノグラム毎リットル、ここまで落ちました。今の暫定目標値の50ナノグラム毎リットルよりは高いですが、どんどんとそういうふうになってきたわけです。

ダイキン工業株式会社の活動が安威川の濃度に直結しています。汚染源がダイキン工業株式会社であることは明白です。そうですね。もう一度お答えください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 議員がご指摘のように、一定関係性に関しては市内化学メーカーにあることは、市内化学メーカーも知っておられるとは思いますが、市内化学メーカーに全ての責任があるのは考え難いのではないかと考えております。

その理由としましては、2022年の2月19日に開催されましたPFOAの連絡会議で、放出水とか測量データの妥当性の検討は実際には行われております。その結果、PFOAの濃度とか中央水みらいセンターの数字の相関性は、議員がおっしゃられておりますが、ただ、その全てというのは少しどうなのかとは考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 PFOAは、今、世界中に広がっているんです。南極からも北極からも出てくると言われています。非汚染地域と言われるところでも、血液の中にゼロではありません。ある程度、皆さんあるんで

す。だから、そんなダイキン工業株式会社以外のところも出ているって、そんなことは別にこの問題に関係ないんです。どこが汚染源なのか、主たるという言葉を使っているから、それで結構ですけど、ダイキン工業株式会社に責任があるんだよということ認めるかと聞いているんです。もう一度お願いします。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 繰り返しのご答弁にもなりますけれども、3者会議で本市としては大阪府と同様の立場で考えさせていただいております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 分かりました。主たる汚染源であると認めてはるということですね。結構です。

今まで下水に放出してきたものを見てきました。いつから下水に流してきたのでしょうか、お答えください。

○南野直司議長 上下水道部長。

○末永上下水道部長 市内化学メーカーの敷地につきましては、公共下水道の整備後、下水道管に流すことが可能となる供用開始を平成8年11月に行っております。その後、市内化学メーカーによる敷地内排水と汚水ますを接続する排水設備工事が実施され、平成11年11月より公共下水道の使用が開始されております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 下水につないだのは平成11年11月、その2か月後、平成12年は西暦2000年です。ダイキン工業株式会社は、1960年代後半からPFOA製造を開始します。30年以上は下水ではなく味生水路に排水を垂れ流してきました。地域の土壌や地下水をどれだけ汚染してきたことか。これまでのPFOAの排出総量、

これを把握していますか。お願いします。

- 南野直司議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 排出量の把握につきましては、法的な規制もなく、市に権限がございませんので、把握はしておりません。

また、排出量は、市内化学メーカーの機密情報に当たるものと考えております。本市としましては、大阪府とともに、周辺の濃度測定により状況を把握してまいっております。

- 南野直司議長 増永議員。
- 増永和起議員 いろいろ健康被害とか、こういう問題について調べていこうと思えば、どれだけ今まで排出してきたかは大事なことなんです。企業秘密で済まされない。国民の人体の中に入ってきている、そして、世界的にも規制がかかってくる有害な物質とされているものですから、企業の営利のためにそういうことを秘密にするのはおかしいと思います。ちゃんと調べてください。

2002年は下水処理場へ年間9トン、除外塔より大気へ3トン、また、1970年代から総量で約100トンというようなダイキン工業株式会社の排出量についての文書があります。ダイキン工業株式会社自身は、この文書についてノーコメントですが、ぜひ市として、これまでの総排出量をダイキン工業株式会社にしっかり聞いていただくように要望しておきます。

PFOAは、自然界で分解せず、人の体内にも長く蓄積されます。過去の莫大な汚染が水を、土壌を、大気を汚してきました。安威川の高濃度汚染は、神崎川から大阪湾へと流れ、湾から逆流し、2003年の淀川は1リットル当たり140ナノグラム、現在の目標値の3倍近くの濃度で、水道水も汚染されていたことが調査で分かっ

ています。汚染された空気や水道水を摂取した当時の摂津市住民、この血液から高濃度のPFOAが検出されました。現在も体内に汚染が残っているのではないかと市民から不安の声が上がっています。

そこで、今年6月5日、京都大学の小泉・原田両先生のご協力の下、11人の市民が血液検査を受けました。一津屋地域、南別府町、別府地域、東別府地域の居住歴18年から49年、年齢36歳から86歳、男性4人、女性7人です。血液中のPFOA濃度は、平均1ミリリットル中8.2ナノグラム、非汚染地域の約3倍、11人中7人が高濃度、最高の方は17.1ナノグラム毎リットルで、非汚染地域の6倍以上でした。この方々は農作物を作って食べているわけではありません。つまり、過去のPFOAの汚染が現在も体内に残っているんです。資料は既に市に提供しています。この事実について、どのように受け止められたのか、お尋ねします。

- 南野直司議長 保健福祉部理事。
- 荒井保健福祉部理事 議員がおっしゃった情報については把握しております。ただ、PFOAによる健康被害につきましては、国際的に標準的な分析手法が確立されておらず、国においても身体への影響の基準が示されていないことから、現段階では数値でもって評価することができない状況にあると考えております。
- 南野直司議長 増永議員。
- 増永和起議員 今すぐこれについて、健康影響はどうやという話をしているのと違うんです。こうやって血液の中にPFOAが高い濃度であるということ、このことを市は知ってどう思いましたかと聞いているんです。今まで農作物を食べておられることでPFOAの血液濃度が高くなっていると

思っておられたと思うんですけど、そうではない方にも影響があることを提示しているわけですよ。分からないのなら、なおさら調査をする、これが必要なんじゃないでしょうか。多くの市民に影響していると思います。血液検査や健康調査、疫学調査が必要だと思いませんか。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 先ほどご答弁したような状況を踏まえ、市としましては、国に対し、引き続き、人の健康への影響について、科学的な知見の集積、調査・研究及びガイドラインの作成等を、関係部署と連携を図り、要望してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 今年6月、アメリカ環境保護庁、通称EPAが、PFOA等の新しいガイドラインを発表して規制を強化しました。少量の摂取でも健康に影響を及ぼすと、子どもにも関係すると、そういうことが言われています。日本でのPFOAの健康影響調査をやるなら、全国一の汚染にさらされたこの摂津市民を対象にせずにはできません。ぜひ国や大阪府に対して強く調査を求めるようにお願いしておきます。

ダイキン工業株式会社の責任は、PFOA大量排出の張本人だけでなく、健康被害なども十分知って排出し続けた、そういうことにもあります。

1981年、PFOA製造の世界8大メーカーの一つ、デュポンの工場で、女性従業員2名から先天性欠損症の子どもが誕生しました。2000年、アメリカ環境保護庁、通称EPAがPFOAの危険性を警告します。2002年、世界8大メーカーの一つ、3Mは、人体への危険性を理由にPFOAの製造を中止し、市場から撤退しま

す。ダイキン工業株式会社も8大メーカーの一つで、十分こういったことを認識していたにもかかわらず、2012年まで製造を淀川製作所でやっており、大量排出を続け、現在も暫定目標値の10倍を超える濃度で汚染水を流している、そういう状態でございます。

摂津市は、ダイキン工業株式会社と環境保全協定を結んでいます。ぜひ環境保全協定で話し合うべきだと思います。16条、新たな問題が発生したときは協議する、15条、市民への補償についても述べられています。これについてはいかがですか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 環境保全協定は、その前文において、公害関係法令等の定めに従って公害防止対策を推進すると規定しております。PFOAは、協定を締結した当時に、水質汚濁防止法の規制の対象となる物質とはなっておらず、また、現在においても、水環境全体の暫定的な目標値のみが定まっておる状況でございます。よって、PFOAを協定に適用するかどうかにつきましては、水質汚濁防止法等の基準が法整備された時点であると認識しております。

また、この前提といたしまして、補償について、環境保全協定上、公害の発生を条件に事業者が行うことが記されております。現在、先ほども申し上げたとおり、水環境全体の暫定的な指標しかないところでございますので、相当範囲にわたる水質汚濁による被害がある状況を判断できず、公害が発生している状況ではないことから、現在、話し合う段階とは考えておりません。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 先ほどご紹介した報道機関のTansaの取材に、ダイキン工業株式

会社は、協定に基づいて、摂津市の申し入れがあれば補償の協議に応じる、こう言っているらしいんです。ぜひ話し合ってください。協定は、条例に当てはまらない公害、こういうものについてもやると話し合われてきたはずです。

それでは、次に行きたいと思います。

国保です。平成29年度、大阪府内統一化を目指すということで、その1年前の2017年から現在まで、一人当たり保険料を約2万円値上げ、一方で基金は4億円超え。国保基金は国保にしか使えません。基金を使って保険料を引き下げるべきではないでしょうか。お答えください。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

基金につきましては、激変緩和措置の財源として、これまでも当初予算段階において計上してきたところでございます。保険料につきましては、令和6年度の保険料率の統一に向け、被保険者への急激な負担にならないよう、激変緩和措置を講じながら保険料改定を行ってまいりました。しかしながら、これはあくまでも激変緩和措置として、経過措置期間に限られるものであると認識しております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 つまり、統一化後は、基金は埋もれるだけです。有効に使いましょう。

兵庫県加西市では、今回、18歳まで国保料を無料にしました。これは、国の制度の上に上乗せという形です。国の制度に上乗せして、例えば、未就学児、小学校に上がる前のお子さん、ここを無料にしようとしたら、摂津市はどれだけの財源が必要ですか。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

現行の軽減措置を適用した上で、さらにその残額を減額する場合につきまして、概算で申し上げます。

まず、未就学児に係る均等割の合計額が約1,800万円となっており、これに2割から7割の軽減を適用し、さらに未就学児の5割軽減を適用した後の残額が約600万円となっております。未就学児の均等割だけを考えますと、約600万円の財源手当が必要となりますが、現行の制度上、この軽減の財源手当は解消すべき赤字とみなされるものでございます。そのため、交付金の減額につながるなど、国保財政全体に及ぶ影響はこれにとどまらないものと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 600万円。できるじゃないですか。18歳まで医療費の補助をほかの市町村に先駆けてやってきた摂津市です。子どもの保険料無料化に踏み切れない。なぜでしょうか。加西市はやっています。減免制度も含んだ統一化の呪縛があるからだと思います。こういった統一化に対して、再度の見直しの年が来年やってきます。統一化に反対する、せめて統一時期を延期する、こんなふうに意見を述べるべきじゃないでしょうか。お願いします。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

現行の大阪府運営方針におきましては、保険料率や減免基準などにつきましては、令和6年度には大阪府内完全統一となっております。本市におきましては、これにのっとり粛々と進めていくことが肝要であると考えております。

なお、来年度の運営方針の見直しに当たりますと、大阪府内全体の動き、動向に

ついても注視するとともに、大阪府に対しまして言うべきことは言う姿勢でしっかり意見してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 言うべきことは、反対、延期、これですよ。お願いします。

来年度、保険料をどうされるんでしょうか。値上げではなく値下げをぜひすべきです。どうぞよろしくお願いします。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 平成30年度の都道府県化以降、保険料率の統一に向け、これまで保険料改定を行ってまいりました。この間は、被保険者への急激な負担とならないようにという視点を持って改定してきたところでございます。来年度以降も一環してこの視点を持って改定に当たってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 物価高、コロナ禍の下、基金を活用して来年度の保険料をぜひ下げてください。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、別府3丁目の火災、最後です。

消火に当たられた皆さん、避難所開設など被災者支援の活動を行ってくださった職員の皆さん、夜を徹しての活動に心から敬意を表します。感謝を表すものです。本当にお疲れさまでした。今後、延焼が広がらない対策、そういうことについても検証をお願いしておきます。

さて、身の安全の確保の次は、住居の確保が必要です。被災された方に公営住宅の案内はされたのでしょうか。お答えください。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 被災された方への市営住宅等の一時入居の案内についてでございま

す。集会所等に避難されました方々に対しましては、災害に遭われた方へのお知らせというものを配布しておりまして、市営住宅の政策空き家への一時的な入居についてご案内させていただいているところでございます。

今回、そのお知らせを見られまして窓口に来庁された方々に対しましては、一刻も早く住居を確保し、安心してお過ごししていただけますように、まずは市営住宅の政策空き家への一時入居に係るご説明、及び、現在の状況、また意向等を確認させていただきまして、申請に係る書類をお渡しさせていただいたところでございます。

結果といたしまして、4世帯の方からご相談をお受けいたしまして、最終的に2世帯の皆様が市営住宅に一時入居されることになった次第でございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 府営住宅はどうだったでしょうか。個人で問い合わせるようにと、府営住宅の案内がされなかったと聞いています。しかし、府営住宅は、市長が一時使用許可の依頼文書を大阪府に申請する必要があります。7日間以内という制約もあります。私が言ったので、急いで担当者が大阪府に連絡をしてくれた経過がありますが、お答えください。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 府営住宅への一時入居のご案内ができていなかった、このことについてでございます。まず、府営住宅への一時入居の申請に当たりましては、今しがた議員がご紹介いただきましたこともあります。市営住宅の政策空き家が全て埋まっていること、そして、おっしゃられた災害発生日から起算して7日以内に申請をする必要があること、そして、その手続は、大阪

府に市からも申請のことについての書類を送ることがございます。このことにつきましては、大阪府に私どもが確認するまで把握ができておりませんでした。今後につきましては、まずもって市営住宅の一時入居につきましてご案内することはもとより、併せて、府営住宅への一時入居につきましてもご案内をさせていただこうと思っております。

また、市営住宅への一時入居が想定数を超えるような状況が生じる場合にありましては、大阪府との綿密な連絡調整の下、被災された方々が早期に生活再建を図れますよう支援してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 被災者の頼りは職員の皆さんです。日頃からしっかりと備えを行っていただくよう要望しておきます。

また、大阪府は、災害発生日から7日間だとか、全部市営住宅が埋まってなあかんとか、ちょっと厳し過ぎますので、ぜひ現実的に使えるように大阪府にも言っていただきたいと思えます。

支援策はほかにもいろいろありますが、ワンパッケージでお届けできたのか、お答えいただきたいと思えます。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 被災された方々は、集会所等に避難されている方や、親族等の家に一時的に身を寄せておられる方など、様々でございます。速やかに保健福祉課から連絡を取らせていただき、災害見舞金をはじめ、各課で所管する減免等の制度の一覧をお渡しして案内をさせていただいております。

今回の火災に関する対応におきまして、発災当時の対応において確認させてい

ただいた情報を基に、被災された方への案内をさせていただいたところでございます。

○南野直司議長 増永議員。

○増永和起議員 被災者の方は情報もないですし、本当に何回も市役所に行くこともできません。国保の災害減免に行つたけれども、高齢者なのに介護の災害減免を知らなかった場合が今回あったと聞いています。ぜひしっかりと対応していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

以上です。

○南野直司議長 増永議員の質問が終わりました。

次に、松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、順位に基づき、質問をさせていただきます。

まず、災害対策本部訓練等の必要性と実施の有無について。

災害はいつ起きるか分かりません。迅速に対応するためには、有事を想定した災害対策本部訓練が必要と考えますが、市の見解をお聞かせください。

2、旧三宅スポーツセンターと旧味舌小学校跡地の将来的な資産活用について。

それぞれの現在の活用状況等についてお聞かせください。

3、中学校給食の現状と給食センター用地選定等の取り組みについて。

給食センターを吹田市と共同実施しない結論に至った経緯についてお聞かせください。

4、ごみ処理広域連携に向けた進捗状況等について。

着々と茨木市とのごみ処理場の広域連携の準備を進められています。開始に当たり、市民に特に影響があるごみの分別につ

いて、どうお考えか、お聞かせください。

5、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の今後の状況とさらなる情報提供の必要性について。

現在のワクチン接種状況についてお聞かせください。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 災害対策本部訓練の必要性についてのご質問にお答えをいたします。

近年、大規模災害は、いつどこで発生するか分かりません。特に、地震を想定した場合、摂津市において最も被害が大きいと予測されております直下型地震の上町断層帯地震Aの発生確率を見ますと、30年以内に2%から3%ですが、海溝型地震の南海トラフ巨大地震は、発生確率が70%から80%とかなり高いことから、十分な警戒が必要であると考えております。

いつ起きるか分からない災害に備え、もし、きょう、大規模な地震が発生したとしても、市として実施すべき非常時優先業務を滞りなく遂行していくためには、災害対策本部の各班が、発災後、速やかに対応できるよう、毎年継続して訓練を実施することで、誰が、いつ、何をするのかを確認することが大変重要であると認識しております。

○南野直司議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 旧三宅スポーツセンターと旧味舌小学校跡地の現在の活用状況等についてのご質問にお答えいたします。

旧三宅スポーツセンター跡地につきましては、耐震改修済みの教室で地域住民の

方々が体操をしたり、運動広場ではサッカー、野球、ソフトボールといったスポーツの実践の場として活用されております。また、コロナ禍で開催が不定期になってはおりますが、地元自治会のお祭り、また、体育祭や防災訓練などにも幅広く活用されております。

旧味舌小学校跡地につきましては、これまでは味舌体育館建設工事が進められておりました。竣工後は、せつつ幼稚園の建替工事に伴う仮園舎としまして、令和5年9月までの使用予定となっております。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 吹田市と中学校給食を共同実施しない結論に至った経緯についてのご質問にお答えいたします。

令和3年8月に、吹田市から健都での中学校給食共同実施についてご提案があり、両市で検討を重ねてまいりました。その結果、運用面や財政面などの様々な課題が明らかになり、課題解決には相当な時間を要すること、また、共同実施を行う上で最も肝要である中学校給食に関するコンセプトにおいて、本市が中学校給食を市の管理下で実施を検討していることに対し、吹田市は民設民営で検討されていることなど、両市の考え方に大きな相違があったため、協議の結果、共同実施を断念せざるを得ないと判断したものでございます。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 広域化開始による分別区分の考え方についてのご質問にお答えいたします。

ごみの分別に関しましては、広域化の開始に伴い、茨木市環境衛生センターにおいて溶融処理をすることから、現在の燃やせ

るごみ、燃やせないごみの区分の調整と名称の変更を行います。燃やせないごみのうち、プラスチックなどを燃やせるごみと合わせ、普通ごみとし、週2回の収集へ、比較的排出量の少ない陶器などの燃やせないごみを複雑ごみと区分し、月1回の収集といたします。

そのほか、資源ごみに関しまして、新型コロナウイルス感染症の影響による通販事業の拡大など、市民の生活様式の変容により排出量が増加傾向にある段ボールにつきましては、これまでも収集回数増加の要望もあったことから、回数を月1回から月2回へ変更いたします。

リチウム電池やモバイルバッテリーなど、慎重な取り扱いが必要なものにつきましては、蛍光灯と併せて収集を行うなど、再生資源の活用促進、収集ニーズを考慮した見直しを行ってまいります。

市民の皆様への周知につきましては、新たにごみ分別ハンドブックを作成した上で、全戸配布を行うとともに、地域での説明会開催、ホームページや広報紙への掲載など、多様な方法を活用し、丁寧に行ってまいります。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 新型コロナウイルスワクチン接種の現状についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、3回目接種完了から5か月以上が経過する60歳以上の方、18歳から59歳のうち、基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象に、現在、4回目接種を進めております。

接種券につきましては、3回目接種から

5か月をめどに発送しており、現在、約8割の方への発送が完了しております。

なお、予約受付状況につきましては、電話による予約受付開始時には一時的に電話が混み合うこともありますが、接種実施医療機関のご協力により、予約枠も十分確保しているため、接種を希望する方全員の予約を受け付けてできている状況でございます。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 これよりは一問一答形式でお願いいたします。

まず、災害対策本部訓練等について、訓練を毎年行うことの必要性について理解をしました。

危機管理の目的は、有事において、発災時の被害を軽減するとともに、復興活動を迅速にして市民の命を守ること、有事を前提とした業務が求められます。昨年度は実施されなかった災害対策本部訓練について、今年度はどうされるのか、お聞かせください。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 今年度の災害対策本部訓練の実施につきましてご答弁いたします。

昨年度、地震版の業務継続計画、通称BCPの策定に向けて、災害対策本部の各班に対して非常時優先業務の項目整理を行っていただきましたが、非常時優先業務を遂行するためには大幅な人員不足が生じていることが判明しました。発災後から3日間は、外からの受援が期待できず、市職員のみで非常時優先業務を行う必要があり、現在、改めて非常時優先業務の再点検や開始時期の見直しなどを行っているところで

す。  
また、一方で、地域防災計画の改訂作業も実施しており、これら作業と並行して、

地震時を想定した災害対策本部訓練の実施に向けた計画を改めて検討していく必要があります。

どちらにいたしましても、今年度末までには対策本部訓練を実施したいと考えており、引き続き検討を進めてまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 訓練を実施するものと理解しました。危機管理業務が有事で適切に動けるか、訓練を通じて見える化することは、議会、そして市民の安全にもつながります。よろしく願いいたします。

次に、旧三宅スポーツセンター等について、現況は理解しました。

昔、一部では、厳しい財政のため売却という考えもあったと認識していますが、森山市長のリーダーシップの下、健都等で財政状況は好転し、以前とは状況が大きく変わっています。改めて、両施設跡地の将来的な活用について、どうお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 現在、いずれの施設の跡地につきましても、基本的には、災害時におきまして、防災空地として位置付けております。平時におきましては、それぞれの施設跡地におきまして一定の活用がされてはおりますけれども、将来的な活用方法につきましては、現在のところ定まってはおりません。それぞれの地域の特性を勘案しながら有効活用ができる方策を検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 検討してまいるとのことです。旧三宅スポーツセンターでは、耐震化されていない校舎が取り残されるなど、地域住民にとっても方針が示されていないことで不安材料となっています。早期に平時

の将来的な活用について検討すべきではないでしょうか。どうお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 旧三宅スポーツセンターにつきましては、ご指摘のとおり、耐震化されていない建物等がまだ残ってはいる状況でございます。平成25年の10月から、屋内運動場は隣接いたします子育て総合支援センターの遊戯室として活用がされているものの、一部の既存の校舎、それと運動広場の利用にとどまっているのが現状でございます。味舌小学校跡地におきましても、幼稚園の仮園舎の後の活用については未定となっております。

平時も含めました将来的な活用方法につきましては、具体的には定まってはおりませんが、他市の事例も参考にしながら、今後、庁内各部署とも協議を行うなどして検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひとも検討するよう要望いたします。

この両施設跡地は、シティプロモーションも兼ね、人を集める魅力とし、このまちに住みたいと思ってもらうための豊かな住環境に生かすべきです。例えば、機能別公園として、旧味舌小学校跡地は芝生化し、一部は舗装化してキッチンカー等のイベント空間をつくり、にぎわいを創出する公園として、旧三宅スポーツセンターは、未耐震の校舎を解体し、スポーツと健康増進のための運動拠点となる公園とする。そして、防災空地としての安全性、利便性の確保も図っていく、これが、周辺の価値向上にもつながり、空き家対策ともなる開発需要を促進し、税収増など長期的なメリット

をもたらすものと考えます。

この件は、J R千里丘駅西地区再開発と同様に、特に市長のリーダーシップが求められます。市長、ご検討をよろしく願います。

次に、中学校給食について。

吹田市とはコンセプトの時点で相違があったということで理解しました。生徒のためにしっかりと検討されたと思いますが、時間をその分、費やされています。改めて、センター用地選定の状況をお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 吹田市との共同実施を断念したことを受け、引き続き、健都イノベーションパーク以外での用地選定を進めていく必要がございます。給食センターにつきましては、工場扱いとなるため、建設できる用途地域は限定されますが、新たに土地の購入を検討するのではなく、まずは現市保有地の活用を第一に検討を進めております。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 用地選定の方向性は理解しました。限られた市保有地では、施設機能の複合など工夫が必要と考えます。例えば、スポーツ施設、公園機能をセンター屋上に移設する等で空間を生かし、有事には緊急避難場所とする。幅広く可能性を検討し、早期の選定を要望いたします。

また、センターは時間がかかるため、現在の中学校給食の取り組みも大切ですが、現状について、どのようなものか、お聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 現在、中学校給食につきましては、デリバリー方式選択制で行っております。平成27年度の6月から実施

をしており、現行契約は令和5年度末までとなっております。

喫食率といたしましては、令和元年度に5.0%、令和2年度に6.1%、令和3年度には6.5%と、毎年少しずつではありますが増加してきており、令和4年度の1学期時点では6.9%となっております。

学校別では、喫食率の高い学校では、目標喫食率の10%を超えた13.2%という喫食率の高い学校もある一方、喫食率の低い学校では、2.5%という喫食率の学校もある状況でございます。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 現状は理解しました。喫食率向上には、入学した最初の時期に無料喫食日を設けて給食に触れさせる、選択制給食への親しみをふやす工夫もよいのではないのでしょうか。現状でのさらなる創意工夫も要望いたします。

次に、ごみ処理広域連携について。

ごみ分別について、利便性向上につながるものと理解しました。周知もよろしく願います。

さて、広域連携で本市環境センターが運転停止するなど、その処理体制は変わりますが、それらについてはどうお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 広域化に伴う処理体制の変更についてのご質問にお答えいたします。

ごみ処理の広域化開始に伴い、摂津市環境センターにつきましては、令和5年3月末までに搬入されたごみを処分した後は、主たる役割が終了することとなります。施設の管理など、一部継続して行う必要がある業務及び収集運搬業務につきまし

ては、広域化後においても行うこととなるため、環境業務課及び環境センターにおける運営体制、人員体制の見直しを行うなど、組織再編を行ってまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 組織再編を行うと理解しました。

この広域連携は、本市のごみ行政の大きな改革でもあります。これを機に、当分野での行政サービス向上を一層図るべきですが、懸念材料として人材の確保があります。行政サービスを低下させず向上するための廃棄物処理部門の在り方についてはどうお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 廃棄物処理部門の在り方についてのご質問にお答えいたします。

広域化に伴う分別区分の見直しを実施する上で、円滑に、かつ確実に行うことができる収集体制整備に加え、今後は、茨木市へのごみ処理負担金に直接的に影響するごみ量の減量化、様々な相談調整が必要となる地域との連携、災害時における廃棄物処理への備えなどが重要なこととなってまいります。これらの事項に組織的に対応するため、廃棄物処理体制の在り方について検討し、事業者との連携を図りながら、持続可能な廃棄物処理体制を構築してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ持続可能な廃棄物処理体制を構築していただきたいと思います。事業者とのさらなる連携、そして、直営の職員確保について議論を進めるべきと考えます。広域連携が市民にとって不便になったと言われぬよう、しっかりと改革を進められるよう要望いたします。

最後に、新型コロナウイルスワクチン接

種についてですが、現状は理解しました。

では、オミクロン株対応の新たなワクチン接種についてはどのような状況か、お聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 現在、日本国内ではオミクロン株が流行株となっていることから、国において、オミクロン株と従来株に対応した2価ワクチンの供給が開始され、本市においてもオミクロン株対応ワクチンによる接種に向けて準備を進めております。

ワクチンの種類につきましては、ファイザー社及びモデルナ社のワクチンとなり、本市においては、10月1日から4回目接種の対象者に接種を開始し、順次、3回目未接種者や4回目の対象とならなかった60歳未満の方にも対象を拡大していく予定でございます。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 新たなワクチンが追加接種されるものと理解をいたしました。

また、11歳以下の子どもへのワクチン接種が努力義務となりますが、どうなるのか、お聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 5歳から11歳までの小児に対する接種につきましては、1・2回目の接種率が約10%となっており、全国的な接種率を下回る状況でございます。

ご質問にございましたとおり、令和4年9月6日付で関係法令等の改正が行われ、3回目接種の開始とともに、他の年代と同様に努力義務が適用されることとなりましたが、あくまでも本人及び保護者の意思で受けていただくものであることに変わりはなく、子どもと保護者が十分に理解して接

種について判断できるよう、丁寧に情報提供を行うとともに、事実上の強制につながらないよう、教育委員会とも連携しながら取り組んでまいります。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 12歳以上と同じ努力義務適用で、強制を伴う義務ではないと理解しました。

ほぼ重症化しない子どもは、自己免疫で十分なら、長期的な安全性が検証されていないメッセンジャーRNAワクチンを打つ必要性は低い、そのような保護者の声を聞きます。それが現状の数字として現れています。そして、厚生労働省の新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードでの直近8月の約1か月、12歳から79歳で10万人当たりの新型コロナウイルス感染症新規陽性者は、未接種者より2・3回目接種者合計のほうが多く、接種したほうが感染している実態があります。

また、令和2年6月から、厚生労働省により、他の要因での死亡も、新型コロナウイルス感染症陽性であれば、全て新型コロナウイルス感染症死者でカウントされ、新型コロナウイルス感染症起因の死亡かどうか、正確に把握されていない実態があります。

この問題を取り上げた8月17日付の中日新聞記事を抜粋すると、「愛知県では、新型コロナウイルス感染症の第7波で15日までに公表された愛知県内の新型コロナウイルス感染症死者について、死因で第4波や第5波などでは顕著だった新型コロナウイルス感染症に関連した肺炎単独のケースは確認されていない、第7波での死者数は、15日時点で235人、高齢だったり持病がもともとあったりする感染者の多くが老衰や持病の悪化などで命を落としてい

ると見られる」というものです。不明瞭な数字が検証されないまま、ひとり歩きしています。

その上で、2月から8月7日までの約半年、厚生労働省のワクチン接種での副反応疑い報告は、5歳から11歳は重篤30件、死亡1件となっています。この現状での努力義務化は子どもたちにとって適切なのでしょうか。努力義務となれば、同調圧力が懸念されますが、学校における対応についてお聞かせください。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 学校においては、教職員がワクチン接種についての指導をすることはございません。大阪府から府内の小学校等にワクチン接種に関するリーフレットを配布する予定であることは伺っており、情報提供として配布する予定でございます。

○南野直司議長 松本議員。

○松本暁彦議員 学校では大阪府のリーフレットが配布されるとのことです。その配布で、クラス内で同調圧力が起き、あるいは、教師が接種することを示唆して子どもと保護者の判断を半ば強制することのないよう、十分に留意することを要望いたします。

さて、厚生労働省の医療機関からの副反応疑い報告状況では、8月7日までで、全種類の新型コロナウイルスワクチン合計で死亡1,392件、製造販売業者からの報告では、死亡1,738件となっています。今、その多さに、一部の病院、医師等でワクチンの安全性を懸念する声が出ています。

一つ紹介すると、全国有志医師の会というのがあり、「5歳から11歳の子どもたちへの新型コロナウイルスワクチン接種の

努力義務規定に強く抗議します。子どもたち、若者たちへの新型コロナウイルスワクチン接種の即時中止を求めます」という緊急声明を出しています。その内容を抜粋すると、「世界各国から新型コロナウイルスのスパイクタンパクが血栓形成毒性を持つことを示唆する論文が多数発表されています。メッセンジャーRNAワクチンには、この新型コロナウイルスのスパイクタンパクの血栓形成毒性を除去した形跡は認められず、実際に接種後に血栓に関連する副反応が多数報告されています。これらのことから、このようなタンパク質を発現する遺伝子製剤やタンパク質自体を体内に投与することは、医学的に大きなリスクを生じると予想されます」というものです。

このようなワクチンに関して懸念する情報はふえています。テレビ等でほとんど取り上げられず、打て打てという報道、CMが大半で、情報の偏りを感じます。このことは接種判断へのミスリードとなりかねないものです。市民に改めて冷静にメリット、デメリットを把握してもらう必要性が生じていると考えます。

そこで、市民への副反応リスクの周知について、併せて、国の副反応による健康被害救済制度の状況についてお聞かせください。

- 南野直司議長 保健福祉部理事。
- 荒井保健福祉部理事 接種券発送の際、ワクチンに関する説明書を同封し、ワクチンの効果、注意点、予防接種健康被害救済制度に加えて、副反応についての情報等を対象者全員にお知らせしております。

なお、5歳から11歳までの小児の接種券発送時には、子どもにも十分に理解ができるよう、平仮名つきの案内を同封し、お知らせしております。

また、摂津市コロナワクチンコールセンターや保健福祉課の保健師が、随時相談対応を行っているところでございます。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する健康被害につきましては、現在、全国の自治体から国に約4,200件の進達がなされ、国の専門審査部会において審査されたもののうち、約900件が認定、約60件が否認という結果となっている状況でございます。本市におきましても、これまでに、健康被害の申請を受け付け、対応しているケースもございます。

- 南野直司議長 松本議員。
- 松本暁彦議員 リスク周知の現状、そして、救済制度は約4,200件の進達という驚くべき数字で、かつ認定が3割に満たない現状を理解しました。

ワクチンは、打つことが目的ではなく、命、健康を守るための手段の一つであります。1年半前の高まる不安で、とにかく打とうという段階は過ぎ、今は、見えてきたワクチンの実態、重大な結果にもつながる副反応、打てば打つほどに高まる副反応リスク、国の救済制度の困難さ等を踏まえ、慎重に判断すべき段階です。それにもかかわらず垂れ流される曖昧な数字や情報の偏りは、市民にとって適切な判断を阻害しかねず、コロナ後の禍根を残す一因となるもので、大きな問題です。この質問内容も踏まえ、副反応の実態も含めたさらなる情報提供を市民へ行うよう強く要望いたします。

あわせて、この庁内においても、たとえ消防職員や保健師であろうとも同じで、接種は皆義務ではありません。誰に対しても同調圧力をかけることがなきようお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○南野直司議長 松本議員の質問が終わりました。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 最初に、旧統一協会問題についてお聞きいたします。

まず、亡くなられた安倍元総理に心からご冥福をお祈りいたします。

旧統一協会は二つの顔を持っています。一つは、靈感商法、集団結婚などで莫大な被害を出している反社会的カルト集団の顔、もう一つの顔は、反共の尖兵役として表裏一体の政治組織、国際勝共連合の顔であります。

全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、確認できた金銭被害は、昨年までの35年間で総額約1,237億円、相談件数は3万4,537件だと。しかし、K弁護士は、この数字は被害の一部だと、実際は10倍と見たら、34万件の被害があると、その周りの家族を含めれば100万人の被害者が連鎖と見えない形で埋まっていると述べています。

今、この反社会的カルト集団と政界との関わりが大きな問題になっています。この間、共同通信による全国会議員712人を対象にしたアンケートによりますと、8月5日時点で583人から回答が寄せられ、そのうち何らかの接点があったと認めたのは106人、自民党は約8割の82人ということが明らかになっています。この数字は、その後、どんどんふえています。

この問題では、マスコミからも各地方自治体における調査依頼が来ていると思います。本市においてはどうか、相談の受付などはどうなっているのか、お聞きいたします。

次に、業務継続計画（BCP）について

です。

災害時において、行政自らも被災し、人、物、情報等、利用できる資源に制約がある状況下において、災害対策を含め、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画の策定は、本市としても急ぐべき課題であります。

本市の地域防災計画では、2021年度、つまり令和3年度中に業務継続計画を作成するとしています。また、市内企業においても、この計画策定に向けて支援事業を産業振興課で行おうとしています。この取り組み状況についてお聞きいたします。

次に、鳥飼まちづくりランドデザインについてです。

この計画は、約2年かけて今年4月に策定されました。その後、住民説明会が3回開かれました。前回の議論内容の振り返り、質問への回答、説明方法の工夫などが行われていますが、今後の議論を進めていく上で感じた点を4点申し上げます。

一つは、同ランドデザインそのものの周知が進んでいないこと、二つ目に、ランドデザインの情報を得て意見を言える機会が少ないこと、三つ目に、説明されているランドデザインが、まちの将来イメージを描くもので、長年目の前にある問題に直面してきた住民にとって具体性を感じられない絵空事として受け取られかねないこと、そして、四つ目に、これまでの説明会の目的が鮮明でないことです。

ランドデザインは、お話にありますように、大きく四つ、細かくは六つのエリアに設定されて、それぞれの課題、目指すまちのイメージが述べられています。どこをどう切り取って質問したり要望したりして

いいか、つかみどころがないまま、理解している少数の方の発言で時間が終わってしまいます。

今後、グランドデザインを生きた計画へと発展させていくために、どのように対応していくのかお聞きいたします。

以上、1回目です。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 旧統一教会問題についてのご質問にお答えいたします。

昨今、近隣自治体等におきまして、旧統一教会、現在の世界平和統一家庭連合や、その関連団体等との取り組みなどを指摘した報道がなされたところでございます。

そのため、本市におきましても、各部局に対し、団体との関わりについて点検・確認し、関わりがあった場合は報告するよう求めてきたところでございますが、現時点で関係があったとの報告はございません。

また、国の旧統一教会問題専用の電話相談窓口につきましては、9月末まで設置しているとのことですが、ふだんから様々な機関において同様の相談を受け付けているとのことでございます。本市におきましても、各窓口で相談を受けた場合は、関連機関や弁護士相談等につなぐなどの対応に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、鳥飼まちづくりグランドデザインについてのご質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、本年7月に策定し、その後、速やかに市ホームページ及び広報紙にて周知を行ったところでございます。

現在実施している説明会では、自治会や

学校PTAなどの皆様にもご協力いただきながら周知をさせていただいているところであり、また、説明会終了後のアンケートでいただいたご意見等も参考にして、さらなる効果的な周知方法について検討していきたいと考えております。

次に、市民参画の機会に関しまして、情報の共有という観点から申し上げますと、市が持っている情報は、可能な限り住民等の皆様にお伝えしていきたいと考えており、住民の皆様との意見交換の場、あるいは、市ホームページに設けている、気楽にご意見等をいただける投稿フォームからお知りになりたい事項をお知らせいただければ、速やかに情報を整理してお伝えしたいと考えております。

また、意見を言える場や機会につきましては、いつでも先ほどの市ホームページの投稿フォームからご意見をいただけるようにしておりますし、市役所の業務時間内であれば、4階の鳥飼地区まちづくり担当窓口にお越しいただければ、お話をいただくことは可能でございます。

続きまして、議員がご指摘の絵空事のように捉えかねないのご懸念につきましては、グランドデザインは、将来予想について、住民等との対話による磨き上げを行い、将来予想の実現に向けた取り組みを検討し、関係者との役割分担等を行い、個別具体の取り組みを実施していくという段階を踏んでいきます。

現在の将来予想が絵空事のように見えるのご指摘もございますが、全くの絵空事とは考えてはならず、住民等の皆様が望めばできる内容になっております。住民等の皆様と将来予想を共有し、それぞれができることを行うなど、市役所と住民等が協働することでまちづくりを推進していくやり

方がこのグランドデザインでございます。  
このようなやり方は、これまでなじみが薄いかもかもしれませんが、住民の皆様へ粘り強く説明を行い、ご理解、ご協力をいただけますようにしていきたいと考えております。

最後に、住民説明会の目的が鮮明ではないとのご懸念につきましては、住民等の皆様と良好な関係を構築し、よりよい鳥飼地域をつくっていく上で、住民説明会は大変重要な意味があると考えております。これまで、会議の開催案内に目的を記載、会議の冒頭に目的を説明するなど、工夫をしまいましたが、さらに住民等と良好な関係を構築していくためにも、説明会の運営方法等について一層改善するよう努めてまいります。

○南野直司議長 総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 業務継続計画、通称BCPの本市の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

本市では、昨年度、地震編BCPの策定に向けて、地域防災計画に基づく災害応急対策業務と、通常業務のうち災害時でも継続しなければならない業務を整理して、非常時優先業務として取りまとめ、発災後、速やかに非常時優先業務を実施するために必要な職員数と職員の参集見込みを検討いたしました。その結果、発災直後に非常時優先業務を遂行するための職員数の確保が著しく困難であることが判明いたしました。発災後から少なくとも3日間は外からの受援が期待できないため、現在、改めて、災害発生時に市役所としての機能を維持するために、真に必要となる非常時優先業務の精査と、その業務を遂行するための職員の確保計画について検討を行っている

ところでは。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 次に、市内企業でのBCPの策定につきましては、令和2年8月に大阪府から認定を受けた商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律による事業継続力強化支援計画に基づき、摂津市商工会と連携して取り組んでおります。

摂津市商工会では、ホームページで大阪府が作成した超簡易版BCPの策定を促進するほか、大阪府商工会連合会が行う事業継続計画策定支援事業のチラシを約2,000事業者に送付し、周知をされております。また、摂津市商工会の事務所に超簡易版BCPシートを配架し、窓口での作成支援も行っております。

摂津市商工会と市が連携した具体的な取り組みとしましては、事業者向けのBCPセミナーを毎年開催しており、令和2年度から令和4年度の3年間で62事業者の参加がございました。BCPセミナーでは、摂津市に起こり得る災害を認識していただいた上で、超簡易版BCPシートの作成を通じて、被災時の迅速な事業継続及び復旧策の検討を促進しております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目の質問、最初に統一協会の問題です。

私も、三十数年前、数千万円のお金を取り戻すことに間接的に関わった経験を持っています。当時、いわゆるサラ金相談も多く、毎日走り回っておりました。また、豊田商事による詐欺事件、原野商法もあつたりで、大変な時代だったと記憶しています。ぜひ広報やホームページ等でも注意喚起されて、最大限に相談に乗れるような環

境整備をお願いしておきたいと思います。

そこで、きょうは、少し時間をいただき、旧統一協会の反共暴力集団、国際勝共連合の顔について少し話をしたいと思いません。

旧統一協会は、世界基督教統一神霊協会として韓国で1954年に設立されます。日本では、その5年後の1959年設立、1964年に東京都で宗教法人としての認証を受けることとなります。そして、国際勝共連合は、文鮮明氏を創始者として、1968年に、笹川良一氏や児玉誉士夫氏、そして、安倍元首相の祖父に当たる岸信介氏らが発起人となり日本で設立、初代会長は久保木修己氏、名誉会長は笹川良一氏であります。

反共暴力集団としてのすさまじい活動という点で、きょうはパネルを用意いたしました。（パネルを示す）これは9月4日付の赤旗日曜版であります。少し拡大しておりますけれども、見にくいと思いますが、雰囲気だけでも感じていただければと思います。

今から52年前、国際勝共連合が結成後、2年後の1972年と1978年の京都府知事選挙、当時、笹川さんが知事でありましたけれども、二つの選挙の様態を報道しています。見出しがあります。「京都の街が無法地帯と化した」ということであります。

1970年は、先ほど申し上げたように笹川さんが知事でありました。当時はビラの規制がなく、相手方の陣営は、事前、本番含めて50万枚配布し、そのうち5万枚を国際勝共連合が受け持ったと当時の朝日ジャーナルが伝えています。当時はこのビラをまくだけの役回りでありましたけれども、8年後の1978年の京都府知事選挙

では、その本性を現し、反共暴力集団として本性を出してきたわけであります。

少し読ませていただきます。

「前尾繁三郎自民党衆議院議長が回顧録で、共産党に対して勝共連合の協力を求めて対抗した」と書いています。自民党の要請で京都入りした国際勝共連合は、大学の原理研究会や統一協会の献身者、学業や仕事を辞めて集団している信者から選ばれたメンバーです。協会の1978年7月8日付世界日報では、19台の宣伝カーと2,000人の会員を動員し、機関紙号外約280万枚を京都で配布したと報じています。黒い宣伝車が大量宣伝で走り抜け、京都市中心部の四条河原町を、ゼッケン、白鉢巻き姿で埋め尽くす。京都のまちは無法地帯と化したと紹介しています。

これは写真であります。また見ておいてください。

それで、旧中選挙区時代、北摂7市3町が旧大阪3区でありました。1990年に前後して3回、国際勝共連合から女性の方が選挙に出ます。何と1990年は自民党の公認として出るわけであります。市長も当時は現職の大阪府議会議員でありましたので、ご記憶にあるかも分かりません。こうした今の統一協会をめぐる問題について、どう受け止められるのか、お聞かせをいただきたいと思いません。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 野口議員の質問にお答えをいたします。

記憶はあまり定かじゃないんですけども、五十二、三年前ですかね。私は、前にも言いましたけれども、ある民族運動に携わっておりました。その活動の中で国際勝共連合と出くわすことになりました。活動の機会があるごとにいろんな交流がありま

した。当然、最初、市議会議員の選挙で、2期目だったか、ちょっと忘れちゃったけども、支援といいますか、応援してくれたこともあったと思います。

おっしゃったように、それからかなりたった頃ですかね。新聞紙上で、今よく世間で言われている高額なつぼとか云々の話が大きく報道されました。そのときに、この国際勝共連合が宗教団体の傘下といいますか、関連団体ということを知ったんですけども、その後、間を置かずに、3区において衆議院議員の候補者がその団体から出馬されたんです。はっきり言うて、僕はそのとき自民党ですから、これも違和感を感じました。で、結局、衆議院選挙に出て敵対同士になるわけですね。その辺からもう立場を異にしてしまったわけです。当時は中選挙区ですから、自民党公認というたって支持する必要もないし、もう関係もなかったんですけども、それ以降はどうなったか、もう関係を絶ってしまいましたので分かりません。

それはそれなんですけれども、結果的には宗教法人の傘下、関連団体ということだったんです。宗教法人は、ご案内のとおり、宗教法人法の下、信教の自由という伝家の宝刀みたいなものがあるんですね。それによって守られていると言ったらいけませんけれども、なかなか実態が分かりにくいと思います。そういう意味では、法律で認められているとはいえ、反社会的、また、道義に反するようなこと、これは許されることは絶対ないわけでありまして。今後、今いろいろ社会問題になっておりますから、関係者にしっかりと説明責任を果たしていただきたいと思っております。

今のところ、摂津市内でそういう事例については聞いておりません。今後、市民の

皆さんが不安を持たれないように、そして、こういった何々商法に類するようなことが起こらないように、しっかりと注意しながら行政運営を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 市長からお答えいただきました。

もう一つ、きょうお聞きしたいのは、この統一協会との関係では、最もずぶずぶの関係、本丸と言われている安倍元首相の国葬との関係であります。

きょうは、もう一枚パネルを持ってきました。(パネルを示す)9月4日付の赤旗日曜版であります。これもなかなか見にくいと思うんですけども、またまた雰囲気を感じてください。

「統一協会 闇の実情」で説明しています。1973年に、京都の府議会議員を含めて自民党の28人が統一産業という会社のツアーで訪韓します。参加した自民党の議員のレポートで「反共講義に胸詰まる」と書いています。こちらは、これからどんどん自民党の秘書に信者が送り込まれてくるわけで、その様子も書いていますし、第2次安倍政権から接点を持つ議員が増加したと書いています。

こういう形で大変な被害をもたらしている統一協会と最もずぶずぶの関係がある安倍元首相を、今、国葬しようとしているわけでありまして。自民党も関係を断ち切ると言っていますけれども、先日の世論調査では81%が断ち切ることはできないと見ています。こうした人物を国葬し、国家として弔意を示そうとしています。先日、この問題では、我が党議員団は市長に対して申し入れも行ってきましたが、本市としてどう

されるのか、併せてお答えいただきたいと  
思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 引き続き野口議員にお答えを  
いたします。

今回、四つの視点で国葬が閣議決定され  
たわけでございます。そのちょっと前にお  
葬式があったんです。内々とはいえ盛大な  
葬儀だったと思います。私はメディアを通  
してしか分かりませんけれども、霊柩車  
が行くところ、行くところ、沿道にも  
すごい人が集まってきて、まさしく静かに  
みんな肅々と手を合わされている光景を  
目の当たりにいたしました。改めて安倍元  
総理の存在について、また認識を新た  
にした面もあったんです。

私は、それは形からいって世界の要人  
が誰もいないにしても、あの葬儀がまさ  
しく純粋な気持ちでの国葬と言っても  
いいのではないかと思います。その後、時  
間を置くことなしに、突如として国葬  
というニュースが流れてきました。私は、  
正直言って、ふと耳を疑ったというか、  
こういう言い方をしたら悪いんですけ  
れども、それを聞いたときに違和感のよ  
うなものを覚えたんです。私の長い間  
の政治観、これは間違っているかどう  
か分かりませんが、そこから言うと、褒  
め殺しになってしまわないやろかと、  
直感的にそんなことを思ったんです。  
一般論でいって、国葬というのは、国  
家に特別の功労があった方に対して  
国が執り行う葬儀でございます。全  
ての国民が故人に対してごく自然に追  
悼の意を示すものであると私は思っ  
ています。それが、時の総理が弔意を  
強制するとかせんとか言うこと自体  
が、もうこの葬儀の値打ちがなくな  
ってしまったと、残念なことだと思  
っております。

野口議員は、何か安倍元総理がずぶず  
ぶの関係やとかおっしゃったが、私  
はそうであったかどうかは全く分  
からない。そのことについては別  
といたしまして、今いろいろ騒  
ぎになってはいますけれども、故  
人に責任はないわけでありませ  
んから、私自身は、国葬が行われ  
る場合は、市民の皆さんはそれ  
ぞれの判断に任せて弔意を表し  
ていただいて、私自身は一人静  
かに手を合わせてご冥福を祈り  
たいと思っています。

それから、恐らく聞こうとされて  
いるか分かりませんが、半旗に  
するとかせんとかいうような話  
もありますけれども、私は国葬に  
反対をしているわけではありま  
せん。国葬が行われるとするな  
らば、一人の元総理、故人を送  
るという意味で、何らかの判断  
をしたいと思っております。

以上です。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 ちょっと市長の発言  
に対して、岸信介さんの時代に、  
最初、日本で統一協会をつくら  
せるときに、岸信介さんの住所  
に統一協会は事務所を構えたん  
です。だから、3代にわたって  
ずぶずぶの関係だということは  
改めて申し上げておきたいと思  
います。

それで、この騒動後、それぞれの機  
関にいろんな相談事が寄せられ  
ております。冒頭申し上げたよ  
うに、もっとも目配りしていただ  
いて、いろんな相談にきちっと  
乗れるような環境をつくって  
いただきたいと改めて強調して  
おきたいと思っております。

業務継続計画の問題です。

今年度、お話にありますように、  
地域防災計画の見直しが行われ  
ます。今、水害時におけるタイ  
ムラインの作成に頑張っており  
ます。どんな災害でも、市民の  
命と財産を守る点では、この市  
役所が、発災後3日



本年8月及び9月に開催しました説明会では、市広報板への掲示や、鳥飼地域の自治会長様にもご協力いただくとともに、特に子育て世代から参加をいただくため、市PTA協議会への協力依頼、保育施設へのチラシ掲示、学童保育室利用児童を通じた保護者への案内を行ったところでございます。

周知方法につきましては、一層の工夫が必要と認識しております。引き続き、効果的な方法を検討してまいりたいと考えております。

- 南野直司議長 野口議員。
- 野口博議員 その他の問題として、住民説明会と並行して、先ほども少し議論されましたけども、エリアごと、分野ごとの小委員会を設置し、短期、中期、長期の課題を整理しながら、アクションプランの作成や事業実施につなげていく、そのための継続的な職員体制が必要だと思っておりますけども、いかがでしょうか。
- 南野直司議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 現在、ランドデザインの第3章に記載しております具体化に向けた工程のうち、ランドデザインの共有及び将来予想の磨き上げ、実現に向けた取り組み検討の段階にあると認識いたしております。住民等の皆様からランドデザインの将来予想に関するご意見をいただき、ある程度の将来予想の形が固まってきた後、具体的な取り組みの検討が始まってまいります。その段階になりますと、議員のご質問にあるアクションプランのようなものも必要になってくると考えており、それを議論するための適切な場を改めて設定する必要があると考えております。

市役所の中の体制についてでございます。ランドデザインは、非常に多岐にわ

たる分野の課題を包含し、具体的な取り組みも非常に多様化していくものと想定しており、どのような体制が理想的なのか、現在検討中ではありますが、住民等の皆様に裏切らないよう、しっかりと体制を固めていきたいと考えております。

- 南野直司議長 野口議員。
- 野口博議員 最後に、この間の説明会で、参加された方のご意見として、ムードが悪いというお話がありましたので、この問題についてちょっと触れておきたいと思っております。参加していただいて喜んでいただける環境づくり、会議の運営など、ぜひ工夫していただきたいと思っております。

最後に、担当されている福渡副市長にお聞きいたします。

先月9月の説明会では、福渡副市長が中心にお話をされておりました。別の会合では淀川の歴史についてお話をされておりました。福渡副市長は任期が2年と聞いております。福渡副市長の思いや熱意を伝えるためには、ある意味では期限を延長して頑張ってもらいたいという声も聞こえておりますけども、福渡副市長から一言お願いしたいと思っております。

- 南野直司議長 福渡副市長。
- 福渡副市長 お答えいたします。

任期の話は置いておきまして、先ほど、淀川の話、それから説明会のところでの私のご説明とか、前も本会議でもお話しさせていただきましたけれども、鳥飼地域は大阪の中心からこんなに近いのにもかかわらず、まとまった田園とかがあったりとか、それから水路が縦横無尽に流れていたりとか、それから中に入ったら広い空があったりとか、それに、これだけ事業所がいっぱい集積している状況というのは、非常に高いポテンシャルのある土地であると認識し

ております。このような思いを持ちつつ、人口減少・少子高齢化の進展、水害リスク等の特性を踏まえて、行政として、グランドデザインという、いわば青写真を今回つくらせていただいております。

このグランドデザインを具現化していくためには、今回、住民説明会とかも開催させていただきますけれども、住民や地域で活動されている団体、それから事務所等との協働がキーワードになってくるのかと考えてございます。この取り組みは非常に長い期間になるとは思いますけれども、鳥飼地域が他にない魅力のある地域になるように、私としてできる限りの努力をしていきたいと思っております。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 なかなかご自身では答えにくいと思います。物事は最後までやり遂げてこそ、その先が見えてくると思います。そのことを強調して質問を終わります。

○南野直司議長 野口議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時43分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○南野直司議長 再開します。

次に、塚本議員。

(塚本崇議員 登壇)

○塚本崇議員 それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

最初は一括、2回目からは一問一答形式にてお願いいたします。

一つ目です。新型コロナウイルス感染症に関する療養支援物資についてです。

まずは、新型コロナウイルス感染症に感染された方への療養支援物資です。これは先日の本会議でも補正予算を即決にして可

決されたわけです。その内容、特に支援パックのサイズ、重量について、最初にお尋ねいたします。

二つ目、ゼロカーボンシティを目指したオープン型宅配BOXの設置についてです。

本市は、ゼロカーボンシティの宣言をしているわけですが、この達成については並大抵の努力では成り立ちません。地道な努力をこつこつと積み重ねる必要があります。政府は、2050年に向けてカーボンニュートラルを目指すことを表明しており、我々地方自治体のおのおのがその努力をすることを求められています。

その中で、一つ、環境省が推奨している案件として、昨今の物流事情に合わせた再配達抑制、これが推奨されているわけです。インターネット物販の普及によって、2020年には宅配された貨物は総計48億個となっており、コロナ禍とも合わせて、これが増加傾向となっております。CO2の排出を増加させる再配達を抑制する手段の一つとして、オープン型宅配ボックスの設置があると思われませんが、本市の認識をお尋ねいたします。

三つ目、第9回市政モニターアンケートについてです。

これは、本年5月に市民向けに行われた第9回市政モニターアンケートについてです。

まずは、この市政モニターアンケートの調査目的、そして、制度設置の経緯についてお尋ねいたします。

4番目、アフターコロナに目標を置いたカルチャーパスの発行についてです。

新型コロナウイルス感染症による影響もはや3年以上となりました。周辺国では徐々に平穏を取り戻しつつあり、先日、ア

アメリカのバイデン大統領も、パンデミックは終わったと宣言されました。

ただ、日本では、まだこの冬に向けて第8波の懸念も残るものの、それでも我々は前進し続けなければなりません。ニューノーマルという常識を受け入れた上で、コロナ禍で停滞した文化活動を推進していかなければならないと思います。

フランスを例に挙げますが、停滞していた若年層の文化活動を推進すべく、カルチャーパス制度を取り入れ、若者の文化活動を資金的にサポートしています。

本市においては、先ほどの市政モニターアンケートによると、文化的な活動が停滞しているように見えます。実際のところ、現在の市民の文化活動はどのような状況なのか、お尋ねいたします。

5番目、防災教育と本庁防災対策についてです。

本市の防災教育と本庁の防災対策についてお尋ねいたします。

まずは、本市の防災教育についてです。小・中学校が本市の所管となりますが、避難訓練はもとより行っていると思います。その上で、それ以外にどのような防災教育を行っているか、また、防災に対する意識をどのように醸成しているかをお尋ねいたします。

以上、1回目となります。

○南野直司議長 答弁を求めます。総務部理事。

(辰巳総務部理事 登壇)

○辰巳総務部理事 自宅療養者支援パックの内容及び梱包のサイズと重量についてのご質問にお答えをいたします。

自宅療養者支援パックは、5日分のパン、麺類、白米、レトルト食品、飲料、お菓子などの食料品及び感染防止対策として

必要となるマスクと手指消毒液を1セットとしてご自宅へ置き配しております。

支援パックの段ボール箱のサイズは、縦32センチ、横40センチ、高さ26.5センチ、重量は約8キログラムとなっております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 オープン型の宅配BOXの設置についてのご質問にお答えいたします。

議員がご指摘のとおり、宅配便の再配達は、CO2排出量の増加やドライバー不足を深刻化させるなど、重大な社会問題の一つとなっております。

国土交通省の調べによると、宅配便の取り扱い個数は、近年、多様化するライフスタイルとともに、電子商取引が急速に拡大したことから、直近5年間で約29.1%、10億個余り増加しております。また、再配達率は国全体で11%前後で推移しており、再配達だけで4,700万本程度の杉の木が年間に吸収する量に相当するCO2が排出されているとも言われております。

このような状況を踏まえ、今年度策定しました摂津市地球温暖化対策地域計画においても、脱炭素社会に向けた交通・物流対策の推進の観点から、宅配便の持ち戻りや再配達の抑制を施策の方向性に挙げております。

今後、議員から提案いただいたオープン型宅配ボックスの設置等を含め、施策を展開する中で、再配達の抑制に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、市政モニターアンケート調査の目的、制度設置の経過についてのご質問にお答えします。

市政モニターアンケート調査は、市政に関する市民の意向や要望を把握し、市の施策推進の参考として活用するとともに、市民の市政への関心を高め、理解を深めていただくことを目的としております。

本市では、昭和57年から、広聴活動の一環として婦人モニター事業を実施し、平成5年度からは、自治連合会、文化連盟等の団体推薦者及び公募で構成された市政モニター制度がスタートし、市政の参考となる提言の取りまとめ等の活動が実施されていきました。その後、モニター制度の見直しを行い、より多くの市民の方々からお声を聴けるよう、平成28年度からアンケート方式に変更し、実施しております。

続きまして、アフターコロナに目標を置いたカルチャーパスの発行についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にもございましたように、フランスで令和3年5月から導入されているカルチャーパス制度は、18歳を迎えた若者に2年間で300ユーロ、日本円で約4万3,000円のクーポンを発行し、文化芸術活動を資金的にサポートするものでございます。導入の前に地域限定で試験運用された際には、申込者のうち4分の3が少なくとも1回は制度を利用し、73%が新しい文化体験に触れるきっかけになったとのことで、フランスでは若年層に文化芸術活動を促す効用が期待されております。

本市における文化活動の状況につきましては、文化ホール、いきいきプラザの稼働率を見ますと、緊急事態宣言等により施設が休館、時間短縮等で使用できない状況を除き、新型コロナウイルス感染症流行前の水準に戻ってきておりますが、従前より、文化ホール、いきいきプラザでは、高齢・シニア世代や文化団体等の利用者が中心で

あり、学生等の若年層は文化ホール等での主体的な活動になじみが薄く、文化スポーツ課が所管するイベント等に参加してもらうことで文化芸術に触れてもらう機会としておりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、2年以上も参加型の事業が実施できず、若年層が文化芸術活動を行う機会が少なかったものと推測されます。

以上です。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 小・中学校における避難訓練以外の防災教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、小学校段階においては、小学3年生で、副読本の「わたしたちの撰津」を活用しながら、本市の地理的、歴史的な背景を踏まえた災害の内容や地域の防災活動について学んでおります。

また、校区が淀川に面している小学校では、非常用持ち出し袋、いわゆる防災リュックの活用などの防災教育を、防災危機管理課や国土交通省と連携し、進めているところであります。

中学校においても、社会科、理科、家庭科、道徳、総合的な学習の時間等、教科横断的に防災教育を取り上げ、生徒が防災について多面的に考える機会を設けております。

また、小・中学校ともに、防災に関する避難訓練を行う際には、事前に阪神・淡路大震災や東日本大震災等の災害史を学ぶことや、事後に家族と一緒に顧みる機会を設定するなどして、子どもたち自身が自分の命は自分で守る行動力を身につけられるよう取り組んでおります。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

では、療養支援物資についての2回目の質問です。

答弁いただきました内容に基づきますと、このサイズはおおよそ一般で100サイズと呼ばれる荷物になります。大阪府内から大阪府内への宅配となると、ばらつきはあるんです。これは大体1梱包当たり1,280円から1,390円の配送料となります。差し引いたとして、組まれている予算から推測すると、支援パック5日分が1日当たり2,000円以上となるわけで、一般的な生活水準からすると少し割高ではないかと感じます。この事業は委託されていることとは思いますが、その金額の妥当性についてお尋ねいたします。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 支援パックに要する経費の妥当性等につきましてご答弁いたします。

まず、支援パックをお届けするためにかかる経費ですが、支援パックの内容物の保管費、梱包作業費、療養者の自宅への配送費用等から構成され、1件当たり1万2,960円で単価契約をしております。

本事業の契約業者につきましては、受注後、速やかに療養者の自宅へ支援物資を配達できること、日々の発注数量に大幅な変動が生じても対応できること、置き配後に電話で受け取り確認を行うこと、支援パックの内容物の調達、梱包、宅配まで一括して請け負えることを条件として、大阪府内の複数の事業者と調整をしましたが、現在の受注者以外に対応可能な業者は存在しなかったことから、当該業者と契約することとなりました。

オミクロン株の感染急拡大により、自宅療養者が急増している過程での発注作業で

あり、早期に事業を開始し、市民に安心感を持っていただくため、大阪府外の事業者まで交渉、調整は行っておりませんが、内容から見て妥当な価格であると考えております。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

先日の補正予算の際にも質疑もありました。最も少なかった6月が184個、最も多かった8月が3,054個と、およそ16.6倍の開きがありました。5か月の平均でいきますと、月当たりで約1,144個、営業日当たりですと51個、受発注から梱包、配送までの間接費を含めると、経営上は大変なリスクを抱えながらも受注してくださったことが分かります。このことに対して非常に感謝を申し上げたいと思います。先ほどの答弁を通じて理解いたしました。

あと一つ、大事なことをお尋ねいたします。療養者の方の支援パックの申し込みから到着まで、この日数についてお答え願います。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 支援パックの配達にかかる日数につきましてご答弁いたします。

支援パックの配達は、市が委託しておりますコールセンターへ電話でお申し込みいただくか、市ホームページのLOGOフォームからお申し込みいただくことができます。

お申し込みいただいた情報は、平日の午前9時の時点で前日の午前9時以降の分を集約し、配達業者に発注しております。

平日、月曜日の午前9時以降、火曜日の午前9時までには申し込まれた場合は、翌水曜日中に配達いたします。ただし、土日祝日は受託業者の休業日となっております。

平日、金曜日の午前9時以降、同日午後4時まで申し込まれた場合は、金曜日の午後5時まで集計及び発注するようしており、週明けの月曜日の配達で3日間を要し、金曜日の午後4時以降、土日に申し込まれた場合は、月曜日の午前9時に集計をいたしますので、火曜日の配達となり、お届けするまで4日間を要することとなります。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ご答弁ありがとうございます。最短で2日、最大で4日かかることが分かりました。私自身はまだ感染していませんが、感染した方からの話によりますと、本当に重症の方は、熱や痛みで動くことができず、苦しい状態が続くと聞いております。軽症の方はまだしも、重症の方が本当に苦しいときに支援物資が届かないのは、これは大きな課題として残っているのではないかと私は認識します。何のための支援物資なのか、もう一度検討する必要があります。

大阪府の支援物資は、パルスオキシメーターの貸し出しや、冷凍食品などを含めてもっと細やかな配食になっていると聞いております。近隣自治体として細やかな配慮を求めて、これを要望としておきます。

次に、オープン型宅配BOXの設置についてです。

近隣他市、特にJR沿線で申しますと、JR茨木駅・岸辺駅・吹田駅には、民間の土地ではありますが、駅近くに宅配ボックスが設置されています。逆に、自治体の土地に置けないかといいますと、東京都世田谷区では庁舎や地区会館に宅配ボックスを設置しています。本市でも、JR千里丘駅や阪急摂津市駅近くのコミュニティプラザにオープン型宅配ボックスを設置でき

るのではないのでしょうか。市の見解を伺います。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 オープン型宅配ボックスを設置する場所として、多くの市民が通勤・通学等で利用する駅周辺は、候補地として挙げられます。しかしながら、オープン型宅配ボックスを設置するスペースの確保、人通りを考慮した通路の安全性の確保、鉄道事業者や公共施設管理者の意向確認等、様々な課題がございます。このような課題も考慮しながら、地球温暖化計画にも記載のあるように、宅配ボックスの設置を事業者等に促してまいります。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。ただいまのご答弁において、事業者等に促してまいりますというご答弁をいただきました。

そこで要望とさせていただきます。JR千里丘駅の東側、エスカレーター下のスペース、ここにはかつて信用金庫のATMがありました。現在は空きスペースになっています。ただでさえ市民の利便性のために、市はエスカレーターやエレベーターの保守を鉄道事業者に支援しています。市民の利便性向上のために、このスペースにBOX設置をする交渉をしてはどうでしょうか。コロナ禍の中でも1日の乗降客数が1万6,000人を超えると言われるJR千里丘駅のこのスペースを使わない手はないと思います。

また、八尾市では、OKIPPAという玄関先に置く袋を使用して実証実験を行っています。結果として再配達は減少したという結果も出ております。こうした事例をしっかりと研究していただいて、取り入れていただきたいと思います。これはまた今後

の推移を追って聞かせていただきたいと思  
います。要望とさせていただきます。

続いて、3番、市政モニターアンケート  
の目的と経緯については理解いたしました。

第9回のアンケートでは、市の取り組み  
に対する意識調査という3問目において、  
「あなたは地域の活動に参加されていま  
すか」という設問があり、「いいえ」とい  
う回答が57.6%、「どちらかといえば  
いいえ」を含めると64.7%、ほぼ3  
分の2が地域の活動に参加していない結  
果が出ています。これは、つながりのまち  
摂津というキャッチフレーズに相反して、  
地域コミュニティの希薄性が浮き彫りにな  
っていると懸念するわけです。地域コミュ  
ニティ推進の施策はどのように取り組ま  
れているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 地域コミュニティ推  
進の施策についてのご質問にお答えしま  
す。

市政モニターアンケートの調査の「あ  
なたは地域の活動に参加されていますか」  
の問いは、令和3年1月に実施しました  
第6回市政モニターアンケート調査でも  
「いいえ」という回答が59.7%と高  
い数値になっており、地域コミュニティ  
の希薄化を裏づける数値になっている  
と推測しております。

地域コミュニティの推進の取り組みと  
して、自治会、町会については、本市  
転入の受付に来庁された方に自治会加  
入案内のパンフレットをお渡ししたり、  
窓口案内システムの行政情報モニター  
での自治会加入の啓発や、開発協議  
時に業者の方に対して入居者への自  
治会加入の説明をお願いしております。

さらに、平成28年度からは、市内4団

体と連携したつながりのまち摂津連  
絡会議に参画し、地域コミュニティの  
大切さを広く市民に伝える活動を行  
っております。

また、先ほども答弁させていただきました  
が、自治連合会のご要望も受けて、地  
域コミュニティの活性化には、自治会、  
町会のみならず、地域のこども会や  
老人クラブ連合会、校区福祉委員  
会等の団体や市民公益活動団体、  
事業者等との連携が必要だと考  
えており、こうした団体がつながり、  
地域活性化が図られる条例等につ  
いて、関係各課と連携して検討を  
進めてまいります。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

ただいまのご答弁の中で、条例とい  
うキーワードが出てきましたので、  
ある程度の目標値を持って意識して  
いただいているという認識に至り  
ました。

近隣ですと、京都市地域コミュニティ  
活性化推進条例、これが平成23年  
に公布されています。学ぶべきところ  
は、先進事例をしっかりと研究して  
いただいて、そして今後に生かして  
いただきたいと思っております。  
また推移を見守っていきたく思  
います。これも要望とさせていただきます。

続いて、4番目、カルチャーパス  
についてです。

先ほどのご答弁、そして、市政モニ  
ターアンケートの回答を合わせると、  
従前から文化活動を行っていた余  
裕のある世代が活動を再開したと  
捉えられます。私が指摘している  
部分は、文化活動に触れる機会  
の失われた若年層へのサポート、  
こちらです。コロナ禍においては、  
活動が制限され、情操教育に必  
要な時代を文化に触れることなく  
過ごしてしまった例が全国的に  
起こっているわけです。例えば、  
小学生の思い出となる修学旅行  
でも、JRの駅で集合して、

日帰りです。帰ってきて、解散というような思い出になってしまうわけです。

基礎自治体として、若年層への様々な体験ができる機会をつくることは、我々大人の責任であると考えます。そういった部分を今後サポートしていくことができないか、お尋ねいたします。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 若年層が文化芸術に触れる機会提供についてのご質問にお答えさせていただきます。

コロナ禍においては、学校での活動も含め、日常生活の中で多くの制約があり、全国的に文化やスポーツの活動が通常どおり実施できない状況が続いてきました。集団での様々な活動を通じて人間関係を形成し、また、文化的な取り組みにも接することで本来は多くの学びを得るところ、そういった機会が逸失してしまったことは憂慮すべきことと認識しております。

しかしながら、現在、国においては、以前の緊急事態宣言のような行動制限を求めない方針であり、感染症対策を取りながら社会経済活動が徐々に再開されつつあります。

文化スポーツ課が所管の行事も、吹奏楽祭や子どもを対象とした美術展、チャレンジコンサートや、学校・園への音楽家を派遣する事業等を随時再開する予定でございます。また、市民芸能文化祭の発表においても、児童・生徒が多く参加するダンス発表に関しては、ダンスデーとしてポスターやチラシを作成し、特色を出しながら事業を展開してまいります。

まずは、文化振興に係る各種行事を感染症対策を取りつつ安全に再開していくことが、若年層が文化芸術に触れる機会につながるものと考えております。

また、資金的なサポート制度を含め、さらに多くの若年層が継続的に文化芸術に親しむきっかけづくりについて、引き続き先進事例の研究に努めてまいります。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

本市の抱えている大きな課題の一つは、若年層の文化芸術活動のやりにくさであると思っています。市内に音楽スタジオがなく、隣の茨木市とか吹田市まで行かないとドラムもたたけません。カラオケも、カラオケ喫茶やカラオケバーはあるんですけど、若い人が入るかということ、入りにくいような状況になっているわけです。駅前でも昔、ギターを弾いている子たちもいたんですけど、いなくなり、ガラスの前でダンスを練習している子たちもいたのがいなくなり、これはなぜかということ、大人の都合なわけです。大人の都合でそうしたのであれば、代替案をしっかりと出すのも大人の仕事やと思います。せっかくこういういろんな人の手を借りて、セッピイイベントガイドという立派なものを作っていたいでいるんです。イベント参加の一部を補助するようなどころから始めてはどうでしょうか。

フランスのカルチャーパスは、別名漫画パスとやゆされるほど日本の文化輸出に貢献しました。私は漫画に補助しろとは言いませんので、違う形で文化形成に貢献できる行政サービスをお願いします。これは要望とさせていただきます。よろしく申し上げます。

続いて、防災教育についてです。

本市の地理に基づいて、自助という部分で小・中学生が学んでいることを理解いたしました。

こうした教育を早期に行っていくことは

非常に重要であると考えます。これが高校生以上になると、地理、地学となって、受験上、不人気な科目であるため、学ぶ人自体が少ないわけです。本年8月にイタリアで行われた国際地学オリンピックでは、日本人の高校生から金メダルが1名、銀メダルが2名、銅メダルが1名と、しっかりと成果を出しております。日本という災害に見舞われやすい国にいる以上、優秀な研究者を輩出できる環境を整えることが肝要かと思えます。

転じて、摂津市の地理に戻ります。安威川、淀川という一級河川を抱えた本市は、2018年の西日本豪雨以来、近年、盛んに言われるようになった線状降水帯によって、常に水害の懸念がある地域でもあります。重ね重ねとなりますが、市政モニターアンケートでも、行政に期待する取り組みとして、道路交通整備に続いて防災・防犯が挙がっています。20%の方が防災・防犯に期待しているわけです。

安威川ダムが竣工間近であり、こちらは200年に一度の降雨に耐える設計となっています。1000年に一度の淀川と比べると、洪水の確率としては高いわけです。安威川の洪水浸水想定区域図では、本市庁舎は2階辺りまで浸水する想定となっています。庁舎の施設、業務に与える影響とその対策についてお尋ねいたします。

○南野直司議長 総務部理事。

○辰巳総務部理事 市庁舎浸水時の影響と対策についてのご質問にお答えをいたします。

安威川が想定最大規模の降雨で氾濫した場合は、市庁舎は、約3.5メートル、1階の天井付近まで浸水すると想定されています。このため、1階にある業務は全て停止することとなります。

水害時に影響する業務ですが、基本的に全ての業務が影響することとなります。そのため、現在検討しております地震時の業務継続計画、通称BCPが完成した後に、水害時のBCPの検討を開始いたします。

○南野直司議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

現状、庁舎1階まで浸水してしまえば、打つ手がなく、業務継続に大きな問題を抱えることがご答弁で判明しました。先ほど、野口議員からも指摘がありましたように、BCPが非常に重要であるということです。

そして、2015年9月の話になりますけれども、茨城県常総市において鬼怒川が氾濫し、市庁舎が避難してきた市民ごと孤立する事態が発生しました。耐震に重きを置いてしまった設計は、思わぬ水害によって行政の機能がストップしてしまった事件です。

この分厚い黄色の冊子になりますけれども、摂津市地域防災計画では、代替できる施設としてコミュニティプラザの名前が挙がっています。これを業務継続計画としてしっかりシミュレーションができていくかということ、今の状態で十全ではないと指摘しておきます。いつ何どき起こるか分からない南海トラフ地震、いつ何どき起こるか分からない水害、これらに対応する業務継続計画を早期に練り上げていただけるようお願いします。

そして、しっかりとした対応として、先ほど松本議員からもありました訓練、これを本庁ではなくコミュニティプラザを本部としてできないかも検討をお願いして私の質問を終わります。

○南野直司議長 塚本議員の質問が終わりました。

次に、西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず1点目、中学校給食について。

先日、議員視察に行かせていただいた交野市の給食センターでは、防災機能が備わっております。吹田市と共同で実施しないことを受け、摂津市単独で検討を進めていると思います。中学校給食センターの施設機能について、現時点でほかの付加価値をつけるかどうかについて伺いたします。

2点目、摂津市における相談窓口の設置について。

摂津市に限らず、行政において、市民が相談に来られた場合にたらい回しという問題があります。それを防ぐための窓口の充実についての取り組みをお伺いさせていただきます。

3点目、もう再三再四、質問に上げさせていただいておりますが、市民と協働の取り組みについて。

まちづくりについて、中間支援組織は欠かせないと考えております。北摂7市において摂津市だけが中間支援組織がない状態が続いております。今後の展望をお伺いいたします。

4点目、移動サービスの現状と今後の展望について。

令和4年度の新たな取り組みとして6月から開始している介護の訪問型サービスDを活用した移動支援サービスの現状と課題及び今後の展望について伺いたします。

5点目、鳥飼北小学校のまちづくり授業について伺いたします。

現在、摂津市教育委員会のユーチューブ

チャンネルに、「だれもが住みたくなる鳥飼北小学校区を考えよう」というタイトルで、令和3年度に鳥飼北小学校5年生が取り組んだ総合的な学習の時間について紹介した動画が掲載されております。その最後に支援者が紹介されているんですが、全員男性でした。外部から講師や支援者を招聘する際には、男女共生等の人権的な視点も踏まえ、依頼すべきだと考えております。当該校ではどのように取り組まれていたのかをお伺いいたします。

以上、5点です。

○南野直司議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 中学校給食についてのご質問にお答えいたします。

本市における中学校給食の全員喫食の基本的な考え方といたしましては、成長期にある中学生の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた安全・安心な食事を提供することで、学力や体力など生きる力の向上につなげることでございます。

既に他の自治体では中学校の全員喫食が実施されており、防災機能のほかにも様々な機能を組み合わせた給食センターもございます。

今後につきましては、引き続き用地選定を進めていくことと並行して、先進市の視察等を行い、本市の給食センターの在り方について検討してまいりたいと考えております。

続きまして、鳥飼北小学校でのまちづくり授業についてのご質問にお答えいたします。

当該の動画は、令和4年2月から3月にかけて、鳥飼北小学校5年生で行われた総合的な学習の時間の取り組みを取材し、編

集して掲載したものでございます。「だれもが住みたくなる鳥飼北小学校区を考えよう」というテーマで、地域にお住まいの学習支援者の方々からのヒアリングを基に、子どもたちが校区の抱える問題を知り、校区の魅力を高める方法について考え、発表する活動に取り組んだものでございます。

学習支援者の人選については、管理職や当該学年の教職員が行い、校区内の企業や地域ボランティア、PTA役員経験者等に依頼をいたしました。依頼した方々の中には女性も複数名含まれておりましたが、ご都合が合わなかったり、話をする上でより適任者をと支援者ご自身が別の方を紹介していただいた結果、学習支援者が全員男性になったとのことでございます。

今回は結果的に性別に偏りが出たということでしたが、当該校に対しては、今後、同様の取り組みを行う際には、できる限り多様な視点からお話をいただけるような人材を招聘するよう助言をしたところでございます。

教育委員会といたしましては、今後も、人権教育担当者会や研修を通じ、教職員の人権意識や人権感覚の醸成を図り、男女共生等の人権的な視点を踏まえた学校教育活動が実践されるよう指導してまいります。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 本市における相談窓口の充実についてのご質問にお答えいたします。

地域をめぐる現状につきましては、社会情勢の変化や新型コロナウイルス感染症による外出自粛などにより、地域のつながりの希薄化が懸念される中、近隣住民などの身近な人に相談することが難しい方もおられます。また、ひきこもりや孤立、外国人

の相談対応など、課題は複雑多様化しており、相談窓口の果たす役割はセーフティネット機能としてますます重要になっていると認識しております。

国におきましては、このような状況を踏まえて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的な支援体制の整備に向けた取り組みが進められているところでございます。

本市においても、庁内関係課や社会福祉協議会を構成団体とする担当者会議を新たに設置し、開催するなど、情報共有や意見交換を行い、市民にとって相談しやすい環境づくりや、ひきこもりなど制度のはざまにある福祉課題の解決に向けて、相互に連携できる体制を構築していきたいと考えております。

続きまして、移動支援サービスについてのご質問にお答えいたします。

今年度から開始しているサービスは、介護保険制度の訪問型サービスDとして、要支援1・2及び基本チェックリスト該当者等を対象に、市内での買い物や通院、つどい場等の介護予防活動への送迎を行うNPO法人に対し、運営費用等の補助を行うものでございます。

利用状況につきましては、1台体制により、月40回程度、通院を目的に午前中の時間帯を中心とした利用が多くなっております。

取り組みを進める中で、課題等の抽出・分析を行い、改善してまいりたいと考えておりますが、現段階においては、本制度の主たる目的であるつどい場等介護予防活動への参加につなげていく必要があると考えております。真に支援を必要とされる方がしっかりと利用できているか、運営団体とも協議・調整を重ねながら見極めてまいり

たいと考えております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 中間支援組織についての今後の展望についてのご質問にお答えいたします。

中間支援組織は、協働を推進する上で、分野を超えて市民と市民、市民と行政、行政と事業者などの間に立ち、運営でのアドバイザーや相談、情報提供などを行い、そのパイプ役として、中立的な立場でそれぞれの活動を支援し、結びつけることを目的とした組織です。したがって、その役割から、市民と協働のまちづくりを推進していくには重要な組織になると考えております。

現在、中間支援的機能は自治振興課が担っておりますが、中間支援組織について必要性は認識しており、市民公益活動団体とのコミュニケーションを深め、中間支援組織を行うための基盤を形成するとともに、担える人材の発掘・育成・組織化に向けて研究を進めております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 ありがとうございます。

それでは、以降、一問一答形式で質問してまいります。

中学校給食について。

摂津市は、市域が狭いこともあり、給食センター機能にとどまらず、地域の方々に有益なほかの機能も組み合わせてみるべきではないかと考えております。具体的な他市事例について、今、調査されていることと思っておりますが、参考にしたい事例があればお伺いいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 先進市の事例といたしましては、例えば、北海道伊達市では、市

民の健康増進を推進する食育レストランを併設し、その日の給食などを食べることができる給食センターがございます。

また、兵庫県淡路市の防災あんしんセンターは、1階に小・中学校への給食を作るための給食センター、2階には、災害時に災害対策本部として警報システムや防災無線等を配備した防災センター、市民が交流できるスペースなど、多機能型の施設となっております。

神奈川県海老名市の食の創造館では、災害時の炊き出し機能のほか、幼稚園や高齢者への配食に加え、調理実習室や会議室を市民に開放するなど、多目的機能を備えた施設もございます。

これらの事例を参考にしつつ、子どもたちの安全・安心な食事を提供できるよう、本市に見合った給食センターを検討してまいります。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 先日の交野市では防災機能を備えたということでした。

私もちょっと調べてみたんです。兵庫県宍粟市では、農地も生産物も多いことで、単純に摂津市と比較するのは難しいんです。地産地消にかなりテーマを置いてまして、宍粟市は年間190回のうち1回だけパン食で、ほかは全部地域で取れたお米で給食を実施しているということです。小麦はアレルギーのお子さんが一定見られることから、例えば米の日をつくるなど、摂津市においてそこまで農産物が多いというわけではないんです。昨今の食料自給率低下を考えてみると、鳥飼エリアでも農地の宅地化が進んでいることもあります。そういったことを防ぐ観点からも、ぜひ地産地消という観点も取り入れた給食センターを考えていただければと思います。これは要

望とさせていただきます。

次に、相談窓口の件です。守口市では福祉の総合窓口を設置しております。窓口のたらい回しや、制度のはざまにある問題を抱える人の相談の窓口として機能しているとお聞きしております。

先ほどの野口議員も触れられていましたが、統一教会の問題なども、相談窓口はどこに行ったらいいんだろうという市民もいらっしゃるかもしれません。総合窓口であれば、どんな対応もできるかと思います。摂津市のこれからの取り組み及び考えをお伺いしたいと思います。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 守口市が、一般社団法人に委託し、福祉の総合窓口としてくらしサポートセンターを開設し、市民相談を受け付けていることはお聞きしております。

本市におきましては、総合的に相談を受け付ける窓口を開設する形ではなく、重層的支援体制の取り組みの中で、たとえどの窓口で相談を受けたとしても、スムーズに連携し、断らない支援ができる体制となるよう取り組んでまいります。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 どの窓口で受けても応えられる体制づくりに取り組んでおられることをお伺いいたしました。相談が必要な方の中には、なかなか市役所につながりにくい方であったり、市役所のみで解決が難しいといったケースもあると考えております。それらの複雑な事情を抱えた方の対応についてはどう考えているか、お聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 相談が必要な方の中には、市役所につながりにくい方、市役所

のみで解決が難しい方もおられますので、民生委員や市民団体など、とりわけ福祉分野の地域資源とのつながりが非常に重要であると認識しております。様々な課題を抱えておられる方が取り残されることがないように、ご質問にあった他市事例も参考に、地域や関係者、関係機関と連携して、相談者を支える環境の構築に向け、重層的支援体制の取り組みを進めてまいります。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 私の3番目の質問にもつながってくるんですが、やはり窓口への導入機能として、重層的支援という観点から市民団体の育成は必要だと思っております。今、つながりのまち摂津の四つの団体といえば、自治連合会と老人クラブ連合会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会の四つになると思うんです。ぜひ重層的支援体制の取り組みを深めるためにも、市民団体との連携を進めていく上でも中間支援組織が必要になってくるのかと思います。それらも踏まえ、自治振興課とも共同して、先ほど条例制定といった質問もありましたが、中間支援組織の構築についてもぜひ実施していただきたいと思います。こちらは要望としておきます。

3番目の中間支援組織の質問に移らせていただきます。

池田市の中間支援組織の視察にこの8月に行っていました。そこでやはり改めてその必要性を感じたわけでございます。NPO法人の設立やマネジメントのノウハウの提供を行う組織づくりが必要であると考えております。摂津市ではどのように具体的な取り組みを進めているのか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 本市の具体的な取り組

みについてのご質問にお答えいたします。

NPO法人の設立等に関してのご相談は自治振興課でお受けしております。また、NPO法人の運営等の相談に関しましても、大阪府からのご意見もいただきながら対応しているところでございます。

しかし、中間支援は、行政、市民活動団体、事業者の間にニュートラルな立ち位置で支援、情報提供を行うことにより、市民活動がより活発になっていくと考えており、その観点から中間支援組織の必要性を感じているところです。

まずは、市民公益活動補助金事業、市民団体交流会や市民講座を開催し、中間支援組織を行うための基盤の形成を進めながら、他自治体の市民活動支援や中間支援についての情報の収集を行っているところでございます。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 市民公益活動補助金事業は、私もNPOで活用させていただいたりして新しい事業展開も行えました。大変有益なことではございます。ぜひ中間支援組織の形成に向けて、さらに進めていただきたいと思えます。

続いての質問は、地域資源を生かした持続可能な社会づくりに寄与できる組織として、商工会内にあるビジネスサポートセンターと協働するなども方法の一つとして考えられますが、現状はいかがでしょうか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 ビジネスサポートセンターとの協働についてお答えいたします。

ビジネスサポートセンターは、起業や経営に関する課題や悩みについての相談をいただける伴走型のビジネス相談所で、摂津市内に事業所がある企業、摂津市で起業をお考えの方がご利用いただける場所となっ

ております。既に本市のNPO法人でも、法人の経営について、ビジネスサポートセンターへご相談に行かれているケースもございますし、実際に事業者とNPO法人をビジネスサポートセンターでマッチングしていただき、事業を展開している事例もございます。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 摂津市内にある様々な団体やセンターで協働の事業を展開している好事例をお聞きして安心いたしました。しかし、あくまでビジネスサポートセンターは、相談するとしても利益型のNPOに限定されると思えます。地域振興や福祉的な利益の出にくいNPOの育成という観点から、中間支援組織の必要性は摂津市でも高いと思えます。ぜひ早期実現に向けて動いていただきたいと要望とさせていただきます。

4番目、移動サービスについてです。現行制度では市外の移動に対するサービスの利用は認められていないということです。利用者からは、済生会吹田病院や吹田市民病院、吹田徳洲会病院等、市外への移動にサービスを利用したいというお声も聞いております。市として対応できるものかどうか、お考えをお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 本制度につきましては、支援を必要とする多くの方に利用いただくため、地域のつどい場など、比較的短距離での外出を対象としております。市外への移動とすることで、時間を要し、利用できる方が少なくなるおそれがあるため、市外への直接の移動については条件に加える予定はございませんが、市外病院施設への通院目的に限り、交通結節点となる市内の鉄軌道駅等までの移動を可能としており

ます。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 介護制度を活用していたり、民業圧迫という点であったり、なかなか自由度が広がらない点は一定理解できるのです。高齢者の通院や買い物に対する移動支援の声は多くて、やはり市内だけではなく、緩和できるような広がり方をさせていただければと思うんです。ほかにも、市内でもいわゆる買い物難民と言われる人が増加しております。先日も、鶴野地区でスーパーが潰れてしまって、今、買い物はコノミヤまで自転車でやっているけれども、なかなか年齢を重ねると自転車も怖くなくなってしまうといった市民のお声を聞きました。移動困難な市民に対しての移動支援について、交通便の面からお伺いいたします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 移動困難な市民に対しての移動支援についてのご質問にお答えいたします。

今後、本市におきましても、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増すとともに、高齢化の進展及び生活様式の多様化等により、地域の暮らしを支える移動手段を確保することがますます重要になると認識しております。

これからの公共交通の在り方として、市民の暮らしの変化に対応し、近年、急速に進みつつある交通関連の技術革新などにもらみつつ、市民の多様な価値観やライフスタイルに応じた移動手段の確保、便利で利用しやすい公共交通ネットワークの構築を実現するため、公共交通のあり方検討会において、学識経験者のアドバイスもいただきながら、今後も摂津市の進めるまちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通

の実現に向け、検討を進めてまいります。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 寝屋川市では乗り合いタクシーなども始まっております。道路事情に合わせた取り組みとして、NPO、民間事業者等をうまく活用して、摂津市に最適な地域の公共交通を実現してください。以上、要望とさせていただきます。

鳥飼北小学校のまちづくり授業についての2回目の質問です。

国土交通省が9月に開講したまちづくりをテーマにしたオンライン講座、講師25人全員が男性なのはおかしいという声が上がって、批判が相次いだことを受けて、同省は女性講師の追加をした経緯もあります。摂津市でも、今後は多様な視点を取り入れたまちづくりについてお子さん方に学んでほしいと思うんですが、どのような取り組みを考えているのでしょうか。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 先ほど、鳥飼北小学校のまちづくり授業についての男性に外部支援者が偏った経過等をご説明させていただきました。その中の答弁と重複いたしますけれども、今後、教育委員会といたしましても、人権教育担当者会や研修を通じまして、まずは教職員の人権意識であったりとか人権感覚、これをきっちり醸成するといったことを第一に考えまして、学校教育、生涯学習も含めまして、様々な人権的な視点を踏まえた取り組みを進めていきたいと考えております。

○南野直司議長 西谷議員。

○西谷知美議員 ありがとうございます。

今回は小学校のまちづくりの授業で質問させていただいたんですけれども、やはり今、何度もほかの議員も質問に上げられていたとおり、鳥飼まちづくりグランドデザ

インということで、大きなテーマで摂津市全体で取り組んでいます。今回、男性全員はどうかという質問をさせていただいたんですけれども、車椅子ユーザーであったり、視覚障害者の方であったり、鳥飼エリアにおいては、海外から移住されてきた方など、多様なバックグラウンドをお持ちの方がいらっしゃると思います。そういった観点から、授業だけに限らず、先ほどの住民説明会でもなかなか偏った人選になっている。参加しづらいという生活スタイルの原因もあるかと思います。いろんな方が参加できる取り組みを学校面でも暮らしの面でも摂津市全体で取り組んでいていただきたいことを要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○南野直司議長 西谷議員の質問が終わりました。

次に、水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 それでは、順位に従い、一般質問をいたします。

1点目、新型コロナワクチンについてです。

ワクチン接種に当たり、既に高齢者にあっては4回目の接種段階になっています。本市では、職員や関係各位のご尽力により、無事故で順調に進んでいるものと感じます。特に、医師会をはじめ、医療機関の方々の力強いご協力に支えられ、感謝に堪えないところです。

ここで、これまでの接種状況についてお尋ねをいたします。

次に、2点目、長引く、新型コロナ感染拡大禍の健康づくりについてです。

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、この2年余り、全般的に外出の機

会が減少しています。特に、高齢者にとっては、体力の低下がとても心配されるところです。

ここで、新型コロナウイルス感染禍での高齢者の健康づくりの取り組みについてお尋ねをいたします。

続いて、3点目、教育現場のICT機器についてです。

本市においては、先進的に機器の導入や活用が進んでいると感じています。関係各位のご尽力のたまものであると感謝しています。

ここで改めて、教育現場におけるICT機器の導入内容や活用状況についてお伺いをいたします。

最後に、4点目の学童保育についてです。

時間延長の取り組みについては、実現をいただき、保護者の皆様からも大変喜ばれています。感謝を申し上げます。

一方、土曜保育の毎週実施や学年延長の取り組みについて、引き続き要望してまいりましたが、進捗状況についてお伺いをいたします。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの接種状況につきましては、令和4年9月22日現在、12歳以上の方の1・2回目接種の接種率が全体で88%となっており、希望される方については一定接種が完了している状況となっております。

また、3回目接種につきましては、全体

の接種率が61%となっており、そのうち65歳以上の方の接種率は90%以上と高くなっている一方、12歳から39歳までの若年層を中心とした世代の接種率は41%と低く、未接種の方が多くおられる状況でございます。

なお、4回目接種につきましては、現在進行中でございますが、主な対象者である60歳以上の方の接種率が66%となっております。

続きまして、新型コロナウイルス感染禍での高齢者の健康づくりに係る課題についてのご質問にお答えいたします。

高齢者は、新型コロナウイルスに感染すれば重症化する可能性がある一方、自粛生活が外出や運動、人との交流、社会参加の機会の減少につながり、閉じ籠もり、不活発や孤立状態から、結果として要介護状態となるリスクが予想されております。

このような中、感染拡大防止によるイベントの延期・中止などで外出機会が少なくなっていることに加え、散歩や買い物、友人との外食などを自粛している高齢者もおられる状況となっており、高齢者が安心して介護予防活動や地域での支え合い活動などに参加できるよう、引き続き感染予防との両立に取り組み、健康づくりの重要性について周知してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 教育総務部長。

(小林教育総務部長 登壇)

○小林教育総務部長 学習支援を図るICT機器のこれまでの導入内容や活動状況についてのご質問にお答えします。

本市では、国のGIGAスクール構想を受けて、令和2年12月には、全児童・生徒及び教職員に対し、一人1台タブレット端末を整備し、令和3年度には、オンライ

ン授業等を円滑に進めるため、タブレットスタンド、イヤホン等を整備し、学級閉鎖や感染不安などの理由で登校できない児童・生徒に対して学習支援を行ってまいりました。

令和4年度からは、校舎内のどこにおいてもインターネットにつながる環境になっており、全国学力・学習状況調査においても、タブレット端末をほぼ毎日授業で活用している割合が34.2%と、全国平均を7.5ポイント上回り、組織的、日常的に活用が進んでいると捉えております。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 学童保育における土曜日保育の毎週実施や学年延長の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

土曜日保育の毎週実施や学年延長の実施には、指導員の確保や保育場所の確保など様々な課題があり、土曜日保育の実施状況は、月に一度、第4土曜日のみの開設にとどまり、4年生以上を対象とした学年延長については実施に至っていない状況です。

土曜日保育の毎週実施や学年延長は、保護者の方からの要望も多く、大阪府内の実施状況も、高学年保育の実施率は約80%、土曜日保育の毎週実施については約85%と高い状況にあることから、指導員や保育場所の確保などの課題の解消に至った学童保育室から順次実施してまいりたいと考えております。

現在、土曜日保育の毎週実施については、令和5年度から全学童保育室においては、学年延長については、令和6年度から、4年生までの学年延長を、鳥飼・鳥飼東・鳥飼西・鳥飼北学童保育室の児童の受け入れが可能な鳥飼地域から実施できるよう、体制を整える予定をしております。

さらに、学年延長を実施した学童保育室の検証を行うとともに、保育室の増室等に努め、できる限り早い時期に他の学童保育室においても実現できるよう検討しているところでございます。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これより一問一答にて質問いたします。

1点目の新型コロナワクチンの接種状況について、12歳以上の方の2回目までの接種率が全体で88%と伺いました。当初、1回目は、対象者全員が同じタイミングでスタートしたこともあり、予約の段階から市民の皆様にご迷惑をおかけしたと思います。その経験を生かして、2回目以降、接種時期が分散したことや、LINEも活用され、スムーズな予約ができるようになった点を評価いたしたいと思います。

一方、接種率に関しては、3回目は全体の接種率が61%と、2回目までと比較すると17%低くなっています。今年の春以降の一時期、感染者の減少の影響があるかもしれません。答弁にもあったように、若年層の接種率は41%と低調で、社会活動の大きな層への接種が進んでいない点は大変気になるところであります。また、接種による副作用も、発熱等、倦怠感があり、控える傾向にあるようにも考えます。

ここで、ワクチン未接種の方へはどのように案内を進めているのかについてお伺いをいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 未接種の方につきましては、引き続き、市ホームページや広報紙において接種についての案内を掲載し、周知に取り組んでおります。

3回目接種において、若年層を中心とした世代に未接種の方が多傾向にあるた

め、市のホームページには、接種がお済みでない方の案内チラシを掲載し、接種の推進に取り組んでおります。

また、接種機会の確保として、コールセンターでの電話受付に加え、若年層の世代に利用が多いLINEアプリを活用した予約受付を継続的に行っている状況でございます。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 案内の方法については一定理解いたしました。しかしながら、若年層へのアナウンスについてはまだまだ弱い気がします。予約は、LINEアプリを活用されていることもあり、確かに若年層への接点はあろうかと思えます。そのほかにも取り組むべき課題があるとすれば、フルタイムで仕事をしながらの接種をどのように支援していくか等と考えます。医療機関への夜間や休日の診療について取り組まれています。それで十分なのかどうか。実際に3回目が未接種の市民の皆様の見解もリサーチしていただき、ニーズに沿った新たな対策を講じていただきますよう要望いたします。

さて、近日、オミクロン株対応ワクチンの接種が始まる旨、伺っています。この新ワクチンによる接種体制への影響についてお伺いをいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 現在、オミクロン株対応ワクチンによる接種に切り替えるための準備を進めております。切り替え時期には、一時的に現行ワクチンとオミクロン株対応ワクチンを合わせた数種類を医療機関で取り扱うこととなり、ワクチンの管理を徹底していくことが必要となります。

このことから、10月1日から開始するオミクロン株対応ワクチンの接種におきま

しては、国から供給される2種類のワクチンのうち1種類のみを配送開始することで、医療機関が取り扱うワクチンを限定するほか、各医療機関には、同日の接種で数種類のワクチンを取り扱わないよう引き続き依頼し、適切なワクチン管理を徹底してまいります。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 オミクロン株対応の新ワクチンの取り扱いについては、接種に関するミスが生じないように十分な事前準備を進めておられる点、理解ができました。

対象年齢や接種回数、そしてワクチンの種類、さらには、10月1日からはインフルエンザのワクチン接種も始まります。行政及び医療機関での対応は非常に複雑になってきています。健康に関する重要な内容であるだけに、日々の管理はもとより、定期的に体制の確認や見直しを行い、市民の皆様が安心して接種を受けられるように、これからも一層ご尽力いただけますようお願いいたします。

次に、2点目、長引く、新型コロナウイルス感染拡大禍の健康づくりについて。

新型コロナウイルス感染禍での社会参加の機会が減少している点は、担当課として強く意識して取り組まれている様子が伺えました。体力の低下による足腰等への影響は大変心配されるところです。さらに、交流が減り、会話の機会が少なくなることによる認知度の変化も併せて気になっております。

そこで、高齢者にとって、健康づくりや介護予防の場として、つどい場での活動が重要であると考えます。コロナ禍前と現在の状況についてお尋ねをいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 本市では、現在、市

が市民活動団体や老人福祉センター内ボランティアグループなどに委託して運営をしている委託型つどい場が9か所ございます。また、地域で自主的につどい場を運営する団体に対し、集会所使用料等を補助するカフェ型つどい場が10か所あり、校区等福祉委員会が実施しているサロン、リハサロンも含めると、市内ほぼ全域において介護予防の居場所が整備されております。

委託型及びカフェ型つどい場の取り組み実績につきましては、令和3年度、644回の開催で、延べ利用者数3,082人となっており、コロナ禍以前となる令和元年度の526回、7,207人に対し、利用者数が半減している状況でございます。

このような高齢者の健康づくり、介護予防、体力回復の機会確保は今後ますます重要となってくることから、コロナ禍であっても、効果的な健康づくり、介護予防につながるよう、さらなる工夫を講じてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 つどい場について、委託型やカフェ型を合わせ、おおむね校区、地区に1か所を設置された点、評価いたしたいと思えます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染禍で利用者が半減している点は大きな課題であると感じました。従来、つどい場や福祉委員会などの活動は、共に会食をしたり、ゲームなどで触れ合うことが楽しみである行事です。昨今は、様々な制限の中、実施していかなければならないという背中合わせの課題を抱えながら進めなければならない点です。現場的には大変なご苦労があることと感じています。どうか、従事に当たる方々への消毒液やパーティション等のハード的な支援と併せて、新型コロナウ

イルス感染禍でも取り組めるノウハウを含めたソフト的な提案等にもさらに力を注いでいただけますことを強く要望いたします。

さて、国において、オンラインを活用した趣味の活動など、人との直接的な接触を軽減した新たな手法が示されています。社会的な孤立を招かないように、SNS等の活用による人との交流や、高齢者のフレイル予防の観点からも、ICT機器を有効利用した取り組みが重要と考えますが、お考えをお聞かせください。

- 南野直司議長 保健福祉部理事。
- 荒井保健福祉部理事 新型コロナウイルス感染症予防のための外出自粛が長引く中、高齢者の心身への影響や自宅での運動状況などの実態を把握し、今後の対策に生かしていくことが重要と認識しております。

今後、アンケート調査等を通じ、自粛中の運動の取り組み状況や、心身の状況の変化、今後自宅などで運動を続けていくために必要な支援など、効果的に介護予防、フレイル予防に取り組める支援について検討してまいりたいと考えております。

また、オンラインつどい場やeスポーツの導入など、先進事例なども確認しつつ、これまでの対面による介護予防の取り組みを補完する可能性などを探ってまいりたいと考えております。

- 南野直司議長 水谷議員。
- 水谷毅議員 介護予防の現場におけるICT機器の活用に当たり、研究を進めておられる点を伺いました。高齢者にとって新たな取り組みへのハードルもあるかもしれません。一方では、スマホの普及も進み、チャンスであるとも考えられます。

例えば、テレビゲームによるテニスやボウリング等は、思いのほかエネルギーを消

費し、楽しいものです。介護予防の現場へのICT機器の導入や支援により、健康寿命日本一のスローガンを掲げる本市であることをいま一度思い返し、新たな手法での取り組みを先進的に取り組まれますことを要望いたします。

続いて、3点目、教育現場のICT機器について。

本市では、国のGIGAスクール構想が示される前から導入に向けて検討を進めておられました。そのため、新型コロナウイルス感染症支援により早期導入につながったと感じています。光栄なことに、他市からも先進事例として見学に来ておられると伺っています。活用方法についても、教員の中でリーダーを任用し、有意義なシステム利用に結びついていると思います。

今年度、学校内のネット環境も再整備され、活用の機会が大きく拡充されるものと感じています。あとは、教員の皆さんが本来の授業力や人間力を磨き、これらのICT機器を、例えるなら鬼に金棒たるツールとして、子どもたちにさらに魅力のある授業を行っていただくよう要望いたします。

ここで、支援学級において、ICT環境は十分に整備が進んでいるのかについてお尋ねをいたします。

- 南野直司議長 教育総務部長。
- 小林教育総務部長 支援学級においてもICT環境の整備に努めております。

しかし、令和2年度に小学校の通常学級に整備した電子黒板は、支援学級には各校1台しか整備できておらず、その他の支援学級や中学校の支援学級では、現在も平成22年度に整備した40インチのモニターを活用している状況でございます。

特別支援教育の観点を踏まえたと、I

ＣＴ機器による視覚支援等は効果的であると捉えており、教育委員会といたしましては、今後、支援学級のＩＣＴ環境のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 支援学級における視覚的な学習支援という点で、多大な効果を発揮できるものと強く感じています。現状、限られた台数での利用や、旧来の小型モニターをリユースし、工夫して使われているようです。今後は、支援を必要とする子どもたちのためにも、教員の後方支援の力として、環境整備にいち早く取り組まれますよう強く要望いたします。

ここで、これまでも教員の事務的な業務の効率化や負担軽減を行う取り組みをしてこられたと思います。今後のＩＣＴ機器の整備・更新の考え方についてお尋ねいたします。

○南野直司議長 教育総務部長。

○小林教育総務部長 本市の小・中学校では、教員の業務の効率化のために、児童・生徒の成績処理、出席簿、公簿の作成管理などを一元化する統合型校務支援システムを全校に導入しております。ただ、その契約が令和５年８月で終了するため、管理職だけでなく、様々な立場の教員からヒアリングを実施し、教職員が使いやすい環境整備を行うため、現在、関係課や業者と協議を進めているところでございます。ＩＣＴ環境を整え、業務の効率化を進めることは、教員の本来業務である子どもと向き合う時間を確保し、教職員の負担を大きく改善できるものと捉えております。

○南野直司議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これまで、統合型校務支援システムとして段階的に導入を進めてこられ

たと感じます。来年８月に更新を迎えるとのことです。この際、教職員からの現場の声をしっかり聴いていただき、使い勝手のよいバランスの取れた効率的なシステムへと整備し、教員が子どもと向き合える時間を創出していただきたいことを要望いたします。

また、将来的に、ＩＴ社会にあって、これらのＩＣＴ機器に依存するのではなく、有意義に使いこなせる教職員に、そして子どもたちへと育てていただきたいことを併せて要望いたします。

最後に、４点目の学童保育についてです。

大阪府内の実施率から見ると、本市での土曜保育と高学年保育の整備状況は遅れていると言わざるを得ません。このたび、具体的な推進計画が示され、実施目標に向かって進捗したものと評価をいたします。

まずは、土曜日保育の実施について、来春より全保育室において取り組まれる点、多彩な働き方をされている保護者にとって大変喜ばれているものと考えます。

そして、学年延長については、令和６年度から四つの学童保育室で実施と伺いました。

私ごとになりますが、小学校４年生の孫が時々授業を終えて我が家に立ち寄ります。その様子から見ると、やはり４年生では、まだまだ一人で過ごすには心もとない感じがいたします。

実現への課題として、一つは指導員の確保であるとのことです。なぜ確保に難があるのか、報酬の面についてはどうなのか、もっと働きたい人が就労しにくいのか等、見直しできるところから進めていただきたいと考えます。

また、既に三つの保育室が委託型になっ

ています。そこでの就業状況や報酬体系もよく研究し、直営型にも反映していただきたいと思います。そして、これまでの委託型の再評価を行った上で、直営と委託型のバランスを考えて、ニーズに最も沿った方針を進めていただきたいと思います。

一方、保育場所の確保については、現状の学校施設の使い方を含めた再点検も含め、保育室の建て替えや増設について、スピード感のある次の計画、そして実施へと結びつけていただきますよう強く要望し、質問を終わります。

○南野直司議長 水谷議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後4時41分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南野直司

摂津市議会議員 香川良平

摂津市議会議員 松本暁彦

# 摂津市議会継続会会議録

令和4年9月26日

(第3日)

令和4年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和4年9月26日(月曜日)

午前10時 開議場  
摂津市議会 議場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生 活 環 境 部 長	吉田量治	保 健 福 祉 部 長	松方和彦
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会	小林寿弘	教 育 委 員 会	大橋 徹之
教 育 総 務 部 長		次 世 代 育 成 部 長	
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	池上 彰	消 防 長	松田俊也
総 務 部 理 事	辰巳裕志	保 健 福 祉 部 理 事	荒井陽子

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	橋本英樹	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

## 1 議 事 日 程

1,

一般質問

香 川 良 平 議員

三 好 義 治 議員

福 住 礼 子 議員

嶋 野 浩一朗 議員

森 西 正 議員

藤 浦 雅 彦 議員

弘 豊 議員

- 2, 議 案 第 39号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第5号）  
議 案 第 40号 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）  
議 案 第 41号 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）  
議 案 第 42号 令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議 案 第 44号 摂津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に  
関する条例制定の件  
議 案 第 45号 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定  
の件  
議 案 第 46号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の  
種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 3, 議 案 第 48号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第6号）
- 4, 議会議案 第 15号 旧統一教会と政界との癒着疑惑の解明とその被害救済を求める意  
見書の件  
議会議案 第 16号 女性デジタル人材育成を推進するための支援を求める意見書の件
- 

### 1 本日の会議に付した事件

日程1から日程4まで

(午前10時 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、光好議員及び嶋野議員を指名します。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。

香川議員。

(香川良平議員 登壇)

○香川良平議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

一つ目に、鳥飼まちづくりについて質問いたします。

鳥飼地域は、人口減少・少子高齢化が特に顕著であり、様々な課題が山積しています。その課題を解決することを目的に、令和2年度から専任体制となるプロジェクトチームを立ち上げ、ハード・ソフトの視点から鳥飼地域のまちづくりのビジョンを示す鳥飼まちづくりランドデザインの作成に取り組みました。地元懇談会や地元説明会を重ね、本年3月末に市長に答申をされ、その後、約1か月間のパブリックコメントを経て策定をされました。約2年もの時間をかけて出来上がりましたこの鳥飼まちづくりランドデザインについて、1回目、総括的にお聞きしたいと思います。

次に、市役所庁舎西別館跡地の活用方法について質問をいたします。

市役所庁舎西別館は、解体してから、跡地にコンビニを誘致しようとして進めてきたわけではありますが、事業所募集をかけたところ、空振りに終わってしまった過去がございます。その後、業種をコンビニ以外も候補とし、募集条件の緩和も検討されましたが、再度の公募には至っておらず、現状は何も決まっていないです。このままでは西別館跡地の活用が一生決まらなないと私は危

機感を抱きましたので、今回、質問をさせていただきます。

まず、1回目、西別館跡地の現在の活用状況についてお聞かせをください。

次に、人間基礎教育について質問をいたします。

今回質問するに当たり、私なりに人間基礎教育について勉強をしました。平成16年11月、森山市長が市長就任後、初めての市議会開催に当たり、今後の市政運営について所信を述べられました。一読します。

「時代を担う人づくりも大切な課題であります。他人の心を大事にする、人のために尽くす、ありがたいの気持ち、おはよう・こんにちはの挨拶、物を大事にする、こういった、人として当たり前のことができる人づくりを私は人間基礎教育と命名いたしました。

これまで、家庭や地域が担ってきた教育機能が著しく低下し、いじめや不登校、未成年による痛ましい事件の増加等、子どもたちを取り巻く環境は、複雑かつ深刻化しております。

私は、これらの問題を解決するためにも、特に小・中学校の児童・生徒に、思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約といった、人としてごく当たり前のルールを徹底したいと思います。

次代を担う子どもたちに、倫理観や、自らがよりよい社会をつくる主体である自覚と行動力を育むため、行政はもとより、地域、家庭、学校が、それぞれの立場で、それぞれの機能を十二分に発揮しながら、緊密に連携して、あらゆる機会を捉えて人間基礎教育の実践に取り組んでいくことこそ人権教育の礎ではないでしょうか。」と述べられております。

思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約の五つの心を育てる人間基礎教育をまちづくりのテーマにして、はや18年がたとうとしております。

1回目は、人間基礎教育について、総括的にご答弁いただければと思います。

1回目は以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザインについての質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、鳥飼地域の人口減少・少子高齢化の進展、公共施設の更新需要、高い自然災害リスクなどを要因として、誰もが安全・安心に過ごし、にぎわいと暮らしやすさが調和したまちづくりを目指して策定されました。

具体的な内容でございますが、鳥飼地域の歴史などの特徴を整理し、今後のまちづくりの方向性として、鳥飼地域を大きく四つのエリア分けを行い、それぞれについて、エリアの特徴、将来予想、現状と課題、問題解決に向けた取り組みの方向性を取りまとめたものでございます。

鳥飼地域の将来予想を実現するための課題解決に向けた取り組みは多岐にわたっており、それぞれのエリア内で対応できる取り組みとエリア全体に係る取り組み、鳥飼地域全体、あるいは市域全体で検討する必要がある取り組みとが想定されております。

特に、エリア全体に係る取り組みとしては、魅力ある教育環境、利用しやすい公共交通、地域コミュニティ活動の活性化、魅力ある公園、ICTを活用したまちの発信力の向上・コミュニケーションの強化の五

つの課題を挙げさせていただいております。

また、このように、将来予想を住民等と共有し、将来予想を実現するための課題等を明らかにし、課題解決に向けた取り組みの方向性を提示している部分に加え、最後のほうに記載されていますが、グランドデザインを実現するための進め方等として、住民参加を促し、多様な関係者と協働してまちづくりを行っていきたいこと、個別具体的な取り組みが定まった後は、取り組みのための財源確保やその進捗管理を行うなど、今後、どのようにグランドデザインを具現化していくかについても記載しております。

続きまして、人間基礎教育についてのご質問にお答えいたします。

人間基礎教育は、本市が、人づくり、まちづくりに取り組んでいく柱として、行政はもとより、地域、家庭、学校がそれぞれの立場で取り組んでいくまちづくりのテーマとして提唱されているものです。

市長が折々に申し上げているとおり、決して市民に強制する性質のものではなく、また、すぐに結果が出るものでもないと考えており、人として暮らしていく基本的なルールを守れる人づくりという考えが多くの方の共感を得ることができれば、実りをもたらすものと認識いたしております。

市民が実践するとなりますと、やはり浸透するまで非常に時間がかかることから、それだけに粘り強く地道にしっかり取り組んでいくことが必要だとも認識しております。市民の方一人一人が自分のこととして問題意識をしっかりと持って実践をする、この一つ一つの積み重ねが大切で、先ほど申し上げました家庭や地域社会、職場等、様々な場所で人間基礎教育の五つの心にし

っかり目を向けていけば、必ず結果が出るものと思っております。そのきっかけづくり、機運を醸成させるのが行政の役割ではないかと考えております。

○南野直司議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 西別館跡地の現在の活用状況についてのご質問にお答えいたします。

当該跡地におきましては、職員健診や献血会場、また、同事業の検診車両や献血車両を含む大型車両の駐車場として、主に庁内での暫定的・一時的な利用を認めているところでございます。

また、令和3年度には、認知症カフェ支援などのイベントの開催も試行的に実施するなどして活用に努めております。

令和4年度からは、新たな産官学連携の取り組みの一環としてシェアサイクルを設置いたしております。同事業は、民間業者の企画力や技術力、学術機関の分析力などを生かして、今後の行政サービスにおいて地域住民の移動手段の向上を図ることなどを目的として実施しているところでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 それでは、2回目以降は一問一答方式にて質問をさせていただきます。

鳥飼まちづくりについてでございます。

鳥飼まちづくりグランドデザイン66ページの利用しやすい公共交通の現状と課題に、路線バスにおける近年の減便や最終運行時刻が21時台となっており、市民の帰宅ニーズに応え切れていないこと、運行ルートや周辺道路の渋滞等の影響で定時性に課題があるとの記載があります。この3点を具体的に伺いたいと思います。

まず、バス減便に当たり、阪急バス株式

会社と交渉したと聞いておりますが、その内容をお聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 バス減便に当たっての阪急バス株式会社の交渉状況についてお答えいたします。

令和3年2月に、阪急バス株式会社からバス路線のダイヤ変更と減便などの相談がありました。阪急バス株式会社からは、利用者数の低迷による経営状況悪化に伴い、現行ダイヤの維持が難しく、減便を余儀なくされる状況であるとの申し入れでありました。

阪急バス株式会社との交渉に当たりましては、バス路線は市民の重要な移動手段であることから、森山市長を先頭に、極力市民生活に影響が出ないように、阪急バス株式会社と粘り強く交渉を行いました。この交渉によりまして、阪急バス株式会社から当初案として示されていた阪急摂津市駅前への乗り入れルートの廃止は撤回され、また、公園利用の活性化のために市が求めているバス停名称の鶴野橋が新幹線公園前へ変更されました。しかしながら、朝夕の時間帯の便数は現状維持されたものの、昼間は1時間につき20分間隔が30分間隔へ変更となり、令和3年3月29日から減便となっております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 次に、減便と併せ、運行ダイヤも改正をされました。朝と夕方の便数は維持されましたが、昼間が20分間隔から30分間隔へ変更されました。1時間に2本あるわけですからいいだろうと思うんですけども、人間ですのでバスを乗り過ぎすこともあります。乗り過ぎしても、20分やったら待とうかとなるけど、30分となるとしんどいぞという市民の声も私

は聞いております。

そして、鳥飼方面のバス最終運行時刻が21時台となり、仕事を終えてからバスで家に帰れなくなった、通勤手段を変えた方も知っております。まさしくグランドデザインにある市民の帰宅ニーズに答え切れていない現状であります。ダイヤ改正により、市民ニーズに答え切れていないこの現状を市はどのように捉えているのか、お答えください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 運行ダイヤ改正について、市はどのような認識かとのご質問にお答えいたします。

市内を走る阪急バスは、JR吹田駅とふれあいの里を結ぶ、あるいはJR千里丘駅と柱本団地などを結ぶ路線が、鳥飼地域を通る府道大阪高槻線や大阪中央環状線等を利用して運行されております。

阪急バス株式会社からは、新型コロナウイルスの感染拡大による生活様式の変化に伴い、利用者数の減少などが顕著であることから、経営状況が厳しく、減便やダイヤ改正をせざるを得なくなったと聞いています。内容は、先ほど答弁いたしました昼間1時間につき20分間隔が30分間隔への変更や、始発時刻の繰り下げや終発時刻の繰り上げなど、バスの減便と合わせたダイヤ改正を行う申し入れでした。特に、鳥飼地域では、通勤・通学等において、鉄道駅までの路線バスによる移動のニーズが高いことは市としても認識しております。したがって、市としましては、現状維持を強く要望し、協議を重ねてまいりましたが、コロナ禍の中、バス事業者も厳しい運営状況が続いているとの主張も理解できることから、ダイヤ改正について、苦渋の判断として受け入れたものです。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 次に、鳥飼まちづくりグランドデザインには、渋滞によるバス運行の定時性に課題があると記載されております。大阪高槻線や千里丘三島線は、朝は特に渋滞をします。渋滞は仕方ないと言われればそうなのですが、そういった課題を解決するために鳥飼まちづくりグランドデザインができたわけでありまして。この課題解決に取り組んでいかなければなりません。定時性の課題解決については、市はどのように考えているのか、お答えください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 定時性の課題解決について、どのように考えているのかとのご質問にお答えいたします。

摂津市内では、慢性的に交通渋滞が発生する道路が多く、そのため、路線バスの運行に定時性が確保できない状況が日常的に発生しております。渋滞解消による定時性の確保を図るためには、基本的には、広域的な道路ネットワークの整備や局所的な交差点改良等により道路交通の円滑化を図ることが重要です。

現在、広域の道路ネットワーク構築を図る路線として、大阪府が施工されている都市計画道路十三高槻線正雀工区の整備、十三高槻線の中央環状線との平面交差の検討、阪急京都線連続立体交差事業による踏切解消や鳥飼仁和寺大橋の無料化等は、渋滞している交通量が分散し、渋滞緩和が期待されます。

また、局所的な対策として、渋滞する交差点の道路改良や信号現示の改善なども検討し、総合的に対応することで、市内道路の交通渋滞の緩和を目指しております。

ただ、円滑なバス運行により定時性を確保するには、実施までに時間や事業費など

の課題が存在します。今後、このような課題の改善に向け、バス事業者など交通事業者をはじめとする関係者などと地域の課題を共有しながら、引き続き改善対策を検討してまいります。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 鳥飼仁和寺大橋の無料化や十三高槻線の全線開通、阪急京都線連続立体交差事業による踏切解消には、まだまだ時間がかかります。答弁にありました交差点改良や信号の調整など、今できることをスピード感を持ってやっていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

次に、公共施設への移動手段として、摂津市が運営している公共施設巡回バス、通称セッピー号の運行状況についてお聞きします。

まず、その利用実績や運行の費用についてお聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 公共施設巡回バス、通称セッピー号の利用状況などについてのご質問にお答えいたします。

セッピー号は、公共施設への市民の移動手段として、路線バスなど公共交通機関が少ない鳥飼地区を中心に、平成18年11月に市営の貸し切りバス事業としてスタートしました。摂津市役所からモノレール南摂津駅を経由し、ふれあいの里までの公共施設を巡回する運行を、平日の昼間に1日15便、運賃無料で運行しております。これまでに、第五中学校前やスポーツ広場などを経由するバス停の増設や経路の変更、平成30年10月からは2台運行を開始するなど、利便性向上に努めてまいりました。

セッピー号の令和3年度の利用実績につきましては、総乗車数は延べ1万9,96

1人、1便当たりの乗車数は5.5人となっております。新型コロナウイルス感染症による影響は若干あるものの、新型コロナウイルス感染症流行前と比べても、1便当たりの乗車数はさほど変わらない状況が続いております。

また、セッピー号の運行は、阪急バス株式会社に委託しており、費用は、乗車数にかかわらず、運行の時間及び距離で算出し、令和3年度決算ベースで3,147万3,255円の委託料を執行いたしております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 利用実績や運行費用については理解をいたしました。

セッピー号の低い利用率については、利用者のニーズと全く合っていないからだと思います。運行費用に約3,000万円もかけていながら、このような低い利用率は、本当に市民のためになっているのか疑問に思います。平成18年11月から始まりましたので、今年で16年目を迎えます。そろそろ過去の検証をして変えていく時期だと私は思います。

そういった点も含めて、公共交通の利便性向上に向けた現時点での市のお考えをお聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 公共交通に係る利便性向上に向けた現時点での考えについてお答えいたします。

本市におきましても、少子高齢化、人口減少の下で、地域公共交通をめぐる環境と要請はますます厳しいものとなると想定されていることから、今後、公共交通については、市民が移動する場合に何が必要で、何に困っており、何を望んでおられるのかを、将来の交通形態や移動事情を含め、改

めて把握する必要があります。

また、セッピー号を含め、既存の地域公共交通や新しい移動サービスに対しても、市民にとって真に必要で、将来的にも多くの人に利用いただけるものなのかを明らかにし、より利便性の高い効率的なサービスの提供へと改善することが求められています。

地域公共交通に求められる本市の役割を果たすため、現在、持続可能な公共交通の実現に向けて、学識経験者のアドバイスもいただきながら、庁内関係課のメンバーで公共交通の在り方検討を進めているところです。本市の持続可能な公共交通サービスの構築について、今後も検討を進めてまいります。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 公共交通の維持・確保及び市民の移動利便性の向上を図るとともに、道路及び公共交通の在り方について、総合的な検討を行うことを目的に、公共交通のあり方検討会が本年度スタートいたしました。鳥飼まちづくりランドデザインに記載されている公共交通の課題を少しでも解決できるように進めていただくことを切にお願いし、この質問を終わります。

次に、市役所庁舎西別館跡地の活用方法についてでございます。

1回目で、現在の活用方法についてのご答弁から、献血車両の駐車場やイベントの開催など、暫定的に活用されているとのこととあります。暫定的とはいえ、様々な形で利用されているので、それはそれでいいんですけど、では、これからどうするかが聞きたいわけとあります。

令和2年第4回定例会の答弁で、総務部長は、調査自体は継続して実施していくとおっしゃってございました。今もその調査は

行っているのか、また、今後の西別館跡地をどうしていくのか、検討状況をお聞かせください。

○南野直司議長 総務部長。

○山口総務部長 西別館跡地の今後の活用に向けた検討及び調査状況についてでございますけれども、令和2年度以降、庁内におけます一時的、暫定的な活用を基本といたしまして、引き続き実施していくとともに、新たなイベント等の活用につきましては、庁内において、市民団体等の利用につきまして、さらなるアイデア等を募るなどして検討をしているところでございます。

調査といたしましては、平成30年度に実施をいたしましたサウンディング調査、これが基本になりますけれども、継続して個別のコンビニエンスストアのほうに、その動向を半年に1回程度の頻度で確認調査を行っているところでございます。しかしながら、事業者としましては、新たな投資を行っての参入は難しいという回答をいただいております。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

はっきりと申し上げます。条件を緩和しないとコンビニは来てくれません。新たな投資を行っての参入は難しいという回答をもらっていて、2年前と全く同じ回答です。もう答えが出ていると私は思います。いつまでこの調査を続けるのか。

森山市長の任期はあと2年です。次の市長に決めてもらうとのお考えで棚上げ状態にしているのか、それとも本気でコンビニに来てほしいと考えているのか。後者であれば、今すぐに考えを改めていただきたいと思っております。

コンビニ誘致を目指すのは結構であります。前段でもありましたとおり、新たな

投資を行っての参入は難しいと、もう答えは出ています。であるならば、なぜ条件を緩和しないのですか。例えば、建物は市で建てますので、コンビニに来てくださいよと、そういった提案であればコンビニも来てくれるかもしれません。

市長、西別館跡地をどうするのか、答弁を求めます。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 香川議員の西別館についての質問にお答えをいたします。

先ほども答弁がありましたけれども、西別館を解体してからかなりの時間がたっております。いまだにそのままであります。今までいろんな考え方、ご質問、ご指摘をいただいております。

答弁にもありましたけれども、延べ370の事業所、団体、個人等々、いろんな引き合いといいますか、今日まで積み重ねてきました。結果的には、コンビニエンスストアが一番可能性があるのではないかと今日に至っているわけです。この場所は、ご案内のとおり、摂津市の顔でもあります。玄関口であります。という意味では、何でもいいというわけにはいかんわけでありませう。そういう意味からいうと、借りるほうも貸すほうも、かなり条件、ハードルが高くなったり低くなったりして、普通の不動産の交渉のようにはいかないわけでありませう。それだけに担当は慎重になっているんだと思います。この間、暫定的にしろ、いろんな市民団体の皆さんの献血運動、またイベント等々、それなりに役割は果たしておると思います。

私は、任期云々は全く関係ないです。そんなことよりも、この場所は市民の財産ですから、慌てて無理して決定はいたしません。当面の間、暫定的になるかも分かりま

せんけれども、市民にとって一番効率のいい利活用を考えて、今続けているような献血等々の取り組みを、もう少し幅を広げて、より市民の皆さんに活用していただいて、ああ、こういう使い方があったなとなるよう目指したいなと思っています。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 市長の思いを理解いたしました。

西別館跡地は市の財産でございます。市長も言っておられましたが、市の財産は市民の財産でもあるわけでございます。イベント利用など、有効活用されていると理解はしていますが、正式にはコンビニを目指しているということでありませう。定借で建物はコンビニが建ててくださいという条件では、やっぱりコンビニ誘致は進まないと思っております。そのことははっきり申しておきます。

これ以上質問しても平行線だと思っておりますので、今回はこれ以上しませんが、西別館跡地を市民にとってよりよいものにしていただきますようお願い申し上げます、この質問を終わります。

次に、人間基礎教育について質問をさせていただきます。

思いやり、奉仕、感謝、あいさつ、節約の五つの心を育てる人間基礎教育、これが市民の皆様全体に浸透すれば、人として暮らしていく基本的なルールを守れる人づくりにつながり、まち全体としても非常にいいことだと思います。私としても、この人間基礎教育が市民の皆様全体に浸透することを願っております。

さて、先ほどの答弁からも、この人間基礎教育がまだまだ道半ばとおっしゃっておられました。市民の皆様全体に知っていただくためには様々な活動が必要であります。そ

の啓発活動の一環として、市内の公共施設であったり地域の公園などに啓発看板を設置されているのをよくお見かけします。

2回目でお聞かせいただきたいのは、摂津市内に人間基礎教育の啓発看板が何か所設置されているのか教えてください。また、設置にかかった費用についてもお聞かせください。人間基礎教育を始めてから約18年が経過しております。古いものはなかなか分からないと思いますので、分かっている範囲の直近何年か分で結構ですので、併せてお聞かせください。お願いします。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 人間基礎教育に関するご質問にお答えいたします。

人間基礎教育のこれまでの具体的な取り組みといたしまして、市長ご自身が機会あるごとに人間基礎教育の五つの心を訴えかけてこられました。また、地域の公園や公共施設への啓発看板については、寄附金も活用しながら設置するなど、啓発活動を中心に取り組みを行ってまいりました。その成果は着実に市民へ浸透しており、多くの賛同をいただいているところでございます。

看板の設置数でございますが、現在、市内に217か所設置いたしております。現在は、新たな設置については、市内公共施設の新設時のみ設置しており、直近5年間の設置費用は、4か所、総額にいたしますと117万4,270円でございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。人間基礎教育の啓発看板が市内に217か所設置されているということです。市のイベント開催などのポスターを掲示する摂津市広報板が市内に二百数か所あるのに対し

て、ほぼ同数くらいの啓発看板を設置していますので、十分な啓発活動ができていると思います。

一部ですが、設置されてから大分年月がたったからだと思うんですけども、汚れた看板もたまに見受けられます。そういった看板の修繕にも目を配っていただけたらと思いますので、よろしく願いをいたします。

次にお聞かせいただきたいのは、吹田操車場跡地に設置されている人間基礎教育の啓発看板についてでございます。

ご存じの方もおられると思いますが、25メートルもある大きな看板であることから、電車の中からもよく見えます。啓発活動としては十分に機能を果たしていると思います。

こんなことを本当は言いたくないのですが、私のところにこの看板についての苦情が入りました。「JRの車窓から、遊歩道から、裏側の道路からの景観を害し、人々を不愉快にさせるこの無骨な看板の設置に至る過程を糾していただきたく存じます。照明電源も設置され、費用もかかっているでしょう。節約、環境とあるが、言っていることが矛盾しています。電車の車窓から今どきこのような行政のスローガンのな広報物を見ることはありません。厚顔無恥も甚だしい。恥です」というメッセージが私のところに入りました。中にはこういうふうに感じられる方もいらっしゃるということです。市長のお耳に入れておきます。

とはいえ、おっしゃっていることは的を射ている部分もあります。摂津市は今年2月にゼロカーボンシティを表明いたしました。CO2排出量の長期的な大幅削減に向けて、今後10年間で着実に温室効果ガス排出量の削減を見込める目標を掲げていま

す。本市だけでなく、市民、事業者がその役割を自覚し、あらゆる分野で自主的に取り組み、本計画を推進していくことで、削減目標の達成を目指しますと宣言されているわけであります。市民や事業者にもその役割を求めるのであれば、まずは行政が襟を正すのが筋ではないでしょうか。人間基礎教育の節約、環境の心もさることながら、ゼロカーボンシティについても整合性が合わないと感じますが、その辺り、一括的にご答弁を求めます。お願いします。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 お答えいたします。

まず、吹田操車場跡地の人間基礎教育を啓発する看板につきましては、URが地区開発事業をPRする広告看板として設置いたしておりました看板を、附属施設と併せ、平成28年にURから無償で譲渡を受けたものでございます。

照明設備については、省エネやCO2排出削減の観点から、深刻化する地球温暖化対策の一つとして、平成28年6月に省電力・長寿命のLED照明に取り替えております。

また、省電力のLED照明を使用することにより、CO2排出削減による地球温暖化防止に貢献するとともに、経費については年間約16万円程度となっているところでございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 ありがとうございます。

答弁ですと、LEDは省エネやから地球温暖化防止に貢献できていると聞こえます。確かにLEDは省エネなのでそうなんですけれども、摂津市はゼロカーボンシティを目指さないといけないわけであります。電気代も年間16万円かかっておりますし、この電気を賄うために火力発電でC

O2を排出しているわけであります。きょうの質問ではこれ以上は言いません。そういった点も今後考えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、次は市長にお聞きします。人間基礎教育をテーマとしてまちづくりを進め、約18年がたちます。様々な取り組みを行ってきました。その効果はどのように感じられているのか、お答えください。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 効果の答弁の前に、どこのどなたか分かりませんが、無骨な看板をあんどこへ立てると。大変失礼な話です。あの一带は、吹田市と摂津市で、健康づくり、健都イノベーションパーク、これを全国へ発信していこうということで手がけたまちづくりの後に、残った看板があそこにあったわけです。それをどのように有効に使うのか。たまたま摂津市域にあるわけであります。健康づくりというのは、立派な国立循環器病研究センターが来て、国立健康・栄養研究所が来て、いっぱいいろんな建物を建てるのもいいけれども、やっぱり心の健康、こっちのほうもしっかりとアピールしないと、これは本当の意味の健都イノベーションパークにはつながりません。そういうことで、香川議員も先ほどからおっしゃっておられましたけれども、摂津市の取り組んでおる人間基礎教育はまさに心の教育なんです。私は、これを発信していこう、吹田市と共にやっていこうと。それを、カーボンニュートラルの燃料と比較されてしまったら、もう答えようがないです。何もかもやめておかなあかんようなことになってしまいます。そうじゃなくて、もし香川議員におっしゃった人がおられるとしたならば、あの看板の意味をお伝えください。私から直接でも説明したい

と思います。

現にモノレールからもあの看板がよく見えるんです。それは庁舎に張ってあるあの垂れ幕です。吹田市の住民の皆さんから、たまに投書、意見書みたいなはがきをいただくことがあるんです。最初にいただいたのはがき、これは吹田市の市民の方でした。残念ながら摂津市ではなかったんですけれども。「いいことが書いてありますね、まさにそのことが今の日本社会の課題です。頑張ってください」といったはがきをいただいたことがあるんです。これは吹田市の方ですけれども、さようであります。その辺については、香川議員はよくご理解をされておるのわかりますけれども、もしそういうことで香川議員に小言があったとするならば、また言うてあげてください。

ところで、効果はどうやねんというお話だと思います。ずっと前からこの話はたんびたんびに出てまいります。当然だと思えます。ただ、さっきから答弁しておりますように、心の問題です。これは無理やり押しつけてやったって何の意味もございません。だから、それだけかなりの時間を要する。また、当たり前の話で、分かりやすい話なので、そんなこと分かってるわいと、この域をなかなか脱することができないんです。だから、これは粘り強く、これでもか、これでもかとやっていかないと、なかなかすぐ答えは出てこない。しかし、着実に答えを出していかないと、ただ看板をかけているだけじゃいかんと思います。

釈迦に説法のような話で恐縮なんですけれども、漢字はその言葉の意味を表します。人という漢字は二人の人を表していますね。支える人と支えられる人と。これは、持ちつ持たれつ、お互いさん、支え合う。人間、お支えするか、支えていただく

か、一生のうちにどっちかへ回るんです。そういうものなんです。だから、人は一人では生きていけないという意味がこの漢字には込められていると思います。

大事なことはどっちから物事を見るかです。支えるほうから物事を見ますと、支えるしんどさ、尊さといいますか、いろいろの経験をいたします。そうすると、いつか誰かのお世話になるようなことがあったとするならば、そのときには恐らく、ああ、ありがたいなとごくごく自然に感謝の気持ちが湧いてくるかも分かりません。一方で、支えてもらうほうのことを教えると。これも悪いことはないんですけれども、こっち側を経験しとかんと、こっちだけ教えておると、支えてもらったって当たり前で、別にそんなに殊さらに感謝の気持ちも悪気なしに湧いてこないと思うんです。摂津市の取り組みます人間基礎教育は、まさにこの支えていただくほうからの見方で取り組んでおるわけでございます。

もうちょっと時間がかかりますけど、私は、18年前、摂津市の市長選挙に挑戦することになったんです。そのときはまだ香川議員は面識がなかったと思いますけれども、そのときに、このまちの課題は一体何やねんと。この話は前もしたかも分かりませんが、財政の話、それから、摂津市だけじゃないんですけれども、日本社会の抱える3大病といいますか、不登校、いじめ、虐待です。こういった課題、この二つと捉えたんです。それで、おっしゃったように、18年前にそういうふうに言うたとお話をされたんだと思います。

財政の立て直しは、それはそれなりに手だてを一つ一つやっていって結果を出していくことは可能であり、できたんです。一方の問題は、立派な校舎を建てて、そして

立派な設備をして、先生をようけふやしたら済む問題ではないんです。これは、一人一人が気づいて、そして実践しないとなかなか解決しない問題であると。そういうことで、当時、摂津市でも不登校等々が非常に大きな課題になっておりました。心の教育、こっちのほうもしっかりせんと、お金と物だけでは解決せんぞと。それには学校だけやったらあかんと、家庭、地域社会、この三つがしっかりと連携しないとこの問題は解決しないと。それにしても、ほんならどないすんねんと、分かりやすく皆さんに説明せないかんと。あいさつ、奉仕、節約、思いやり、感謝、みんな当たり前のことと分かってるわいという内容ですけれども、五つの心の方針も併せて明記いたしました。

さっきも出ましたが、ルールを守れる人づくりなんですけれども、これはいわゆる道徳理念です。この道徳理念は、全国791の市がありますけれども、多くはないけれども、いささかの予算を組んで、施策の中で議会でもこういったやり取りをすることは、現実的には恐らく摂津市だけだと私は思っています。これは大切なことなので、私はどんどん続けていかなければなりません。

まず何事も初めから魂は入らない、心は入らない。それでなくても戦後のありようは、少しこういったことには手をつけていなかった面がありました。まず形からといったら目と耳です。耳は、私を筆頭に、やっぱり機会あるごとに皆さんに説明をしたり話をしたりします。目ということになると、おっしゃった看板とか書物、そういうところにしつこいほど書いたり示すと。そのことを繰り返すことによって、いつの間にか心の中にずっと入ってくるんです。本

当に心に入ればしめたものです。これもなかなかそうは簡単にまいません。

最初に看板を立てたときに、ある高齢者の方がこんなことをおっしゃいました。ああ、よかったと。こういう表現でしたね。わてら、まだ生きててよかったわと私に言わはった人があるんです。どういうことかという、この頃、政治も何も、いわゆるしつけ、そういったことを子どもに何も言うてくれんと、うちの孫も何も聞きよらへんと、誰かが言うてくれんのやろかと、わてら、あの世へ行ったら後はどうなんのやろうというふうなことを思っはる人がいっぱいいてはるんです。その人は、たまたま私に、ああ、よかった、まだこないして言うてくれる人があんのやというて心から言わはった人がありました。それだけで終わってしもたらあかんのです。

ということで、市民の皆さんの中には、あの看板を見たり聞いたりする中で、ああ、そやなと思っはられる方が着実にふえてきていると思います。

若いお方については、毎年ここで採用試験をいたします。今はもう面接に私は出ませんけれども、面接のときに、受けに来る子が初めて聞いた言葉、人権についてはしょっちゅう聞いていたけれども、全体の奉仕者、人間基礎教育、この言葉を言うんです。ページを開いたら人間基礎教育と出てくると。ええこと書いてある、こんなやっているとがあんのやと思っは受けに来ましたという受験生も、かなりの方がおられます。

そういうことで、あまりにも当たり前のことなので、当たり前のことで大切なことなんです。気になっても通り過ぎてしまうということになってしまっています。

前段が長過ぎて結論がちょっとしかないけれども、どっちかといえば、今まで過去は、さっきも言いましたように、支えるほうからの物事の見方、そういう時代がずっと続いたと思います。でも、戦後は、これはやむを得なかったんだと思います。どっちかといえば物とお金に走ってしまった。そして、こっちのお世話になるほう、これも大事です。権利ですけれども、これも大事なんですけれども、こっちのほうに重点が置かれてしまって、こっちの支えるほうのことについては一切教えもしなかった。日本の教育は何もしなかった。これのツケが回ってきて、それでいろんな社会問題が起きて、にっちもさっちもいかんようになりかけてしまっている、私は現実にそういうふうに思ったんです。皆さんも思っておられると思います。

だから、いいものが悪くなるのは簡単です。早い。とんとんと山を下っていく。1回悪くなると、それを元へ戻そうとすれば、物事って倍の時間と倍のエネルギーがかかるんです。そういうことからいうと、もう戦後七十数年たっております。私はいつも言いますが、本物にしようと思ったら100年かかるぞと。それも、そのときそのときこの問題に地道に取り組み続けて100年かかれば、私は、このまちは、ああ、ええまちになったなということになるん違うかなと思っています。だから、この後も、100年間、私がここにいてるわけでもあるまいし、次なる世代の方も、いろいろ社会は変化しても、この人間基礎教育についてはしっかりと取り組んでいただきたい、そんな思いをしております。

えらい釈迦に説法みたいなことを言っすいません。

以上でございます。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 市長の思いは私にメッセージをくれた方に必ず伝えておきます。

答弁が長かったんですけれども、すいません、失礼なことを言いました。一定成果があったが、まだまだ道半ばと理解しております。市長の任期はあと2年です。もう1期やられるか、引退されるか、私は存じ上げません。これだけ市民の皆様に浸透している人間基礎教育を次世代にしっかりと継承していくべきだと私は考えております。新しい市長になったとき、人間基礎教育はやめるという話になったら困るわけがあります。そういった意味で、継承していく仕組みづくりも併せてお願いを申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○南野直司議長 香川議員の質問が終わりました。

次に、三好義治議員。

(三好義治議員 登壇)

○三好義治議員 それでは、3項目通告しております。順位に従いまして質問していきたいと思っております。

まず、鳥飼和道交差点の安全対策の進捗状況についてです。これは、昨年12月に5点について質問させていただきました。そのときの質問では、今すぐでもやれそうなことも話をされたり、相手もいてることやから時間がかかるということも伺いました。それは承知の上ですが、私は、こういった一般質問でも、しっかりと答弁した部分は、中間報告なりがあつてしかるべきと思うんです。その点について、前回質問した鳥飼和道二丁目の信号待機場所の安全確保、それから歩道の段差の解消、歩行者信号の改善、それから南行き側道から北行きの安全対策、それと鳥飼和道一丁目交差点

の改良、この5点について、これまで改善が見られていないので、現状どういった内容になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、阪急京都線連続立体交差事業の進捗状況でございます。阪急沿線を歩いてみますと、今、バリケードなどに空き地が相当目立ってまいりました。これにつきましては、職員の努力によって用地買収等が着実に進んでいると思うんです。改めまして、ここの概要と用地買収、それから一時移転等についてお聞かせいただきたいと思います。これも権利者の理解がないと進まないと思いますので、しっかりとご答弁いただきたいと思います。

それと、続きまして、公共交通機関の利便性の向上について質問します。摂津市全体での公共交通機関、駅関係は5か所あります。市内はやはりバス路線が重要な公共交通機関になっております。バスの停車帯がないバス停が数多く見られる中、渋滞が慢性化しているのも現状でございます。これにつきまして、停車帯の現状についてどう認識しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、鳥飼地域において、私は、東一津屋地域のほうを西部として拠点を置いた場合に、鳥飼八防地域が中部、それから、鳥飼五久交差点を含め、東部地域と認識しております。その中で、鳥飼地域の中部、東部の公共交通拠点、ハブが必要不可欠だと感じております。公共交通機関を確保して、バスターミナル及びタクシーの待機場所等が確保できないのか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、先ほどの質問でも一部出ておりました。阪急バスのふれあいの里からJR千里丘駅・吹田駅行きで、朝の7時台、8

時台、9時台は、モノレール南摂津駅に行く便数がゼロ便なんです。鳥飼地域の発展、公共交通機関を有効に生かそうという中でも、市内で朝の通勤時間帯に接続がされていないこの現状をどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 令和3年第4回定例会一般質問以降の府道大阪中央環状線鳥飼和道交差点の安全対策の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

当交差点は、主道路の府道大阪中央環状線と従道路の市道鳥飼八防和道線との交差点であります。東側の鳥飼和道一丁目は、鳥飼八防和道線に加え、市道鳥飼和道7号線と鳥飼和道11号線が合流する複雑な交差点形状にあり、交通が非常にふくそうする交差点となっております。

また、大阪中央環状線は、1日約8万7,000台の交通量があり、当交差点は大阪府内でも特に渋滞が著しい箇所であるため、交差点内における安全対策については、歩行者の安全もさることながら、流入車両が円滑に通過するような交通対策が重要と認識いたしております。

1点目、鳥飼和道二丁目側の信号待機場所の安全確保につきましては、昨年12月に、道路管理者であります大阪府茨木土木事務所と現地立会を行い、協議を行いました。その結果、歩道部に視認性を高めるラバーポールを大阪府において今年度内に設置されると聞いております。

2点目、大阪中央環状線を横断する歩道の段差解消につきましては、これも大阪府茨木土木事務所と現地立会を行いました

が、現状の段差は2センチメートル以下で、道路構造令に基づく歩道の一般的構造に関する基準を満足しており、また、一定の段差は、視覚障害者にとって歩道の位置確認のためにも必要なものでもあります。弱者の視点に立った総合的な改善など、可能な安全対策について、今後も引き続き協議を続けてまいります。

3点目、同じく大阪中央環状線を横断する歩行者信号の周期改善につきましては、交通管理者であります摂津警察署と昨年9月から協議を進めており、現地の交通量調査を実施された結果、本線の交通量が非常に多いため、主道路の青信号の時間を減らすと、本線の交通渋滞が現状より増加することが想定されることから、困難であると聞いております。

4点目、市道鳥飼和道7号線南行き側道から本線北行きへ向かう車両の交差点内の安全対策につきましては、大阪府茨木土木事務所及び摂津警察署と協議を行ったところ、交差点内に流入するもののうち、中央環状線の北行き吹田方面や南行き鳥飼大橋方面へ向かう車両が圧倒的に多いため、交差点内の渋滞を避けつつ走行車線に誘導するため、現在、破線による路面標示を実施されております。

5点目、鳥飼和道一丁目側の市道鳥飼和道7号線から大阪中央環状線に向かう車線は2車線あり、現状は、左車線が直進と左折を、右車線は右折のみを標示しております。左車線については、さらに左側から鳥飼八防和道線と鳥飼和道11号線の二つの道路が合流している上、鳥飼和道二丁目側から対向右折車両との譲り合いなどにより、後続の車両の渋滞が生じやすいことも認識しております。このため、摂津警察署において昨年9月に交通量調査を実施さ

れ、現地の状況把握を踏まえ、これまで市と数回にわたり協議を行ってまいりました。

続きまして、阪急京都線連続立体交差事業の概要と現在の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

阪急京都線連続立体交差事業は、阪急摂津市駅を中心に鉄道を約2.1キロメートル高架化し、開かずの踏切を含む5か所の踏切を一気に除却することで、千里丘三島線をはじめとする交通渋滞や踏切事故を解消するとともに、鉄道で分断された市街地の活性化を図るもので、本市の成長と発展に大きく寄与する事業として、令和15年度の工事完成を目指し、進めております。

現在は、当面の仮線工事着工に向け、鉄道南側を先行して用地取得を鋭意進めており、進捗状況としましては、現時点で、面積割合で全体の約35%の契約が完了しており、令和4年度末で60%、令和5年度末で80%を目標に進めております。

担当する職員は、これまでの経験により得たノウハウを生かし、粘り強く交渉を続けており、権利者の皆様のご理解とご協力により、おおむね当初計画どおりのスケジュールで進めることができております。

また、市が実施する令和5年度の付替道路、仮設駅前広場の工事着手に向けた準備として、設計業務を進めるとともに、工事に伴い移設が必要となる道路占用物件について、大阪府及び大阪ガス株式会社などの占用企業体と協議を行い、移設計画や補償対象の扱いを定めるなど、計画的に進めているところでございます。

続きまして、3問目、まず1点目の路線バスのバス停、停車帯における現状についてのご質問にお答えいたします。

バス停の現状につきましては、走行車線

が1車線であるため、バスの停車中は走行車線を塞いでしまい、特に朝夕の交通量が多い時間帯においては、後続車両が滞留し、交通渋滞が発生していることは認識しております。

その対策としてバス停車帯を設置することのご提案でございますが、バス停留車線の専用レーンを設けることができる場合は、交通の安全性・円滑性の向上と渋滞の解消を図れる有力な対策と期待されます。しかし、停車帯を設置後、最低限の歩道幅員が確保できないところでは、新たに道路敷の外に用地を求める必要があり、また、民有地の出入口と接している場合は、その利用に支障とならないよう調整が必要となるなど、様々な課題について、道路管理者、交通管理者やバス事業者等と協議していく必要がございます。まずは、交通事業者でありますバス事業者に意向を確認する必要があるものと考えております。

次に、3点目、阪急バスの早朝の増便についてのご質問にお答えいたします。

阪急バスの運行ダイヤの現状につきましては、議員がご指摘のとおり認識しております。本市としましては、路線バスによる鉄道駅との交通結節は、地域公共交通の観点から重要なものと考えており、今後、阪急バス株式会社に対し意向を確認する必要があると考えております。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 三つ目のご質問のうち、2点目の鳥飼地域における公共交通の核となる場所の確保についてのご質問にお答えいたします。

本年7月に策定された鳥飼まちづくりグランドデザインにおいては、地域公共交通に関して、利用しやすい公共交通という項

を立てて課題を指摘しているところであり、今後、公共事業者を含め、周辺地域と連携しつつ検討を進めていく必要があると記載してございます。

しかしながら、グランドデザインでは、公共交通の核となるべき場所等の議論には至っておりません。したがって、議員がご提案のことにつきましては、まずは関係するバス事業者やタクシー事業者等に対して意向を確認する必要があると考えております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 鳥飼和道交差点の安全対策についてです。冒頭も申し上げましたけど、一般質問をやって、答弁調整もやりながら答弁をいただいたら、やっぱり約束は守ることで、実効ある行動をやっていただきたいと思うんです。答弁をいただいても、質問した後、ほったらかしているような感じの答弁ですから。ただ、1点は、交差点のラバーボードはやっていただけるというのと、鳥飼和道交差点で、南行きで鳥飼大橋に行くところが左折と直線レーンになっています。あれは斜めになっているので、例えば、右折レーンから一津屋地域、千里丘地域へ行けることが可能かどうかというのは検討していただけたらありがたいと思うんですが、この辺についてはどうですかね。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 先ほど、1回目の答弁の5点目で申し上げましたとおり、交差点東側の鳥飼和道7号線は、交差点に向けて2車線あり、左車線が直進と左折を、右車線が右折のみの標示をしております。左車線につきましては、他の二つの市道からの合流や対向右折車両との譲り合い等により、後続車両の渋滞が生じやすいことから、限ら

れた道路空間と非常に多い交通量が集中する状況の中、現在の路面標示となっております。今後も、利用実態を踏まえつつ、交通規制や標示等でどのような改善が可能か、摂津警察署と継続して協議してまいります。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 鳥飼和道交差点については、これからも安全対策について取り組んでいただくよう、また要望しておきたいと思っております。

次に、阪急京都線連続立体交差事業の進捗状況についてです。権利者と職員の努力で、先ほど回答いただきましたように、計画どおり進んでいるように伺いました。その中で、土地の売買価格で民民と公民とで差があるように感じているんですが、補償額の算定額についての考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 お尋ねの土地の補償額につきましては、国の定める公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき算出しております。専門家である不動産鑑定士による鑑定価格を踏まえ設定し、取得契約に当たっては、大阪府の附属機関である財産評価審査会での審査を経て補償額を決定しております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 次に、建物についてですが、建築年数とか構造上について、民民で売買すると評価額がずっと下がっているんですが、今の交渉条件であったら、やっぱり相当補償額も入っているように伺っているんです。その辺の算定基準についてもお聞かせいただきたいと思っております。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 建物の補償額につきましては

も、公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき算出しております。補償業務管理士による現地調査を踏まえ、移転が必要と認められる場合は、建物の構造、用途、その他の条件を考慮して、再築工法や切り取り工法などの移転工法を決定し、移転に必要な費用を算定し、補償しております。また、あわせて、門扉や塀などの工作物移転料や動産の運搬などに必要な動産移転料なども算出し、補償しております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 土地、建物で買収に入るときに、私のほうにやっぱり相談が来るのは、民民と評価がどうですかというような、多分、相当ご心配の方がおられるんです。地権者の理解を得るために、今後ともまた努力していただくようお願いしておきたいと思っております。

もう一つの指標として、一時移転いただく場合の権利者の借地での補償の契約、これもあるんですが、この内容についてもお聞かせいただきたいと思っております。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 本事業の特徴としまして、工事に伴う仮設線路や付替道路につきましては、長期間の借地が必要となります。土地につきましては、借地についての地上権設定契約を締結しております。借地期間としましては、事業完了予定である令和15年度末までとし、その間の借地料を算定し、地上権設定に伴う費用として補償いたしております。

建物につきましては、借地終了後の敷地内での再建築を想定し、必要な費用を算定し、補償しております。

また、借地期間の仮住居につきましては、仮住居を新たに確保し、かつ、期間中使用するのに通常要する費用を算定し、補

償しております。

- 南野直司議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 この一時移転で、完成が計画どおり進んで令和15年です。今、令和4年で、10年間は移転していただいて、改めて今度は引っ越してくる、この長期間での移転については非常に不安がっている方がおられます。この辺もしっかりと説明していただきたいと思います。阪急京都線連続立体交差事業で、今後の課題は一体どういったことを考えられていますか。

- 南野直司議長 建設部長。
- 武井建設部長 まず、今後の当面の課題のご質問にお答えいたします。

現時点における一番の課題は、事業に必要な用地取得や補償契約についての全権利者の方との合意形成でございます。用地補償のスケジュールにつきましては、おおむね計画どおりに進めることができていると先ほど答弁させていただきましたが、一部難航している案件もございます。その理由といたしましては、主に補償価格や移転先についての合意が得られておりません。どちらも公共基準の範囲内での交渉となり、難航している部分はございますが、今後とも引き続き、権利者との丁寧な対応を重ね、それらの課題解決に努めてまいります。

- 南野直司議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 阪急京都線連続立体交差は、阪急淡路駅で結構延期、延期となっておりますから、大変重要な事業でありますけど、大変難題も多いと思います。職員一丸となってやっていただくよう要望しておきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、公共交通機関の利便性についてです。阪急バスのJR千里丘駅からふれあいの里行きの路線などの渋滞の解消と

安全対策として、三島幼稚園前バス停、一津屋上バス停、鳥飼八防バス停、鳥飼五久バス停についての停車帯の確保ができないかと思うんです。この点についてどう考えていますか。

- 南野直司議長 建設部長。
- 武井建設部長 阪急バスのJR千里丘駅からふれあいの里行き路線バスの停車帯の確保についてのご質問にお答えいたします。

バス停車帯の確保に当たりましては、停車帯を除いた歩道について、最低限の幅員確保が必要となり、場合によっては用地拡幅が伴います。また、民有地の出入口に支障とならないように配置が必要となるなど、道路管理者、交通管理者やバス事業者等を含め、様々な関係者との調整が必要と考えております。

まず、1点目、市道千里丘三島線市役所方向車線の三島幼稚園前バス停におきましては、現状では交通渋滞が非常に多い箇所であります。現在、市の進める都市計画道路千里丘三島線の未整備区間となっております。今後、阪急京都線連続立体交差事業に伴う道路整備と併せた検討が必要と考えております。

2点目、府道大阪高槻線高槻方向車線の一津屋上バス停、それから、4点目、鳥飼五久バス停におきましては、いずれも道路外に用地の確保が必要となることから課題がありますが、府道の道路管理者であります大阪府茨木土木事務所へ現状を伝えてまいります。

3点目、同じく府道大阪高槻線の鳥飼八防バス停におきましては、大阪府茨木土木事務所において現状の歩道が拡幅されてきた経過がございます。停車帯を設ける場合には、バス停車に伴い、民有地の出入口への支障など様々な課題があることを茨木土

木事務所へ伝えてまいりたいと考えております。

4か所のバス停車帯設置につきましては、まずは交通事業者でありますバス事業者の意向を確認する必要があると考えております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 JR千里丘駅からふれあいの里行きのバス停で、一津屋上のバス停は、横に民地の三角地の空き地があるんです。こういった交渉関係をしていくとか、鳥飼五久のバス停、これは民間駐車場の横で難しいと思うんです。鳥飼八防バス停は、もともと交差点のところはゼブラゾーンが広くあったんですが、クリーニング屋の前で歩道が広がっています。ああいったところで停車帯の確保ができないかを確認しているんです。

ただ、今回の質問で初めて提案しているので、民民での交渉もありますから、深くは追及しませんが、そういったことの考え方を市として確保しながら、事業者と大阪府に持っていくとか、大阪府に買収してもらおうとかという手法はどうですか。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 道路の外側の用地の活用のご質問だと思います。現時点におきましては、議員のほうからご提案いただきましたので、その点の検討を、今後、管理者であったり、それから市の中で議論していきたいと思います。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 この路線は近鉄バスも含まれているので、それも含めて考えていただきたいと思います。

次に、阪急バスのふれあいの里からJR千里丘駅行きについても同等の質問をしていきたいと思うんです。ここは、新在家口

バス停、味舌下バス停、摂津警察署前バス停、三島幼稚園前バス停、これについての停車帯の確保ができないのか、お答えください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 阪急バスふれあいの里からJR千里丘駅行きのバス停車帯の確保についてのご質問にお答えいたします。

まず最初の府道大阪高槻線一津屋方向車線の新在家口バス停につきましては、走行車線2車線が1車線となる箇所にバス停が設置されており、現在、1車線を塞いでバスが停車しますことから、現状の道路形状を変更せず、手前のところにバス停を移設することで停車帯として、渋滞の影響が少なくなるのではないかと議員のご提案かと思えます。ただ、停車帯とされるところには、民有地の出入口など課題もありますことから、大阪府茨木土木事務所やバス事業者へ現状を伝えてまいります。

2点目、市道千里丘三島線北行き車線の味舌下バス停につきましては、現在、歩道幅員は大変狭い状況であります。現在、都市計画道路千里丘三島線の未整備区間となっておりますことから、今後、道路整備に合わせた検討が必要と考えております。

また、3点目、同じく摂津警察署前バス停につきましては、現在のバス停は摂津医誠会病院手前の歩道に設置されており、都市計画道路幅員で歩道は整備済みとなっておりますが、停車帯設置後の歩道幅員が狭いことから、停車帯の設置は困難と考えております。

なお、手前にある市所有の三島まちかど広場を活用したらよいのではないかと議員からのご提案をお聞きしておりますが、当該地は、都市計画道路の千里丘三島線の未整備区間であり、停車帯を設置しようとす

る場合、直近の交差点からの隔離距離、もう一つ手前の味舌下バス停とのバス停間の距離などの課題がございます。今後、道路整備に合わせて検討が必要と考えております。

4点目、三島幼稚園前バス停につきましては、現状では交通渋滞が非常に多い箇所ではありますが、将来、阪急京都線連続立体交差事業に伴う都市計画道路千里丘三島線の整備に合わせて検討が必要と考えております。

先ほどの答弁と同じく、4か所のバス停車帯設置につきましても、まずは交通事業者でありますバス事業者の意向を確認する必要があると考えております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 通告して間がなくて、そんなきっちりとした答弁をいただこうと期待はしていません。机上の空論より、やっぱり現場に行って見ていただくことをお願いしておきたい。摂津警察署前バス停は、摂津医誠会病院側のところで空地もあります。そういったところも検討していただきたいと要望しておきます。

続きまして、鳥飼地域の中部及び東部を拠点とするアイデアの中で、そこにハブ、要は公共交通機関の拠点ができないかという提案です。まずは、ふれあいの里から千里丘方面行きで、三菱UFJ銀行が撤退したから、今、更地になっております。この民間跡地を利用できないか、それから、鳥飼地域の中央部で、鳥飼八防、ここでもハブ、拠点が確保できないか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問にお答えいたします。

阪急バスふれあいの里からJR千里丘駅

行きのバス停車帯及びタクシー待機場所の確保、特に鳥飼五久と鳥飼八防交差点付近についてのご質問にお答えいたします。

1点目につきましては、議員がご指摘の土地が存在していることは認識いたしております。議員からのご提案の検討を行うに当たりましては、まずはバス事業者やタクシー事業者の意向を確認してまいりたいと考えております。

2点目につきまして、議員がご指摘の地区は、現在、スーパー、商店、病院、金融機関等が立地しており、鳥飼地域にお住まいの方々にとって利便性の高い地区であることは認識いたしております。先の答弁と同様に、まずはバス事業者やタクシー事業者等の意向を確認してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 これも質問を通告してからの検討なので、即座に回答を求めようと思いません。ただ、考え方だけはちょっとベクトルを合わせておきたいんです。やはり鳥飼グランドデザイン、鳥飼のまちづくりを動かそうと思ったら、行政としてやっぱり一石を投じないといけないと思うんです。そのためには、公共交通機関は必要不可欠だと僕は思うんです。そのためにも、タクシー乗り場とかバス停とか、鳥飼五久では交番もあります。こういった交番も出していき、あそこを東部の拠点とする仕掛けづくりが必要だと思うんです。こういった仕掛けづくりについての考え方は合わせておきたいと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 議員からご指摘のございました仕掛けづくりと申しますか、そういったことも含めまして、今後、事業者等も

含めまして、我々としましても議論、協議を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 今後、鳥飼まちづくりグランドデザイン、これが俎上に上がって議論をやっていけることを期待しておきます。やっぱり公共交通機関は、庁内だけでなしに、関係会社、近鉄バス株式会社もおれば、阪急バス株式会社もおれば、タクシー会社もあります。そういった人らと協議を重ねていただくことをお願いしておきたいと思えます。

続きまして、ふれあいの里からJR千里丘駅行きのバスで、朝6時には2便がモノレール南摂津駅に行くんですが、午前7時台、午前8時台、午前9時台は、全くモノレール南摂津駅に行く便がないんです。これから摂津市の鳥飼地域の活性化を図ろうかという現実の中で、先ほども認識しておりますと言うてるけど、早期にやらなければならないところだと思うんですが、どうでしょうかね。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 鳥飼地域で運行する路線バスの鉄道駅へのアクセスに課題がある中、公共交通として市の考え方はどうなのかというご質問についてお答えいたします。

1回目の答弁でも申し上げましたとおり、阪急バスの運行ダイヤの現状につきましては、議員がご指摘のとおり認識いたしております。

本市としましては、路線バスによる鉄道駅との交通結節は、地域公共交通の観点から重要なものと考えております。ただ、コロナ禍においてバスの乗車数は減少が続いており、運行の維持に多大な影響があるとともに、路線バス事業の経営環境も悪化していると聞いております。

現在、本市では、公共交通あり方検討会を設置し、市域全体の公共交通の維持・確保及び市民の交通利便性の向上を図ることを目的に、将来の見通しを想定しながら、将来の道路、公共交通の在り方や、持続可能性のある交通サービスの設定等について、学識経験者の助言もいただきながら、まさに今検討に取り組んでいるところでございます。

今後、この検討結果は、鳥飼まちづくりグランドデザインで描かれた方向性の具現化に向けた取り組みに反映されることとなりますので、その中で、地域の皆様や、課題の解決に向け、住民や事業関係者の皆様と意見交換をしながら進めてまいりたいと考えております。

なお、この点に関しましても、まずは交通事業者でありますバス事業者の意向を確認する必要があると考えております。

○南野直司議長 三好義治議員。

○三好義治議員 本当に鳥飼地域の交通の利便の悪さは、私が披瀝したように、令和3年の時刻表の変更によって、JR吹田駅行きは、午前10時から2時間に1本しかないんです。先ほど言いましたように、朝の6時台は2本あります。午前7時台、午前8時台、午前9時台はゼロなんです。まさにモノレール南摂津駅でモノレールに乗ろうとしても、なかなかその便がないのが今の現実なんです。短期、中期、長期で考えた中で、短期でやるべきだと思います。以上、要望して終わります。

○南野直司議長 三好義治議員の質問が終わりました。

次に、福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 順位に従いまして一般質問させていただきます。

公園の充実で賑わいの創出について。

摂津市行政経営戦略の第3章にあるみどりうるおう環境を大切にするまちには、公園を計画的に施設の修繕や更新を進めること、また、様々な市民ニーズを踏まえ、都市公園の魅力向上について検討が必要であるとあります。現在ある都市公園の特色についてお伺いいたします。

次に、女性デジタル人材育成の取り組み方について。

令和4年度にスタートしました第4期摂津市男女共同参画計画においては、子育てや介護等で一旦仕事を中断した女性の再チャレンジや、キャリアアップを目指す女性に対して、能力や技能を習得する機会や情報提供など、支援事業を充実するとあります。

国の男女共同参画会議では、コロナ禍で厳しい状況にある女性の就業獲得や所得向上を目標に、女性デジタル人材育成プランを策定し、今後3年間、集中的に関係府省が連携して育成に取り組むとしています。市としてはどのように認識されているのか、お聞かせください。

次に、高齢者等の支援について、(1) 市内循環バス運行経路の見直しについて。

マイナンバーカード申請とマイナポイント手続に来庁される方がふえています。市内循環バスで来庁された南別府町の数名の方からバス運行に関するご要望をいただきました。その内容は、江口橋停留所午前9時5分発に乗車をして、摂津市役所前に午前9時25分到着、復路の早い便は約1時間後の摂津市役所前午前10時38分です。ところが、バスは、江口橋停留所よりはるか手前の別府停留所で、東別府四丁目にあるスーパーマーケットの交差点を左折して、鳥飼車庫が終点となるため、途中下

車をして夏の炎天下を歩かなくてはなりません。江口橋で下車できるバスは、摂津市役所前を午後12時30分発で、そのほかの時間帯も、市役所に到着してから2時間から3時間後の便になります。市役所の手続等が混雑をしていますこともありますが、庁内で待機するには居場所がなくという切実なお声であります。運行経路の見直しについてお答えください。

次に、高齢者等の支援について、(2) スマホ教室の開催の拡充についてです。

日本人の4人に一人以上が65歳以上になり、急速に進む高齢化と社会のデジタル化に伴って、情報通信技術の恩恵を受けることができる人とできない人の間に生じる経済格差、いわゆる高齢者のデジタルデバイス問題に対して各自治体は取り組んでいます。

昨年、高齢者等を対象としたスマホ教室の開催について質問させていただきましたが、取り組み状況についてお伺いします。

以上、1回目を終わります。

○南野直司議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 現在市内にある都市公園の特色についてのご質問にお答えいたします。

摂津市内には、現在、都市公園が42か所ございます。大規模に集客するような公園はありませんが、公園ごとに様々な特色を有し、地域の方々に親しまれております。特色は、公園の立地や地域の状況、遊具などの施設により異なりますが、イベント等で広く一般の方の活用、ミニキャンプや交通施設による青少年の育成、特徴のある遊具を生かした利用などがございます。

例えば、新幹線基地に隣接する新幹線公

園は、0系新幹線と電気機関車を常設展示しており、毎週日曜日とこどもの日には車両の内部公開を実施し、子どもたちや鉄道ファンの方には人気がございます。

健都に合わせて新しく整備されました明和池公園は、防災公園としての役割とともに、駅からも近く、イベント等を開催することができる広場がございます。今年の春には初イベントとなる桜まつりを開催し、多くの方に楽しんでいただきました。

鶴野第2公園と鳥飼本町にあるふるさと公園にはミニキャンプ場を併設しており、特に夏休み期間には、子どもの育成を目的とした団体の方々にご利用いただいております。

正雀ちびっこ交通公園には、小さなお子様が交通ルールを学べる信号機や交通標識などの施設があります。

学園町の平和公園にはアーチ型カリヨンや梅林、鶴野第1公園の噴水、鳥飼本町のせんだん公園には滝などの水景施設といったほかにも、ウォーキングコースや健康遊具などが充実し、子どもだけでなく大人や高齢の方の健康づくりに寄与している公園もございます。

引き続き、それぞれの公園の特色を生かし、地域の皆様に利用していただける公園を目指してまいります。

続きまして、市内循環バスの運行経路の見直しについてのご質問にお答えいたします。

市内循環バスにつきましては、別府・正雀地域の地域交通を補完するため、近鉄バス株式会社が運行する市内循環バスの運行経費の補助を昭和46年から継続して実施しております。運行ルートとしましては、中央環状線の西側をJR千里丘駅を起点とした反時計回りで運行しております。

平成25年3月に、市役所を起点としていたそれまでのルートから、JR千里丘駅を発着の起点とした運行ルートに変更し、駅ではバスへの乗り継ぎのための停車時間を長く設けました。

平成27年3月には、府道十三高槻線正雀工区の側道の供用開始に合わせ、阪急正雀駅前にある正雀本町広場まで運行ルートを延伸するとともに、朝夕の運行時間帯を1時間延長するなど、利用者の利便性向上に努めてまいりました。

議員がご指摘の現行の運行経路についてでございますが、これは、平成31年4月の運行経路及びダイヤ改正によるもので、市内の慢性的な交通渋滞による定時性の確保の困難、及び、バス事業者の運転手不足により一人での運行となり、運転手の休息時間の確保が必要となりましたことから、一旦鳥飼車庫に入庫して休憩することによるものです。このようなことから、運行経路の見直しにつきましては、運行費用の増加や運行ルートの設定等の課題があり、難しい状況にあります。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 女性デジタル人材育成の取り組み方についてのご質問にお答えいたします。

長引く新型コロナウイルス感染症は、特に女性の雇用・就業面に多大な影響を及ぼしております。女性の非正規雇用労働者への大きな影響が今なお継続しており、産業別に見ると、飲食サービス業では厳しい状況が続いている一方で、正社員割合が比較的高いデジタル分野では雇用が増加するという状況であります。

また、経済産業省のDXレポートによりますと、2025年までに43万人のIT

人材が不足するとされており、デジタル分野への労働移動を行う上で欠かせないのが専門スキルの習得であると認識いたしております。

毎年度、商工会、産業振興課、男女共同参画センターと共催で女性の創業支援講座を開催いたしておりますが、今後は、IT部門のスキル向上促進から就職支援に至るまでの幅広い取り組みを検討してまいります。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 スマホ教室の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

スマホ教室は、65歳以上の市内在住の方を対象としており、令和3年度は、公民館で開催回数1回、13名の参加、いきいきカレッジでは3回、延べ50名の参加となっております。

今年度は、公民館等において計6回の開催予定となっております、うち開催済みの4回については、案内開始直後に定員に達する申し込みもあり、好評いただけていると認識しております。

スマートフォン等のモバイル端末の普及が急速に進んでおり、様々なサービスをオンラインで利用できる環境にあって、高齢者のデジタルデバインド解消は重要な取り組みでございます。身近な電子媒体であるスマートフォンの利用方法をより多くの方に学んでいただけるよう、機会の提供に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 それでは、一問一答で質問いたします。

公園の充実で賑わいの創出についてです。

新幹線公園、交通公園、ミニキャンプ場を併設した公園などをご紹介いただきました。

公園には児童遊具が整備されており、自然の中での遊び、冒険的な遊び、スポーツ的な遊び、家族での遊びが楽しめる広場となっております。加えて、本市は、健康遊具の設置も積極的に取り組み、大人も利用する公園として整備されています。

本市だけでなく、ほとんどの公園は障害のない子ども向けに設計されているのが実情です。2006年、バリアフリー法の施行により、都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインが策定をされました。その内容に、施設や対象者に対して、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて整備されることが望ましいとあります。段差解消、手すりの設置、多機能トイレ、これはバリアフリートイレと改称されましたが、整備が進められるようにもなり、本市もトイレ修繕が行われているところです。ただし、遊具までは手つかずな状態です。

最近、誰一人取り残さないをテーマに掲げるSDGs達成に向けて、誰も排除しない社会を目指すインクルーシブな考えを取り入れる動きが広がりつつあります。2020年、日本にも、東京都世田谷区、豊島区、大阪府泉南市にインクルーシブ公園が誕生し、その後も少しずつ広がっています。車椅子のまま遊べる砂場、親と一緒に滑る滑り台、二人乗りベンチ型ブランコなど、誰もが遊べる遊具があり、障害のある子どもとない子どもが一緒に遊ぶことができます。

本市が考えるインクルーシブ公園についてお聞かせください。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 インクルーシブな公園につ

いてご答弁いたします。

議員がご指摘のインクルーシブとは、誰も仲間外れにしない、みんな一緒にと訳されており、誰でも遊ぶことができる公園となります。誰でもとは、子どもからお年寄りまでだけでなく、障害者の方も健常者と分け隔てなく一緒に遊ぶことができる公園を目指すことであり、そのための遊具や施設を有した公園を整備する必要があります。

本市では、これまで、バケット型ブランコのように、自分の体を腕の力だけで支えられないような小さな子どもや障害をお持ちの子どもに安全に利用していただける遊具や、遊具からの転落・転倒によるけがを軽減させるため、ゴム製マットを遊具の周囲全体に設置するなど、一部の公園において、遊具の更新や修繕時にインクルーシブな遊具の整備を行いました。

しかしながら、インクルーシブな遊具を設置したとしても、すぐに障害者の方が快適に公園をご利用いただけるとは限りません。多数の障害者の方が本当に使えるか、駐車場や遊具までのアクセスを確保できるか、健常者と一緒に使用することができるかなど、不安要素もございます。

多くの方に安全に安心して公園を利用していただくためには、まずは健常者の方も含めた利用者の皆様に多様性についての理解を深めていただくことが必要だと考えております。

インクルーシブな遊具や施設の設置を進めていくことに関しましては、実際に公園を利用していただいております地域の方々からニーズや意見をお聴きした上で、選択肢の一つとして検討してまいります。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 一般の利用者は、障害者と

の関わり方が分からないという不安、障害者の側は、周囲の障害への理解がなく、行くこと自体が難しいという声、両方があります。公園で遊べない親子の現状をどれだけ理解しているのでしょうか。多様性を認め合いながら共に暮らす社会を目指し、障害のない子とある子どもが交わり、一緒に遊ぶことでお互いを知り、同じ場所で遊ぶ仲間と思えることが第一歩だと考えます。

東京都品川区は、区民と区の協働で、「私たちのまち」品川区をつくるという基本構想の理念に基づいて、平成20年度に、子どもたち自身が様々な議論と検討を行い、広く区民に愛される公園として整備するための計画案づくりを行いました。公園改修においては、子どもたちのアイデアを活用した公園整備として実現すべく、設計工事を実施しています。

令和元年から令和2年にかけては、区内の小学3年生と4年生を対象に、誰もが一緒に楽しめるユニバーサルデザインに配慮した公園遊具を整備するためのアイデアを考える公園づくりワークショップを開催し、意見交換のほか、特別支援学校の先生のお話を聞いたり、ほかの公園を視察して、車椅子やアイマスクなどを使った障害疑似体験も行って、障害のある子どもたちも楽しめる公園づくりのアイデアがたくさん生まれ、今年の3月、公園がリニューアルオープンしました。

ぜひ本市でも子どもたちを交えて市民参加型の公園づくりを展開していただきたく、次の3点を要望いたします。

1点目は、レクリエーションの空間、健康増進、地域交流、災害時の近い避難地となる都市公園は、高齢者、障害者、子どもなど全ての人々に利用しやすく、広く有意義に利用できるよう、駐輪場の整備を要望

いたします。

2点目は、出生率の高い本市としましては、バケット型ブランコのある公園をふやしてほしいというお母様の要望が多くございますので、この点についてもご検討ください。

3点目は、にぎわいの創出です。ただ人が集まる場だけではなく、コミュニケーションが生まれる公園の活用です。以前、飲食事業者の支援とにぎわいの創出について、キッチンカーの活用について質問をいたしました。課題の整理と調査・研究をするとの答弁をいただきました。本年春に明和池公園で実証実験も行われ、にぎわいの創出に効果があったと感じます。今後も、希望する地域や飲食事業者への支援を含めたキッチンカーの活用でコミュニティ創出を展開されることを要望いたします。

次に、女性デジタル人材育成の取り組み方についてです。

このプランは、女性の就業に資することを目的として、デジタルスキル向上とデジタル分野への就労支援の対策です。求人率の高い分野で専門スキルの習得を促進し、就労支援に取り組んでいただきたいと思います。

女性がコロナ禍で強い影響を受けた背景には、男性に比べて非正規雇用労働者の割合が高く、男女間の賃金格差が正規雇用・非正規雇用労働者同士で比較をしても存在し、同じ職業で経験年数が同じでも差があること、固定的な性別役割意識を背景に、家事、育児、介護を女性が多く担っています。働く場合には、家計の補助と位置付けられていたことなど、構造的な問題が存在していると考えます。その点について、市の考えをお伺いします。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問にお答えいたします。

本市で令和2年度に実施いたしました男女共同参画に関する市民意識調査の中で、女性の実際の働き方についての項目がございました。女性の実際の働き方については、「結婚や出産にかかわらず仕事を続けるつもり」が27.6%、「子育ての時期だけ一時辞め、その後はパートタイムで続けている・続けていた」については22.6%でございましたが、希望する働き方につきましては、「結婚や出産にかかわらず仕事を続けるほうがいい」は45.7%であり、「子育て時期だけ一時辞め、その後はパートタイムで仕事を続けるほうがいい」は19.6%となっており、希望の働き方と実際の働き方に違いがあることが分かります。

育児、介護等により就労に時間的制約のある女性にとって、デジタル分野における就労とは、場所的・時間的制約に左右されづらく、テレワークなど柔軟な働き方が実現しやすいという特徴があることから、女性が力を発揮できる女性の就労機会の創出分野であると認識いたしております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 サービスや販売等の分野に比べて、テレワークなど、柔軟な働き方、生活スタイルに応じた働き方が実現しやすい利点があるとのこと。

デジタルスキルを身につけた女性を新たな就労や就労継続における待遇改善に導くことが重要です。内閣府の令和3年度版男女共同参画白書によると、女性の自殺者の増加、女性への暴力の増加、女性の家事分担の増加などがあると報告されており、就労にはその環境が重要ではないかと考えます。本市の女性の相談状況についてお聞か

してください。

- 南野直司議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 令和3年度の相談件数についてでございますが、男女共同参画センター及び本庁において576件となっております。

内容につきましては、精神関係、人間関係、離婚問題、親族問題等多岐にわたっておりますが、DVでの相談が121件を占めております。DVでの相談者の中には離婚を望む方もおられますが、今後生活する上で経済的不安から離婚を選択できないケースもございます。このようなことから、女性が今後の人生を経済的困窮に陥ることなく生活できる力をつけることは喫緊の課題であり、新たなスキルをつける機会が重要であると認識いたしております。

デジタルにおける成長分野への女性の雇用シフトは、女性のスキルアップが伴えば、勤務環境の改善、収入増加、地位向上につながり、厳しい状況に置かれた女性やひとり親家庭にとって、安定した収入を得ることができ、今後の人生設計の選択肢の増加が期待されるものと認識いたしております。

- 南野直司議長 福住議員。
- 福住礼子議員 人生100年時代を迎え、日本の女性の半数以上は90歳を超えるようになりました。離婚件数は、結婚件数の3分の1、3組に1組です。再婚もありますが、結婚が永久就職であるとは過去のものとなりました。女性がおおむねを占めるひとり親世帯は、約半数が貧困線以下で生活をしている厳しい状況です。これは子どもの貧困に直結いたします。そのため、女性が経済的自立ができるよう、新たなスキルを習得する支援が必要です。男女共同参画センターと産業振興課、商工会、大学

等が連携をしたデジタル人材育成から就労支援の取り組みの構築をしていただきますよう要望いたします。

次に、高齢者等の支援の(1)市内循環バス運行経路の見直しについて。

実情は理解できますが、せめて別府南停留所まで運行できないか、検討を要望いたします。

これからの公共交通は、高齢者をはじめ、利用者のニーズに対応できる交通システムの要求が高まっております。Osaka Metroグループが令和3年3月から大阪市内の一部でオンデマンド交通の社会実験を始められました。本市の課題を解決する手段として適しているのではないのでしょうか。見解をお伺いいたします。

- 南野直司議長 建設部長。
- 武井建設部長 議員がご提案のオンデマンド交通とは、運行経路、乗降地点、運行時刻が定められている一般的な路線バスとは異なり、経路、乗降地点、時刻等に柔軟性を持たせることで、利用者の要求に応じて運行する乗り合い型のタクシーやバスなどの公共交通サービス形態であり、高齢者の通院や買い物、既存の鉄道や路線バスを補完する移動手段の一つとして有効であると認識しております。

オンデマンド交通は、バスと同様に複数の人を一度に運ぶことができる効率性と、タクシーと同様に利用者の要望にきめ細かく応えることができる柔軟性を併せ持った移動サービスであり、今後の高齢化や移動の多様性が予測される中、将来に向けて多くの可能性を秘めた交通システムであると注目しております。

しかし、利用者による料金負担が発生する可能性や、スマートフォンなどによる予約が必要になることなど、高齢者の方が利

用に抵抗を感じることも考えられます。

オンデマンド交通にはこのような特徴があることから、地域のニーズや実態・実情に適するものなのかを、先進事例や新しい技術等を詳細に分析し、本市の地域交通の改善に向けて活用できるのか見極めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 この社会実験は、今年4月からエリアも拡大されましたので、ぜひ今後とも検証していただきたいと思えます。今後の人口減少や高齢化の進展などにより、地域交通をめぐる環境の変化が見込まれることから、持続可能な移動手段の確保を要望いたします。

次に、(2)スマホ教室開催の拡充について。

行政手続のオンライン申請やスマホ決済等デジタル化の推進をしても、スマホが使えなければ、効果どころか、高齢の方からは無用の長物と言われかねません。

開催されたスマホ教室は、定数を満たし、参加した方は覚えてたての操作をほかの人に教えておられました。新しいことを知ったり操作ができるようになると、やる気も出てまいります。引き続きデジタルスキルの向上にも取り組むべきと考えますが、今後の展開についてお答えください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 高齢者のデジタルスキル向上の取り組みとして、今年度から、スマホ教室のメニューに、文字入力や電話のかけ方等の基本的な操作を学ぶ初級コースに加え、動画配信サービスやメッセージアプリなどの操作を学ぶ中級コースを設定したところでございます。また、民間事業者が国の支援を受けて実施するスマホ教室として、新たな取り組みとなるオンライン

での行政手続等を学ぶ講座を開催する予定にしております。これらの取り組みから、高齢者のデジタル活用に対するニーズについて収集・分析を行い、効果的に支援を展開してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 スマホ教室により、多くの方に参加していただく機会を提供していただきたいと思えます。

コロナ禍の影響を受けて、サークルやボランティア活動、アルバイトなど、社会活動の場が減少している大学生がいます。高齢者の孤立に関心を持つ学生もおられます。スマホ教室の講師として参加をしてもらい、世代交流として展開してみることを提案したいと思えますが、いかがでしょうか。市のお考えをお聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 大学生等が講師となり、デジタル機器に不慣れな高齢者にスマートフォンの使い方やオンラインによる行政手続などを支援する取り組みは、神戸市等で実施されており、地域とのつながり構築や世代間の助け合い促進に期待されると承知しております。

本市におきましても、大阪成蹊短期大学と連携し、学生の視点から高齢者のデジタル機器の利用促進について検討を進めていく予定をしており、他市の事例も参考にしながら効果的な取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 福住議員。

○福住礼子議員 実施をされました神戸市では、孫のような学生から分かりやすい説明をしてもらって、参加者の方は、家族は冷たいけれど、学生は優しく丁寧と、参加者にとっては大変好評です。また、学生も社会貢献活動の経験となります。

高齢者は、子どもたちと触れ合うことで、元気や意欲、生きる活力をもらえる、学生側も、家族や学校だけに限定されていた人間関係が広がり、思いやりや感謝の心など人間性が育まれるなど、世代交流には利点もたくさんあります。デジタル技術に対する関心が高い大学生の若い力を生かして、デジタル化の促進に高齢者が置き去りにされないよう丁寧な取り組みを要望いたします。

スマホを使って市役所に行くことなくオンライン申請や手続きができる、また、相談サービスも受けることができる、そして、公共交通も検索をして移動が可能になる時代もそう遠くないと思います。デジタル化が進み、業務の効率化で職員の負荷を低減することで、より付加価値の高い業務に注力できます。

公明党は、2019年に、断らない相談支援を政府に提言いたしました。どうか、人に優しいデジタル化と断らない窓口の体制構築に取り組んで、高齢者等の相談支援の充実を要望して私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○南野直司議長 福住議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時 再開)

○南野直司議長 再開します。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 まず最初に、本年7月8日に銃撃によりまして生涯を閉じられました安倍晋三元総理に心から哀悼の意を表しまして、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは1点目、PFOAへの対応についてお聞かせをいただきたいと思います。

この問題につきましては、これまでの本会議におきましても、多くの議員の方も取り上げてこられました。また、今回の本会議におきましても、増永議員と森西議員も取り上げられておられます。重複になって申し訳ございませんけれども、この間の摂津市としてのPFOAの問題に対する対応について、まずはお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、行政と各種団体との関係性についてお聞かせいただきたいと思います。

市が、ある取り組みに対して共催をしたり、または後援申請に対しまして受託をしていくことは実際にあるわけなんです。その事業を行われる団体がどのような団体であるのかしっかりと調査ができているのか、このことが今、非常に問われていると思います。その点、行政と各種団体との関係性について、まずお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目といたしまして、消費相談行政の現状についてお聞かせいただきたいと思います。

これは非常に長年、本当に毎日のように特殊詐欺を疑わせるような電話がかかってくる状況が続いているわけです。あるいは、それに伴って、何か自分の望まない高額な契約を結ばざるを得ないような状況が発生しているわけです。やはり消費相談業務といったものも非常に重要であると私は考えております。現在の消費相談の相談状況、それから、そういったトラブルを未然に防ぐための取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

1回目は以上でお願いいたします。

○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAへの対応の経過についてのご質問にお答えいたします。

PFOAにつきましては、令和2年6月に、環境省において中央環境審議会での協議を経た答申を受け、水環境におけるPFOA等の暫定的な目標値として50ナノグラム毎リットルが示されたところです。

暫定的な目標値とともに国から示された対応の手引書では、水環境の継続監視を行い、PFOA等の暫定的な目標値を上回っている飲用井戸所有者につきましては、水道水を利用するよう助言等を行うように記載されております。

このうち、本市の役割は、PFOA等の暫定的な目標値を上回っている飲用井戸所有者に水道水の利用を促すよう助言等を行うこととございます。現在、市内の井戸水の飲用利用はございませんが、PFOAに関する情報発信の一環として、今年度立ち上げた市のホームページにも記載して注意喚起を行っております。

また、現在、PFOAは、水環境全体の暫定的な目標値しか基準がございませんので、国のほうに、大阪府等を通じ、早期に人の健康への影響について科学的な知見の集積に努めるとともに、調査・研究及びガイドラインの作成等を要望しております。

今後も、国、大阪府の動向を十分に注意しつつ、機会を捉え、国等への要望活動を行ってまいります。

続きまして、消費生活相談ルームでの相談状況及び消費者トラブルの未然防止策についてのご質問にお答えいたします。

令和4年度に消費生活相談ルームで受け

付けた相談件数は、4月から8月末までの合計249件であり、前年度の同期間と比較して39件増加しております。

内容別では、ここ数年、化粧品や健康食品などの定期購入によるトラブルが多く、初回低価格の広告を見て、お試しだけのつもりで注文したが、2回以上の継続購入が条件の定期購入になっていたという相談が多く寄せられております。

契約当事者の年代別割合では、65歳以上の高齢者の相談割合が増加しており、4月から8月末までの相談全体に占める割合は32.1%で、前年度の同期間から2.1ポイント増加しております。

高齢者など消費生活上特に配慮を要する方の消費者トラブル防止につきましては、見守りネットワークである摂津市消費者安全確保地域協議会を令和4年5月26日に大阪府内で12番目に設置し、関係機関との連携強化を図っております。また、特殊詐欺の未然防止のため、高齢者世帯等に自動通話録音装置の貸与を行っており、協議会の構成員にも周知を図っております。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 行政と各種団体との関係性についてのご質問にお答えいたします。

本市では、協働や公民連携を掲げ、常日頃より様々な団体等と関係性を構築して、行政上の課題解決に努めてきたところでございます。

本市が団体等と関係性を構築するに当たっては、協働のパートナーとして適切な団体等であるかどうかを判断するために、一定の審査等を行うこととなりますが、こうした審査等は、対象となる団体等の実情に最も詳しい担当課において、団体等の活動目的のほか、摂津市暴力団排除条例や各種

要綱等に基づき行っている状況でございます。

また、市の後援名義の使用につきましては、総務課で受け付けし、必要に応じて関連する課の確認を経て承認する仕組みとなっております。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 これ以降は一問一答方式にてお願いをしたいと思います。

まず、PFOAへの対応です。2回目にお聞かせいただきたいのは、昨年度から環境省において新たな研究が行われているとお聞きをしております。その詳しい内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 環境研究総合推進費は、持続可能な社会構築のための環境政策の推進にとって不可欠な科学的知見の集積及び技術開発の促進を目的として、環境分野のほぼ全域にわたる研究開発に役立つものとなっております。

議員から指摘のあった環境研究総合推進費ですが、PFOA等が土壌中にどのように挙動するのか、どのように効率的に除去できるのかという除去技術の開発をテーマに、令和3年度から研究が行われております。研究の概要には、沖縄県、大阪府での土壌のコアサンプリングを行うことが記載されており、増永議員からのご質問にもお答えしたとおり、環境省からは、沖縄でのサンプリングは終了し、今年度は大阪府でサンプリングを行う予定であると聞いております。

また、農林水産省においても、PFOA等のリスク管理に当たり、環境水や土壌などから国内で生産されている農畜水産物への移行の情報が非常に重要であるとの認識の下、今年度、安全な農畜水産物安定供給

のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業において、水、土壌等、農業環境からの農作物へのPFOA等の移行に関する基礎研究を行うことが決定されております。

今後とも、このような国の調査・研究の状況をはじめ、国の動きを注視してまいります。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 このPFOAの問題は、大きな流れでいうと規制の方向に行っているのは間違いないわけです。実際にアメリカでは、あるメーカーが大量に川にPFOAを流していて、それを飲料水として飲んでいた方が非常に深刻な健康被害に遭っていることも実際事実としてあるわけです。しかし、まだまだ科学的な知見が追いついていないところが非常にもどかしいところです。水質に関するあくまで暫定的な目標値といったものは確かに定められています。ただ、それ以外のところ、農産物はどのようなといったことについてはまだまだ分かっていない中で、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり規制していかないかん事実がある以上は、住民の方からしてみたら、摂津市のある拠点で非常に高い濃度の値が検出されたとなると、それは不安に思うのは私はよく分かるんです。となると、今、行政として一番すべきなのは、そのような不安に思っておられる方の不安をいかに解消していくのかだと思います。

先ほど吉田部長からお話いただいたとおり、環境省であり農林水産省であり、また新たな知見を集めるための動きが始まっているわけです。徐々に徐々にではありますけれども、一步二歩とこれから駆け上がっていくわけです。そういった情報をまずしっかりと皆様方に、聞かれてから答える

んじやなくて、やっぱり積極的に直接説明していく姿勢が信頼を勝ち取っていくんだろうと私は思っております。実際に不安に思っておられる方がおられるのであれば、しっかりとその方の不安に耳を傾けてやっていくことが、今、大切なのではないのかと私は思っております。そこで、奥村副市長に、最近ちょっと出番が少ないので、ぜひこのPFOAに対して、いかに住民の不安を取り除いていくのか、その意気込み等をお聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○南野直司議長 奥村副市長。

○奥村副市長 それでは、ご答弁申し上げます。

PFOS、PFOAの水環境の目標値につきましては、現時点では、毒性的に明確な基準値及び指針値の設定は困難であるということで、水道水と水環境に対しましては暫定的な目標値として定められております。

国におかれましては、データが不十分であり、国際的に主要な評価機関による評価がなされていない、また、各国、各機関では、毒性評価の値は相当なばらつきが見られ、現時点で環境基準等の毒性学的に確定した数値の設定は困難な状況、引き続き科学的知見の集積に努めることとされております。

また、土壌に関する分析方法及び目標値では、環境省においては、令和3年度から3年計画で、土壌中の挙動や調査・分析方法、除去技術の対策方法の検討と技術開発の実施を目指しております。

また、血液、農作物に関する分析方法及び目標値等では、血液中の化学物質濃度の目標値は定められていないとのこと、農作物についても、現時点で国際的に標準化さ

れた分析方法はないとのことであります。

農林水産省では、今年度、安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業におきまして、PFOA等の移行に関する基礎調査を行うことを決定しており、現段階では、知見の集積、対策の検討段階と言えます。

このように、分からないことが多くあり、このことが結果的に不安を募らせることになっているのではないかと考えております。

時代の変遷とともに企業活動が活発になりますと、いろいろな廃棄物が工場や事務所から排出されるようになり、このことにより環境に変化が生じることになります。企業におかれましては、社会の一員として社会的責任を負っているものと考えており、このことは企業側におきましても十分に認識され、取り組まれているところでもあります。

アメリカ環境保護庁がPFOAを全廃したのは平成27年、企業ではそれより3年前の平成24年に自主的に国内で全廃されており、また、敷地内のPFOAを含む地下水の処理対策に取り組んでおられます。排水処理施設の新設・高度化、地下水の揚水処理量を3万トンから6万トンに倍増、専門家の指導も仰ぎながら地下水流行の再調査の実施、大学と連携して土壌中のPFOAの分析方法にも着手しております。最近では、工場敷地の全周を地下10メートルほどの粘土層まで遮水壁で囲い込む対策にも着手しておられます。

このように、企業におきましては、取り得る限りの対策に着手されており、その効果が早期に現れることを我々は期待しております。

今後、大阪府とも対応内容について連携

し、国の知見の集積、調査・研究の進行状況により得られる情報等をホームページで発信し、また、企業が取り組んでおられる対策内容も市民へ発信することで、少しでも市民の不安解消につながればと思っております。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 ありがとうございます。

奥村副市長からお話をいただいて、ホームページ等を通じてしっかりと情報の発信をしていくんだという話をさせていただきました。もちろんそれはしていただきながら、私が申し上げたいのは、やはり実際に今回、高い値が検出された地域があるわけです。やっぱりその地域に赴いていただいて、向こうが求められる前にしっかりと状況の説明をしていく、今の状況はこうですよ、また、事業所もこういった努力をしていただいているんですよと積極的に包み隠さず説明されていく姿勢が大事なんじゃないかと思っております。

これまでも政府のほうにいろいろと意見交換や状況の説明もされておられたと思います。議長も実際に環境省と農林水産省に行かれて、いろんな状況について説明していただいたとお聞きをしております。そういった取り組みを、恐らくこれからは厚生労働省に対しても働きかけをしていくことになるんだろうと思っております。そういった取り組みをしっかりとやっていただきながら、目の前の不安を感じておられる方にしっかりと寄り添っていく対応をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

行政と各種団体の関係性です。今、いわゆる旧統一教会が、例えば、ある自治体から後援なのか、あるいは協賛なのか分かり

ませんけれども、関係性があったと報じられたりしております。こういった問題について、この間の野口議員の質問の中で、摂津市はそういったことがないとしっかりと答弁していただいたので、それは私もよかったですと思っております。今後、この団体とはやはりそういった関係性を持たないように、これは私からもお願いしておきたいと思っております。

ただ、忘れてはならないのは、この団体は、例えば宗教法人法であったり、あるいは破壊活動防止法とか、何らかの法律で規制をされている状況ではないわけです。しかし、今、これだけ世間から厳しい目にさらされているわけであり、行政として距離を置いていくのは当然のことだと私は思っています。

もう1点申し上げたいのは、実際にいろいろと規制する法律があるじゃないですか。具体的に申し上げますと、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、あるいは破壊活動防止法です。こういった実際の法律があるわけで、そこで例えば監視対象となっている団体が行っている、もしくはそういった団体と非常に深い関連のある団体が行う事業については、やはりしっかりと精査をしていくことが大事なんだろうと思っております。その点について、今後の方向性はどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問にお答えいたします。

今回の旧統一教会の問題では、市民に不利益を生じさせるおそれのある不適切な団体等を見分けることの難しさが浮き彫りになったものと考えております。引き続き、旧統一教会問題に対する国の動向や影響の

把握に努めるとともに、本市の審査体制の在り方等について研究してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 市長公室長から非常にさらっと答弁をいただきましたけれど、私はそこまで詳しくないんです。全国でこの団体と例えば関係を持っていた取り組みそのものは、多分、行政として否定するようなものじゃないと思うんです。世界平和であったりとか、あるいは環境美化といったことがうたわれると、そのこと自身は、当然行政としては、ああ、そうだよとなるわけです。しかし、それだけではなくて、その主催をしている団体がどういった団体なのかもしっかり見ないと駄目です。そのことがやっぱり今回のまさしく教訓だと私は思っています。なので、私は先ほど申し上げましたよね。いろんな法律も実際に規定されています。実際に今の社会の状況をしっかりと見ていただいて、その取り組み自体はすばらしかったとしても、それを主催する団体がどういう団体なのか、何を狙っているのかをしっかりと精査していきながら、市民の方が不安にならないような、何か今回の質問は不安という言葉が多いかもしれないかもしれませんが、不安にならないような体制づくりをぜひお願いしておきたいと、これは要望として申し上げたいと思います。

次の質問に行かせていただきます。

消費相談の話です。摂津市消費者安全確保地域協議会を立ち上げていただきました。この構成機関並びに今の活動状況についてはどうなっているのか、2回目にお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 摂津市消費者安全確保

地域協議会の構成機関については、産業振興課を事務局として、保健福祉課、高齢介護課、障害福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護保険事業者連絡会及び摂津警察署でございます。

本協議会では、年度当初の代表者会議及び年3回程度の担当者会議により、情報共有や活動内容の検討を行うとともに、随時、市内の特殊詐欺被害の状況を共有してまいります。

令和4年度におきましては、8月を啓発強化月間として、車両にマグネットシートを貼りつけ、特殊詐欺被害防止の啓発に取り組んでまいりました。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 この協議会を立ち上げていただいたメリットは、例えば、いろいろ困っておられる方が、警察であるとか、あるいは摂津市の産業振興課にはなかなかちょっと足が遠くて行けない、しかし、地域で実際に福祉的な観点から見守り活動をされておられる方であれば相談ができる、そういったことによって大きな被害を防いでいくメリットがあると思っています。

1回目の答弁で、今年の7月から8月までの相談ルームに寄せられた相談件数がふえているとお話いただきました。まだまだこの問題は根強く残っていると思っています。ぜひこの協議会をさらに活性化していただいて、特に高齢者の方が特殊詐欺等で被害に遭わないような、まさにそういった体制づくりをしっかりと進めていただきたいと、これは要望として申し上げておきたいと思います。

ちょっと視点を変えたいと思います。

旧統一教会が各市町村の消費生活センターを訪れて、もし自分たちの団体にまつわる相談事が何か持ちかけられていたら教え

てほしい、こっちで対応するからと報道されております。実際、摂津市にはそのような働きかけがあったのでしょうか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 本市の消費生活相談ルームには、8月末に旧統一教会の関係者を名乗る人物の訪問がありました。被害相談の状況や事例を教えてほしい、相談があれば対応するので連絡が欲しいとのことで、連絡先を置いていきました。当然ではございますが、個別の相談内容を第三者に伝えるということはありません。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 実際に接触はあったけれども、その内容については第三者に教えることはないんだという姿勢を持っていただいているということです。そのことについては安心をいたしました。当然、消費相談ルームに寄せられた情報が第三者に漏れないという大前提があるからこそ安心をして相談ができるわけなのです。ぜひ、この団体に限らず、そういった何か要請があったときに、しっかりと摂津市としての立場を貫けるように、これもお願いしておきたいと思います。

ちょっと関連するんですけども、現在、国において、この問題に対する相談窓口が設けられていると思いますけれども、その状況でありますとか、本市での対応や相談状況はどうなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 現在のところ、本市消費生活相談ルームでの相談事例は、旧統一教会に関してはございません。消費者庁からは、対応に苦慮する場合は国民生活センターに問い合わせるよう依頼が来ておりますので、実際に相談がありましたら、連携

を取りながら対応してまいります。

○南野直司議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 これもあくまでも報道のレベルなんですけれども、非常に高額な金銭を要求されて生活に困窮するケースがあるようです。そしたら、そういった方が何か問題を抱えているときに法律事務所に行くことができるかということ、それは非常にハードルが高いわけです。そうなったときに、やはりそういった相談があれば、本市の相談ルームでまずは聞きますよと、受け付けできますよといったことをしっかりと市民の皆さんに周知していくことが大事だと思っております。今後、より一層周知に努めていただきたいと申し上げて私の一般質問を終わらせていただきます。

○南野直司議長 嶋野議員の質問が終わりました。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、通告に従いまして、順位に従って質問をさせていただきます。

質問項目が他の議員と重なる部分が多くありますので、ご容赦いただきたいと思っております。

まず、PFOA問題です。本市議会も意見書を全員賛成で提出いたしました。本市からも国への要望をしていると思っておりますけれども、要望事項に対する国からの回答状況についてお聞きをしたいと思います。

続いて、2番目、健都イノベーションパークについてですけれども、イノベーションパークの企業誘致の進捗状況についてお聞きをいたします。

3、河川防災ステーションについてです。建設予定地、これは国の用地取得になります。この用地取得の進捗状況について

お聞きをしたいと思います。

4、鳥飼まちづくりランドデザインについてです。このランドデザインをどのように今後進めていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目です。

○南野直司議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAに関する対応状況、要望事項に対する国からの回答状況についてのご質問にお答えいたします。

まず、PFOAに関する対応状況につきましては、先ほど嶋野議員のご質問にご答弁申し上げたとおり、水環境における暫定的な目標値が示され、対応の手引書に基づき、PFOA等の暫定的な目標値を上回っている飲用井戸所有者に水道水の利用を促すよう助言等を行っております。また、国のほうに、早期に人の健康への影響について科学的な知見の集積に努めるとともに、調査・研究及びガイドラインの作成等を要望しております。

次に、その要望に対する国の回答の状況でございますが、人の健康への影響については、データが不十分であり、国際的にも主要な評価機関による評価がなされておらず、引き続き科学的知見の集積に努めることとでございます。

また、科学的知見の集積に係る調査・研究の進行状況につきましては、環境省における環境研究総合推進費を活用した土壌中の有機フッ素化合物に係る研究や、農林水産省における、水、土壌等、農業環境からの農作物へのPFOA等の移行に関する基礎研究などにより、知見の集積に取り組んでおられます。

農林水産省の基礎研究を行う背景の資料には、自治体から農作物等の評価やその対応に対する指針等についての要望がある旨の記載がありますことから、一定本市の要望も酌んでいただいているものと認識しております。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 健都イノベーションパークの企業誘致進出の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

健都イノベーションパークにおいては、健康・医療関連の企業や研究機関が入居する複合施設であるアライアンス棟が令和4年3月に竣工いたしました。サテライト研究所を開設する企業等が既に入居しているほか、国立健康・栄養研究所が今年度内に移転の見込みとなっております。また、ニプロ株式会社やエア・ウォーター株式会社といった企業の進出用地におきましても施設の建設が進んでおり、いずれも令和5年度の上半期に開業の予定とお聞きしているところでございます。

○南野直司議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 河川防災ステーションの用地取得の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

国の用地取得の手続は、建設予定地の測量、家屋等の調査を行う用地調査を行った上で、地権者と用地取得協議を行い、地権者の同意が得られれば用地取得をさせていただくという順番になります。現在は、国において、実際に地権者の土地の測量や家屋等の物件調査をさせていただいているところであり、用地補償費を算定するために必要となる作業を進めているところでございます。

続きまして、鳥飼まちづくりランドデザインの進め方についてのご質問にお答えいたします。

ランドデザインは、市役所だけで具現化することは困難と考えており、住民等との協働により進めていくことが不可欠と考えております。そのため、現在、住民説明会を開催し、ランドデザインの内容の周知及び将来予想、将来に向けたまちづくりの磨き上げを行おうとしているところでございます。将来予想が住民等の皆様と共通認識になった後は、個別具体の将来予想を具現化するための対策について、役割分担、財源の確保を含め議論していくこととなります。

現在は、河川防災ステーションやとりかいこども園が属する居住性向上エリアについて、先行して住民説明会等を開催し、住民等の皆様と意見交換をしようとしておりますが、その他のエリアについても、少し時間はかかってしましますが、順次、同様の手続で、それぞれのエリアの住民等の皆様との説明会等を開催してまいります。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 PFOA問題についてですが、2回目からは一問一答でお願いします。

国や大阪府に要望を行っておりますけれども、今年度は国や大阪府にどのような要望を行っているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 今年度を実施した要望活動としましては、大阪府市長会を通じた国の施策に関する要望、大阪府議団を通じた国家予算に対する要望を行っております。

国への要望内容としましては、これまで

の要望事項とも重複する部分もございしますが、人の健康への影響について科学的な知見の集積に努めるとともに、調査・研究及びガイドラインを作成すること、公共用水域及び地下水の汚染による土壌・水系中での挙動予測や除去技術の開発等を早期に実施することを要望しております。

今後、様々な機会を捉え、要望活動を展開してまいります。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 国からの回答では科学的知見の集積を進めることになっております。現在は、基準は水環境の暫定基準のみであります。土壌等のほかの対策や基準化は進んでいるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 先ほども申し上げました環境研究総合推進費を活用した土壌中の有機フッ素化合物に係る研究では、水系はもとより、土壌においてもPFOA等の有機フッ素化合物による汚染対策を検討する必要性から、PFOA等に係る包括的かつ体系的な土壌・地下水汚染のリスク評価、管理方法の構築を目標に掲げ、土壌地下水汚染管理の指針を整備するとされております。

このように、水環境以外でも調査・研究が始まっておりますことから、土壌等でも対策が進み、基準化に向けて進んでいくものと認識しております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 答弁で国の動きは分かりました。令和4年第1回定例会で私は質問させていただいたんです。そのときに答弁がなかったもので、改めて聞きたいと思っております。そのときに、農作物を食べることについてはどうなのかと、農作物を作ることに

てはどうかのと聞いたんですが、改めて聞きます。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 農作物を食べること、農作物を作ることについてのご答弁をさせていただきます。

これまでも申し上げましたとおり、日本では、PFOA等の水道水などでの基準値が50ナノグラム毎リットル以下と設定されておりますが、水や土壌等、農業環境からの農作物へのPFOA等の移行については、国においても科学的知見の集積に努めているところであります。

市内の農業者については、生産した農作物を市場出荷ではなく自家消費としている農家が多数を占めておりますが、現状では、水環境の基準値を超えただけでは健康被害等のリスクの大きさを測ることは困難な状況でございます。

今後、国によるPFOA等に係る研究が進み、水、土壌等からの農作物への蓄積動態が分析され、国において安全な判断を示すことができるようになりましたら、市として、農作物の生産・摂取のリスクレベルについての判断に関してお伝えできると考えております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、続いて聞きます。そしたら畑に井戸水を使用することについてはどうか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 地下水のPFOA等の濃度が暫定目標等を超過した場合の対応につきましては、国の手引書に基づいて対応しております。この手引書には、PFOA等の暴露防止の取り組み等が記載されておりまして、水道水の利用を促す等により、飲用を控えるよう助言等を行うこととなっ

ております。

現在、畑に井戸水を使用することに関する対応は示されておりませんので、今後、国の知見の集積により対応方法が示されれば、それに基づき対応してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、田に水路の水を使用することについてはどうですか。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 先ほどの答弁の繰り返しになりますが、国が示す手引書には田畑に関する対応方法も示されておりませんので、今後、国の知見の集積により対応方法が示されれば、それにより対応してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 では、今までのこと等を市民にどのように説明しているのか、お聞きをしたいと思います。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 市民の方からお問い合わせがあった場合には、現状知り得る事実をお伝えしております。水環境全体で暫定目標値等が示されていること、身体への影響としては、各国、各機関で知見が集積されつつあるものの、国際的な評価や国際的に主要な評価機関による評価がなされておらず、国が科学的知見の集積に努めていること、土壌に関しては、土壌中の挙動や調査・分析方法、除去技術の対策方法の検討と技術開発の実施を国が目指していることなどをお答えさせていただいております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、説明をしているならば、これは市域全体なのか、特定の地域なのか、お答えをいただきたいと思います。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 PFOAに関する市民の方への情報発信の一環として、市のホームページを立ち上げており、国・大阪府等から得られた情報を基に正確な情報発信に努めているところでございます。

また、市民からの個別の電話等でお問い合わせがあった場合には、先ほど述べました国・大阪府から得られた情報を基に説明をさせていただいておる状況でございます。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 大阪府は情報を府民に分かりやすく発信されるそうです。事業者は新たな対策として境界部分に遮水壁を設置されるということでもありますけれども、私は、大阪府が摂津市民に丁寧に情報を発信できるとは思えません。その点はやっぱり本市が市民に行っていかなければならないと思います。国が早期に本市の要望を実施しないならば、市が何らかの対応を実施すべきだと思います。国の答えをそんな5年も10年も20年も待てないです。本市は、国からの答えが出ない間、何らかの予算化をしたりとか、事業所と連携を取ったりとか、やっぱり対策を取っていかなければならないと思います。本市域内の暫定数値を一日も早く下回るようにしていかなければならないと思います。先ほど言いましたけれども、市民には何をしてくれて、何をしてくれないのかを早く示されるように、また国のほうにも要望をお願いしたいと思います。市としても市民に的確な情報を流していただきますよう、よろしく申し上げます。これは要望とします。

続いて、健都イノベーションパークについてです。吹田市所有地はアライアンス棟や進出企業の建物が形となって見えますけ

れども、本市の市有地は更地状態でありませぬ。給食センターの件は他の議員の質問で聞きました。本市の企業誘致の状況や企業へのアプローチについての考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 本市の市有地につきましては、吹田市との中学校給食共同運用を、両市協議の上、断念することとなったことから、今後、改めて、健康・医療に関する研究開発を行う企業等の誘致に向け、方向性を定め、取り組む必要があると考えております。

企業等へのアプローチにつきましては、健康や医療関連の産業発展に向けた環境整備に取り組まれている大阪府をはじめ、国立循環器病研究センターなど健都の関係機関からも情報収集をしっかりと行い、企業や研究機関の調査を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 中学校給食の共同運用については、吹田市からの提案と聞いております。健都は、健康と医療をコンセプトとした医療クラスターの実現により、予防・医療・研究で世界をリードする地域に発展させ、高い経済効果を生み出すことを目標とする、大阪府吹田市・本市で国の同意を得た地域未来投資促進法に基づく基本計画であります。吹田市からの給食センターという話は、どう解釈しても基本計画に当てはまらないと私は思ひます。健都だけでなく、本市にとって高い経済効果を生み出す地でありますから、どこが参入するかによって将来の摂津市のまちづくりが大きく変わってきます。その点は、もう既に本市の皆さんは十分に考えておられると思ひます。またそういう話があったときには、私

が申し上げたことでありますから、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、河川防災ステーションについてです。説明会で出た住民の意見についてはどのように反映されているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 これまでに河川防災ステーションに関する住民の皆様からいただいたご意見は、国にお伝えさせていただいております。先にご説明いたしました、現在、地質調査、用地測量や家屋調査等を行っている段階であり、河川防災ステーションの設計も鋭意進めているとお聞きしております。

今後、地質調査結果や地盤改良工法等に関する説明会が開催されることも聞いており、その説明会において住民の皆様からいただいたご意見に対しても、回答できる部分は回答いただけるものと考えております。市といたしましても、住民の皆様のご意見が十分に反映されるよう、国に対して働きかけをしております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、上部施設については市の事業でありますから、災害時及び平常時の利用方法について、何か決まっていることがあれば教えていただきたいと思ひます。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 河川防災ステーションの上部施設の利用方法については、鳥飼まちづくりランドデザインの具現化と併せて、住民等の皆様のご意見を聴きながら決めていくことになると考えております。ただし、河川防災ステーションという淀川の治水に必要な施設の上部に水防センターとして整備する計画となっているため、災害

時と申しますか、災害が発生する可能性のある河川水位が上昇している場合には、市が行う水防活動の拠点として活用していくことを想定しております。

また、万が一、淀川水系の堤防が破れた場合は、近隣住民の一時的な避難場所として活用できないか検討しております。この場合、河川防災ステーションという限られた空間であり、鳥飼地域の全住民を収容することは困難と考えており、広域避難が困難な避難行動要支援者のうち、特に鳥飼地域の障害支援区分の高い障害者の方を中心に受け入れるべきではないかと考えております。

平常時につきましては、現在、ランドデザインの住民説明会を開催しているところであり、この中で地元住民の方の声を聴きながら、共に検討していきたいと考えております。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 今回の台風14号・15号で、多くの都道府県で洪水被害が発生しました。テレビで災害活動が映し出されており、自衛隊と消防が救助活動をされておりました。自衛隊は、消防と比べると活動開始までに時間がかかるでしょうし、災害範囲が広範囲になりますと、摂津市や鳥飼地域へと災害派遣をいただけるかどうか分からないことになります。

本市の災害活動は、まず、やはり本市の消防であろうと思ひます。洪水によって浸水して、消防の資機材が水没して災害救助活動ができなくならないように、河川防災ステーションの上部には消防の機能が必要と私は思っております。鳥飼出張所も老朽化をいたしましたので、河川防災ステーションの上部に出張所を考える、もしくは、それが不可能であるのであれば、高台の上

に出張所を考えていく検討をぜひともお願いしたいと思います。これは要望とさせていただきます。

続いて、鳥飼まちづくりグランドデザインについてです。住民への説明に少し時間がかかるということであります。今後の進め方について、福渡副市長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○南野直司議長 福渡副市長。

○福渡副市長 先ほど、市長公室長のほうからお話がありましたけれども、私としましても、まちづくりについては、市役所だけでは到底やっていくことが難しいと考えておりまして、そこにお住まいの方々を含め、関係者の皆様と一緒に、よりよい将来に向けた活動を少しずつでも継続的に実施していく、そういう積み重ねの上で成り立っていくものであると考えてございます。

現在、居住性向上エリアという鳥飼地域の一部ではございますけれども、先行して住民説明会を開催し、グランドデザイン策定委員会のほうで取りまとめられた将来予想の磨き上げを行っているところでございます。これは、住民等の皆様と一緒にまちづくりを行っていくためには、まず、住民等の皆様のご意見も踏まえた将来予想という大きな目標を共有する必要があります、それを旗印として住民等の皆様と協働できる環境を構築していくことが重要であると考えているからでございます。この作業にはある程度時間がかかってしまうと思っておりますけれども、これを拙速に行ってしまうと、住民等の皆様との信頼関係は構築することが難しく、ましてや住民等の皆様との協働関係まで発展させることは不可能ではないかと考えてございます。たとえ時間がかかったとしても、しっかりと住民等の皆様

と向き合い、一つ一つの課題を解決していくことは大変重要なプロセスではないかと考えており、住民等の皆様と協働してまちづくりができる体制をしっかりと構築できるように一層努力してまいりたいと考えてございます。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 福渡副市長から考えについてお聞きをしました。9月11日のグランドデザインの説明会や、今回の他の議員の答弁で福渡副市長のグランドデザインの思いをお聞かせいただいた。その中で、公共交通について検討しているというお話をされています。改めて福渡副市長に公共交通の考えをお聞きしたいと思います。

○南野直司議長 福渡副市長。

○福渡副市長 公共交通についてお答えいたします。

これまでも建設部長のほうからいろいろとご説明させていただいているところではございますけれども、公共交通につきましては、全国的な人口減少や少子高齢化の進行により、交通事業者の経営環境が厳しくなることが想定され、将来、バス事業者がバスの減便、それから路線撤退をしていく可能性も否定できない状況でございます。

また、一方、高齢者の増加に伴い、日常生活における主要な目的である通院や買い物等の移動手段として、公共交通が果たす役割は一層重要なものになっていると認識しております。

現在、市役所の関係職員と学識経験者で構成されている公共交通あり方検討会におきまして、市域全体における将来の見通しを想定し、将来を見据えた公共交通の在り方や持続可能なサービスレベルの設定などの研究を進めているところでございます。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、誰

もが安全・安心に過ごし、にぎわいと暮らしやすさが調和したまちを目指すこととしております。グランドデザインに掲げられました将来予想や取り組みの方向性等につきまして、説明会等あらゆる機会を通じて、地域の多様な世代の住民、それから関係団体、事業者等に周知を行い、地域の現状や課題を共有し、取り組んできているところでございます。

公共交通の問題も含めまして、将来予想の実現に向けた取り組みについて、住民等の皆様との協働によってしっかりと進めていきたいと考えてございます。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 次に、市長にお聞かせをいただきたいと思うんです。国をはじめ、関係機関とのパイプは必要だと思います。福渡副市長も任期があって、どうされるか、どうなるかはちょっと分からないですけども、私は、このまま福渡副市長にずっとおっていて、鳥飼まちづくりグランドデザイン、鳥飼のまちを発展させていただきたいと思っているんですけども、福渡副市長はどうなるか分かりません。だから、その後の方は国から引き続いて考えをお持ちなのか、その点、副市長をどうするかとか、国とのパイプをどうするか市長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 ただいま、グランドデザイン等々、鳥飼地域のまちづくりについてご質問、ご提言をいただいたところでございます。よく出てまいります福渡副市長の話でございます。福渡副市長はその道のエキスパートでもあらわれ、そして、現地での説明会等々を非常に分かりやすく行っていております。そういうところからも、や

っぱり議員のほうからのご指摘があったような話も出てくるわけでございます。一応ルールにのっとりすると、国から出向をお願いする場合は、2年がある程度一つの目安になっております。今後、このルールはルールとして、今後の摂津市のまちづくりにとって何が一番いいのか、当然ながら、もしルールどおりになる場合は、このビッグなプロジェクトをこれから展開していくわけでありますから、引き続いて国土交通省から出向していただくこととなります。そんなことも踏まえて、また議会の皆さんにもご意見を聴きながら決めていきたいと思っております。

以上です。

○南野直司議長 森西議員。

○森西正議員 今回、関西みらい銀行の鳥飼支店が正雀支店と統合になって、鳥飼支店が12月になくなるんです。三菱UFJ銀行もなくなりまして、鳥飼地域から銀行が一つずつなくなって、生活するほうからすると不便になっているわけです。

これは以前、鳥飼高校の統廃合のときに、私は鳥飼高校の同窓会の会長をしていますから、統廃合に反対運動をしたんです。署名活動をして大阪府の教育委員会にもお持ちしたんです。そのとき、鳥飼柱本方面の路線バスが減便になる可能性がありますよとお聞きしました。地域の教育コミュニティの拠点として大きな役割を担っていたけど、高校に進学する子ども、地域の人たちに深刻な問題になるということで反対運動をしたんですけども、実際それが現状として起こっています。これはもう15年ほど前の話になるんです。それが今、そういうふうに変化していますから、私もいろいろと今まで申し上げています。やはり鳥飼地域の問題は交通問題だと思

ますから、私は駅しかないと思っています。今後、それをどうやって引っ張ってくるかというか、造るかだと思えます。その点、私は、福渡副市長に継続してずっとおっただいて、その部分を引っ張っていただきたいと思えます。よろしくおっただいて質問を終わりたいと思えます。

○南野直司議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 あと二人ですので、しっかり頑張っていきたいと思えます。

順位に従いまして一般質問させていただきます。

1番目、SDGsの推進の取り組みについてです。これまでSDGsについて何度も質問を重ね、当時策定であった行政経営戦略にSDGsを盛り込むように訴えてきました。結果、大きく盛り込んだ計画とされ、非常に高く評価をしています。

ここで、さらに推進をするために質問いたします。

まずは、近年のSDGs推進のための取り組みについてご答弁をお願いいたします。

次に、2番目、千里丘西地区の周辺の整備についてです。初めに、千里丘駅西地区再開発事業に合わせて実施される取り組みとしまして、府道高槻京都線及び府道千里丘停車場線の電線共同溝による無電柱化をされると思えますが、その計画についてご答弁をお願いします。

3番目、保育所待機児童ゼロの取り組みについてです。まず、待機児童の現状と明年の千里丘地域の保育ニーズについてご答弁をお願いします。

次に、4番目、地域福祉計画の充実とコ

ミュニティソーシャルワーカーの適正配置についてです。地域福祉計画策定に対しては、平成14年から、進行管理も含めて、これまでに7回、一般質問で取り上げた経緯があり、私にはとてもこだわりの強い計画です。平成14年当時は、全国的に策定が始まった時期で、揺り籠から墓場まで、総合的な福祉計画とのコンセプトだったと思えます。

まず初めに、第4期地域福祉計画の実施状況、特に地域力を高める取り組みについてご答弁をお願いします。

次に、5番目、生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム構築についてです。これは第2回定例会に続いての質問となります。長引くコロナ禍、物価高等で貧困問題も複雑になり、深刻になってきていると思えます。現状認識についてご答弁をお願いいたします。

次に、6番目、今回の摂津市セッピープラチナプレミアム商品券の申し込み状況と進捗及び、政府の第2次物価高対策を受けて本市の取り組みについてです。先日の質問で、今回の商品券の取り組みについて質問がありました。私のほうからは、現時点でどのように自己評価をされているかについてご答弁をお願いいたします。

1回目、以上です。

○南野直司議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 近年のSDGs推進のための取り組みについてのご質問にお答えいたします。

SDGsのゴール達成のためには、市民一人一人が日常生活においてSDGsを意識した行動をしていただくことが必要であることから、市民への啓発活動は非常に重

要であると考えております。

近年の取り組みとしましては、広報紙への特集記事の掲載やパネル展の開催のほか、イベント会場でのSDGsロゴパネル掲示、各種チラシへのSDGsアイコンの掲載、阪急電車「SDGsトレイン 未来のゆめ・まち号」へのポスター掲示等がございます。

また、今月のSDGs週間に当たりまして、市役所1階エレベーター前のモニターを利用し、SDGsに関連した市の取り組みを動画で紹介するコーナーを設置し、啓発活動に努めているところでございます。

○南野直司議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 千里丘駅西地区再開発事業に合わせて実施する府道の無電柱化の計画についてのご質問にお答えいたします。

本事業区域は、府道大阪高槻京都線及び正雀停車場線の幅員の中心までを含んでおりますので、本事業区域内の建築敷地に接する側の府道部分で電線共同溝による無電柱化を実施する計画となっております。

なお、無電柱化の整備につきましては、再開発事業に合わせまして本市が実施し、その費用につきましては、大阪府に負担していただくことで協議が完了しております。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 待機児童の現状等についてのご質問にお答えいたします。

初めに、本市の就学前児童数でございますが、ここ10年、増減はあるものの、大きな流れとしては減少傾向にございます。子ども・子育て支援事業計画に基づく圏域ごとに見た場合、安威川以南圏域は大きく減少する一方で、安威川以北圏域は、南千

里丘のまちづくり、健都のまちづくりなどの大型開発などもあり、増加を続けております。

このような状況の中、安威川以北圏域には安威川以南圏域の倍以上の数の施設があるにもかかわらず、待機児童はほぼ全てが安威川以北圏域となっております。

また、本市の就学前児童数で見る施設整備率は、北摂各市の平均を10ポイント近く上回る高い整備率にありますが、保育ニーズである施設の利用申し込み率についても、北摂各市の平均より10ポイント近く高い状況にあり、この高い保育ニーズが待機児童の解消に至っていない一因とも考えております。

近隣市では保育ニーズが減少に転じているところもございますが、安威川以北圏域には、JR千里丘駅西口の再開発も控えており、当面、保育ニーズの高い状況が予想されますことから、今後も状況を見極めながら待機児童の解消に努めてまいります。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

(荒井保健福祉部理事 登壇)

○荒井保健福祉部理事 第4期摂津市地域福祉計画の実施状況及び地域力を高める取り組みについてのご質問にお答えいたします。

地域福祉計画につきましては、平成30年4月施行の社会福祉法の改正により、高齢者、障害者、児童などの福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置付けられ、複雑化・深刻化する地域の課題に対し、一体的な取り組みを実施していくことが求められております。

本市におきましても、令和2年3月に第4期摂津市地域福祉計画を策定し、各分野別計画の上位計画として、地域福祉の視点

から共通する理念や方向性を記載しております。同計画に基づき、地域の担い手の確保や負担軽減、重層的支援体制の整備に向けた連絡会議の開催など、社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携し、取り組みを推進しているところでございます。

○南野直司議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の流行の長期化により、市民生活への影響は、健康・医療、経済、教育など多方面に及んでおります。加えて、ウクライナ情勢や、それに伴う物価高騰などが重なり、多くの方が困難な状況に陥っておられると認識しております。

ご質問の経済的に厳しい世帯への支援についてでございますが、本市においては、生活支援課に生活困窮の窓口を設けて相談員を配置し、住居確保給付金や新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金などの給付制度や、社会福祉協議会の貸付金などの制度を活用し、支援を行っているところでございます。ただし、相談の内容は多岐にわたるため、行政の支援メニューだけではなく、社会福祉法人やNPO法人など様々な関係機関とも連携しながら解決に向けた支援に努めております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 摂津市セッピープラチナプレミアム商品券発行事業の現時点での評価についてお答えいたします。

今回の商品券事業の開始に当たり、広報せつつやLINEなどで周知を行いましたところ、購入の方法や利用できる店舗など

多数の問い合わせがございました。購入申請につきましては、9月25日時点で2万4,893世帯、約6割の世帯からの申請があり、過去の商品券事業と比較しましても高い申請率であると捉えております。

利用できる店舗に関しましても、現時点で355店舗と、令和2年度に実施いたしましたセッピー子育て応援商品券事業と比べ、プラス156店舗、約1.8倍となっており、期待の高さがうかがえます。

プレミアム付商品券の発行は多くの自治体で行われておりますが、プレミアム率150%で最大2万円分の商品券を全世帯で購入できる規模は、全国でもトップクラスであると認識しております。高い申請率や参加店舗数を見ましても、地域経済の活性化と生活者支援として、これまで支援できていなかった事業所や世帯への支援に効果があるものと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。これからは一問一答でお願いします。

まず、1番目のSDGsの推進についてです。市役所1階のモニターを見せさせていただきました。SDGsについて大変分かりやすくPRできていると高く評価いたします。

しかし、ご答弁にあった各種チラシへのSDGsアイコンの掲載につきましては、あまり掲載されていないと思います。政策推進課以外の職員の意識がまだ低いのではないかと危惧をいたしますが、どうでしょうか。ご答弁をお願いします。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 お答えいたします。

チラシ等へのアイコン掲載は、SDGsを多くの市民に認識していただく取り組み

として非常に効果的であると考えており、本年4月の部長会を通じまして、各部局が発行するチラシ等へのアイコン掲載を含め、SDGsの啓発活動の推進に続いて周知したところでございます。その結果、アイコンの掲載は増加しておりますが、ご指摘のとおり、まだまだ取り組みを広げる必要があるものと認識いたしておりますので、引き続き庁内周知等に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 庁内周知に努めるとのことですので、期待をして今後もチラシを見たいと思います。

さて、以前にも議論をさせていただきましたが、SDGsを盛り込んだ摂津市行政経営戦略の検証についてはどのようになっているのか、ご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問にお答えいたします。

現在、摂津市行政経営戦略につきましては、令和3年度の進捗状況と各事業の方向性等について検証作業をしているところでございます。今後につきましては、10月上旬に進捗状況を取りまとめた冊子を配布するとともに、併せましてホームページでの公表を行ってまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 10月の中旬に進捗状況を取りまとめるとのこと。市民への見える化についてはどのように考えておられるのか、ご答弁をお願いします。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 見える化の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

摂津市行政経営戦略で掲げる10の分

野、29の施策につきましては、それぞれSDGsのゴールを関連づけて取り組みを展開することとしておりますので、摂津市行政経営戦略とSDGsをセットで情報発信していくよう努めているところでございます。

具体的には、ホームページでの相互リンク掲載や、先ほどの答弁にもございましたSDGs週間の動画でも摂津市行政経営戦略の紹介をさせていただいております。

今後とも、摂津市行政経営戦略及びSDGsの取り組みについて、より多くの市民の目に触れるよう、啓発活動等に努めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ホームページでの相互リンク掲載などを行っていくとのこと。市民には理解しやすいように、できればパネル展をやっていただくとか、映像も使って積極的に見える化を図られることを強く要望し、この質問を終わります。

次に、2番目の千里丘西地区の周辺の整備についてです。電線共同溝を千里丘一丁目東交差点まで延長すること、また、反対側車線にも実施することなどについて、交渉はどのようになっているのか、ご答弁をお願いします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 議員がお示しの再開発区域外の千里丘一丁目東交差点及び府道の反対側車線側の無電柱化の実施につきましては、道路管理者である大阪府茨木土木事務所から、現時点で整備予定はないと聞いております。ただ、将来的には整備されるよう、今後、機会を捉えて無電柱化の整備を働きかけてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 分かりました。

開発区域に接続する都市計画道路千里丘駅前線の拡幅工事の必要性及び拡幅時期についてはどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いします。

○南野直司議長 建設部長。

○武井建設部長 議員がお示しの都市計画道路千里丘駅前線は、現在本市が進めている再開発事業で整備いたしますJR千里丘駅西口の駅前広場に接続し、本事業の目的の一つであります交通結節機能の強化の観点からも重要な路線であると認識しております。

同路線の整備の着手時期につきましては、本市の財政状況や事業の優先度等を踏まえ決定する必要があり、現時点では具体的にお示しすることはできませんが、再開発事業の進捗状況や完成時期を見据えつつ、着手時期について検討してまいりたいと考えております。

なお、現在、千里丘駅西地区再開発事業につきましては、この秋頃の権利変換計画の決定や、令和5年5月の明け渡し、工事着手を控えており、まずは令和8年度末の完成に向けて全力を挙げて取り組んでまいります。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 分かりました。

JR千里丘駅西地区は、今回の再開発区域とその他の区域に分かれ、その他の区域は民間による開発を期待することになっていきます。道路整備につきましては、千里丘駅西地区の完成時期と合わせて、電柱のないまちとして、区域が面する府道大阪高槻京都線、また、市道千里丘駅前線の拡幅・電線共同溝工事を実施して、地区全体が一体的なまちになるように進めていただくことを要望したいと思います。

また、これまでの議論では、駅の2階の

連絡通路であったり、ぼこぼこになっている周辺のタイルを含めたJR千里丘駅東地区のリニューアル及びフォルテのテナントの再構築なども、一体的なまちづくりで取り組んでいただくよう、改めて要望しておきたいと思います。

そして、千里丘地域から文化を発信する観点から、この2階の連絡通路に設置をされていますJR西日本の広報板がありますが、これをぜひ開放していただいて、千里丘ストリートミュージアムとして利用できるように交渉もお願いしたいと思います。

そして、やがて千里丘駅まちづくり協議会が発足した場合には、様々な支援をお願いし、この質問を終わります。

次に、3番目、保育所待機児童ゼロについてです。

安威川以北圏域については分かりましたが、千里丘地域の状況については答弁がありませんでした。今年4月での厚生労働省基準で我が市の待機は27人、また、9月時点の待機児童数は313名で、そのうちゼロ歳・1歳・2歳待機児童は266名です。しかし、待機希望者などがいらっしやるので、こういった人を引いて実際は40名弱です。これは千里丘地域に偏るのではなくて、安威川以北にばらけているとのこと。

しかし、将来予想を見ますと、先ほどありました健都マンションからの子どもがどんどんふえていることや、今後は千里丘駅西地区のタワーマンションの建設が大きな影響を与えることは明らかです。あわせて、千里丘地域は、今、建設ラッシュで、分譲住宅のミニ開発も多発しており、こういったことも少なからず影響してまいります。

そうした中で、今回、JR千里丘駅西地

区にあるひよこ園が立ち退きになります  
が、どのような予定になっているのか、ご  
答弁をお願いしたいと思います。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 千里丘愛育園分園の  
ひよこ園は、ゼロ歳児から2歳児の子ども  
が通う定員20名の園で、3歳以降は本園  
であります千里丘愛育園へ通うこととなっ  
ております。

そのひよこ園ですが、本市が進める千里  
丘駅西地区市街地再開発事業区域内にある  
ことから移転を余儀なくされております。  
現状では、今年度でひよこ園は一旦閉園  
し、その定員分は本園の千里丘愛育園に吸  
収される予定でございます。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 一方で、保育士不足で、定  
員150名に対しまして、今年は126人  
の受け入れとなりましたKENTOひまわ  
り園の明年4月での受け入れ状況につい  
て、どうなっているのか、ご答弁をお願い  
します。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 KENTOひまわり  
園につきましては、健都のまちづくりに伴  
う子育て世帯の転入等により、保育ニーズ  
の増加に対応するため、山田川公園の一部  
を活用し、民間の認定こども園を誘致した  
ものでございます。開園以来、保育士の採  
用に苦慮されているとともに、産休、育休  
による代替の保育士確保の必要性が生じる  
状況もございます。

そのようなことから、定員を低く設定せ  
ざるを得ない状況でございましたが、徐々  
にはありますが、保育士の確保が進み、  
令和5年度においては定員の上限に近い受  
け入れが可能となる見込みと伺っておりま  
す。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 令和5年度では定員150  
名近くの受け入れが可能ということなの  
で、大変明るい話題だと思います。

また、現在公募中の小規模保育事業所の  
募集状況についてご答弁をお願いします。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 小規模保育事業の公  
募につきましては、当初、8月の1か月間  
を募集期間とし、JR東海道本線より北側  
を整備対象地域として募集しておりました。  
しかしながら、応募がなかったことか  
ら、引き続き9月の1か月間、整備対象地  
域を安威川以北圏域に拡大し、募集をして  
いるところでございます。これまで数件の  
問い合わせがございましたが、まだ応募は  
ない状況でございます。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 現在募集中の新園につい  
て、まだ応募がないとのこと。私も空  
きテナントを探していますけれども、タイ  
ミングよく空いている物件はありません。  
今朝、1件新情報を伝えましたので、でき  
たら有効に活用していただきたいと思いま  
す。

とにかく、補助金は明年3月末までに完  
成しなければ消えてしまうということ  
です。また、テナントなどを利用しないと費  
用や工期ともに不可能であるということ  
です。このままでは実現できないことが懸念  
されます。できなければ今年以上の待機児  
童を出してしまうかもしれない。担当の皆  
さんも、自ら足を運んでいただくなど、何  
としても応募につなげていただきたいと思  
います。

最後に、保育所待機児童ゼロの達成につ  
いて、行政の責任で解決することについま  
して、森山市長の決意をお聞かせいただき

たいと思います。

○南野直司議長 市長。

○森山市長 藤浦議員の質問にお答えをいたします。

よく言われるんですが、多いときで1年間で200万人以上のお子さんがお生まれになっておりました。昨今、80万人を切っております。日本全体ではこの少子化が深刻なんです。そんな中、当市は人口が増加傾向にある。大変うれしいことではございます。こういう言葉は適当かどうか分かりませんが、うれしい中にも非常に難しい課題というか、悲鳴という言葉が当てはまるのではないかと思います。待機児童の解消が一向にやまない状況にあるわけではございます。

子育て支援にはいろんな取り組みがあります。行政はもちろんですが、ご家庭、また、見守り等々をやっていただく地域の皆さん等々、いろんな形での支援、役割があるんです。とりわけ、やっぱりいつでも安心して入所できる施設づくり、これは行政の役割というより責任でもあろうかと思えます。

先ほどから話が出ております開園率は大阪府内でもトップクラスにあるわけでありまして。そういう意味では、行政としての役割、それはそれなりに何とかしようと頑張っておるところではございます。結果として、施設をつくれれば、また新しい入所者がふえてくる、そういう繰り返しみたいなことになっております。そんな中で、いかにこれを解消していくか、非常に頭の痛いといえますか、難しい課題でありますけれども、これは何とかしなくてはならないわけでありまして。

許されるかどうか分かりませんが、現状の中で、緊急避難的でありまして

も、許される中での定数の見直し等々、そういう措置が取れないものか、そんなことも含めて、しっかりとご指摘に答えるよう頑張りたいと思います。

以上です。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 市長、ありがとうございます。ぜひ頑張ってくださいと思います。

次に、4番目、地域福祉計画の充実についてです。

この実施計画として、社会福祉協議会の中に地域福祉活動計画が策定されています。現在、第2期計画となっています。その実施状況、特に社会福祉協議会が地域力を高める取り組みについてご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 摂津市社会福祉協議会におかれましては、全国社会福祉協議会が策定した福祉ビジョン2020を指針として、今後の在り方、進むべき方向性を記載した第2期地域福祉活動計画を策定されております。あわせて、同計画は、第4期摂津市地域福祉計画のアクションプランとしても位置付けをされており、市の取り組みと綿密に連携し、ボランティア活動を紹介する動画の作成やICTを用いた地域活動の推進、災害時のボランティア活動の体制づくりなど、地域ニーズに即した新たな取り組みが進められているところでございます。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ただいま、様々な活動について紹介をいただきましたけれども、1回目の答弁に重層的支援体制の構築に向けた連絡会議の開催というお答えがありました。この地域福祉活動計画には、本体の地

域福祉計画と項目を合わせて、高齢者・障害者・子育て支援も記載があります。現在の社会福祉協議会では、校区福祉委員会などを組織する小地域ネットワーク、また、地域包括支援センターを中心とした高齢者に対する取り組みが大半となっています。この計画を実行するためには、高齢者以外の現役世代や障害者、子育て世代、子ども、外国人といった幅広い対応が求められます。社会福祉協議会が地域福祉の実施主体として全ての人々に深く関われる取り組みが、重層的支援体制を構築し、地域力を高める上で大変重要ではないかと考えます。

先日議論されました高齢者の地域での見守りとか、また、児童虐待を未然に防ぐこと、そして、市役所に来れない、声を上げられない問題を抱えた人に寄り添える地域力を高めることが重要です。そのためには、まず社会福祉協議会の体制充実が必要になると考えますが、市の考え方についてご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 重層的支援体制の整備につきましては、国により、地域共生社会の実現に向け、重点的に取り組みが進められているところでございます。本市におきましても、本年度、相談窓口担当課や社会福祉協議会で連絡会議を立ち上げたところでございます。

今後、社会福祉協議会においても、地域福祉を担う組織として主体的な役割を担っていただくべく、連絡会議等における議論を進めるとともに、大阪府社会福祉協議会が実施する大阪府の市町村支援事業や各種研修なども積極的に活用しながら、重層的支援体制の整備に向け、取り組みを進めていきたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。この重層的支援体制の構築を着実に進めていくためには、社会福祉協議会の成長発展、そして、具体的には人材の確保と育成が必要であると思います。思いを共有していただきたいと思います。

次に、実動部隊としてのコミュニティソーシャルワーカーの取り組みについて、その定義と本市のこれまでの経緯及び活動実態についてご答弁をお願いいたします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 コミュニティソーシャルワーカーにつきましては、全国に先駆けて、平成16年度から大阪府において先進的に配置が進められ、その役割は、地域住民等からの相談に応じ、専門的な福祉課題の解決や住民活動の調整を図ること、行政の施策立案に向けた提言等を行い、地域福祉のコーディネートをすることとされております。

本市におきましては、平成17年度に当時の高齢者障害者福祉課に配置を行い、取り組みを開始しており、令和元年度からは社会福祉協議会へ移管し、現在、常勤職員1名、非常勤職員2名の体制で取り組みを行っていただいているところでございます。

活動実態につきましては、令和3年度は、前年度からの引き続きの相談者を含め、課題解決につながったケースは全体の約64%との報告を受けております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ご答弁ありがとうございます。

私も度々お願いをしてお世話になっているわけです。大阪府の目標では中学校区に一人のコミュニティソーシャルワーカーを

配置することになっています。今後の方向性についてご答弁をお願いします。

○南野直司議長 保健福祉部理事。

○荒井保健福祉部理事 大阪府におきましては、中学校区ごとのコミュニティソーシャルワーカーの配置を目標とされており、また、第4期摂津市地域福祉計画においても、増加が予想される相談に対応するため、さらなる配置について検討する旨、記載をいたしているところでございます。

本市といたしましても、地域福祉を推進する上で、地域での相談や関係機関へのつなぎ役を担うコミュニティソーシャルワーカーが非常に重要な役割を果たすものと認識をいたしているところであり、重層的支援体制整備の議論や相談対応の状況等を踏まえて、増員についても引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 本市では、先に答弁がありました。このコミュニティソーシャルワーカーは最初に当時の高齢者障害者福祉課に置かれたために、高齢者への関わりが強い。今後は、子どもや障害者、外国人といった関わりもふやすことが必要です。

また、現在、安威川以南と安威川以北の二つの圏域として、そこに常勤の一人を一人、それから、非常勤は二人を配置している大変手薄い体制であることなど、課題が見えてきています。

先日、社会福祉協議会の4階で、豊中市社会福祉協議会事務局長でコミュニティソーシャルワーカーの勝部麗子さんに、子ども食堂をテーマにご講演をいただきました。豊中市社会福祉協議会は、まさに重層的支援体制の先頭を行く取り組みをされています。本市の関係者に聞くと、勝部さんのような人がいないから同じような活動は

無理だと言われますが、決して諦めずに、できることから進めていくことが大事です。まずは、このコミュニティソーシャルワーカーの充実とレベルアップ、そして、中学校区1人体制に近付けていくことが重層的支援体制の構築には必要であると申し上げておきたいと思っております。そのための一歩前進をするための今年の委託料をぜひ検討いただくことを要望いたします。

次に、生活困窮者支援体制を構築することについてです。ご答弁では、既に社会福祉法人やNPO法人など様々な関係機関と連携しながら問題解決に向けて支援に努めているとありました。国の貧困対策として、民間の力を合わせる取り組みとして、プラットフォームを設置する取り組みを推奨しています。本市の認識についてご答弁をお願いします。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

先ほどもご答弁いたしましたように、困窮世帯の抱える課題は多岐にわたることから、行政のみならず、様々な民間団体とも連携した取り組みが必要で、そのためには、関係課、関係機関が互いの支援内容や役割分担などの共通認識を持つための体制を構築し、円滑な支援につなげていくことが重要であると認識しております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 地域福祉の実行組織である社会福祉協議会にプラットフォームを設置することが最もふさわしく、先の質問でも議論しました重層的支援体制の構築にもつながる極めて重要な取り組みであると思っておりますが、認識についてご答弁をお願いします。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

困窮に関する関係課、関係機関の連携が進むことで、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに応えることが可能となり、ご質問のありました属性や世代を問わない重層的支援の相談体制を構築することにも結びつくものと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 社会福祉協議会のことについては答弁がありませんでしたが、担当者とのヒアリングの場では完全に意見が一致したと思っています。社会福祉協議会でも、体制を整えるための専門知識のある人材の確保や育成など、いきなり体制をつくることは困難です。体制が整うのを待つのではなくて、走りながら構築していくスピード感が必要です。令和5年度には初めの一步となる委託をお願いし、要望いたします。

次に、プレミアム付商品券についてです。これまで市民に様々な接している中で、非常に期待をされ、歓迎されている多くの声を聞いており、取り組みを高く評価いたします。

さて、長引く物価高の中で、政府は、9月9日に物価・賃金・生活総合対策本部を開き、次なる支援策を決めています。所得の低い住民税非課税世帯に5万円の給付及び小麦やガソリンなどの価格据え置きのための予算確定を決定しました。ほかに、地方に対する地方創生臨時交付金の増額6,000億円が決定されました。

令和4年9月9日付で内閣府地方創生推進室より事務連絡が届いていると思いますが、その概略についてご答弁をお願いします。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 ご質問の内閣府地方創生推進室の事務連絡につきましては、国の物

価・賃金・生活総合対策本部の4回目となる会合を受けて発出されたもので、新たに電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設と、そのための6,000億円の予算額が示されたものでございます。また、当該交付金の対象事業といたしましては、エネルギー・食料価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行う事業とされており、それに伴う推奨事業メニューも示されております。

推奨事業メニューの内容といたしましては、生活者支援として、エネルギーや食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯や子育て世帯への支援、消費を下支えする支援、省エネ家電等への買い換え促進などで、事業者支援としましては、医療・介護・保育施設等に対する物価高騰対策支援、中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援、地域公共交通等に対する支援などがございます。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

今回、我が党として、物価高騰対策の緊急要望書第2弾を、先日、森山市長に提出させていただきました。第1弾でも、プレミアム付商品券の発行や高齢者施策、保育所等に対する補助金など、多くを実施していただき、感謝したいと思います。

先ほどありました臨時交付金を利用して切れ目のない取り組みが重要となります。先ほど読んでいただいた中には、実は推奨項目としてプレミアム付商品券も載っているのです。答弁にはなかったですけどね。今回、6項目をまた要望しました。その中でも、特にこのプラチナプレミアム商品券第2弾の発行を強く要望したいと思います。そのお考えについてご答弁をお願いしたいと思います。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 政府の第2次物価高騰対策を受けての市の対策、プレミアム付商品券も含めてでございますが、それについてのご質問にお答えいたします。

現在の本市の物価高騰対策としまして、飲食店支援グルメクーポン事業を実施しているところございまして、加えて、来月からはプレミアム付商品券事業を、さらに11月からはスクラッチカード事業を実施する予定でございます。

今月公表されました国の物価高騰対策では、自治体に対して推奨する事業メニューが提示されておりますので、このメニューも参考にし、先の本市の対策の効果及び本市の状況等を踏まえ、どのような事業を実施すべきかを検討してまいりたいと考えております。

○南野直司議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ありがとうございます。

この後、また補正予算第7号で、低所得者、非課税世帯に5万円の支給が行われますけれども、これもこの事務連絡に基づいて行われると思います。

今後、政府のほうでは第2次補正予算を検討されていくということで、年末にかけて恐らくまた第2次補正の物価高に対する対策が出てくると思うんです。そういうことにも敏感に耳を傾けながら、そして今回の取り組みも含めて、とにかく切れ目のない取り組みをしていくことが大事だと私は思っています。今回の取り組みは、商品券が1月31日までということになりますから、それ以降、切れ目のないように、引き続きしっかりと対策をしていくことが大事だと思います。

物価高対策の最終的な解決は、やっぱりそれぞれの国民の賃金が上がるのが非常

に大事だと思うんです。これは、また国のほうで賃金を上げる取り組みもしっかりやっていただく。また、最低賃金を上げる取り組みも今やっています。ある方が、この10月から毎月1時間30円ずつ上がると言って喜んでおられました。こういうのも地道にですけども着実に取り組みをしながら、また一方でしっかりと賃金を上げながら、そして、市としては、それまでの間、暫定的な取り組みとして、切れ目のないしっかりとした取り組みをやっていくのが行政の責任であるし、市民の生活をしっかりと守っていくことにつながると思います。ぜひともまたプレミアム付商品券第2弾の発行をご検討いただきますようお願い申し上げます。上げまして一般質問を終わります。

○南野直司議長 藤浦議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時44分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○南野直司議長 再開します。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に沿って一般質問を行います。

1点目は、生活困窮者・生活保護利用者のくらしの実態と制度の運用についてです。

長引くコロナ禍、加えて急激な物価高騰の影響は、市民生活にも暗い影を落としています。仕事を転々としている非正規労働者、年金暮らしの高齢者、生活保護利用者からも、収入は減る一方なのに、食料品や日用品をはじめ各種料金の相次ぐ値上げで、これまでの暮らしが維持できない、先行きが見通せないといった切実な声が寄せ

られます。厚生労働省の集計で、2020年度、2021年度と、生活保護の申請件数が2年連続で増加しているとも報じられています。

そこで、本市における生活困窮者支援の窓口や生活保護の相談申請の件数などがどのような状況か、まずお尋ねします。

2点目は、ゼロカーボンシティの具体的な取り組みについてです。

今年の市政方針演説で、市長は、地球温暖化対策の取り組みを推進する立場から、ゼロカーボンシティ宣言を行いました。異常な猛暑、豪雨災害や台風の頻発など、近年の気候危機を打開するためにも、脱炭素、温室効果ガスの削減に取り組むことは待ったなしの死活問題と言えます。そういった意味では、ゼロカーボンを目指す宣言は意義あることと言えます。具体的にどういった取り組みを進めていくのか、お答えください。

3点目は、待機児童解消の課題についてです。

先ほど藤浦議員の質問でも取り上げられていますし、私もこれまで同趣旨の質問を繰り返し行ってきました。担当者もご苦労されていることはもちろん承知しています。保育を必要としている方が利用できていない現状は、やはり早急に解決しなければなりません。

改めて、今年の4月と9月現在の待機児童数と、そして、待機児童解消に向けた定員増の取り組みについてお答えください。

4点目は、要保護児童・要支援児童の現状と対策についてです。

本市において、母親とその交際相手からの暴力で命を落とした児童の事件から丸1年がたちました。幼い命を救うことができなかったことに、関係者を含め、多くの市

民の皆さんが心を痛めた事件です。本来あってはならない、二度と繰り返してはならない出来事として受け止め、大阪府の検証委員会からの指摘も受け、市役所庁内で議論もされてきました。

そこで、この間取り組まれてきた対策、改善された点や浮き彫りになった課題について答弁を求めたいと思います。

以上、1回目です。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 生活困窮者・生活保護利用者のくらしの実態と制度の運用についてのご質問にお答えいたします。

生活困窮の窓口で受け付けしている給付制度としましては、離職により住居を喪失するおそれのある方などが安心して求職活動を行うための住居確保給付金や、社会福祉協議会の貸付制度を使い切った方などへの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金がございます。

そのうち、住居確保給付金の申請件数は、令和2年度が105件、令和3年度55件、令和4年度は8月末までで40件となっております。

また、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金は、令和3年度7月から制度が設けられ、令和3年度163件、令和4年度は8月末までで82件という申請件数でございます。

一方、生活保護の申請件数は、令和2年度が150件、令和3年度、同じく150件、令和4年度は8月末までで63件となっております。

○南野直司議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 ゼロカーボンシティ宣

言後の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

令和4年2月にゼロカーボンシティの表明を行い、その実現のため、摂津市地球温暖化対策地域計画を策定いたしました。同計画では、目指すべき将来像として持続可能な社会をみんなでつくるまち摂津を掲げ、省エネルギーの推進、再生可能エネルギー等の利用拡大、脱炭素社会に向けたまちづくり、循環型社会の構築、気候変動への適用の5項目を基本方針とし、この基本方針に基づき施策や事業を展開しております。

具体的な取り組みとしまして、公共施設への太陽光発電の導入促進のため、建て替え・修繕の予定状況を把握し、施設所管課と設置に向けての協議や、脱炭素への意識改革、行動喚起を図ることを目的に、ご家庭で消費されるエネルギーを数字で確認し、CO2削減につながる「未来守る！エネルギー日記」の普及等を行っております。

計画の中には、民間事業者や国・大阪府との協働・連携が必要な施策もございますので、今後、市民をはじめ、関係各所と連携し、2030年度に温室効果ガス排出削減目標である2013年度比46%削減の達成に向け、施策を展開してまいります。

○南野直司議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 待機児童数と待機児童解消に向けた定員増の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

令和4年4月1日現在の厚生労働省定義の待機児童数は27名でございました。これに対し、9月1日現在の待機児童数は38名であり、11名の増加となっております。これは、産前産後休暇や育児休業期間

の終了、転入による年度途中での入所の申し込みにより待機児童数が増加しているものです。

待機児童の解消に向けた取り組みといたしましては、現在、令和5年4月の開園を目指し、安威川以北圏域での小規模保育事業の公募を行っており、この整備により、待機児童数の大半を占める3歳未満の定員数増加を図りたいと考えております。

また、せつつ幼稚園を民営化して認定こども園に移行したせつつあそびまち遊育園は、現在、園舎の建替工事を行っており、令和5年8月には、幼稚園枠の定員を含め、160名定員の園舎が完成する予定で、保育定員は現状に比べ85名増加する予定でございます。

続きまして、昨年の児童虐待死事案によって浮き彫りになった課題や改善した取り組みについてのご質問にお答えいたします。

本年1月に公表された大阪府の児童死亡事案検証結果報告書において、大きく3点について指摘されております。1点目がリスク認識の甘さ、2点目が関係者による個別ケース検討会議の開催、3点目が職員体制でございます。

リスク認識を高める取り組みといたしましては、事案発生後に、児童虐待対応の見識が深い弁護士及び臨床心理士の専門家をスーパーバイザーとして招聘し、本年度から、さらにもう一人、弁護士をスーパーバイザーとして招聘し、初期の対応方針を見誤らないように取り組んでおります。

個別ケース検討会議の開催につきましては、リスクが高い事案について、会議の開催を徹底し、子ども家庭センター等の関係機関と情報共有を図りながら共同アセスメントを行っております。

職員体制につきましては、虐待対応職員を事案発生後に1名、今年度から2名増員し、現在8名体制としております。これにより、4名1組の2チーム制とし、職員が一人で問題等を抱えることなく、チーム内で情報共有し、アセスメントしながら複数の職員による虐待対応を行っております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 2回目からは一問一答方式でお願いします。

生活保護の申請件数は、摂津市では横ばいです。ただ、生活困窮者支援の窓口のほうは、この間、新型コロナウイルス感染症対策の特例や臨時的の制度など、以前より随分と業務内容が広がっていると思います。その内容と特徴的な取り組みについて教えてください。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

生活困窮の窓口で実施している支援事業等といたしましては、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業、一時生活支援事業、子どもの学習生活支援事業などがございます。

新型コロナウイルス感染症の影響への支援策として、住居確保給付金の支給要件が令和2年度に緩和され、さらに令和3年度には、1回目のご質問にご答弁いたしましたように、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金が新たに設けられました。

先ほど、件数をご紹介しましたように、多くの支援に結びついており、一定の効果はあったものと認識しております。

また、本市では、生活保護制度と同じ担当課で所管していることから、世帯の状況に応じて生活保護に円滑につなげているほか、関係課、関係機関などとも連携した相

談支援に努めております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 コロナ禍で相談がふえていることがうかがえます。

一方で、生活困窮者自立支援制度のメニューとして挙げられている就労準備支援事業、いわゆるひきこもりの方の社会参加を促していく事業や、貧困の連鎖を防止するために子どもの学習支援などが十分には実施できていないことが気になります。加えて、昨年度から開始された非課税世帯への臨時特別給付金10万円が4月から生活支援課で所管することになっていますが、しっかりと体制は取れているのでしょうか。

家計急変世帯や今年度非課税になった世帯、給付金の支給件数はどのくらいあったのか、お答えください。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

非課税世帯等臨時特別給付金が令和4年4月に生活支援課へ所管替えになってからの支給件数につきましては、8月末までで合計1,899件という状況でございます。内訳といたしまして、令和3年度非課税分につきまして646件、令和4年度非課税分について1,185件、家計急変分につきまして68件でございます。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 国の物価高騰対策の新たな事業として、先ほど藤浦議員の質問でもありましたように、住民税非課税世帯へ5万円の給付金が再度実施されることになりました。担当する部署や職員の体制について、今の生活支援課で抱えることにはならないと思いますが、過度の負担とならないよう求めておきます。

さて、続いて生活保護利用者の状況です。

コロナ禍の下、家庭訪問や生活支援、生活実態の把握等、ケースワーカーの業務にも課題が生じていると思いますが、いかがでしょうか。この間の取り組みについてお聞きします。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

コロナ禍ではございますが、生活保護制度の運用に当たっては、実態把握や関係性の構築などのために家庭訪問が重要であると考えており、新規の申請世帯や支援の必要性が高い世帯を中心に訪問を実施しております。訪問する際には、手洗い、マスクの着用、消毒液の携帯など、感染防止対策をしておりますが、頻繁に人と接することを心配される高齢者の方もおられますことから、介護保険事業者など関係者との連携や電話による状況把握なども併用しながら、業務に支障を来さないよう努めております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 この間、様々情報も聞いております。新型コロナウイルス感染症の影響で家庭訪問の頻度が減ってしまっているのは、ある意味、しょうがない部分もあるかもしれませんが、ケースワーカーの仕事は、利用者の方とのコミュニケーションや信頼関係がうまくいっていないとなかなか難しいと思います。

この間、生活扶助の基準が引き下げられ、加えて今年の急激な物価高騰で、どこを切り詰めるのか。電気代の節約と言って、夏の猛暑の中、クーラーもつけずに過ごしているといった状況もあります。そういった方々の状況も十分に把握されているのでしょうか。生活保護基準と物価高の影響について、どうお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

生活保護基準は、国民の消費水準を参考にしながら、毎年の基準改定で必要な措置がされるものと認識しております。ただ、生活保護世帯の場合、緊急的な需要が発生したときには対応が困難であることから、世帯の状況把握に努め、生活保護制度で支給できる扶助の種類があればご案内するなど、きめ細かな運用を心がけております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 国が決める基準ではありますが、これで健康で文化的な最低限度の生活ができるのかと、生活保護基準引き下げ違憲訴訟という取り組みが全国で行われています。大阪、熊本、東京の地裁では、原告勝訴の判決が出されているのもご承知だと思います。利用者の暮らしの実態把握と併せて、しっかりと心を通わす対応が必要だと申し上げておきます。

最後に、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策での給付金や支援制度にこの間取り組まれています。先月の末頃、セッピープラチナプレミアム商品券について、利用者の方が担当のケースワーカーから、プレミアムの1万2,000円が収入の扱いになるかもしれないから気をつけてと言われた、そんな話を聞き、耳を疑いました。仮にこの1万2,000円を収入認定するとなると、次月の生活保護支給額から差し引くことになるわけです。改めて確認の意味で、各種支援制度の運用についてお答え願います。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

1世帯当たり10万円を支給する非課税世帯等臨時特別給付金など、経済対策として実施された国の事業では、生活保護法上

の収入として認定しないとの通知が厚生労働省からございました。一方、地方創生臨時交付金を活用して地方自治体を実施する給付金などについては、月額8,000円以内の額は収入認定しない、これにより難しい場合は厚生労働大臣に情報提供することの内容が通知に記載されております。

本市のセッピープラチナプレミアム商品券では、購入冊数によってはプレミアム分が8,000円を超えますが、事業実施の趣旨から収入として認定するのは適当でないと考えており、厚生労働大臣宛てに文書を送付しているところでございます。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 この部分については収入認定しないことで、ぜひ徹底もしてもらいたいと思います。

これらの生活保護の制度の運用については、生活保護法や保護の実施要領を遵守することが基本ですが、同時に利用者に寄り添う支援が必要だと思っています。セッピープラチナプレミアム商品券の問題では、制度設計のときにそうした問題に気づかず、実施直前になって混乱を生じさせたこと、これは行政との信頼関係を損なうことにつながります。

また、このほかにも、職員の実数で保護費の支給額が訂正されるケースが、私が聞いた中で先月だけでも複数確認されています。職員一人当たり100件を超す過剰な担当世帯数の是正など、以前からも指摘をしてきました。このコロナ禍の下でも一人一人の利用者としっかりと関係を結べるような、そういう体制を切に求めてこの質問は終わっておきたいと思います。

次に、ゼロカーボンシティについて、2回目の質問です。

地球温暖化対策、脱炭素社会の推進とい

えば、今や世界共通の今日的課題として認知されていますが、ゼロカーボンシティという言葉はまだ耳になじんでいない感じがします。今、全国の自治体で、このゼロカーボンシティ宣言が広まってきていることですが、他市の状況についてお教えください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、ゼロカーボンシティを表明した自治体についてのご答弁をさせていただきます。

ゼロカーボンシティを表明した自治体は、令和4年8月31日現在、全国で766自治体、大阪府内では本市を含め24自治体となっております。

その推移につきましては、令和元年9月時点で4自治体であったのが、令和2年10月時点で166自治体、そこから新たに600自治体が表明し、766自治体となっております。

令和2年10月に、内閣総理大臣が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにし、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言したこともあり、全国的にゼロカーボンシティを表明する自治体が増加している状況でございます。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 全国で4割強、大阪府では半数以上が既にこの宣言をしているとのことですが、また、国のトップも、当時は菅首相でしたが、おとしにゼロカーボン宣言をしているわけです。その認知度が低い背景には、いまだ石炭火力に固執し、世界平均と比べても低い策定目標など、本気度が感じられないことに原因があると思います。摂津市としては、それと同レベルでは困りません。

1回目の答弁で、今年2月に策定した地

球温暖化防止地域計画に沿って取り組みを進めていくとのことでしたが、目標達成に見合うものになっているのでしょうか。第1回定例会の際にも、より高い目標をと求めました。市が率先して市民に対して目に見える取り組みを示していくことが必要だと思います。

再生可能エネルギー、自然エネルギーの活用でも、例えば、京都市の観光地、嵐山の渡月橋など、橋の照明は桂川の水を生かした小水力発電で賄われています。摂津市でも何かそういったシンボリックな取り組みも必要かと思いますが、いかがでしょうか。市民への周知や啓発などもどのようにお考えか、お聞かせください。

○南野直司議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 ゼロカーボンシティ宣言を行ったことの周知につきましては、市のホームページへの掲載、摂津市地球温暖化対策地域計画の見開きに表明した旨の記載等により周知を図っております。今後、市が開催する環境イベントでのPR、これからの未来を担う若年層に向けての啓発等、さらなる周知啓発方法について検討してまいりたいと考えております。

また、ご紹介のありましたシンボリックな取り組みにつきましては、脱炭素社会の実現に向けて先駆けて取り組みを進める脱炭素先行地域の事例を参考にし、快適な室内環境を実現しながら建物で消費するエネルギーをゼロにするZEB、すなわちネット・ゼロ・エネルギー・ビル化や、太陽光発電設備の導入に初期費用がかからないPPAモデル等について調査・研究してまいります。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 今年つくられた計画に沿って進めていくことももちろんなんです。さらに

前向きな検討も、この際、お願いしておきたいと思います。

国内でCO2排出量の総量のうち6割以上が発電所や工場などの産業分野で占められていると言われ、国の政策や社会システムの大転換なしにゼロカーボンは実現しないとも言われています。地域や自治体の取り組みももちろん重要だと思っています。

先日の国連総会で、温暖化の影響で国そのものの存続が危ぶまれているような島嶼国などから被害の救済を求める声が上がっています。同時に、世界気候アクションといったアピール行動が、若者を中心に、9月23日、全世界で取り組まれています。摂津市の小さなまちの取り組みでも、宣言にふさわしい中身の伴った取り組みとなるように、このことを強く求めておきます。

次に、待機児童の問題です。厚生労働省定義の待機が年度初めの4月で27名、実待機数は234名と、また、半年たった今月は38名、実待機数は313名と資料には出ています。せめて厚生労働省定義の待機はゼロをまず実現してもらいたいと考えています。改めて、何がネックになっているのか、課題についてお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 本市の保育ニーズは、近隣市に比べ高い状況にあります。安威川以北圏域と安威川以南圏域でニーズに大きな差があるほか、入所希望の低年齢化により、ゼロ歳や1歳のニーズが高くなっていることも待機児童の解消を難しくしていると言えます。

例えば、ゼロ歳の場合、国が定める基準では、子ども3人に一人の保育士を配置する必要があります。また、2歳以上は、子ども一人に1.98平米の保育スペースが必要であるのに対し、ゼロ歳と1歳では子

ども一人に3.3平米の保育スペースが必要になります。

このように、低年齢児を受け入れ、待機児童を解消していくためには、より多くの保育の担い手と保育場所の確保が必要となっておりまいます。

また、保育の質も重要であると考えており、引き続き、民間園にも協力をいただきながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 この課題については、先ほども随分と議論もされておりますので、私のほうからは改めて要望しておきたいんですが、来年8月のせつつあそびまち遊育園の建て替え完了時には、先ほど、1回目の答弁の中で、85名の保育の定員増。場所的には厚生労働省定義の待機児解消に一定のめどがつくものになるのかと思うわけですが、一方で担い手、保育士が足りないということがないように、しっかりと対策をお願いしておきたいと思ひます。

また、答弁された保育の質の確保が重要ということは、私も全く同意見です。摂津市立の公立こども園3園がそのイニシアチブをしっかりと発揮することも求めて、この質問は終わっておきます。

次に、要保護児童の対策について、2回目です。

支援が必要な要保護児童の数に対して、他市と比べても対応する職員の数が極めて少なかったことが浮き彫りになり、3名の増員はされましたが、これで十分と言えるでしょうか。日本共産党会派からは、児童虐待対応体制のさらなる強化が必要ではないかと以前から求めています、検討されているのか、答弁を求めます。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 職員一人当たりの児童虐待対応件数は、事案発生時に比べ3名増員したことから約50件となり、昨年度の職員一人当たりの担当ケース数約90件から約40件減少いたしました。しかしながら、近隣の北摂各市の令和4年度当初の職員体制の状況を見ますと、職員一人当たりのケース件数が50件を下回る市が3市ございます。さらに、北摂各市の多くが、虐待の早期発見と予防の観点から、保健師を虐待対応職員として配置しております。

このような状況も考慮しつつ、虐待通告への適切な対応とともに、いち早い発見と未然防止の観点を踏まえ、さらなる体制強化に向け、人事課と協議をしているところでございます。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 ぜひそうした方向も検討してもらいたいと思ひます。近隣他市と比べても劣ることのない体制をまずは構築していくことを求めておきたいと思ひます。

次に、職員の危機意識、リスク認識について甘さがあったとの指摘もありました。その点では研修なども様々実施されていると聞きますが、その狙いと効果についてお聞きします。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 本年4月に、本市スーパーバイザーの弁護士を講師として、要保護児童対策地域協議会の担当者向けに、共同アセスメント、共同プランニングの研修を実施し、職員のリスクアセスメント力の向上を図ってまいりました。

また、6月には、保育現場の意識を高め、虐待の早期発見・早期対応を図るため、市内の公私立の保育所、こども園等の保育士向けに、保育現場から見た児童虐待対応研修を実施いたしました。

昨年の3歳児童の死亡事案が発生した8月31日にも、いま一度、全庁的に児童虐待防止に対する意識を高めるために、市の幹部職員等を対象とした研修を実施いたしました。

さらには、先日、9月14日に、大阪府児童虐待等危機介入援助チーム委員である形成外科を専門とした医師を講師に迎え、学校現場等における虐待の早期発見のポイントを学ぶため、教職員向けにけがの見立て研修を実施したところでございます。

今後も継続して、職員及び関係機関向けに研修を実施し、虐待対応に資する意識とスキルの向上に努めてまいります。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 ありがとうございます。

要保護児童対策地域協議会に関わる職員の専門性やスキルアップ、こうしたことも研修の中で取り組まれています。そのことはもとより、全庁的に意識を高めるということで取り組まれている。大いに進めていただきたいと思います。

一方で、要保護児童対策地域協議会の対象児童が保育所の入所待機となってしまっているような現状もあると聞き及んでいます。先ほど、待機児童の答弁で、努力はしているけれども、待機児童ゼロまでは難しいですが、難しいで終わらせない対応が本当に必要だとも思っています。ぜひ保育の必要な子どもが取り残されないようお願いいたします。研修によって、意識の向上、意識は高まったけれども、体制が取れないために対応が無理ということがないように、このことを強く求めておきます。

最後になりますが、スーパーバイザーの招聘や幼保ソーシャルワーカーの配置など、今年度、新たな取り組みも行われてきていると聞きます。その取り組みについ

て、効果をお聞かせください。

○南野直司議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 先ほどもご答弁申し上げましたが、本年度は3名のスーパーバイザーを招聘しており、昨年度から引き続き、臨床心理士の方につきましては、新規の通告事案や対応困難事案、弁護士の方につきましては、様々な関係機関が関わる個別ケース検討会議に諮る事案について、助言・指導をいただいております。

本年度から招聘している大阪府の児童虐待死亡事案の検証委員も務められておられました弁護士の方につきましては、要保護児童対策地域協議会の新規受理会議にご参加いただき、助言・指導をいただいております。

3名のスーパーバイザーに重層的な形で関わっていただくことで、虐待対応時の重要な視点を押さえつつ、適切なりスクアセスメントや対応方針の決定につながっているものと考えております。

また、本年度、新たに配置いたしました幼保ソーシャルワーカーにつきましては、市内の就学前施設のほか、要保護児童が在籍している市外の就学前施設にも定期的に訪問し、連携強化に努めております。現場の職員と幼保ソーシャルワーカーが直接対話することで、保育所等現場における虐待への意識が高まっているものと感じております。

また、顔の見える関係が構築されたことで、少しでも気になるけがやあざがあれば、これまで以上に家庭児童相談課に通告や情報提供をいただけるようになっており、就学前施設からの通告件数につきましては、前年の4月から8月までの同じ期間と比較いたしますと、7.5倍、2件から15件に伸びております。

○南野直司議長 弘議員。

○弘豊議員 ありがとうございます。

この問題については、これまでも本会議でも様々な議員から意見も上げられてきていると思います。引き続きしっかりと見守っていくことが必要だと思っています。引き続き、この本会議の後、10月には決算審査に係る委員会もごぞいます。そういった中でも委員会での議論も引き続き行っていければと思っています。

以上で私のほうからの一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○南野直司議長 弘議員の質問が終わりました。

以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第39号など7件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

○三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第39号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第45号、摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第46号、摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分、以上3件について、9月7日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○南野直司議長 文教上下水道常任委員長。

(弘豊文教上下水道常任委員長 登壇)

○弘豊文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第39号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分、議案第40号、令和4年度摂津市水道事業会計補正予算(第2号)、議案第41号、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算(第2号)及び議案第46号、摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分、以上4件について、9月6日に委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、いずれも全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○南野直司議長 民生常任委員長。

(香川良平民生常任委員長 登壇)

○香川良平民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第39号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分及び議案第42号、令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上2件について、9月6日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第39号所管分については賛成多数、議案第42号については全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○南野直司議長 駅前等再開発特別委員長。

(野口博駅前等再開発特別委員長 登壇)

○野口博駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

9月5日の本会議において、本委員会に

付託されました議案第44号、摂津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件について、9月9日に委員全員出席の下に委員会を開催し、審査をしました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定いたしましたので報告いたします。

○南野直司議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。増永議員。

（増永和起議員 登壇）

○増永和起議員 日本共産党議員団を代表して、議案第39号、令和4年度摂津市一般会計補正予算（第5号）に対し、反対の立場から討論を行います。

本補正予算案には、窓口業務管理事業、学童保育事業の債務負担行為が盛り込まれました。

まず、窓口業務管理事業の債務負担行為についてです。

市民課窓口の住民票交付などを、現在は、富士フィルムシステムサービス株式会社、旧社名、富士ゼロックスシステムサービス株式会社に業務委託していますが、今年度末の契約終了に伴い、業者選定により、新たに5年間、委託事業を行うため、その事業費の上限を3億3,700万円とするものです。

前回、2017年の補正では1億8,356万円でしたが、その2倍近い金額が計上されています。金額上昇の理由として、最低賃金のアップや働き方改革による人件費の上昇、新型コロナウイルス感染症対策

やハラスメント対策費の必要性などが言われましたが、それだけで2倍近くにはなりません。最大の理由は企業の利益確保です。企業の利益、株主配当などのために税金が注ぎ込まれることに市民の納得が得られるでしょうか。

そもそも、市民課窓口の業務委託は、人員削減、経費節約を名目として行われたもので、委託開始当初の2014年度の決算では、8名削減、年間700万円の効果と言われていました。今回の補正では、5年分で約1億5,000万円、1年当たり3,000万円の上昇額となり、経費は削減どころか大幅に膨張し、民間委託の意義がなくなります。

市民課窓口は、災害時に重要になる部署であることは、近年の連続した大災害で明らかになりましたが、民間委託では災害時に契約が解除されることもあり得ます。業務を継続させるためには直営であることが必要です。経費が膨れ上がり、災害時には当てにできない窓口業務の民間委託をやめ、直営に戻すことを強く求めます。

次に、学童保育事業の民間委託に関わる債務負担行為についてです。

3億7,928万円の内訳として、新たに2023年度から土曜日の毎週開所や、2024年度から4年生の受け入れを鳥飼4小学校区から段階的に行っていくことが説明され、それらの前向きな動きについては歓迎するものです。一方で、民間委託導入後のこの3年間について、事業の評価がどのようになされてきたかについては疑問です。

ちょうどコロナ禍の3年と重なる中、市の担当者も事業者も多大な努力をされてきたことは理解していますし、直接現場で子どもたちの対応に当たられた指導員の皆さ

んの苦勞に敬意も感じています。しかし、3年たって、改めてプロポーザルでの公募が行われ、事業者は替わるとなれば、今度は民間から民間への引き継ぎになり、こうした細切れの契約は、学童保育の運営方針に記されている、子ども、保護者、学校、地域との関係を重視し、安定性、継続性が求められるといった点で不安が拭えませんが、加えて、指導員不足の解消になり得ないことは明らかです。

以前から求めてきたように、より一層のサービス向上を含めて、市が責任を持って全学童保育室の運営を公設公営を基本に取り組むよう求め、反対討論といたします。

○南野直司議長 次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 議案第39号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第5号)につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の補正の内容といたしましては、まず、歳入におきまして、普通交付税が確定したことによりまして財政調整基金繰入金を繰り越すことができました。また、臨時財政対策債の減額をすることができました。

一方で、歳出を見てまいりますと、例えば、民間保育所等物価高騰対策補助金といたしまして851万1,000円が計上されるなど、現在の状況に即した対応が取られていると、的を射た取り組みであると評価をしているところでございます。

その一方で、債務負担行為といたしまして4事業が今回上程をされております。

まず、建物等総合管理事業におきましては、前回と比べまして微増となっております。また、電気保安業務委託事業につきまして、これは若干の減少となっております。

す。

一方で、窓口業務管理事業におきましては、先ほどの反対討論の中でも触れておられましたけれども、およそ1.8倍の経費が計上されているところでございます。

この中身といたしましては、最低賃金のアップを踏まえたものであるとお聞きをしております。この委託を開始をした平成25年4月当初では、年間でおおよそ700万円の財政効果があったわけでございますけれども、この財政効果につきましては、確かに少しずつ薄まっていると思います。

しかし、民間に委託をすることのメリットといたしましては、柔軟な職員体制を取ることができます。つまり、長年の経験から、窓口業務につきましては繁忙期と閑散期がある程度予想でき、その中で、繁忙期につきましては手厚く人員を確保することができる。これは民間に委託をした大きなメリットであると私は考えております。

また、先ほど、災害時に本当に窓口が開けるのか、そういった不安があるという声もあったわけでございます。実際に4年前、私は、あの大阪北部地震におきまして震度5強の被害を受けました。その際には、やはり民間の事業者に窓口を委託しておりましたけれども、しっかりと業務に当たっていただいたとお聞きをしております。

もっと甚大な被害、例えば南海トラフ大地震によるような被害が起きた際には、窓口そのものが開くことができないかもしれない状況でございまして、これは、職員であるか、あるいは民間に委託をしているのかという問題ではない、さらにその上のレベルじゃないだろうか我々は考えております。

ただ、1点申し上げておきたいのは、実

際に災害が起きたときに本当に業務が遂行できるのか、そういった不安を思われる市民の方は確かにおられるかも分かりません。ですので、民間に委託をしたメリットをしっかりと示していただくとともに、災害時でも大丈夫なんだといったことを市民の皆さんに丁寧に説明していただくように、これは一言申し添えておきたいと思えます。

また、学童保育事業につきましても今回上程をされております。前回と比べますと約1.4倍の財政規模となっております。この内訳につきましても、先ほど触れておられました。来年度、つまり令和5年度からは、土曜日の毎週実施をしていかれる、また、令和6年度からは、今度は学年延長も始まっていくとのことで、このこと自体は我々も非常に前向きに捉えているところでございます。

また、直営から民間へ委託することによる不安も指摘をされておられました。実際に民間に委託する中で、多くの学童保育に通う児童たちは、今までと変わらないように通っていただいているとお聞きをしているところでございます。今後も各家庭が安心して子どもたちを預けられるような体制をしっかりと築いていただきたいと、このことも一言申し添えておきまして賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○南野直司議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 以上で討論を終わります。

議案第39号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者多数です。

よって、本件は可決されました。

議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第44号、議案第45号及び議案第46号を一括採決します。

本6件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本6件は可決されました。

日程3、議案第48号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 それでは、議案第48号、令和4年度摂津市一般会計補正予算(第6号)につきまして、提案内容をご説明いたします。

本件につきましては、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等の支援を行う観点から、価格高騰緊急支援給付金を支給するものでございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,366万4,000円を追加し、その総額を470億2,747万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金6億4,366万4,000円の増額は、価格高騰緊急支援給付金事業費補助金及び事務費補助金でございます。

次に、歳出についてでございますが、款3民生費、項1社会福祉費6億4,366万4,000円の増額は、価格高騰緊急支

援給付金の支給に要する費用でございます。

以上、議案第48号、令和4年度摂津市一般会計補正予算（第6号）の内容説明とさせていただきます。

○南野直司議長 説明が終わり、質疑に入ります。野口議員。

○野口博議員 先ほども議論になりましたけれども、少し確認も含めて質疑をしたいと思えます。

説明にありましたように、国の予備費を使った物価高対策などです。そのうち非課税世帯に対する5万円の給付に関する予算計上であります。

まずお聞きしたいのは、今回は、これまでで終わりと思っていた臨時交付金が、国全体で6,000億円決定されました。摂津市の場合、その配分はどうかのかが第1点です。

二つ目には、いろいろホームページでも説明されています。支給までの手続の流れについて、少し分かりやすく説明いただければと思います。

三つ目には、単純に予算を5万円で割りますと、1万1,750世帯が対象数字になります。例えば、この1万1,750世帯の中で、いわゆる子育て世帯と言われる分がどのくらいあるのか、また、65歳以上についてはどのくらいなのか、以上3点、まずご説明をお願いしたいと思えます。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午後4時11分 休憩)

(午後4時12分 再開)

○南野直司議長 再開します。

答弁を求めます。総務部長。

○山口総務部長 地方創生臨時交付金でござ

いますが、今回の補正予算第6号に対しては一切充当しておりませんが、この間、国のほうで6,000億円を計上したということでございます。その内訳としまして、2,000億円については、もともと予備費のほうで保留をされておった部分と、新たに4,000億円が措置されて、合計6,000億円の配分で、今回の補正予算には組んでいませんけれども、今後交付されるであろう見込みが来ておりますので申し上げますと、その額につきましては、6,000億円の配分の本市の分でございますけれども、1億4,298万3,000円という予定の額が国のほうから来ております。

○南野直司議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 二つ目の支給までの流れでございますけれども、これにつきましては、前回の住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金と同様に、対象者を市町村で抽出し、確認書を送付し、郵送などにより申し込みを行っていただきまして受付をし、チェックの上、振り込みをする流れになっております。

それから、3点目の内訳でございますけれども、これからシステム等で抽出をする流れになっておりますので、ちょっと詳細の人数については現時点では分かりかねるところでございます。

○南野直司議長 野口議員。

○野口博議員 最初の交付金の問題であります。プレミアム付商品券のときに、残り3億3,000万円を全部使うことで、これで最後だという話もされていましたが、今回、プラスで出ると。約1億4,000万円出ますので、財政状況をいつも議論しておりますけれども、合わせてプラスしていただいて、いろんな形で活用をお願い

したいと思います。

それで、3点目に申し上げた数が出ませんけども、お聞きしたのは、その世代構成によって、また、年齢構成によって、僕らは新型コロナウイルス感染拡大によってしんどいところにもっと回してほしい気持ちがあります。国会の場でもそういう立場からいろいろ申し上げております。今回、非課税世帯だけでなく、いわゆる子育て世帯だとか非正規労働者も困っているわけで、そういうところも対象にして頑張るべきだという主張を行っております。

そんな中で、近隣各市の対策の関係で少し議論しておきたいと思います。

今回、国の制度で予算計上しております。本市は、議論されたように、プレミアム付商品券だとかグルメクーポン券を対策として出されています。例えば、高槻市なんかは、商品券については率は一緒で、1万円を限度として出しております。その上で、給食費については9月から来年度末まで無料であります。水道料金も、4か月間、基本料金は無償であります。その上に、高槻市独自で、ひとり親世帯、その他世帯分で一人5万円、こういう給付制度を実施しております。

吹田市は、小学校給食費は今年度末まで無償であります。中学校給食については、1食当たり普通は340円でありますが、半分の170円を面倒見ることになっています。

茨木市は、高槻市と同じく、子育て世帯を中心として5万円プラス、給食費については4月から7月の1学期分について無償という制度を実施しております。

これはいろんな考え方があろうかと思えます。やっぱり今回の状況の中で被害を受けたところについて、一定実施したいと考

えてされたと思っています。子どもが多ければ食料費もかかりますし、新型コロナウイルス感染拡大状況の下で、家に滞在する時間が多ければ、水道も大分使いますし、そういういろんな検討の中で、近隣各市はいろんな形で取り組みをされています。先ほど申し上げたように、今回の1億4,000万円の臨時交付金プラス、やっぱり166億円の最大の基金、貯金を併せて活用して頑張るべきだと思います。

ちょうど2年前の市長選挙後の本会議のときのことをちょっと思い出しています。11月に市長選挙後の本会議が行われて、新型コロナウイルス感染拡大対策が何もなくて、この状態では年を越せないということで、第4回定例会が11月末に行われました。冒頭、即決議案を出して、少なくとも年を越せるようにしてほしいという話をさせていただきました。そのときにいろいろ対応していただいてよかったなと思っています。やっぱり市としても、国の動きを見ながら、市民の方々の状況に合わせて財源を活用して、もっとプラスアルファで頑張りたいと思うわけですけども、いかがでしょうか。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 お答えいたします。

今回、先ほどの一般質問でもございましたけども、内閣府地方創生推進室のほうで創設されました地方創生臨時交付金でございますが、市としまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金で、国のほうからは自治体に対して推奨する事業メニューなどが提示されております。先ほど議員のほうからもご指摘がありましたような近隣市の取り組みでありますとか、そういったものを参考にいたしまして、本市でどのような事業を実施すべきか、また検

討してまいりたいと考えております。

- 南野直司議長 野口議員。
- 野口博議員 ぜひ頑張ってプラスアルファで独自施策を展開していただきたい。このことを強調して質疑を終わります。
- 南野直司議長 ほか、ないでしょうか。塚本議員。
- 塚本崇議員 それでは、私のほうから1点質疑させていただきたいと思います。

今回の補正予算6億4,366万4,000円のうち、負担金、補助及び交付金として示されているのが5億8,750万円で、おおよそ実行率としては9割ぐらい、1割ぐらいが事務手数料になるわけです。その中で気になるのが、委託料5,049万2,000円、こちらは、9月21日付の資料によりますと、発送業務や受付、入力作業などは委託の予定となっております。発送業務、受付、入力作業に5,000万円、この算定基準はどのように算定されたのかをお聞きしたいんですが。

- 南野直司議長 保健福祉部長。
- 松方保健福祉部長 お答えいたします。

委託料につきましては、まず、システム構築の委託料がございます。本事業に係ります台帳作成、それから、口座振り込み情報の作成をシステムで行うための費用がまずございます。これについては、金額は業者の見積額になろうかと思えます。

それから、業務委託につきましては、現時点で想定しておりますのは、電話や窓口の対応、それから各種データの入力、書類チェック、封入封緘等を想定しております。

今回、事業の趣旨を踏まえまして、早期に取り組みを開始する必要があることから、前回の業者等を念頭に考えながら今進めておるところでございます。

- 南野直司議長 塚本議員。
- 塚本崇議員 今回取られた予算の中で、入札形式はどのようにお考えですか。
- 南野直司議長 保健福祉部長。
- 松方保健福祉部長 これまた20日に閣議決定された状況でございますので、今の時点では随意契約も含めて検討しているところでございます。
- 南野直司議長 塚本議員。
- 塚本崇議員 それで、随意契約も含めてであれば、令和4年1月に1万713件送付しているわけですから、このソフトウェアの構築料がちょっとよく分からないんです。どういうことか説明していただけると助かります。
- 南野直司議長 暫時休憩します。  
(午後4時22分 休憩)

—————  
(午後4時23分 再開)

- 南野直司議長 再開します。  
答弁を求めます。保健福祉部長。
- 松方保健福祉部長 お答えいたします。  
今回のこの給付金の制度につきましては、基準日を10月1日と定めております。ご質疑のシステム構築につきましては、前回の部分がどこまで活用できるのかについては現時点で不明でございます。したがって、それも含めてシステム構築料の委託料を前回どおり見込んでおるところでございます。結果的には、今回の委託料が丸々全部かかることはないのかもしれませんが、現時点では最大限お見積りをさせていただくような形を取らせていただいております。
- 南野直司議長 ほか、ないでしょうか。香川議員。
- 香川良平議員 それでは、確認の意味で質疑させていただきたいと思います。

この価格高騰緊急支援給付金は、どういった組織体制で行うのか。事務は外注に委託するということでした。兼務辞令が出ております。管理職を含め5名の方が兼務されるんですけども、どういった組織体制で取り組むのかお聞きしたいと思います。

それと、これはいつまでにやって、いつで終わるといったスケジュール感も教えていただきたいと思います。

○南野直司議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

まず、組織体制でございますが、次長級1名、課長級1名、課長代理級2名、係長級1名、係員1名、合わせて、会計年度職員を合わせ7名体制で実施させていただきます。

それから、スケジュールでございますけれども、国から示されている本事業のスケジュールといたしましては、準備が整った市町村からできるだけ早く開始することにはなっております。そのため、1月から3月の間が繁忙期であると想定しており、その間の週休日、祝日の日から算出いたします。

以上です。

○南野直司議長 香川議員。

○香川良平議員 スケジュールの部分、これは来年の3月までかかるという理解でいいんですか。7名体制で行うことで、管理職の人数をちょっと聞きそびれたんですけども、補正予算書の6ページ、7ページの時間外勤務手当が117万8,000円、休日勤務手当が18万7,000円計上されておるんです。この内容も併せてお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○南野直司議長 暫時休憩します。

(午後4時27分 休憩)

(午後4時28分 再開)

○南野直司議長 再開します。

答弁を求めます。保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 それでは、私のほうから、まずスケジュール、現時点での想定でございますけれども、令和4年の1月にコールセンターの設置を予定しております。それから、令和4年11月下旬に対象者への確認書等の発送を行う予定をしております。実際の給付金の振り込み、1回目につきましては令和4年12月を予定しております。来年1月末には受付を締めたいと考えております。そして、最終、2月の末日に事業の完了を予定しております。

以上でございます。

○南野直司議長 市長公室長。

○平井市長公室長 時間外勤務手当の内容でございますが、10月から12月までの3か月間、会計年度職員も含めまして対象者が4名で、トータルで109時間ぐらい見込んでおります。時間外単価につきましては平均大体2,700円で、計算しますと111万円となります。

あわせまして、休日勤務手当につきましても、10月10日及び11月3日は市役所に出勤する可能性もございますので、こちらにつきましても、1日8時間掛ける4人、単価を掛けまして、おおむね7万9,000円という手当の金額を今回積算させていただきます。

以上でございます。

○南野直司議長 ほか、ないでしょうか。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第48号を採決します。

本件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○南野直司議長 起立者全員です。

よって、本件は可決されました。

日程4、議会議案第15号など2件を議題とします。

お諮りします。

本2件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本2件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第15号及び議会議案第16号を一括採決します。

本2件について、可決することに異議あ

りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南野直司議長 異議なしと認め、本2件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

(午後4時31分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 南野直司

摂津市議会議員 光好博幸

摂津市議会議員 嶋野浩一朗

# 摂津市議会継続会会議録

令和4年9月27日

(第4日)

# 令和4年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和4年9月27日（火曜日）

午後3時 開議場  
摂津市議会

## 1 出席議員（19名）

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤薫	4 番	野口博
5 番	村上英明	6 番	水谷毅
7 番	南野直司	8 番	森西正
9 番	弘豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

## 1 欠席議員（0名）

## 1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
副市長	福渡隆	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	平井貴志	総務部長	山口猛
生活環境部長	吉田量治	保健福祉部長	松方和彦
建設部長	武井義孝	上下水道部長	末永利彦
教育委員会 教育総務部長	小林寿弘	教育委員会 次世代育成部長	大橋徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	池上彰	消防長	松田俊也
総務部理事	辰巳裕志	保健福祉部理事	荒井陽子

## 1 出席した議会事務局職員

事務局長	橋本英樹	事務局次長	大西健一
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

- 1, 議長辞職許可の件
  - 2, 議 選 第 1 号 議長選挙の件
  - 3, 副議長辞職許可の件
  - 4, 議 選 第 2 号 副議長選挙の件
  - 5, 議 案 第 4 9 号 監査委員の選任について同意を求める件
- 

- 1 本日の会議に付した事件  
日程 1 から日程 5 まで

(午後3時6分 開議)

○南野直司議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、藤浦議員及び安藤議員を指名します。

この場で暫時休憩します。

(午後3時7分 休憩)

(午後3時8分 再開)

○三好俊範副議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、南野議長から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好俊範副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程1、議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

南野議長の議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好俊範副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長辞職の挨拶を受けます。南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 議長退任に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ちょうど1年前の10月、皆様方の温かいご推挙をいただき、議長という大役を何とか務めることができました。ご協力いただきました議員の皆様をはじめ、市役所職員及び関係者の皆様、そして市民の皆様に

心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、1年間を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の拡大、あるいはロシアによるウクライナへの軍事侵攻など、決して許すことができない出来事が発生したわけでございます。

一方で、私たちが暮らします摂津市におきましては、当時3歳の男児が亡くなるという非常に悲しい事件が起きました。私自身が決意させていただいたことは、議長で経験させていただいたことを礎に、毎朝の子どもたちの見守り活動、そして、奉仕の心を大切に、様々なボランティア活動を通して、子どもたちの笑顔があふれるまち摂津、小さな子どもからおじいちゃん、おばあちゃんまで、誰もが住んでよかったと思えるまち摂津の構築に向けて、少しでもお役に立てるよう決意を新たにし、議長退任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○三好俊範副議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることにより異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好俊範副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議選第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好俊範副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好俊範副議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

議長に福住議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました福住議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三好俊範副議長 異議なしと認め、福住議員が議長に当選されました。

福住議員が議場におられますので、当選の告知をします。

議長就任の挨拶を受けます。福住議員。

(福住礼子議員 登壇)

○福住礼子議員 議長就任に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

このたびは、皆様からのご推挙を賜りまして議長就任をさせていただくこととなりました。御礼申し上げたいと思います。

私は、市議会議員になりまして9年がたちました。10年目という私にとっては大きな節目でございますが、もとより力はございません。まだまだ皆様からすれば経験不足の点もございますが、この摂津市の発展のために努力してまいりたいと思っております。どうか皆様のご指導、そしてご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

そして、摂津市議会が潤滑に運営できるように私自身も努力をしております。どうか皆様、この1年間、ご協力、ご指導賜りますよう、よろしくお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○三好俊範副議長 挨拶が終わりました。

この場で暫時休憩します。

(午後3時14分 休憩)

(午後3時15分 再開)

○福住礼子議長 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、三好俊範副議長から副議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、副議長辞職許可の件を日程に追加し、直ちに議題として日程を繰り下げることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、副議長辞職許可の件を議題とします。

お諮りします。

三好俊範議長の副議長辞職を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

副議長辞職の挨拶を受けます。三好俊範議員。

(三好俊範議員 登壇)

○三好俊範議員 ただいま、副議長を辞任させていただくこととなりました三好俊範でございます。

思い返せば1年前、2期目の初年度でございます。市議会の中でも最年少の私を副議長としてご推挙いただきました。議員の皆様、市役所の職員の皆様、そして市民の皆様を支えていただき、何とか1年間過ごしていただくことができました。本当に皆様のおかげでございます。感謝申し上げます。

先ほどもありましたけども、この1年間、児童の虐待事件、そして、世界情勢に

おいては、新型コロナウイルス感染症、そしてロシアのウクライナ侵攻と、本当に痛ましい事件が多くございました。

新型コロナウイルス感染症に関しては、もうそろそろ終わりかと思うようなこともありましたが、この1年たっても続きまして、本当に暗いニュースが続いてきております。しかしながら、摂津まつりをはじめ、この摂津市の行事においては少しずつ再開を始め、市民の皆様の生活も、本当に時間のかかる話ではありますが、少しずつ落ち着きを取り戻しつつあるとも感じております。

新しく就任されました福住議長、そして、これから選任されます副議長におきましては、この摂津市は本当にポテンシャルのある市だと思っておりますので、それをしっかりと反映させていただきよう、私は本日から一議員に戻りまして、しっかりと支えていき、この摂津市の発展、そして、未来へバトンをつないでいくよう努力していきたいと思っております。

本当に簡単ではございますが、以上をもちまして副議長辞任のご挨拶とさせていただきます。皆様、本当にありがとうございました。（拍手）

○福住礼子議長 挨拶が終わりました。

日程4、議選第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

光好議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました光好議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 異議なしと認め、光好議員が副議長に当選されました。

光好議員が議場におられますので、当選の告知をします。

副議長就任の挨拶を受けます。光好議員。

（光好博幸議員 登壇）

○光好博幸議員 ただいま、栄誉ある副議長にご推挙いただきましたこと、大変ありがとうございます。この場をお借りし、お礼を申し上げます。本当に今まさに責任の重さを痛感しているところでございます。

私は、微力ながら、福住議長をお支えするとともに、円滑な議会の運営とさらなる活性化を目指して頑張っていきたいと思っております。これから、皆様方のお力添えもいただきながら精いっぱい取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願ひいたしたいと思っております。

甚だ簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

（拍手）

○福住礼子議長 挨拶が終わりました。

お諮りします。

この際、議案第49号を日程に追加し、直ちに議題とし、日程を繰り下げることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程5、議案第49号を議題とします。

本件の除斥に該当する増永議員の退席を求めます。

(増永和起議員退席)

○福住礼子議長 提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 議案第49号、監査委員の選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、安藤薫氏の辞職に伴いまして、増永和起氏を摂津市監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第49号を採決します。

本件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、本件は同意されました。

(増永和起議員着席)

○福住礼子議長 お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後3時24分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会旧議長 南野直司

摂津市議会旧副議長 三好俊範

摂津市議会新議長 福住礼子

摂津市議会議員 藤浦雅彦

摂津市議会議員 安藤薫

# 摂津市議会継続会会議録

令和4年9月28日

(第5日)

# 令和4年第3回摂津市議会定例会継続会会議録

令和4年9月28日（水曜日）

午後3時 開議場  
摂津市議会

## 1 出席議員（19名）

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤薫	4 番	野口博
5 番	村上英明	6 番	水谷毅
7 番	南野直司	8 番	森西正
9 番	弘豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

## 1 欠席議員（0名）

## 1 地方自治法第121条による出席者

市長	森山一正	副市長	奥村良夫
副市長	福渡隆	教育長	箸尾谷知也
市長公室長	平井貴志	総務部長	山口猛
生活環境部長	吉田量治	保健福祉部長	松方和彦
建設部長	武井義孝	上下水道部長	末永利彦
教育委員会 教育総務部長	小林寿弘	教育委員会 次世代育成部長	大橋徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	池上彰	消防長	松田俊也
総務部理事	辰巳裕志	保健福祉部理事	荒井陽子

## 1 出席した議会事務局職員

事務局長	橋本英樹	事務局次長	大西健一
------	------	-------	------

1 議 事 日 程

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| 1,           | 常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件 |
| 2,           | 特別委員会委員選任の件            |
| 3, 議 選 第 3 号 | 淀川右岸水防事務組合議員補欠選挙の件     |
| 4,           | 議会運営委員会の所管事項に関する調査の件   |
- 

1 本日の会議に付した事件

日程 1 から日程 4 まで

(午後3時 開議)

○福住礼子議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野口議員及び村上議員を指名します。

日程1、常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件を議題とします。

本件は配付の名簿のとおり指名します。

この際、特別委員会委員の辞任の報告をします。本日、藤浦議員から駅前等再開発特別委員会委員を辞任したい旨の願いがあり、これを許可したことを報告します。

お諮りします。

この際、特別委員会委員選任の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、特別委員会委員選任の件を議題とします。

駅前等再開発特別委員会委員は、配付の名簿のとおり指名します。

お諮りします。

この際、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程3、議選第3号、淀川右岸水防事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、指名推選で行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

三好俊範議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました三好俊範議員を当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、三好俊範議員が淀川右岸水防事務組合議会議員に当選されました。

三好俊範議員が議場におられますので、当選の告知をします。

お諮りします。

この際、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程4、議会運営委員会の所管事項に関する調査の件を議題とします。

お諮りします。

本件については、閉会中に調査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で本日の日程は終了し、これで令和4年第3回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後3時3分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長                      福 住 礼 子

摂津市議会議員                      野 口              博

摂津市議会議員                      村 上 英 明

☆ 添 付 資 料

### 令和4年第3回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
9 / 5	月	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 （議会議案届出締切 17:15）	10:00
6	火		文教上下水道常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
7	水		総務建設常任委員会（301会議室） （常任委員会予備日） （一般質問届出締切 12:00）	10:00
8	木		（常任委員会予備日）	
9	金		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
10	⊕			
11	⊕			
12	月			
13	火			
14	水			
15	木			
16	金			
17	⊕			
18	⊕			
19	⊕			（敬老の日）
20	火		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
21	水			
22	木	本会議（第2日）	一般質問	10:00
23	⊕			（秋分の日）
24	⊕			
25	⊕			
26	月	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案	10:00
27	火	本会議（第4日）	役員選出	15:00
28	水	本会議（第5日）	役員選出 議会運営委員会（第一委員会室）	15:00 本会議終了後

# 議 案 付 託 表

令和4年第3回定例会

## 〈総務建設常任委員会〉

- 認定第1号 令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第5号 令和3年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第39号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第45号 摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第46号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第2条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改

## 〈文教上下水道常任委員会〉

- 認定第1号 令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第2号 令和3年度摂津市水道事業会計決算認定の件
- 認定第3号 令和3年度摂津市下水道事業会計決算認定の件
- 議案第39号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第40号 令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第41号 令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第46号 摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分（第2条（摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改

## 〈民生常任委員会〉

- 認定第1号 令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 認定第4号 令和3年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第6号 令和3年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第7号 令和3年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
- 認定第8号 令和3年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
- 議案第39号 令和4年度摂津市一般会計補正予算（第5号）所管分
- 議案第42号 令和4年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第1号）

## 〈議会運営委員会〉

- 認定第1号 令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

## 〈駅前等再開発特別委員会〉

- 認定第1号 令和3年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
- 議案第44号 摂津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件

# 令和4年 第3回定例会 一般質問要旨

## 質問順位

- |     |         |     |        |     |        |
|-----|---------|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 出口こうじ議員 | 2番  | 光好博幸議員 | 3番  | 村上英明議員 |
| 4番  | 増永和起議員  | 5番  | 松本暁彦議員 | 6番  | 野口博議員  |
| 7番  | 塚本崇議員   | 8番  | 西谷知美議員 | 9番  | 水谷毅議員  |
| 10番 | 香川良平議員  | 11番 | 三好義治議員 | 12番 | 福住礼子議員 |
| 13番 | 嶋野浩一朗議員 | 14番 | 森西正議員  | 15番 | 藤浦雅彦議員 |
| 16番 | 弘豊議員    |     |        |     |        |

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

### 1番 出口こうじ議員

- 1 水道事業について
  - (1) 官民連携の進捗について
  - (2) コンセッション方式を行う予定について
- 2 ふるさと納税について
  - (1) 品目について
  - (2) 現時点での納税額について
- 3 摂津市セッピープラチナプレミアム商品券について

### 2番 光好博幸議員

- 1 高齢者の見守りにについて
- 2 交通利便性の向上について
- 3 災害対策の充実・強化について
- 4 鳥飼地域のまちづくりについて

### 3番 村上英明議員

- 1 鳥飼まちづくりグランドデザインについて
  - (1) 魅力ある公園について
  - (2) 公共交通について
  - (3) 小・中学校の在り方について
  - (4) 具現化に向けた財源確保について
- 2 小学校の集団登校について
- 3 府道鳥飼八丁富田線の整備について

#### 4番 増永和起議員

- 1 P F O A汚染の調査・対策について
- 2 国保府内統一化に反対し、保険料値下げをすることについて
- 3 別府3丁目の火災について

#### 5番 松本暁彦議員

- 1 災害対策本部訓練等の必要性和実施の有無について
- 2 旧三宅スポーツセンターと旧味舌小学校跡地の将来的な資産活用について
- 3 中学校給食の現状と給食センター用地選定等の取り組みについて
- 4 ごみ処理広域連携に向けた進捗状況等について
- 5 新型コロナワクチン接種の今後の状況と更なる情報提供の必要性について

#### 6番 野口博議員

- 1 旧統一協会問題について
- 2 業務継続計画（BCP）について
- 3 鳥飼まちづくりグランドデザインについて

#### 7番 塚本崇議員

- 1 新型コロナウイルス療養支援物資について
- 2 ゼロカーボンシティを目指したオープン型宅配BOXの設置について
- 3 第9回市政モニターアンケートについて
- 4 アフターコロナに目標を置いたカルチャーパスの発行について
- 5 防災教育と本庁防災対策について

#### 8番 西谷知美議員

- 1 中学校給食について
- 2 摂津市における相談窓口の設置について
- 3 市民と協働の取り組みについて
- 4 移動サービスの現状と今後の展望について
- 5 鳥飼北小学校でのまちづくり授業について

#### 9番 水谷毅議員

- 1 新型コロナワクチンについて
- 2 長引く、新型コロナ感染拡大禍の健康づくりについて
- 3 教育現場のICT機器について
- 4 学童保育について

## 10番 香川良平議員

- 1 鳥飼まちづくりについて
- 2 市役所庁舎西別館跡地の活用方法について
- 3 人間基礎教育について

## 11番 三好義治議員

- 1 鳥飼和道交差点安全対策の進捗状況について
- 2 阪急京都線連続立体交差事業の進捗状況について
- 3 公共交通機関の利便性の向上について

## 12番 福住礼子議員

- 1 公園の充実で賑わいの創出について
- 2 女性デジタル人材育成の取り組み方について
- 3 高齢者等の支援について
  - (1) 市内循環バス運行経路の見直しについて
  - (2) スマホ教室開催の拡充について

## 13番 嶋野浩一郎議員

- 1 PFOAへの対応について
- 2 行政と各種団体との関係性について
- 3 消費相談行政の現状について

## 14番 森西正議員

- 1 PFOA問題について
- 2 健都イノベーションパークについて
- 3 河川防災ステーションについて
- 4 鳥飼まちづくりグランドデザインの進め方について

## 15番 藤浦雅彦議員

- 1 SDGs 推進の取り組みについて
- 2 千里丘西地区の周辺の整備について
- 3 保育所待機児童ゼロの取り組みについて
- 4 地域福祉計画の充実とコミュニティソーシャルワーカーの適正配置について
- 5 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備について
- 6 今回の摂津市セッピープラチナプレミアム商品券の申し込み状況と進捗及び、政府の第2次物価高対策を受けて本市の取り組みについて

## 16番 弘豊議員

- 1 生活困窮者・生活保護利用者のくらしの実態と制度の運用について
- 2 ゼロカーボンシティの具体的な取り組みについて
- 3 待機児童解消の課題について
- 4 要保護児童・要支援児童の現状と対策について

常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件

《常任委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務建設 常任委員会	三好 義治	野口 博	安藤 薫 村上 英明 塚本 崇 三好 俊範 光好 博幸
文教上下水道 常任委員会	弘 豊	西谷 知美	福住 礼子 水谷 毅 出口こうじ 嶋野浩一朗
民生常任委員会	香川 良平	松本 暁彦	藤浦 雅彦 南野 直司 森西 正 増永 和起

《議会運営委員会》

委員会名	委員長	副委員長	委員
議会運営委員会	村上 英明	松本 暁彦	安藤 薫 西谷 知美 塚本 崇

特別委員会委員選任の件

委員会名	委員長	副委員長	委員
駅前等再開発 特別委員会	塚本 崇	南野 直司	野口 博 三好 義治 松本 暁彦

議会運営委員会の所管事項に関する調査表

(令和4年第3回定例会)

調 査 事 件	調 査 期 限
1. 議会の運営に関する事項について	委員の任期満了まで

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告 第 9 号	令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告の件	(9月5日)	報告)
認定 第 1 号	令和 3 年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件	9月5日	閉会中の継続審査
認定 第 2 号	令和 3 年度摂津市水道事業会計決算認定の件	9月5日	閉会中の継続審査
認定 第 3 号	令和 3 年度摂津市下水道事業会計決算認定の件	9月5日	閉会中の継続審査
認定 第 4 号	令和 3 年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9月5日	閉会中の継続審査
認定 第 5 号	令和 3 年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件	9月5日	閉会中の継続審査
認定 第 6 号	令和 3 年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件	9月5日	閉会中の継続審査
認定 第 7 号	令和 3 年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件	9月5日	閉会中の継続審査
認定 第 8 号	令和 3 年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件	9月5日	閉会中の継続審査
議案 第 38 号	令和 4 年度摂津市一般会計補正予算 (第 4 号)	9月5日	可決
議案 第 39 号	令和 4 年度摂津市一般会計補正予算 (第 5 号)	9月26日	可決
議案 第 40 号	令和 4 年度摂津市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	9月26日	可決
議案 第 41 号	令和 4 年度摂津市下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	9月26日	可決
議案 第 42 号	令和 4 年度摂津市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	9月26日	可決
議案 第 43 号	公平委員会委員の選任について同意を求める件	9月5日	同意
議案 第 44 号	摂津市千里丘駅西地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例制定の件	9月26日	可決
議案 第 45 号	摂津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9月26日	可決
議案 第 46 号	摂津市職員の退職手当に関する条例及び摂津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件	9月26日	可決
議案 第 47 号	訴えの提起の件	9月5日	可決
議案 第 48 号	令和 4 年度摂津市一般会計補正予算 (第 6 号)	9月26日	可決
議案 第 49 号	監査委員の選任について同意を求める件	9月27日	同意
議会議案 第 15 号	旧統一教会と政界との癒着疑惑の解明とその被害救済を求める意見書の件	9月26日	可決
議会議案 第 16 号	女性デジタル人材育成を推進するための支援を求める意見書の件	9月26日	可決
	議長辞職許可の件	9月27日	許可
議選 第 1 号	議長選挙の件	9月27日	決定
	副議長辞職許可の件	9月27日	許可
議選 第 2 号	副議長選挙の件	9月27日	決定
	常任委員会委員及び議会運営委員会委員選任の件	9月28日	選任

	特別委員会委員選任の件	9月28日	選任
議選 第3号	淀川右岸水防事務組合議会議員補欠選挙の件	9月28日	決定
	議会運営委員会の所管事項に関する調査の件	9月28日	閉会中の 継続調査